

平成25年第7回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成25年9月6日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成25年 9月 6日
2. 閉 会 平成25年 9月17日
3. 会 期 12日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 小 柴 敬	6番 猪 俣 常 三	11番 清 野 佐 一
2番 三 留 正 義	7番 鈴 木 満 子	12番 五十嵐 忠比古
3番 長谷川 義 雄	8番 多 賀 剛	13番 武 藤 道 廣
4番 渡 部 憲	9番 青 木 照 夫	14番 長谷沼 清 吉
5番 伊 藤 一 男	10番 荒 海 清 隆	

2. 不応招議員

な し

平成25年第7回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成25年9月6日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

平成25年9月9日（月）

- 日程第1 一般質問（猪俣常三 渡部憲 伊藤一男 小柴敬 長谷川義雄）

平成25年9月10日（火）

- 日程第1 一般質問（多賀剛 鈴木満子 青木照夫 荒海清隆 五十嵐忠比古）

平成25年9月11日（水）

- 日程第1 一般質問（清野佐一 長谷沼清吉）
- 日程第2 議案第1号 西会津町奥川みらい交流館条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町公告式条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例

平成25年9月12日（木）

- 日程第1 議案第5号 平成24年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 6 議案第10号 平成 2 4 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第11号 平成 2 4 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第12号 平成 2 4 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第13号 平成 2 4 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成 2 4 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成 2 4 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第16号 平成 2 4 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議案第17号 平成 2 4 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 2 5 年 9 月 1 3 日 (金)

- 日程第 1 議案第 5 号 平成 2 4 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 6 号 平成 2 4 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 7 号 平成 2 4 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 8 号 平成 2 4 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 9 号 平成 2 4 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第10号 平成 2 4 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第11号 平成 2 4 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第12号 平成 2 4 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第13号 平成 2 4 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成 2 4 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成 2 4 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第12 議案第16号 平成24年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議案第17号 平成24年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成25年9月17日(火)

- 日程第1 議案第12号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第13号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第14号 平成24年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第15号 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第16号 平成24年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第6 議案第17号 平成24年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第18号 平成25年度西会津町一般会計補正予算(第4次)
- 日程第8 議案第19号 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)
- 日程第9 議案第20号 平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)
- 日程第10 議案第21号 西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第22号 西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第23号 西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第24号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第25号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第15 陳情第2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情
- 日程第16 陳情第3号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致についての陳情
- 日程第17 陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情
- 日程第18 意見書案第1号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書
- 日程第19 意見書案第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書
- 日程第20 意見書案第3号 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第21 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第22 議員派遣について

- 日程第23 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第25 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第26 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

平成25年第7回西会津町議会定例会会議録

平成25年9月6日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第1号）

平成25年9月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議会活性化特別委員会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから、平成 25 年第 7 回西会津町議会定例会を開会します。
(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 25 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 3 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定による平成 24 年度西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の結果については、教育委員長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会会長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、6 番、猪俣常三君。8 番、多賀剛君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 12 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの12日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までで受理しました陳情は3件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、青木照夫君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、新井田大君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終ります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件、記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第8、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、事故に係るものであります。

それでは、報告第1号をご覧いただきたいと思います。

発生年月日は、平成25年4月24日であります。その内容であります、西会津町尾野本字樋ノ口原地内において、尾野本保育所児童送迎の際、児童を保育所入口で降車させるため、後退したところ、後方に駐車していた相手方車輛に接触したものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成25年8月20日、賠償額6万543円で和解したところであります。過失割合は、当方100パーセント、相手方0パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき委任専決処分事項の報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　この事故による専決処分するとき、私、いつも思うんですが、今回もそうですけれども、この100、0の案件で、発生日4月の24日で、和解にいたるまでの期間、約4カ月ほどかかっております。これ過失割合が双方にある、例えば9、1とか、8、2とかという場合であれば、双方の言い分があつてなかなか調定ができない、日数がかかる、期間がかかるというのはわかりますけれども、この100、0の案件で、なぜこの4カ月ほどの時間が要するのか、いつもこう思っているんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議員おただしのとおり、事故発生から速やかに示談をするのが当然のことですけれども、今回の案件につきましては、相手方の車の修理、それから当方の修理もございまして、その修理の期間が少しかかったということでございます。運行の関係でなかなかすぐに車の修理が出せなかったという状況がございましたので、その修理が終わりましたから、正式に示談をさせていただいたということで、8月20日の示談ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　そうすると、その相手方、いわゆる被害者側の車の修理に要する時間がかかったということでしょうか。100、0の案件であれば、例えば加害者側の修理うんぬんはあまり関係ないように思うんですが、今のご説明だと、いわゆる被害者側の車両の修理が日数がかかってしまったということでしょうか、その点を確認します。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　相手方の車につきましては、比較的早く直していただきました。これは保険屋さんの都合ということもございまして、私どもの運行しておりますマイクロバスでございましたけれども、そちらの修理が終わってからのということでありましたので、そういったことでこの日にちになったということでございます。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　そういうことであればわかります。実は昨日、たまたまうちの損害保険の東京海上の支社長がお茶飲みに来まして、100、0の物損事故、実際どのくらいかかるんだと、たまたまお話したものですから、普通100、0だったら1カ月なんかかからないよというような話をしたものですから、この辺お尋ねしたわけですが、いわゆるいろんな諸事情ありましょ

うけれども、役所、いろんなことで、これがいわゆるお役所仕事だと、日数が時間がかかるというようなことは言われがちなので、今後、速やかな対処を望むものであります。

以上です。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 後退したところ、バックしたところ接触したということですが、そうすると、このバスには運転手だけで添乗員がおられなかったのかどうか、それが 1 点と。

まだ解決にいたっていない、こういう町が関係する事故、何件くらいあるか、あればお知らせをしていただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 保育所の児童送迎でございますので、添乗員はありました。ただ、後退する際に誘導等はしていなかったということでございます。

それから、もう 1 点のご質問で、未処理案件でございますけれども、今のところ 1 件ございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 添乗員がおられてこういう事故ということですが、そこら辺は反省をして、今後対処して行ってほしいと思います。

では、今抱えている 1 件は、いつころ発生した事故ですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 後退の際の事故の発生につきましては、今後十分注意してまいりたいというふう考えております。

それから、未処理の案件でございますが、これは一昨年 10 月に発生した事故でございますけれども、なかなか相手方との交渉の中で、補償の内容についてご理解をいただけないということで、継続して交渉をさせていただいているということでございます。

○議長 これで報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時29分)

平成25年第7回西会津町議会定例会会議録

平成25年9月9日（月）

開 議 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第4号）

平成25年9月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 渡部 憲 | 3. 伊藤 一男 |
| 4. 小柴 敬 | 5. 長谷川義雄 | 6. 多賀 剛 |
| 7. 鈴木 満子 | 8. 青木 照夫 | 9. 荒海 清隆 |
| 10. 五十嵐忠比古 | 11. 清野 佐一 | 12. 長谷沼清吉 |

○議長 おはようございます。平成 25 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さまがた、おはようございます。6 番、猪俣常三です。

さて、今次の議会は、決算議会ともいわれまして、町政運営や町民の生活に関わる重要な課題について、9 月定例議会において一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、このたびの町長選挙にあたり、伊藤勝町政の 4 年間の実績が評価され、町政のかじ取りを担うこととなったわけであります。町民の期待に応えられるよう各種の施策を遂行していただきたいと思います。改めて、当選おめでとうでございます。2 期目の町政をスタートする伊藤町政は、基本的な施策をしっかりと推進し、まちづくりに邁進してほしいと期待しております。

一方国政においては、政権が交代になり、安倍政権となって、政府は日本経済再生に向けた緊急経済対策を実施し、これまでの縮小均衡の分配政策から、成長と富の創出へと転換させながら産業の成長力を強化し、さらに雇用と所得を拡大する力強い経済を目指すとしております。施策として大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略という 3 本の矢からなる経済戦略により、年明けから円安や株価の上昇など、輸出産業を中心とした企業の業績が上昇し、徐々に景気回復の兆しがみえてきたとはいえ、地方経済にはまだまだその政策の効果が届いていないように感じます。

このような中で、地方自治体は自主性や自立性を高め、自らの判断と責任で主体性のある行財政運営を行い、住民の協働による特色あるまちづくりを求められている感じであります。また、県内では、平成 23 年 3 月 11 日に起きた未曾有の東日本大震災に伴い、2 年 6 カ月が経過した現在、風評被害を払拭できず、落ち着きを取り戻す日はいつになるのか不透明であります。

その中で、伊藤町政において、懸命な努力をされていることから、平成 24 年度の決算にあたって、主要事業の成果や今後の課題など、また、継続事業における課題と進捗状況など、評価検証について伺いたいと思います。

中でも町総合計画に基づき、町民の視点に立って、地域経済の活性化、教育の振興と人材の育成、健康づくりと安全安心の推進を目標に位置付け、町政運営に取り組んでこられたことを踏まえまして、1 点目は心豊かな人を育むまちづくり。先般、子育ての施策、支援策の中で、私は乳児の関係で質問をさせていただくところ、平成 25 年からのことでございますので、省かせていただきたいと思います。

2 点目は、豊かな魅力あるまちづくり、交流人口の拡大など。

3 点目は、人と自然にやさしいまちづくり、デマンドバスなどに関しまして、大きな成果があったと思われる主な事業の自己評価についてお伺いいたします。

次に、伊藤町政が目指す地域経済の活性化、定住促進、安全安心なまちづくり、教育の振興と人材育成、子育ての環境づくり、福祉と医療、健康づくりの五つの柱を政治理念として取り組むことから、地域において有害鳥獣対策を万全な施策として取り組んでほしいと期待の声があり、最近、鳥獣の生態系に関して、サル、クマ、イノシシの数が増えているように思います。特に子ザルの数が増えているように見受けられます。今、住民が求めていることは、作物の収穫期にサルなどに荒らされてしまうことへの対策であることから、次の点をお伺いいたします。

今までの対策の中で、電気柵設置補助、猟友会の捕獲、サル接近警戒警報システムなどにつきましても、これらの中で、高齢化している地域住民では対応できなくなっていることから、サルを追ったりすることではなく、サル捕獲を専門に対応できるような人材の確保など、抜本的な改革の考えはないかお尋ねをいたします。

次に、平成27年4月開校を目指して進められている、西会津小学校の新校舎の内装材として、杉の提供の申出が多いと聞いております。大変よいことと思っております。ふるさとに根差した住民の思いが一番大切であると考えます。内装材に地元産の木材を使用することは、鉄筋づくりの箱ものであっても内装において、やさしく温もりのある木材の香りが漂う豊かな環境のもとで学ぶ生徒の心を和やかにすると思われまます。

そこで、現在、木材の確保はどのような状況になっているのか。また、今後どのように進められていくのかをお尋ねいたします。

以上をもって一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、私からは平成24年度決算についてのご質問にお答えをしたいと思います。

私は一貫して、町民の皆さんとの対話、地域経済の均衡あるまちづくり、みんなの声を聞く町政の3点を政治の基本に据えて、町政運営にあたってまいりました。町政懇談会や町民提案制度、審議会等委員の公募、各種座談会など、さまざまな機会を捉えて、町民の皆さんの率直なご意見をいただきながら、「みんなの声が響くまち にしあいづ」の実現に向けて取り組んできたところであります。

このような考え方を基本として、平成24年度の事業を執行してまいりました。西会津町総合計画で定めるまちづくりの三つの方針、こころ豊かな人を育むまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、人と自然にやさしいまちづくりのもと、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安全安心を重点目標として推進してまいったところであります。

はじめに、こころ豊かな人を育むまちづくりでは、乳児保育や一時保育などニーズに対応した保育事業を実施したほか、同時入所時第2子以降の保育料無料化、出産祝金事業などのこれまでの子育て支援に加えて、妊産婦及び18歳までの子どもへのインフルエンザワクチンの助成などの新たな支援事業にも取り組み、子育て支援の一層の充実を図ったところであります。また、西会津小学校校舎整備事業につきましても、用地取得と敷地造成工事を実施してきたところであります。大きく事業の進捗をみたところであります。

次に、豊かで魅力あるまちづくりにおいては、地域経済の活性化と原発事故に係る風評被害払拭のため必要な施策を強力に進めてきたところであります。

まず、農林業経営の改善と産地化・ブランド化を推進するために、引き続き耐雪型パイプハウスの導入を進めたほか、町内産農林産物を使った加工品開発を積極的に支援してまいりました。また、野沢まちなかの再生を目指し、都市再生整備計画事業の計画づくりを進めたほか、野沢駅通りの街路灯整備工事を実施するとともに、商工会、商業者に対する町内企業支援補助金や商工会への助成を通じ、商工業の活性化を支援してまいりました。さらに、活力ある地域づくり支援事業により、地域資源を活かした地域活性化に取り組む団体等への支援を進めたほか、グリーンツーリズム等の活動を通して交流人口の拡大にも努めてきたところでもあります。

そのほか、ケーブルテレビ高度化事業が完成し、町内全域の光ケーブル敷設が完了したほか、弥生・弥平四郎地区における携帯電話の通話エリアの拡大が図られたところでもあります。

次に、人と自然にやさしいまちづくりにおいては、町民の健康づくりと安全安心なまちづくりのため、各種事業の着実な推進を図ったところでもあります。

まず、町民の健康づくりでは、健康がいちばん！をキャッチフレーズに、食と運動と健(検)診を柱にした健康増進の取り組みを積極的に進めたほか、診療所医師4名体制を実現して、医療の充実を図りました。また、交通体系や道路網の整備では、デマンドバスの運行を開始したほか、西会津町縦貫道路をはじめとした道路網整備の着実な推進を図ってきたところでもあります。さらには、上下水道整備や防災行政無線の操作卓の更新などにより、快適環境と安全安心なまちづくりの推進を図ったところでもあります。

このように、平成24年度事業につきましても町民参加・協働により進めてきたところであり、計画した事業がほぼ計画どおりに執行されたところでありまして、住民福祉の向上が図られたものと認識しております。

今後とも町民の皆さんの意見を十分聞きながら、総合計画の目指す将来像実現のために、事業の評価検証を進めて、それを実施計画や今後の予算編成に適切に反映し、より効果的な事業執行に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

町内では、サル、クマ、イノシシによる農作物被害が発生しており、被害防止のため、町では、西会津町鳥獣被害対策実施隊による捕獲を目的としたパトロールや、電気柵設置経費の補助、追払いのための、サル接近警戒装置の設置などさまざまな対策を実施し、被害軽減に努めています。

また、今年度は新たな取り組みとして、サルの生息数調査に取り組んでいます。これは、専門の業者に業務を委託し、週2回サルの行動域の調査を行いながら、群ごとの個体数を把握するもので、調査結果は今後の被害対策に役立てたいと考えています。

ご質問の、サルの捕獲を専門に対応できるような人材の確保については、現在、町の捕獲隊員は22名で、町内全域を対象に捕獲活動を実施しています。また、新たな隊員を確保するために、町独自に狩猟免許を取得する際の一部経費の補助を実施しており、昨年度は2名が

免許を取得し、今年度についても2名が取得予定であります。

このように町では、有害鳥獣の捕獲体制の強化を進めていますが、町の被害区域は広範囲でサルの出没に対して瞬時の対応は難しく、地元の皆さんによる継続した追払い活動が、高い効果を上げています。今後、さらにサルによる農作物の被害防止のため、捕獲体制の見直しを含めて検討してまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 6番、猪俣常三議員の西会津小学校の地元産杉材の活用に関する質問にお答えいたします。

新しく整備します西会津小学校校舎につきましては、校舎整備の基本方針の一つとして掲げた、木のぬくもりを重視した、温かみのある施設に添って実施設計を進めたところであり、施設全体にわたり、木材をふんだんに使用する設計としたところでございます。

町では、この内、内装材については、できるだけ地元産材を活用しようと計画したところであり、西会津小学校校舎地元産材活用プロジェクトとして作業を進めております。本プロジェクトは、一つとして、木材をふんだんに使用した小学校整備の実現。二つ目としましては、小学校整備や学校・教育への関心を高める。三つ目としましては、地元産材の活用推進と西会津産杉材のPR等を目的に実施したもので、地元産材は地域の皆さんに無償で提供していただき、伐採・集材・製材・乾燥加工は森林組合に委託し、製品化された材料を建築業者に提供しようとするもので、それらの費用については、県の、森林環境交付金が活用できるよう、事業申請をしてきたところであります。

その結果、4月30日付事業採択の内示があり、502万5千円の交付金配分が決定したことから、6月上旬から寄附の受付を開始し、8月中旬まで、森林組合との現地調査を終了したところであります。木材の伐採作業は、まもなく開始する予定で、年内に事業を終了して行きたいと考えております。

今次の事業において、寄附の申し出をいただきました杉材の本数は230本、申出者数は50人でありました。森林組合との現地調査の結果により、寄附をお受けすることとなったのは、約100本、12人程度となったところであります。本数が大幅に減少となった要因は、申し出された材料が、住宅周辺に植栽されたものが多く、伐採や搬出作業が容易でないものが多くあったこと、また過去に雷被害を受けた形跡や、とび腐れ被害が発生しており、内装材、主に板材として活用しようというふうに考えておりますが、内装材には活用できない木材が多数あったことなどによるものでございまして、調査結果につきましては、申請者一人ひとりに文書にて丁寧に説明をさせていただいたところであります。

町が地元産材の確保を予定している木材量は、約40立方メートルであり、寄附いただいた木材でどれだけの数量を確保できるかは現在調査中でございますが、森林組合の協力をいただきながら予定数量を確保していくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それぞれの町長はじめ課長のほうからご説明をいただきました。何点か確認をしてみたいと思いますので、私のほうからご協力をお願いを申し上げたいと思います。

まず、豊かな人を育むまちづくりという点でございまして、いろいろあります。子育ての要因もあります。学校教育関係の部分、分野もあります。その中で、1点、子育て支援をや

ってこられまして、町民の皆さんの中で、本当にこれはよかったなというようなことが実際聞かれたかどうかをお尋ねをしてみたいと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、一番やはり子育て支援の中で、他の町村との比較において西会津町がいいなと、こう評価を受けたのが、いわゆる当時入所時第2子以降の保育料無料化ということが一つと、それから、出産祝金の事業とか、さらには妊産婦及び18歳までの子どものインフルエンザワクチンの助成、こういったことは多くの保護者の皆さんとか、そういった方々からも含めて、西会津町のいい点というものが聞こえてきました。そんなことで、これからも25年度においても、引き続きその事業を継続するとともに、今年から行った乳幼児の家庭における、0歳から2歳までの、じいちゃんばあちゃんがみていただいている、そういった家庭に月1万円を、この子育て支援金として差し上げようと、こういうような補助事業を取り入れたということで、非常に地域の方々からの効果というものが寄せられております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も歩いてみまして、今、町長がご答弁されておられますように、非常に子どもさんをもった若いお母さん、そういう面で、大変西会津は、すごく温かみのある行政で守っていただいているんですねというようなお話を聞いてはおります。まさにそのとおりだと思っております。そういう声をまずいい方向付けでいただきながら、さらにこの町の、そういう子どもさんのことを、将来のことを考えた施策に邁進していただきたいと、こんなふうに考えております。

2番目といたしましての、豊かな魅力づくりのまちづくりに移らせていただきますけれども、これは特に観光や、あるいは交流人口の拡大ということも踏まえまして、お尋ねをしてみたいと思いますが、現在、商工関係で窓口として一生懸命やっておられる交流都市もありますでしょうし。また、教育関係のほうで、窓口となってやっておられる交流の取り組みなどがあるかとは思いますが。その際に、鶴見区の、あるいは世田谷区もそうでしたか、窓口が商工観光のほうで窓口だとすれば、そういったところの交流人口が非常に西会津のほうへ向いているという話も聞いてはおりますので、さらに進歩させていってもらいたいということでもあります。そこら辺、相手の都市部の財政力をお借りして、町に交流館などを設けていただけるような、今後の働きかけはあるのかなのか、あるとすれば大変ありがたいことではあるとは思いますが、西会津町として、それだけの土地の提供などが見込まれるかどうか、そういったところも踏まえて、さらに交流人口の促進を図っていただけることができるのであれば、地域経済の活性化にもつながってくるのではなかろうかと、こんなふうに考えておりますが、そのお考えをお尋ねをしてみたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 豊かで実りあるまちづくり、こういった大きなタイトルの中において、やっぱり西会津町独自として、この豊かな自然を活かしたまちづくりと、もう一つはこの自然の中、あるいは西会津町の特産物として、ここから生産されたものが、やっぱり都市部にあって、そしてそれが評価をされて西会津町の特産化につながると、こういう取り組みというのがいろいろあるというふうに思います。どちらも今、西会津町として、双方、相互にこの取り組み

を行っているところでありまして、議員おただしの24年度の中においては、いろいろ決算の中においても、この具体的な事業名が出てくるかと思えます。当然、これまで鶴見区や、あるいは世田谷区の区民まつりとか、鶴見区のリバーフェスティバルとか、いろいろ取り組みの中で、積極的に、特に風評被害等々もありましたので、町としてできる限り取り組みをさせていただいたところであります。

もう一方、やはり西会津町にいかに来ていただけるか、こういうこともおして、これまでいろんな取り組みをして、交流のあったいわき市とか、さらには沖縄の大宜味村とか、子ども交流事業もずっと継続して取り組んでおります。そして、あの震災以降、やはり相互の交流もあの辺で途絶えてしまうということが、非常に懸念していたわけですが、しかし、この被災地であるいわき市の豊間小学校の皆さんについては、夏の交流においても西会津にぜひ来ていただきたいというような取り組みを、これは積極的に取り組んでまいったところでありますし、また今回、今年度の事業になってくるわけでありまして、つい最近では、鶴見区のほうから子どもたちも体験交流ということで、サマーキャンプに訪れているわけでありまして。そうしたことで、西会津町のよさというものをPRするとともに、多くの方々が来ていただけるような、そんな対応をとっていききたいというふうに思っています。

今、その拠点となっているのが、ロータスインとか、そういったところで、いろいろ宿泊をしていただいているわけでありまして、コテージなども大いに活用させていただいておりますが、これから運動施設とか、キャンプ場、こういったものをもっともって拡大をして、あるいは利用を多くしていきたいものだなと、こんなふうに思っています。

そしてまた、非常に西会津町で連携がいいというのは、グリーンツーリズムがまた中に入って、そして相互の交流連携の、いわゆるブリッジとなって、いろいろ取り組みを進めていただいております。ですから、農家への、いわゆる体験交流とか、さらには奥川地域などに行って川遊びをするとか、こういう地域資源というものを大いに活用されているんだなということで、非常にいい傾向にあるのではないのかなというふうに思っているところでありまして、そうした取り組みを、ただ町だけではなくて、地域の方々と一緒に今後も取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 細かい施策等をお聞かせいただきましたが、その都市の財政をいかに投資していただいて、西会津の町にその財政をいただきながら、そこを地域活性化の、経済の活性化の基盤になり得るのかなと、そういったところの考えのところがちょっとお尋ねしたいということでありまして、お尋ねしたわけですが、もう一度そこら辺のお考えを。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 つい最近、消費者庁の補助金をいただいて、そして町として今、鶴見区にアンテナショップ、これを近々開設をするという運びに今なっておりますので、そういったことも、これはただ西会津町の予算を使うのではなくて、やっぱり国の予算なり、あるいは横浜市が財政的な支援もしていただいたということもありまして、この立ち上げについて、いよいよ都市部のほうにも、地方のそうしたいろんな製品が取り扱えるような、アンテナショップというものも、これはできてきたということでありまして、今後、大いにこれらを活用しながら、もっともって都市部に発信をしていきたいなというふうに思っているところであります。

す。

○議長 相手の予算で、交流館をこの町につくったらという計画はないのかということ。

町長、伊藤勝君。

○町長 議員の質問のうち、交流館、こういう内容はどうかという提案型の話でありますけれども、今、即答できる内容かどうかわかりませんが、いずれ、今だんだん交流人口が多くなってきますと、やっぱりただ宿泊するというのではなくて、西会津町の歴史とか、あるいは文化とか、こういうことを同時に見ていただけるような、そういう観覧のできる施設というものも私は必要になってくるのではないのかなというふうに思っています。

ただ、それがいつごろ、どういう形でつくるかというのは別にしましても、やっぱり西会津町の資料館もありませんので、そういう交流したときのいろんな交流館、そしてお互いにそこで交流をしあう、あるいは宿泊ができる、そういった設備的なことも、今後、将来的にも大事な取り組みの一つだなというふうに思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その取り組み方が前向きに考えていただければということでありましたから、相手のほうの財政をいかに西会津のほうにつき込んでいただけるかなということの考え方でお尋ねしているわけで、あえて鶴見区の皆さんが西会津に来て、鶴見区の建物が、こんな立派なところにこういうものがあって、ああここに活着ているんだなというようなことの中で、わが町のいい部分をまた認識していただいて、また交流を深めていただく、そういった狙いがあるものとして、私なりにお尋ねをしたということであります。

そういう部分で、今回、9月の8日には、オリンピックの開催が東京に決まったと、この7年後のことでありまして、非常に今後3兆円なりのうんぬんが、都市部に相当、地域の活性化のために、日本の活性化のためになり得るお話も聞いてはおります。非常に日本の国が喜んでおられる。そういったところで西会津町も何かそこに潤いがいただけないものかどうかというようなことを踏まえたところで、この交流人口の交流が、非常に伊藤町政の中でやっておられること、そこにもう一步踏み込んでみて、そういった施策は考えられないものなのかどうかということをお尋ねしたわけでありまして。そういったところでございますので、あえてお答えは別によろしいと思いますが、切にその線にそってお考えを実現していただけたらというふうに、要望にさせておきたいというふうに考えております。

次に3点目のほうの、人と自然のやさしいまちづくりの中のデマンドバスということで、所信表明の中でも、議案説明の中でも町長がおっしゃっておられましたように、この件につきましては、いろいろと地域の皆さんの、町民の皆さんの声を聞いて、そして対応してまいりたいというお話もされておられました。その中で、あえて2点程度お尋ねをしてみたいと思いますが、定時の場所について、どうしても通していただけないだろうかというようなことがあった点と、それから、私もいろいろと町民の皆さんにお尋ねをする際に、デマンドバスが止まってくれただけの際に、停留所のないところには止まることはできないということも含めまして、たまたま登世島の常勝寺というところのお寺の前あたりに停留所を設置していただけないだろうかというようなお話も承ってはございました。

それとあと、24年の際に、いろいろとお話をしたところ、西林のところの集落内のところに停留所がいただけないだろうかという質問をした際、その後、どういうふうになっている

のかということもお尋ねをしておきたいと思いますので、この3点ほどお答えをしていただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずデマンドバス、これは24年の4月から新しく公共交通体系を変えて運行されてまいりまして、1年と5カ月あまりになりまして、いろいろこの利用していただいた方々から、今回の選挙戦も通じてでありますけれども、いろんなご意見もいただきました。一つは、今まで定時で走っていたところの住民の方々については、今までとまったく違う対応を取っておりますので、非常に煩わしいとか、電話をかけるのが難しいとか、そういった意見もたくさん出てまいりました。

一方では、まったくバスが通っていないところについては非常にありがたいという話も出ているわけでありまして。ですから、どんなところでも、バスの行ける時間帯さえ、いわゆる設定をしていただければ、どんなところでもバスが迎えに来てくれると、今までとまったく違う方法で非常に利用しやすいという話も出ているわけでありまして。

双方いろんな意見がございます。循環型については、野沢尾野本地域で一度ぐるっとなっておりまして、そういった方々との関係とか、また、徳沢から上野尻とか下野尻とか、こういった今まで通っていたところがデマンドバスということになってくると、非常に煩わしいという声が相当聞こえてきております。

ですから、そういった方々に対しても、今後どのような形が一番いいのか、あるいは有効なのか、あるいは今のデマンドバスで一番問題になるのはいったいどこなのかということも含めながら、再度、町民の皆さんにデマンドバスの導入されたいきさつ、経過、こういったこともしっかり認識していただくということも踏まえながら、町としても意見聴取というものはしていく必要があるだろうというふうに思っております。

ですから、1年5カ月あまりの中で、朝令暮改のように、ころころ変えるというようなこともなかなか、これ財政上非常に難しい面もあるわけでありまして。どういった部分というものをしっかりやらなければならないのか、それから、今の制度政策そのものについても、しっかりこれは検証していくということも必要でありますので、そういった皆さんの意見というものは、これから広く聞くということは、町としても当然やっていく必要があるだろうというふうには思っているところであります。

それから、停留所の関係でありますけれども、これは、要望があれば、どこにどういう停留所が要望にあるということであれば、私はそれは、この要望どおり設置しても何ら問題はないのではないかなというふうには思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 前向きな考え方で、このデマンドバスというのは非常に町民の足ともいえるものでありましょから、いろいろと不満というものはあるかとは思いますが。しかし人口密度からしてみれば、1平方キロメートル当たりの人口をある程度の考え方でいくとすると、こういうわが町は290キロ平方メートルの、この広い中で、1キロ当たりの割合で見ますと、もう20人から25人の住んでおられる人たちがうかがわれるわけですね。ところが、都会でいくと同じ1キロ平方メートルの中であると、200も250人も、300人にもなるということになりますと、おのずと政策の違いが出てくるのかなと、また問題点も出てくるのかなという

ふうには思います。しかしながら、いいところもあるわけでありますから、できるだけ、この不満という声を解消できるような努力をさらにしていただきたいと、こんなふうを考えておりますので、もう一度その決意などについてお尋ねをしていきたいと思うんですが、その点についてお願いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はデマンドバスを取り入れたというのは、やっぱり議会の中においても十分議論をさせていただきましたし、そして地域の皆さんにも1年にわたって、この制度の内容というものを認識をしていただくために、各種それぞれの地域において座談会を進めさせていただいわけです。そうして取り組んできたということであります。ですから、その中でいろいろな意見が出てくるというのは私は当然だというふうに思っておりますし、また、まったくそれが改善、改革も何もしないというようなことであってはならないというふうに思います。

これからも質問の中において、議員の皆さんから、いろいろとデマンドバスに関する質問が出されておりますので、担当課のほうから、具体的にこれまでどういう改善をしてきたのかというものは詳しく説明させていただくとともに、また基本的なことは私のほうからお話しさせていただくということではしていきたいというふうには思っています。

総じていうことであれば、やっぱり西会津町が協働でこれからのまちづくりを進めていくという段階においては、やっぱりやろうと思った一つの施策について、やっぱりみんなが満足して、そしてその中で絶対だということは私はありえないというふうには思っているんですね。やっぱりどこかで改善をしたならば、かならずどこかに歪がきたりするわけでありますので、そういったところについては、町民のみなさんも一つは努力をしていただくということも当然必要なことでもありますし、また、町のほうでもこれからのまちづくりのために行財政改革ということもありますので、そうした利便性も考慮しながら町の政策について町民の皆さんに理解をしていただくというその施策も必要であります。そういう相互の関係の中で、これから西会津町というものは将来的に行っていかなければならないところではないかなというふうに思いますので、その理解度をやっぱり共有していこうということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 デマンドバスについては、ほかの同僚議員のほうからのご質問もあろうかと思っておりますので、私からの質問につきましては、この辺に控えさせていただきます。

次、時間の関係もございますので、移りますが、まず有害鳥獣対策についてお尋ねをさせていただきます。先ほど、詳細の説明をいただきまして、一言突っ込んだ話をさせていただくわけですが、どうしてもこの中身を見ますと、人が少ないということにもなりましようが、さらに何らかの打開策を取れる道はないのかなということも、再度お聞きしたいと思いますので、今、住民が一番困っているのは、まず大きく申し上げると、つくりたいものもつけれない、ところが、つくって収穫期になると、有害な動物たちが出てくる。それがとても、この年寄りで追えといわれても、なかなか難しいと、だから、三つほど対策、あるいは補助関係もあったもの以外に方法はないのかということが、住民の偽らざる訴え方なんです。そういうふう考えたときに、これが一番先に持ってきてもらえないかと、一番の重要な施策ではないのかというくらいの住民の声でありますから、再度このサル捕獲をするにあつ

って、専門に対応できるような人材、猟友会の組織をどういう形で動かそうとする内容も含めて、この対策の講じ方をもう少し一歩踏み込んでいただけることはできないかということなので、その可能な限りをもう一度再質問で伺いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

抜本的な考えはないかということですが、捕獲体制を強化するだけでその被害はなくなるものではないので、やっぱりいろんなことを組み合わせるやっていかなければならぬんじゃないかというふうに考えています。そのためには、まず被害の出ている地域にどうしてサルが出没するのかという、集落環境点検を各集落でやっていますので、そのためにサルが出ない環境づくりも必要だし、つくったものを守るために電気柵も必要だし、当然、捕獲も必要になりますので、捕獲体制については、今、猟友会の人毎週日曜日、2名で捕獲パトロールを行っていただいています。その前に、町は緊急雇用で週3回、町内で7頭のサルに発信機を付けていますので、その調査と追い払いをやっていますので、その辺を組み合わせながら、今年度は新たに生息数調査を行ってしていますので、それによってその群がどのくらいの数で、どういうふうに動きをしているのかというような情報をきちんとつかみたいと思います。

それによって、そのサルの群の動きを知ることで、予想される行動域の対策を具体的に立てることが可能となってきますので、その辺を今年は徹底してやって、来年度以降はその群ごとの具体的な対策を取っていききたいと思います。

合わせて、その専門の捕獲ということですが、他町村で、例えばモンキードックハンドラーということで、追い払い犬と猟友会がセットになって地域を守るという取り組みもあります。ただそれは、地域の狭い範囲での活動になりますので、西会津のように全町的に700頭のサルがいるというところでは、それをどんなふうに活用していったらいいのかというのは、十分実施するまでに検討期間が必要だと思いますので、今年度の調査結果をもとに、来年度以降、さらに対策を強化していきたくて考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その対策の中で、これが一番いいのかどうかちょっとわかりませんが、実際は捕獲をしてくださる人も日常のお仕事を持っておられるんであろうとは思いますが、例えば捕獲員というような立場の名前で、仮称ですね、仮称そのような名前だとしましても、例えば猟友会の会であったにしても、そこら辺については、おそらく人件費なり、あるいは総体的な組織への運営費なり、そういう部分の額が若干少ない部分もないのかなというふうにも思いますので、そういった金額面での支援対策などは、町の考えはないのかなと、こんなふうにも考えてはいるんですけども、そこら辺のところ、そういう専門員があるとなれば、それなりに活動をさせるという方法で、いい方向付けができるとすれば、そのようなことも考えてはいただけないだろうかということの部分、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたしますが、町ではすでに猟友会の皆さんを、町の捕獲隊員ということで委嘱をしまして、年報酬、それから年間の活動に対しては60万の支援を行

っています。それで、1頭ごとの捕獲に対しては、サルについては5千円、クマについては1万円、また、通常、日曜日に行われていますパトロールについては、1日1万の報奨金ということで、他の市町村と比べると、大変手厚い支援をしているということで考えています。西会津の取り組みを喜多方市なり、北塩原も参考にして、同じような体制で取り組みたいということで、今、広域連携で対策を取っています。今後は今の体制で猟友会、自治体の皆さんとは十分話し合いをした上での支援で行っているわけですが、今後そういう声があれば、検討する余地はあるのかなと思います。現在、今の体制で十分な行動といえますか、活動していただいておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 時間も押し迫ってまいりましたので、そこら辺のところの取り組み方を検証していただいて、またいい方向付けで、サル、あるいはクマ、イノシシ、それで困っている住民のことをまず考えていただければと、こんなふうに要望だけしておきたいと思っております。

最後になりますが、まず新しい学校に、新しい温もりで、環境で学ばせてあげたいと、その生徒の心をいかにふんだんな材料をもって、香り豊かなところでの環境で学ばせることができるとする。これはすごくよろしいと、私はそう考えております。その際に、縷々ご説明をいただきましたが、実際、材料を確保する目途というのは、本当にこの学校の量分からは見通しができるのかなということだけ伺っておきたいと思うんですが。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 材料確保の見通しというようなことでございます。先ほど申し上げましたように、40立方というような、製品で40立方くらい材料を確保したいということでございます。今、ご寄附いただけるという本数がほしい100本くらいということであります。100本でどれだけ材料にしたときに出てくるのかということになるわけですが、まだちょっと未確定な部分がありますが、森林組合さんにおかれましても、できるだけ協力したいというふうなことをおっしゃってくださっていますので、予定数量については確保できるというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の皆さんも、この新しい校舎に対しての、できる暁を期待して待っているということもございますので、そういったところも含めまして、素晴らしい内装材を使った学校を完成させていただきたいと、こんなことをお願いして私の質問を終わりたいと思いません。長時間にわたりまして、いろいろ詳細な説明、ありがとうございました。

以上、終わります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。4番の渡部憲でございます。これから通告順に従いまして質問をさせていただきます。

その前に、先般行われました西会津町長選及び議会議員補欠選挙、これは新しい町長と議員が決まりました。町を二分するような選挙ではございましたが、町民の正しい審判が決まりまして、新しい町長と議員が決まったわけでございます。しかし、批判票も多々ありました。これを謙虚に町長も受け止めながら、おごることなく、これからの伊藤町政の執行に役立ててほしいと思っております。そして、小異を捨てて大同につく例えもあり、町執行部、議会議員、

町民の皆さまと一緒に、新しいまちづくりをする。活性化するまち、そして老人にやさしいまち、安心して暮らせるまち、そして町長が目指すみんなの声が響くまち、協働のまちづくりを目指してがんばるべきだと思います。そしてわれわれ議員も協力を惜しみません。それが私は町民の負託に応えることだと思うのであります。

私は、南会津町の町長さん、目黒吉久さんが言われたことが頭に残りました。経済の競争原理の中で、われわれのような、西会津も入ります。只見町のような地域は生き残っていくには限界があるんだ。しかし、地域は自然の原理や伝統文化に則した発展をこれから考えていかねばならない、そういうお話がございました。私はすばらしいことだと思います。町長、これについてどう思われますか。

それでは、余談は終わりました、一般質問に入ります。

私のまず質問は、協働のまちづくりについてでございます。私が住む原町第2地区、4、5、6町内は、古くから役所、医院、神社、仏閣、学校等の施設があり、先人の輝かしい歴史と営みがありました。その街並みも時の流れとともに大きく変わろうとしております。平成27年度には西会津小学校が移転され、役場庁舎の今後の移転や民間による介護施設の着工及び、いろんな建物の移り変わりがございます。そして当地区への、つまり原町第2地区、4、5、6町内の住民に対する説明、そして住民との協働のまちづくりとは、当局の考え方を問います。

そしてもう一つ、その後の役場周辺、土地周辺の構想はどうするのか。

二つ目、役場、学校、周辺の道路も含めたインフラ整備はどうするのか。

3番目、原町地区住民4、5、6町内の有識者への説明はあるのか。

そういうことでございます。

また、次は、空き地、空き家対策についてであります。わが町西会津町も、空き地、空き家対策についての管理体制が必要だと思われませんが、今後どのようにするのか、また条例をつくるべきだと私は思いますが、どうでしょうか。また、空き家の数もわかりましたら教えてほしいと思います。

また、今後の介護保険サービスについてでございます。介護保険で行う事業については、国は今後、介護保険で行う要支援1、2の介護認定者についてのサービスを、今後は地方自治体に任せるんだという方針が打ち出されました。まだ決まったわけではございませんが、今後そのようになるということでございます。ただ、財政が裕福な自治体はできますが、わが町のような自治体は財政負担が大きく、サービスの低下や保険料の上昇につながらないのか、これをお答えいただきます。

以上、これが私の質問でございます。明瞭明快なる答弁をお願いいたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　4番、渡部憲議員のご質問のうち、私からは協働のまちづくりに関しての質問にお答えをしたいと思います。冒頭、議員から町長に対する姿勢についてご意見がありましたが、十分参考にさせていただきたいと思います。

さて、私は、野沢町内の活性化を図り、誘客の拡大を図っていくためには、文化や景観を活かしたまちづくりの推進が必要だと判断しているところでありまして、町長就任後直ちに、野沢まちなか再生プロジェクトを組織し、野沢地区の商店主の皆さん、地域住民の皆さん、

地域の若者等の参加のもとに活発な話し合いを重ねて、町内におけるまちなか再生を図るための提案をいただけてまいりたいと思います。

野沢地区都市再生整備計画事業、こうした中において、この意見を具体化するために、事業申請したものでございまして、本年度から4カ年をかけて事業を推進することとしております。本事業については、野沢駅通り公園や原町ポケットパークの整備、町道上原中央線の整備、ふるさと自慢館の増設等の事業がありまして、本事業の推進にあたっては、野沢まちなか活性化委員会を組織して進めていくこととしております。

おただしの現在の役場と周辺の土地利用計画であります。本用地は役場や駅から近いという利便性の高い場所であることから、町といたしましては、公共施設用地に有効に活用して行きたいと考えておりまして、町民の皆さんのご意見等をお聞きしながら決定をして行きたいと思っております。

次に、役場、学校周辺を含めた道路等の整備についてであります。現在の町役場から西会津小学校にいたる間の町道小学校線は、幅員が狭く乗用車のすれ違いもできない状況にありますので、役場移転をはじめ、総合的な中心部の整備を見据えて、拡幅計画を立てているところであります。26年度からの事業着手に向けて、社会資本整備総合交付金の概算要望などの作業を現在進めているところであります。

野沢地区にあたっては、商店街の衰退、空き家・空き地の増加、人口の減少と高齢化、冬期間の雪処理など、多くの課題を抱えているところであります。それらの課題の解決を図るとともに、越後街道野沢宿を活用した、活力ある地域をつくっていくため各種事業を展開していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他の質問等については、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 4番、渡部憲議員のご質問のうち、空き地・空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

空き家などの老朽化した危険家屋につきましては、防災、防犯、景観などの観点や、周辺住民に倒壊の不安を与えるなど、本町にとどまらず、全国的な課題となっております。空き家などの管理につきましては、原則として所有者や管理者が行うべきものであります。本町においても、近年、解体費用や相続の問題などにより、老朽化した空き家などを放置するケースが年々増加傾向にあります。なお、町内の空き家の数であります。町の調査によりますと、住宅で空き家となっているものは約200棟であります。

このことから、町では町内の空き家の利活用と、定住促進や交流人口の拡大を図ることを目的に、空き家バンク事業をスタートしたところであります。この事業は、空き家所有者からの申出により、賃貸や売買物件情報を町がホームページなどで公開し、空き家の利用希望者に対して紹介する制度であります。8月28日には公益社団法人福島県宅地建物取引業協会喜多方支部と町が仲介にかかる協定を締結したところであり、不動産の専門家が関わることで、所有者、希望者双方に安心と安全を与え、空き家の利活用に係る取り組みが一層推進されるものと考えております。

一方、空き家の危険家屋につきましては、所有者や管理者に対し、状況等を説明しながら、適切な管理をしていただくようお願いをしているところであります。なお、今年度に入り二

つの自治区より危険家屋に対する相談がありましたが、所有者との協議により1棟は解体が完了し、もう1棟につきましては、現在、所有者と解体に向けた協議を行っているところであります。

議員おただしの条例の制定につきましては、空き家の適切な管理や活用をより促進するため、所有者などに対する勧告や命令、公表や行政代執行などのほか、解体に対する補助制度などを含めた内容について、現在、検討しているところでありますが、より実効性のある条例とするため、今後、先進地などを調査しながら、早期制定に向けた作業を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 4番、渡部憲議員のご質問のうち町の今後の介護保険サービスについてのご質問にお答えいたします。

まずはじめに、本町における平成25年4月1日現在の要支援1の認定者は37人、要支援2は45人おります。その方々に係る介護給付費は年間で1,900万円となっております。

厚生労働省では、介護保険法改正案において、この要支援者に対する予防給付費を介護給付から、市町村事業である地域支援事業に移行する内容で検討しているとの報道がありました。しかし、現段階で厚生労働省からは、明確な情報は町に入っておりません。今後、社会保障審議会などで話し合わせ、具体的な施策については平成27年度からはじまる第6期介護保険事業計画に反映できるよう決まっていくものと考えられます。介護保険料につきましても、その内容によって変わってきますのでご理解いただきたいと思っております。

高齢化率が40パーセントを超えた本町にとって、介護保険事業は、益々需要が増大していくことが予想されることから、介護状態にしない取り組みは大変重要なものと考えております。そのため、機能回復訓練や貯筋運動教室、老人憩の家でのミニデイサービス、8月21日からは奥川地区で奥川ミニデイサービス事業、奥川元気クラブを開始するなど、介護予防事業に力を入れてまいりました。今後、国の制度がどう変わるか不透明ではありますが、もし仮に要支援の方が町の地域支援事業の対象者となっても、対応できる体制づくりを進めてまいりますのでご理解願いたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいま答弁いただきました。役場周辺土地事業のことではありますが、ただいまもとの事業所の跡地ですね、今、啓和会がやっておられる介護サービス事業ですか、有料老人ホーム、あれは異常なく期間内にできるんでございましょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えします。

啓和会が進めておりますグループホーム、それから地域密着型事業の施設についてであります。これにつきましては、平成26年の4月1日を目標に建設を進めてまいりましたが、土地交渉等の課題が出まして、若干工期が遅れております。来年、平成26年度の9月完成に向け、今、事業を進めているということですので、ご理解願いたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この役場周辺土地及び第2地区4、5、6町内に対しての、地区の住民に対する説明というのは考えておられるのでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町長の答弁の中でも申し上げましたが、まだ役場が小学校に移るといことまでは、町として方針を出したところでございますが、この役場の跡地、この周辺を含めまして、利用計画というのは定まっておられません。先ほども申し上げました今年からはじまります都市再生整備事業の中で、地元の皆さんに参加していただきまして、委員会を立ち上げまして、そこには区長さんであったり、地元商店街の代表の皆さんであったり、それから老人クラブの代表の皆さんであったり、あと、各年齢、各層の代表の方にご参加をさせていただいて、いろいろ今後の野沢地区のまちづくりについて意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。その中で、役場が移ったそのあと、役場が空いた、そういったものをどんなふうに活用して、元気のある野沢、町の中心部をつくっていくかというような意見を伺っていききたいというふうに考えております。

個々の事業が決まりまして、地域の皆さんに説明する必要があるというふうに判断した場合におきましては、地区説明会も開催していききたいというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 それでは、空き家・空き地対策についてお伺いします。空き家の数は今どのくらいあるか掌握しておりますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町の調査によりますと、住宅で空き家となっている家屋につきましては約200棟でございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 わかりました。そうすると、ただ空き家について、われわれの住んでいる原町6町内にも一つあるんですね。課長わかっていると思うんですけども、あの地権者、持ち主とお話はついておりますか、どういうふうにするのか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ただいまのご質問でございますけれども、その空き家が危険な状態にある空き家なんでしょうか。今にも崩れそうな。6町内。

基本を申し上げます。町としましては、先ほども答弁でお答えしましたけれども、人に危害を及ぼす、あと隣の家屋に危害を及ぼす恐れのある空き家につきましては、きちんと所有者の方に管理をしていただくようにお話をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 今、ほかの議員からもあそこは空き家ではないぞという話がありました。確かに住んでおられるんじゃないかとも私思います。しかし、役場さんもしっかりは掌握してないと思うんですよ。だから、これは役場としてどう対処するかは金銭面もあります。いろんな住むところも、いろんなこともございます。ですから役場としてどういうふうに対処するのか、今年の冬で崩れてなんか被害が起きる前に、役場としてその方と。そのときになって壊れたらどうするんだじゃなくて、今のうちから手を打っておかないのかということなんですよ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長　　今、町においては、先ほどの答弁でも申しましたけれども、まちなか再生プロジェクトということで、ただ単品ものではなくて、町総合的にこのまちなかを再生しようという計画を立てているところであります。そうした中で、特に野沢のまちなか中心部となるところにおいては、これからの事業計画を具体的に進めていくわけでありまして、原町ポケットパーク、私の理念とするところは、歩いて楽しめるまちなかをつくろうというように考えておまして、そこには雪に強い町、それから景観をよくしよう、それから商工会が今やっておりますけれども、ふるさと自慢館、これについてももっと整備を図っていこうと、そして公園、駐車場を整備したポケットパーク、原町ポケットパーク、ちょうどその核となるところに、今、町が土地交渉にあたっているところであります。

しかしながら、なかなか接点も見出してはいるわけですが、少し時間がかかっているということでもありますので、なるべく本人と接触しながら、この土地の持ち主との交渉は済んでおります。しかし、実際に住んでいる方と、そしてその名義になっている持ち主とはちょっと違いますので、居住権もございますから、その話し合いは今職員で進めているところでもありますので、早急にこの問題に対しても解決をしたい。もしそれができれば、町の計画どおり危険家屋といわれる場合においては、これは取り壊すとか、あるいは整備をするとかという事業に対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長　　4番、渡部憲君。

○渡部憲　　だいたい町長の説明でわかりました。これ空き家バンクなるものができましたけれども、これは町が前面的に出て対処するんだという考えをお持ちなんですか、私、ただ、しまいには不動産屋と一緒にあって、不動産屋にあと丸投げしてしまって、俺は知らないんだということにはならないんでしょうね。

○議長　　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　　それでは、空き家バンク事業、商工観光課のほうで担当しておりますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

先ほども町民税務課長のほうから話がありましたように、町内には200軒を超える空き家があるというようなことでもありまして、そのうち本当に充分居住にも耐えられるような空き家もあるというようなことですので、それらの有効活用を図ろうというようなことで、今回、この空き家バンク事業を立ち上げさせていただきました。現在、8月末からこの作業をはじめまして、空き家の所有者の方々に今アンケート等を取りまして、そういったこのバンクに登録するかどうかとか、そういった意向調査をしまして、その取りまとめ作業をやっているわけなんですけれども、その中で、例えば、空き家バンク、これから有効活用を図りたいというような希望があった所有者につきましては、その物件等の調査等をやるわけですが、この物件等の調査について、先ほど言われました不動産屋さん、いわゆる宅地建物取引業協会喜多方支部の方、この方々の協力を得て、そういった物件等を調査しまして、その物件等が実際に居住に耐えられるような建物なのかどうかとか、そういった判断などもいただきまして、その結果をもとに町のバンクのほうに登録する、そしてホームページのほうで公開するというような、そういったことでもございます。そういった物件調査については、当然、町も、それからその不動産の業者の方々も一緒に入って、所有者の方々と話をするというよ

うな、そういった内容になっております。

ただ、あと、ホームページに公開しまして、例えば借りたいという方が来た場合には、当然、交渉が入るわけですが、そういった交渉におきましても、そういう不動産のプロの方に間に入っていただいて、契約とか、そういったまとめることについては、そういった方々の知識とか、そういったものもいただく。当然、そこには町も関わりをもって、一緒にうまく有効活用を図れるような、そういった作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 今の課長でいただいたわかりました。だけど、安倍総理大臣じゃないんですけども、やはり町が前面に出て、責任を持ってやるんだというみんな安心して任せられるから、これひとつ町が責任を持ってやるんだということでお願いします。

今後の介護保険サービスについてお尋ねします。これ政府のほうでは、介護1、2の介護認定者については地方自治体に任せる方針だという話がありました。まだこれ確定したわけではございませんが、行く行くはそうなるんじゃないかと、そうするとわが町のような、本当に少子高齢化が進むような町の場合、本当に老人が多くなってくれば、それだけ金がかかるわけです。ですから私は、町として、やはり年金だけで暮していらっしゃる方々もおられます。そういう方々には、資産や収入によって、いくらか町の介護認定者の方々の介護保険の少し援助と申しますか、そういう面で老人にやさしい町ですから、そういうことも考えられませんか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護保険料のご質問にお答えします。

介護保険料につきましては、町全体で介護給付費でかかった中で、高齢者の方、1号被保険者といいますが、75歳以上の方については、その全体のおおよそ20パーセントを負担していただくというような制度になっております。その介護保険料につきましては、所得によって、その人の収入によって段階が5段階ありまして、収入の少ない方については軽減されているという措置がございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 なるべくそのように、老人にはやさしくしてあげてください。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 5番、伊藤一男です。私は今議会定例会において、2項目にわたって一般質問を通告しておりますので、これから質問を行います。

最初の質問は、2期目町政の課題についてお伺いをいたします。伊藤町長におかれましては、先の町長選挙において各自治区をまわり、4年間の実績と2期目の各種施策を訴え、町民の理解と支持を得て、みごと激戦を制し、みごと当選を果たされましたこと、誠におめでとうございます。現在、2期目の町政における各種の施策については、地域経済の活性化、教育の振興と人材の育成、健康づくりと安心安全の三つの重点目標を掲げ、町民の皆さんが、夢と希望を持って暮らすことができる町を目指して、各種施策を着実に実行し取り組んでいるところであります。町長は先の選挙期間中、多くの町民から意見や要望など提起されたこと

思われますが、それらのことについて、2期目どのように対応していくのかをお伺いをいたします。

まず一つ目として、デマンドバスの見直しについてであります。

二つ目として、高齢者介護福祉施設の充実についてであります。

三つ目は、保育料無料化と総合保育所整備についてお伺いをいたします。

次に、観光親善大使起用についてお伺いをいたします。本町では、西会津町を全国にPRするため、観光や各種イベントなどの情報を発信して、町の活性化や地域振興を図ってきたことと思います。今後、なお一層の観光イベントなどの振興を図っていくには、一つの方法として、タレント、芸能人などの観光親善大使を起用し、首都圏や地元での観光イベントなどの広報活動などを展開していただき、より効果的な町の活性化や地域振興を図ることも一方策であると思いますが、町の考えについてお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 5番、伊藤一男議員の2期目における町政の課題について、私からお答えをしたいと思います。

本定例会の冒頭、町長就任2期目にあたり、所信の一端を述べさせていただきましたが、2期目にあたりましても引き続き、西会津町総合計画に基づいて、まちづくりの目指す三つの方針、こころ豊かな人を育むまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、人と自然にやさしいまちづくりのもと、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安心安全を重点目標に取り組んでまいります。

さて、議員おただしの町政の課題についてであります。まず、デマンドバス運行の見直しについて申し上げます。議員もご承知のとおり、デマンドバスは、小学校の統合に伴い、スクールバスが単独運行となったことから、平成24年4月より運行を開始いたしました。導入にあたっては、高齢者などの交通弱者にやさしい運行システム、効率的な運行による環境面や財政面に配慮した運行システムなど、さまざまな検討を重ねるとともに、町内全自治区を対象とした説明会を開催して、町民の皆さんの意見をお聞きしながら、現在の運行体系としたものであります。

また、町では町民の皆さんから寄せられた意見をもとに利便性の向上を図り、より多くの方に利用していただくため、今年4月より、平日の運行便数の増便、大山まつり期間中の定時臨時バスの運行、予約時間の短縮などの改善を実施したところであります。今後も町民の皆さん、特に利用の多い高齢者の皆さんとの意見を十分にお聞きしながら、より利用しやすい交通体系を構築してまいりたいと考えております。

次に介護福祉施設の充実についてありますが、現在整備を進めている民間福祉事業者による、グループホーム2ユニット小規模多機能型入居者生活介護施設及び介護付き有料老人ホームにより待機者の緩和が図られるものと考えております。しかし、後期高齢者や一人暮らし高齢者多い、町内の現状を考えますと、施設での介護のニーズは今後も増えるものと考えております。町といたしましては、にしあいつ福祉会や民間福祉事業者と連携を図りながら、福祉施設の充実も含めて、高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、保育料無料化と総合保育所整備についてであります。町長就任以来、子育て支援

につきましては、未来を担う子どもの育成をまちづくりの最重点課題と位置付けて取り組んでおりまして、本年度も家庭で育児を行なう保護者に対する乳幼児家庭子育て応援金を実施しているところであります。保育環境を整備して、子育てしやすいまちづくりを進めることは、「住んでみたい、行ってみたい町へ」の町づくりに欠かせない施策であります。今年度は、保育ニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ保育施設整備基本構想を策定することとしております。保育所施設整備や保育料完全無料化については、その基本構想を受け早期実施に向け検討してまいります。

以上お答えした3点の重要な課題をはじめ、少子高齢化が進む中、山積する町政の課題解決に向けて、誠心誠意取り組んでまいり所存でありますので、今後ともご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 5番、伊藤一男議員のご質問のうち、観光親善大使の起用についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのように、町の出身者やゆかりの方で芸能人などの著名人を起用して、町のイメージアップや観光を広くPRすることは、町の活性化や地域振興に大変有効な広報宣伝活動であると考えております。町におきましても、観光PRに係る広報宣伝は大変重要であると認識しており、これまで、ミスおとめゆりの採用や、イメージキャラクター、こゆりちゃんを製作し、町や町内外の各種団体が行う観光行事やイベント等において、観光客の歓迎、案内、宣伝や町の知名度アップに活躍していただいているところであり、町の情報発信に大きな役割を果たしております。

観光親善大使の起用につきましては、ご協力をいただける方や活動内容など、検討を要する内容も多いことから、町や他自治体の実態、状況などを勘案しながら、起用の有無について検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長 暫時休議します。(11時44分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それぞれ午前中に答弁をいただきましたので、これから再質問を行います。

まず、最初のデマンドバス見直しについて、これから再質問いたします。この件に関しては、午前中、猪俣議員のほうからデマンドバスの質問もありますので、重複しないように質問していきますのでよろしくお願いいたします。

まず、デマンドバスについては、今年の4月より開始されたわけではありますが、それ以前は、スクールバスについて、混乗方式で、そこにやはり一般の町民も乗りながら、運行がされていたと。しかし、デマンドバス、今年の4月から運営されるようになって、スクールバスは単独運行ということで、児童生徒の送迎には大変いいというようなことで、私がかねがねそういうこともうかがってききましたが、あまりこの話題にならなかつたわけではありますが、スクールバスのそういう送迎については、私は本当によかつたのではないかというふうに思っております。

やはり子どもたちが、混乗方式だと、早くバスのほうの準備をしなければならなかったり、また帰りは、早めに部活もそこそこに早く切り上げて行かなければならないと、そういうようなことで、なかなか児童生徒にとっては不便なことがあったわけですが、昨年の4月からのデマンドバスの運行によって、単独バスの運行になったということで、私は大変いいことだなど、評価されるべきものだというふうに思っております。

しかし一方、デマンドバスになりまして、一般の町民からは、やはり幹線といいますか、定時路線バスであったお客さんについて、やはり先ほど町長が申されましたように、予約が難しい、面倒くさい、そういうようなこともございまして、なかなか町民の思うようにいかないといいますか、そういうところで、やはりデマンドバスについてはかなり問題といたしますか、問題提起されたと思うんであります。

その中で、その幹線といいますか、定時路線バスであったところについて、今、尾野本野沢地区には、循環路線バスといいますか、そういうようなのが走っているわけではありますが、そういうところの循環バスをもう少し延長して、もっとほかの地区を網羅できないかと、そういうふうに考えているわけですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

現在、野沢尾野本平を走っていますまちなか循環線をもう少し延長できないかというご質問でございますが、今後町として、検討してまいるといことでお答えしたいと思います。なお、どこまでという部分もございしますので、そこらを含めて、できるかどうかを今後検討してまいりたいと考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の件についてはわかりました。定時路線バスを増やすことによって、財政面というか、そういう面の負担というのは、はっきりした数字は出せないと思いますが、どのくらいといいますか、どのようなあれになるか、ちょっとお答えいただきたいと思えます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 今の定時定路線バスを増やした場合の経費というご質問でございますが、一般質問で、11番、清野議員さんより同様の質問が出てございまして、町として、一応試算をしたところであります。その試算であります、23年まで町内定時定路線バス、幹線を走っていた路線でございますが、極入徳沢線、それから高陽根線、高目線、あと黒沢線ですか、主な幹線を走っていました定時バスはその路線でございますけれども、そのうち、奥川地区、それから新郷地区、あと群岡地区の幹線を走る集落をカバー、あらかたカバーできる路線として、今ほど申し上げましたうち、極入徳沢線、高陽根線、高目線の3路線を定路線バスとして運行した場合の経費でございますが、その前提条件として、今現在どこの集落でも毎日乗れるデマンドバスを維持しつつ、今の3路線を定時として復活させた場合の経費についてお答えいたします。

まず必要なバスの台数であります、最低限3台必要になりますので、バスの購入費で2,850万ほど初期投資としてかかります。それから、3路線を運行するための経常の経費でございます。運転手の人件費、それが会津バスへの委託料になりますが、それに燃料代、タ

イヤ代等の消耗品、合わせますと試算で2,700万ほど毎年経費が、現在の経費より上乘せになると、そういった試算をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やはり今の課長の試算といたしますか、それでは、かなり町としては難しいというか、厳しいというようなことであろうかと思いますが、その点、バスを例えば小型化しても、小型化の場合のあれですか、それともマイクロバスといたしますか、その辺のことについては。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ただいま申し上げました試算につきましては、29人乗りのバスで3路線を走らせた場合ということでございまして、運転手の人件費とか、ガソリン代は若干違うかと思えますけれども、毎年かかる経常経費につきましては、ほとんど変わらないということでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 では次の質問といたしますか、予約の際に、例えば昨日予約して今日乗るという場合、やはり申し込んだら、次の日の行先、行くときと、帰りの時間、帰りの時間がすぐ乗れるといたしますか、時間がバス会社のほうから、帰りもすぐ何時だよと、こう言えるような、そういうシステムなり、今までの運行状況から、例えば診療所に行ったり、群岡なり西会津診療所に行って、帰りというのは、だいたいわかるわけですので、その辺についてももう少し予約の簡単に、帰りも何時だよ、最初電話したならば、行きのと帰りの時間がすぐできるような、そういうようなあれは難しいのかどうかお伺いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

利用される方が、バス会社予約センターに電話をして、明日何時にどこどこに行きたいという予約をします。その際に、会津バスの職員の方が、それでは帰りは何時と何時がありますねというような、あとはそのほか回るようなところはありますかというような話はしているように聞いてございますけれども、そこら辺、予約を受け付ける際の対応方法として、今後、徹底するように会津バスとは打ち合わせを、今後協議をした上で、そのようになるようにするような考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 デマンドバスについては、だいたい質問についてはわかりましたので、次に移りたいと思います。

介護福祉施設の充実について、先ほど答弁があったわけですが、やはり今、高齢化社会において、認知症の方が多くなっているというようなことで、これは国も西会津町も同じだと思うんですが、そういう中で、民間による地域密着型の介護施設ができるということは、私は本当にいいことだなと、また待機者の軽減にもつながって、私はこれからの西会津町のそういう高齢者福祉に対して、いい、今回の民間の施設だと思っております。

その中で、町民の間には、やはりグループホームですか、認知症の方が入られる施設なんではありますが、そのある程度今、啓和会という、入ってきますが、運営するわけでしょうけ

れども、やはりそういう啓和会の、例えばその病院の患者さんが多く入ってしまうのではないのかとか、そういうことで、西会津町の人が入れないのではないのかというような、私は町民の中で心配があるようにうかがっております。それについては、これは地域密着サービスでありますので、そういうことはないと思っておりますし、これは町の人が優先して入る施設だなどと思っているんですが、その点についてどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 グループホームの質問についてお答えいたします。

今ほど議員おっしゃいましたように、グループホームにつきましては、地域密着型サービスということで位置付けられておりますサービスでございますことから、地域密着型につきましては、基本的には町内の方を看るサービスというふうになっておりますので、基本的には町内の方だけが入所できる施設ということであります。ただ、施設内に余裕がある場合については、ほかの町村との契約とか承認によって入れるということでもありますので、基本的には町内の方優先ということの施設でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の質問についてはわかりましたが、それでは、これから民間でグループホームをやるわけですが、開始するわけですが、やはり今、にしあいづ福祉会でもグループホーム、1ユニットあると思うんですが、その辺の料金と申しますか、利用料金についてはどのようにっていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 利用料金のご質問にお答えしますが、現在、にしあいづ福祉会で運営しておりますグループホームのぞみにつきましては、介護保険での利用分についてはどこの施設についても基本的に同じであります。のぞみにつきましては、月額概算で4万8千円程度かかります。今、新たにできる施設につきましては、今度は用地の買収から建物等の建築からすべて民間事業者のほうで建設しておりますので、そういった部分が減価償却等で経費としてかかるものですから、その辺の負担は増えてくるのかなということでもあります。まだ正式な金額的なことについては、ちょっと聞いておりませんので、ご了承いただきたいと思えます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、やっぱり民間のほうが高くなるということは、誰しもがわかると思うんですが、それで、町でそういう差額について、あまり大きな隔たりがある場合に、町の助成とかそういったものについても考えられないのか、またこれから考えていかなければならないことなんじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 建てる当初から、民間だと入所料金が高くなる、町が建てれば安くなるというようなことの問題というのが以前からありました。しかし、これからの老人福祉施設というのは、やっぱり地域全体で支える、あるいは民間業者と連携していく、こういう体系を取っていかない限り、これからどんどんとわれわれ団塊の世代でありますから、ますます高齢化率というのは高くなって、また施設介護というニーズというのは高まりつつあるということはいわ

れておりますので、そうした全般的な内容というものは、町の政策の中で入所料も検討していく必要があるだろうというふうに思います。

今回、地域密着型ということで、当然入所にあたっては、それぞれ高齢者、あるいは認知症の方ということでもありますから、その具体的な所得の内容などについても、相当こう高いはずはないというふうには思っております。そうしたことから踏まえれば、やっぱり施設に入った場合に、そんなに差額がべらぼうにあるということについては、町の政策の中で、やっぱりそれはある程度調整を図っていくということは、私は当然必要なことではないのかなというふうに思っています。

具体的に今どれだけの差が出てくるのかというのは、これから詰めた話をしていかなければなりません。しかし、今、西会津の他の市町村については、民間がどんどん参入してこういう施設をつくっているわけですから、そういう町村レベルの中で、入所料というのは、利用料というのはどの程度になっているのか、これは全部調べて、そしていろいろこれからの具体的に民間業者とこの料金の設定については協議を進めていく必要があるだろうというふうに思います。ですから、今、これから他の市町村で民間が参入をして、具体的に運営しているところについては調査を早速して、対応していきたいというふうには思っています。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 よくわかりました。

それでは次なんですが、国では今、施設介護よりも在宅介護ということで、介護については考えているようであります。そういうような中で、町として特養とか老健の、そういう増設や建設についてということについてはどのように考えていますか、お尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 施設の増設の件についてお答えいたします。

当然、先ほど町長答弁の中でも申されましたとおり、これから後期高齢者の方や一人暮らしが増えていくということがございますので、当然、在宅重視といえども、在宅でどうしても生活できないという方も増えてくるのは当然かなということでありまして、施設での介護のニーズも当然増えてくるのかなというふうに考えております。これにつきましては、今後、町といたしましても、にしあいづ福祉会や民間福祉事業所とも連携しながら、第6期の介護保険事業計画が来年度、計画策定になりますので、その中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 次の質問に移りたいと思います。保育料無料化と総合保育所整備についてであります。先ほど答弁の中で、やはりこれから構想として保育料無料化も視野に入れて考えていかなければならないということであったと思いますが、その点については間違いございませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 保育料無料化というのは、それに近い形を取りながら、同時入所の場合についての2人目無料化というのは、もうすでに実施しているわけであります。ですから、これから子育て支援というのは、ますます重要な町の施策でありますから、ただ現状の中において、こ

のすべての人が0歳から5歳まで全部入れる環境にあるかということ、決してそうではないということで、今回は施設整備というのはすぐさま、今の段階ではなかなか場所等において困難でありますから、その前段において、家庭子育て育成の支援金、応援金という形で今、月額家庭で子育てするには1万円ということで、25年度の、ついこの間、その支払いをしたわけであります。

そうして、今、段階的に行っておりますから、これから統合がいいのか、総合的な保育所がいいのか、いろいろ保育ニーズに関して、各階層にそれぞれ意見を聴取したり、そして町の計画を早速つくってまいりたいというふうに思います。その場合に、場所をどこにするか、どういう規模で、これからどういう保育施設が必要なのかということ十分に、将来の保育のあり方も含めながら検討していきたいというふうに思います。それがまず第一条件だろうというふうに思います。

そのあと、具体的に、じゃあそれが実施されるということになった場合については、やっぱり西会津町の目玉の政策の一つとして、西会津町に来れば、保育所もそういう安全な、また新しい施設で、無料化の中で保育ができますよということで、多くの方々が西会津町に来て子育てをしようということも、一つは人口の増加につながる施策に関連付けられていくのではないかとこのふうには思います。

ですから、経済や、あるいはその他いろんなもろもろな関連性のある一つの大きな取り組みでありますから、今後、そういったことを含めながら、無料化というものは完全に実施していきたいという方向付けを持って取り組んでまいりたいと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 保育料無料化については、わかりましたので、あとやはり野沢保育所については、老朽化や乳幼児の増加というようなことで、かなり手狭になっていると、先生がたもプレハブで執務をとっているというようなことでありますので、その辺については、十分こう、施設を新しくするにしても、これから先の話ですので、まず今、そういうある程度問題になっているような点については、やはり直すべきところは直していただいて、やっていくしかないのではないかとそのように思っていますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先日、保母さんの1人とお話しする機会がありました。今、野沢保育所の件であります。非常に道路が整備をされて、今、工事している最中でありましてけれども、非常によくなったと、完成すれば今まで私たちが要望していた内容が実現できて、本当にこれから冬期間、安心して送迎の関係もできるようになるだろうということで、非常にそういうお話がございました。同時に、今、野沢保育所の場合、どこがやっぱり一番問題なのかなとこうお聞きしましたら、当初やっぱり手狭になって、そして保育所の子どもさんたちが多く入ってきた。急遽町はどういう対応をしたかということ、先生がたのいるところについて、プレハブのようにすぐおっつけてしまったわけです。非常にこの先生がたのいるところから、保育所の皆さんを、十分その場合、全体を監視できないというような話がありました。確かにこのすぐ設置、簡易に設置して、渡り廊下で付けてしまったわけでありまして、完全な一つの一体物ではないわけでありまして。

ですから、そういったところについては、本当に今の現状の中では、増設するしかないわ

けですよね。はたしてこれ、増設というものがいいのかどうなのか、十分、内部でも検討しなければなりませんけれども、私はやっぱり場所も含めて現在ある場所ではなくて、新しい場所に移行して、ちゃんとした保育所施設をつくる必要があるというふうに将来計画を持っているところでもありますので、今、本当に課題、そういった中で、じゃあ具体的にもう少し改善すべき内容はないのかどうか、これは十分語り合ってみたいなというふうに思っています。

西会津町として、保育所というのは、本来は町の直轄の中でやっぱりみるべきものであろうというふうには私は思っています。しかし、これまでの財政の改革なり、いろんな改善改革の中で、福祉会のほうに移行して、現在ありますから、そうした先生がたの意見というものを今後町としても直接行って入りながら、いろんなご意見を聞いて対応していかなければならないというふうに思っているところでもありますから、今、町がすぐできるものはいったい何なのか含めて、これは入っている幼児の安全安心が一番大事でありますから、それに伴うような対策というのはやっていく必要があるだろうというふうに思っています。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、次の質問に移りたいと思います。観光親善大使起用についてお伺いをしたいと思います。

まず、先ほど答弁いただいたわけではありますが、西会津町には、やはりタレント、俳優とか、そういう人はあまりいないといえますか、ただ、私たちの同年代では、そういう人は中にはいるわけがあります。今まで、西会津町のいろんなイベント、いろいろやりましたけれども、そういう地元の人を大事にするような、そういうようなちょっとなかったのではないかと、そういうふうに私は思っています。そういう中で、やはりこれからイベント、観光、地域の活性化には、やはりそういう西会津町で、例えば着物のデザイナーであったり、そういう料理家としても今活躍している人を、そういう人を起用して、少しでも町の活性化、そういったものにやっていったらどうかなということで、私は質問したわけではありますが、なかなか今までこう観光親善大使とか、そういう制度的なものはなかったと思いますし、やはり今まではミスおとめゆりの方々が、そういう活動といえますか、やっていたのではないかと思います。これからは、そういうことも視野に入れながら考えていったら、少しはまた西会津町が活気づくのではないかと、そういうふうに思いますので、その点についてはいかが考えておりますか、もう一度お願いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 観光親善大使についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員おただしのおり、西会津出身者の方で、国内で活躍されている方が、本当にこの方が西会津出身だということだけで、それだけでも本当に大きな西会津の知名度アップにつながるのかなというふうには考えております。実際にそういう方々が、これまでなかなか町との接点が少なく、そういったことで町のPR等になかなか努めていただけなかったという、そういった過去の経緯もあるのかなと思っております。

今後、今回のご意見等も踏まえまして、そういった方々とお話し合いとか、さらにどういった方々があとほかにいるのかとか、そういった町出身者の方を、そういった調査とか、それから実際にどんな活動をしていただけたらいいのかとか、その辺を十分これから調査し

まして、起用の有無等について検討していきたいなというふうに思っております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やはり今の、私の同年代の方なのでありますが、郡山市や若松市辺りのイベントには、かなり特別ゲストとして呼ばれて、いろんなイベントに参加しているというのがあります。やはりそういう郡山市とか若松市でそういうふう活躍しているのに、なぜ西会津ではそういうふうなことがとれないのかなど、私、常々思っていましたので、これからは、そういう人たちの力も借りて、少しでも町が活性化するようにがんばっていただきますよう要望申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 1番議員、小柴敬と申します。このたびの町長選挙に伴う町議会議員補欠選挙で当選させていただきました。今後、西会津町、そして町民の皆さまに住みよいまちづくりに対して一生懸命がんばってまいる所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。三つの項目について質問をしたいと思っております。

まず1番目として、安全安心に暮らせるまちづくり。

(1)として、現在、町が設置しているAED除細動器は、どこに何機ぐらい設置されておりますか。また、その使用実績についてもお伺いいたします。

(2)奥川、新郷地区等、町の中心部から離れた地区においては、万が一の場合、救急車の到着に時間がかかります。しかもAED除細動器は各支所にしか設置されておらず、閉館時は使用できません。各自治区長が管理するなどの対応は、町としてお考えはありますか、お伺いします。

(3)各自治区に対し、救命救急資格取得の講習を出前講座等で積極的に町民に取得していただくお考えはありますか、お伺いをします。

2番目としまして、インフラ整備、特に町道にかかる橋について質問をいたします。

(1)一昨年の3.11東日本大震災以降、町内の河川にかかる橋の安全点検の実施について、実施方法やその結果についてお伺いをいたします。

(2)長谷川や安座川、奥川等にかかる橋は、すでに40年以上にもわたるものがあり、その寿命については耐震化もされておらず、はなはだ不安な面をもちしております。町として今後の整備の方法や、予算確保に向けた対応が早急に必要かと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

3番目といたしまして、西会津小学校プール建設について質問をいたします。

(1)西会津小学校の児童には、さゆり公園温水プール等を利用させるとお考えはありますが、移動手段や安全対策についてお伺いをいたします。

(2)政府自民党は、8月12日、13日の新聞に発表がありましたが、人口減少や高齢者の増加が進む過疎地に対する財政支援の範囲を拡大する方針を固めました。これに伴う新たな対象として公立学校などのプールなども検討中と新聞にて発表がありましたが、町としての対応についてお伺いをいたします。

以上、三つの項目について町側のご意見をちょうだいいたします。よろしく申し上げます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 1 番、小柴敬議員のご質問のうち、安全、安心に暮らせるまちづくりについてお答えいたします。

ご質問の、AED自動体外式除細動器であります、これは心停止した心臓に電気ショックを与え、心臓の拍動を正常に戻す救命器具で、医師の指示等がでなくても使用できるものであることから、救急時の対応には有効な機器であります。

町では、西会津中学校や西会津小学校の教育施設に6カ所、野沢保育所等保育施設に4カ所、役場庁舎等行政組織に5カ所、その他2カ所の計17カ所に、施設利用者の救急対応を目的に設置しております。使用実績につきましては、西会津中学校と奥川支所で1回ずつ計2回使用したことがあり、西会津町中学校では、中学生と先生が連携し発症者を救助することができました。

次に各支所の閉館時にも使用できる体制の考えはとのご質問であります、奥川支所、新郷連絡所、群岡保健センターに設置してありますAEDの使用につきましては、施設での救急対応を目的としていることから、開館時間外は、施錠しており、機器の持ち出しは、できないようになっています。自治区長が管理することにつきましては、夜間時の使用ですとか、区長不在の時の使用方法などの課題も考えられることから、今後、屋外設置なども含め検討してまいりたいと考えております。

3番目の各自治区に対して、普通救命救急資格取得の講習会を実施してはとのご質問であります、普通救命講習会につきましては、西会津消防署により、昨年は、にしあいづ福祉会や振興公社、役場などの職場や、西会津高校や西会津中学校等で延べ17回開催しております。自治区といたしましては、上野尻自治区で開催しております。今年度もすでに、民生児童委員や西会津高校等で5回ほど開催しております。多くの住民の方が受講して、心配蘇生法など、救急対応の知識を習得していただくことは大変大切なことと考えておりますので、今後、自治区からの要望により、西会津消防署と連携して、出前講座等も利用しながら、開催など積極的に支援してまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 1 番、小柴敬議員のご質問のうち、インフラ整備、特に町道にかかる橋についてのご質問にお答えいたします。

はじめに橋梁の点検方法とその結果についてであります、町では国の交付金事業を活用し、町道にかかる全ての橋梁について、長寿命化を図るための点検を平成21年度より166橋実施しております。それに基づき、今年度は明神橋の橋梁耐震補強工事を発注しております。それらの点検方法は、橋梁の鋼部材、コンクリート部材、支承周辺及び伸縮継ぎ手の損傷状況など12項目について目視や打音検査等により確認して健全度について調査を実施しております。結果については、検査項目ごとに健全度にランクをつけ、取りまとめを行っている状況にありますが、早急に補修等の手当てが必要な橋梁は、ございませんでした。

次に、橋梁の耐震化と整備方法及び予算についてであります、橋梁の耐震化については、当該道路の防災計画上の位置付けや利用状況等を考慮して実施するものであります。また耐震化と橋梁の長寿命化とは別の問題であり、耐震化を図ったことにより必ずしも橋梁の長寿命化が図れるものではありません。しかし、安全な交通を確保するため経年劣化が顕著な橋梁の補修は、順次行う必要があると考えております。

今後は、先ほど申し上げました橋梁健全度点検結果を基に、優先順位を決めた橋梁の長寿命化修繕計画を立て、国の補助や交付金事業などを有効に活用し本町のインフラ整備を図り、適正な橋梁の管理に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 1番、小柴敬議員のご質問のうち、西会津小学校プール建設についてお答えをいたします。

はじめに、過疎対策事業債の使途を学校プールにも拡大するという政府自民党の動きにつきましては、議員ご指摘のとおり、新聞等で報道されたところであります。議員もご承知のとおり、水泳の授業は、学習指導要領に規定されておりまして、各学年、1年間に10時間程度、夏季に実施をしております。第1、2学年では、水に慣れる遊びや、浮く、もぐる遊びを行い、学年に応じて順次、計画的に指導し、第5、6学年ではクロールと平泳ぎ、それぞれ25メートルから50メートル程度泳げるようにすることを目標としております。

本町には、施設として十分に整っておりますさゆり公園プールがあり、雷雨等の天候に左右されずに泳ぐことが可能であります。また、専門職員により施設の管理運営がよく行き届いていることから、他市町村からの利用者にも好評であり、町の誇れる施設であります。

以上のことを踏まえ、総合的に判断した結果、西会津小学校の校舎を新築するときには、新しいプールを建設するのではなく、さゆり公園のプールを有効活用し水泳指導を行うこととしております。教職員が専門職員にご協力いただきながら、水泳の授業を展開することによって、学習指導要領に示された目標は、十分に達成できると考えております。これまでの小学校適正配置審議会、小学校統合推進委員会におきまして、このことを説明申し上げ、ご理解をいただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また学校からさゆり公園のプールまでの児童、教職員の移動につきましては、スクールバスで行う考えであります。約2キロメートルの距離でありまして、3分から4分程度の所要時間を見込んでおります。さゆり公園の屋内プールの水深は110センチメートルでありますので、低学年児童が学習する際には水深を90センチメートル程度に下げたり、また補助具を活用したりするなどの対応を十分に行い、安全には万全を期してまいり所存でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 ではまず、安全安心に暮らせるまちづくりのAEDについて再質問をさせていただきます。夜間使用できないということは、その地区にとってはある程度、死活問題というふうな感じになるかと思いますが、やはり各自治区長等持ち出して使用できるなどの方法を、やはり最善の方法として考慮していただきたいと思いますというふうに考えますがいかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 夜間のAEDの使用についてのご質問にお答えをいたします。

夜間、自治区長さんをお願いするようになりますと、その自治区長さんの家庭での管理とか、そういったことが問題となってきます。結局、自治区長さんがたへの了承、あるいは区長さんがたも不在のときもあつたりということもありますので、そういった各種課題を検討しながら、考えながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 柔軟な町としての対応をしっかりとお願いしたいと思います。町側としてもご存知のとおり、心肺蘇生術に関しましては、1分1秒を争うと考えております。発見時に2分で90パーセント、4分で50パーセント、5分で25パーセントと、だんだん救命率が下がります。そういったことも勘案しながら、やはり救命救急の蘇生術、これを町民に幅広く広げていきたいと、そういうふうと考えておりますが、積極的な町側の対応をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、インフラの整備に対して質問をさせていただきます。この橋関連に関しましては、国土交通省から道路等の橋梁等の長寿命化に対する取り組みということで、平成21年から出されているわけですが、進捗状況が甚だ遅れているような状況であります。現在、町の予算としまして、平成25年度から27年度まで、約200万円ずつ予定をされております。これは実施計画に載っているところであります。そして、平成27年には、町道の本町森野線に1千万円、そして水沢4号線関根橋に1千万円というような予定がされておりますが、今年度から27年度までは、各年度200万ずつというふうなことでございますが、その使用みちについて伺いたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 実施計画に載っております橋梁の修繕方法でございますが、一つは本町森野線につきましては、橋脚部が損傷しておりますので、橋脚部の補修を考えております。また、関根橋につきましては、床板が剥離しておりますので、それで鉄筋が露出しているというようなところを修繕してまいりたいと、そのように考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 橋梁等は地区住民にとっても死活問題でございます。しっかりと予算の確保を今後お願いしたいと思います。

それから、3番目の西会津小学校プール建設についてですが、子どもたちは町の財産でもあり、将来を支えてくれる大切な存在でもあります。学校は特に一番の安全安心な場所であればいけない、そして、それら対応に関して、担当の先生がたの負担にはならないか、それについてお聞きをいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃいますように、学校は子どもたちを健やかに育てる大事な場所でございますが、安全安心はまず第一でなければなりません。プールの指導をさゆりプールで行うことによる教職員の負担というご質問でございますが、現在の西会津小学校に、そばにプールがございますけれども、そこで先生がたにご負担をおかけしているのは、プールの管理運営でございます。機械の操作から薬品の管理、水質の保持等々をお願いをしているところでございます。先ほど答弁で申し上げましたように、わが町にはさゆりプールという他に誇れるすばらしい施設を持っております。答弁でも申し上げましたように、小学校における水泳の授業、これは年間10時間程度であり、しかもシーズンものでございます。1年間通して指導しなければいけない内容であれば、学校のすぐそばにおつくりするのは当然でございますけれども、そういう内容であり、また指導する内容が1年生、2年生におきましては、水に慣れる、そういう活動、遊び、これが中心であります。3、4年生も水に慣れたり、浮いたり、

それからビート板を用いてバタ足をやったりということでありまして、5、6年になりまして、はじめて水泳という名称で平泳ぎとクロールを25メートルから50メートル、そういう目標になっているところでございます。

したがって、年間10時間程度の内容でありますから、そういう目標になるのはむしろ当たり前といえども、それについては、さゆりのプールを有効に活用することによって、目標は達成できるというふうに私どもは考えております。先生がたには、プール管理運営のご負担はまったくなくなります。さゆりのプールに子どもたちを引率していただいて、指導されて、終わったらすぐ帰ってきて、次の授業に入れると、こういうことでございます。ご負担をおかけするのは、スクールバスで2キロメートル、そして4分程度の移動時間があります、その引率のご負担をおかけすることになりますけれども、片方ではそういうメリットもあるというふうに考えておりました、これにつきましては、保護者の皆さん、それから先生がたに対しても、町として統合推進委員会、その前の適正配置審議会もございましたけれども、統合推進委員会の第1回目の会議におきまして、町の基本的な方針としてお示しをし、ご意見もいただいていたところでもあります。その都度、内容をご説明申し上げまして、ご理解を求めたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 答弁ありがとうございました。私は思うんですが、過疎債の使い道が拡大された場合におきましては、3分の1の持ち出しによってプールが建設できるというメリットもございまして、森野地区の水源、万が一火災が起きた、そういったときに対する防災の面からも、やはり25メートルプール、そういったものが建設されてあれば、万が一の火災、そういったものに対応できるものと考えております。ぜひ前向きな町のご判断、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 3番、長谷川義雄です。私は9月定例議会において、二つの項目について質問したいと思います。

まず最初に、西会津町商業団地の整備についてですが、伊藤町長の提案理由の説明にもありましたが、道の駅にしあいづに電気自動車用急速充電器2基を設置することを計画したことです。県の次世代自動車充電インフラ設備ビジョンを受け、国の設置補助を利用して道の駅に計画したことは、環境負荷の軽減と集客効果が期待できることなどから早急に進めるべきだと思います。また、今後、自動車を買替える人も参考にされると思います。現在、他で設置されている充電器の利用料は無料の場所が多く、また協力金として数百円程度徴収しているケースもありますが、そのことなどから、一つ目の質問として、道の駅にしあいづに電気自動車用急速充電器2基を設置することは、集客効果と環境負荷軽減が期待できるが、使用開始時期及び使用料等についてはどのように考えているかお聞きしたい。

次に、西会津町商業団地の整備の中で、よりっせ隣に計画しているA区画のテナント施設はどのように計画していますか。確かに3月議会において、西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出予算の中で、商業団地整備事業費実施設計委託料1,207万5千円が計上され議

決されていますが、町民にはよく内容が周知されていません。計画している施設は、野沢の宿場町としての歴史、文化を活かした建物と思いますが、現在までの状況を再度町民に示すべきと思います。それというのも、来年の夏には、49号と阿賀川が交差する湯川村で、坂下町と湯川村が連携した新しい形の、人・川・道の駅がオープンすることです。内容をみますと、地域振興施設は木造平屋建てで床面積1,183平米、約350坪と大きく、また交流施設は木造平屋建てで291平米、約88坪と計画されています。このような状況において、町長の提案理由の中では、商業団地のA区画については施設整備を進め、入居店舗の募集を計画しますとありますが、どんな形になるのかよく見えません。

このようなことから二つ目の質問として、よりっせ隣に計画しているA区画のテナント施設は、宿場町としての歴史、文化を活かした建物と思うが、どのようなものであり、いつごろ完成を予定しているのかお聞きします。

二つ目の項目として、伊藤町政が目指す施策についてですが、2期目の選挙運動において、公約の中で五つの柱がありました。一つ目としては、地域経済の活性化。二つ、定住促進。三つ目として、教育の振興と人材育成。四つ目として、子育て環境づくり。五つとして、福祉と医療、健康づくりがありました。その中で私は三つの公約について伺いたいと思います。

まず教育の振興と人材育成において、若者育成として将来を担う若者プロジェクトを推進し、町政に反映するとありますが、具体的な考えを伺います。それに関して一つ目として、教育の振興と人材育成において、若者プロジェクト事業を推進し、町政に反映することについて、今後はどのようにするのかお聞きしたい。

次に、子育て環境づくりにおいて、統合保育所整備の中で、早急に計画し、将来は保育料無料化を目指すとのあるが、いつごろどこにどのような形になるのか伺いたいで、二つ目の質問として、子育て環境づくりにおいて、統合保育所を早期に計画し、将来の保育料無料化実現については、どのように考えているのか伺いたい。

最後に、福祉、医療、健康づくりにおいて、健康がいちばんとありますが、その中で食、運動、検診を充実し、日本一の健康のまちを目指すとのありますが、西会津町には、これについては日本一の健康のまちと言えるような具体的な目標を持つべきではないかと思うので、三つ目として、福祉と医療、健康づくりにおいて、日本一の健康のまちを目指すことについて具体的な考えはありますか、お尋ねします。

以上、私の一般質問とします。よろしくお願ひします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、私からは、伊藤町政が目指す施策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

私は2期目にあたりましても、町民の皆さんとの対話、地域経済の均衡あるまちづくり、みんなの声を聞く町政の三つを政治の基本に据えて、引き続き、西会津町総合計画に基づいて、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安心安全を重点目標に取り組んでまいります。

ご質問のうち、まず、若者プロジェクトについてであります。以前の町の青年会のような若者の集まる場等が少なくなったことから、町の将来を担う若者の町や地域に対する意見等を積極的に取り入れ、若者のまちづくりに向けたアイデアや企画などを実現させる場とし

て、総務省の、地域力創造アドバイザーである J T B 総合研究所顧問の清水慎一先生をアドバイザーにお迎えをして、平成 22 年度に創設したところであります。

現在は第 2 期のプロジェクト会議を開催しておりますが、町では、これまでプロジェクト会議で出された提案や企画など実現可能な事案について、積極的に各種施策に反映してきた結果、若者の意欲の高揚が図られるとともに、まちづくりへの関心が高まり、町政に関与する姿勢が表れてきているところであります。

今後も、若者の声が町政に反映できる場として、また、若者ならではの発想力と実行力によって、町内外に情報発信するとともに、将来を見据えた施策の実現に向けて、活発な活動が展開できるよう、町とし進めてまいりたいと覚悟であります。

次に、統合保育所の計画と保育料無料化についてであります。町長就任以来、子育て支援につきましては、未来を担う子どもの育成をまちづくりの重要課題と位置付けて取り組んでおりまして、本年度も家庭で育児を行う保護者に対する、乳幼児家庭子育て応援金を実施しているところであります。

保育環境を整備して、子育てしやすいまちづくりを進めることについては、「住んでみたい、行ってみたい町へ」のまちづくりに欠かせない施策であります。今年度は、保育ニーズ調査を実施をして、その結果を踏まえ保育所施設整備基本構想を策定することとしております。保育所施設整備や保育料完全無料化については、その基本構想を受け早期実施に向け検討してまいります。

次に、福祉と医療、健康づくりについてであります。現在、従来からの保健・医療・福祉の連携をさらに強化をして、健康がいちばんをキャッチフレーズに、食と運動と検診を相互に連携して、町民の皆さんの総合的な健康づくりを推進しております。

私が考える健康がいちばんというのは、町民全体が健康で生き生きと生活ができることであり、そのために、将来的にも町民の健康管理を図っていくことは、私に課せられた重要な課題であると認識しているところであります。人間は健康で、稔り豊かで満足できる人生を全うするということが一番であります。それが究極の幸せであります。食と運動と検診を相互に連携しながら健康づくりを推進することにより、子どもから働き盛りの若者、そして高齢者までの町民全ての健康増進を図ってまいりたいと考えております。

この取り組みを、町民の皆さん自身の健康づくりの大きな輪として広げるために、今年度も町民参加型の健康まつり、健康がいちばん 2013 in にしあいづを 10 月 14 日に開催してまいります。町民のみなさん一人ひとりが、健康がいちばん、参画した健康づくりを推進してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 3 番、長谷川義雄議員のご質問のうち、西会津町商業団地の整備に関するご質問についてお答えいたします。

まず、はじめに電気自動車用急速充電器の設置についてであります。国では、電気自動車等の充電設備の普及促進を図るため、平成 24 年度補正予算において、次世代自動車充電インフラ整備促進事業を創設し、充電設備の設置費用を補助することとしております。

町では本事業を活用し、電気自動車等の普及、道の駅利用者のサービス向上のため、道の

駅にしあいづに電気自動車用急速充電器2基を設置することとし、現在補助申請等の準備作業を進めているところであります。

ご質問の急速充電器の利用開始時期につきましては、工事着手が補助金交付決定後となることや、充電器の納期が発注から2カ月ほどかかることから、平成26年1月中旬頃から利用できるよう作業を進めているところであります。また、料金につきましては、既に急速充電器を設置している近隣の道の駅の状況や、高圧受電設備の増設に伴い、電気料の基本料金が高くなることなどを考慮し、当面の間、1回あたり協力金として500円を徴収することとし、今後の状況によりましては、使用料条例の整備を検討してまいります。

今後も、道の駅利用者へのサービス向上を図るとともに、環境負荷軽減に向けた取り組みを一層推進できるものと期待しております。

次に、商業団地A区画施設整備のご質問についてお答えいたします。

おただしの商業団地A区画施設の概要につきましては、前回お示した基本計画を踏まえ、実施設計に盛り込んでまいります。基本計画においては、既存建物である、よりっせと一体的に整備することによって、道の駅・商業施設としての魅力を高め、もう一度来たくくなるような店舗づくりと野沢のまちなかへ誘客が図れる施設、町の情報発信の場、交流の場としての賑わいを演出するとともに、防災拠点としての活用なども視野に入れつつ、施設整備を図っていくこととしております。具体的な構造等につきましては、今後、実施設計を策定する段階で商業活性化施設整備検討委員会の意見等も踏まえ、十分検討していくこととしております。

現在の作業としましては、施設整備に向けてコンセプトに合致する補助事業の調査検討を行っているところであり、農林水産省の、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の採択を受けるため、県会津農林事務所、県喜多方農業普及所の協力を得ながら交付金の申請に向けて協議を進めているところであります。本年度は、関係機関との協議が整い次第、交付金の申請を行う予定であり、事業が採択された場合のスケジュールとして、今年度予定しておりました実施設計については、平成26年度に行い、平成27年度に施設建築工事、平成28年度中のオープンを目指しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私の感じたのは、8月3日の新聞に発表になったことです。それにもとづき質問しますが、国または県から、いつごろ情報が入りましたか。また、その中で、いわゆる何基を上限としますとありましたか、内容をちょっとお聞きします。

それと、県内及び隣接町村の現在の設置状況や、これからの設置計画については把握していますか。また、参考までにこれほどの課が担当していますか、ちょっとお聞きします。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 大変失礼しました。急速充電器の件についてですが、県や国よりいつごろ情報が入りましたか。それから内容はどのようなものでしたか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

県より情報が入りましたのは7月でございます。電気自動車用急速充電器の設置ということで、県のほうから、先ほど言いましたように、国のほうで平成24年度の補正予算で、こう

いった急速充電器を普及させようというようなことで、補助事業が創設されたというようなことで、県のほうからうちのほうに情報が流れてきたところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 設置要綱の中で、何基までとか、上限というのはあるんでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 要綱の中では、最大で5基ということで明示されているそうです。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 では、県内とか他の隣接町村の設置状況とか、計画については把握していますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 設置状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

県内、会津管内ですけれども、現在設置されておりますのは、会津若松市内、それから磐梯町の道の駅、この2カ所でございます。それと、あと喜多方市の日産販売、そういったサービス店の中に充電器も設置されているというようなところがございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私がそれを質問したというのは、もうすでに隣の津川町には設置されているんです。一企業が設置して、社員に通勤用に使わせている。だから調査していますかと聞いたんです。というのは、上限が5台程度とあるわけですから、確かに道の駅二つはいいと思います。でも、環境負荷の問題とか今後のことを考えれば、町の役場の庁舎にあってもいいのではないかと考えるわけです。というのは、例えば二つ発注するのも三つ発注するのも作業は同じですけれどもコストが違うと思います。そういえば今度は移動に困るでしょうといいますが、それは発注の仕方によっては浮くと思います。その辺を踏まえて私は聞いているんです。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 設置箇所についてということですが、確かに津川町の件は、ちょっとこちらで情報を把握しておりませんでしたけれども、新潟県では阿賀野市役所ということで、ここから50キロくらいですか、西会津から、そちらのほうに1カ所あるというのは、新潟県側の情報としては聞き及んでおりました。

それから、今回、2カ所設置するわけですが、磐梯町の道の駅とか、この間、山形の道の駅に行った際も、そちらに設置されたのは1基だけだったわけですが、利用状況を聞いても、まだまだちょっと利用状況は少ないかな、なんていう状況だったわけですが、議員おただしのように、これからこういった充電器が普及してくれば、そういった電気自動車も普及してくるということで、利用もされてくるのかなということでありまして、町としても、役場内に普通充電器を1基、計画するようなことで今やっております。

今後、普及状況を見て、そういった設置等も検討していきたいなというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かに電気自動車は、町に導入するのは早いと思うかもしれませんが、緊急時とか、災害が起きた場合、また家庭においては、酸素圧縮機ですか、そういう家庭で

も緊急の場合、貸せると思うんですよ。そういった考えで、1台だか2台がいいとかわかりませんけれども、そういう積極的な考えを施策として進めてほしいと思うから言うわけです。その辺の考え。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 施策的というようなおただしですけれども、今回、県から7月に早急に流れてきて、町としてもこういった今の現在の環境問題、二酸化炭素の低減とか、環境負荷、それに対応するというようなことで、今回、補正ではありますけれども、すぐに対応させていただいて、計上させていただいたということでありまして、今後もこういった環境に関わる施策には積極的に関わっていききたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 スピーディに施策を進めたことは大変よいと思います。町にそういった環境に対応した公用車があり、施設があるということは、他の市町村から訪れた人も、考え方が進んでいるな、町長が言うように、訪れてみたい町になると思います。

その次ですけれども、スピーディに考えたのはいいんですけれども、心配するのは、西会津町は雪が降ります、だから道の駅のだいたいどの辺に設置したいとか、冬の雪対策、吹雪もあります。あとは防犯対策とか管理体制については、まだ考えていませんか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 道の駅の設置箇所についてですけれども、現在のところ道の駅の入り口付近、イベント広場がありまして、芝生側の箇所があるわけですが、そちらの道の駅の入り口の近くのほうに2カ所設置するというようなことで、今現在考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 推し進めてほしいと思います。さっきの話で、公用車としても積極的に導入したい。でしたら、普通でしたら急速充電器がありますという、道の駅に看板等、合わせてやるでしたら町の役場にもありますという看板なんかは考えていませんか。やるんだったらきちっとやるべきですよ、あとでこうすればよかったとやらないでほしいと思うから言うわけです。その辺の考え。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 公用車の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

今次の補正予算におきまして、議員おただしのような考えのもとに、電気自動車を1台購入する予定でございます。なお、急速充電器につきましては、今後、役場庁舎が現在の西会津小学校のほうに移転する計画もございますので、当面は普通充電器のほうで対応させていただきまして、移転後につきましては、急速充電器の設置等についても検討していきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、テナントについてなんですけれども、今後の、さっきもお話しましたように、湯川村にできますテナントとの関係なんですけれども、集客効果とか、どのように、まったく試算はやっていませんか、やっていますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 商業団地についてのご質問ですけれども、議員おただしのとおり、現在、湯川村と会津坂下町で協同の道の駅を現在建設しているというようなことでございます。大きさについても、先ほど議員がおっしゃられたように、敷地面積でも2万平米から、建物についても1千平米以上というようなことで、かなり大きな施設ができるのかなというふうに思っております。

基本的に、現在、町としまして、実際に具体的な施設がどの程度になるのかというのは、まだ具体的な情報もこう入っていないという状況ですので、どういった施設内容とか、テナントも具体的にどんなのが入るのかというのは、まだ道の駅のほう、湯川村、それから会津坂下のほうの情報が入っていないという状況ですので、こちらとしても集客的な影響とか、そういったのは現在試算していない状況でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 提案理由の中で、施設整備を進め、入居店舗の募集を計画しますとありますが、よりっせのときにも、よりっせ近辺においても出店者を求めますと募ったんですけれども、まとまらなかったと思っていますが、見通しはあるんですか、その出店とか、入居店舗は。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 出店者についての見通しということですが、現在、先ほども言いましたように、商業活性化整備検討委員会ということで、町内の有識者の方々に集まってもらって、現在どういう店舗づくりをするとか、そういった協議をしているところでございます。具体的な募集等は、そういった委員会の中で、どういった店舗づくり、店づくりをするのか、そういったお話の上に、これから入居募集、そういったものを進めていきたいというようなことでありまして、現在のところ見通し等もまだ未定だというような状況でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まだまったくやっていないくて、26年度中に実施設計を行いとありますけれども、なんか整合性がないように見えるんですけれども。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 作業的なお話ですが、去年からいろいろ検討委員会、進めていまして、去年の段階では基本計画をつくりまして、だいたい素案をつくってきたわけです。今年度から実際に今度は補助事業、財源的なものをどうするんだというようなことで、今その検討を進めているところです。当初は国土交通省の補助事業等も検討したわけですが、そちらについては、なかなか採択要件、さらに販売施設とか、そういったものが補助の対象にならないとか、そういったことで、今回、農林水産省のほうの、先ほども申し上げました補助事業ですと、そういった販売施設等、そういったものに対しても補助要件に入っているというようなことで、現在、県と協議を進めて、補助を受けられるように進めている状況でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まだそこまでいっていないそうですけれども、その検討委員会、若い人が入っていますか、というのは、西会津町には喫茶店なんか1軒もないんですよ。若い人がど

ここにいるかということ、皆さんご承知のように、セブンとか、駅の辺りにいるわけです。だから、婚活だとか、交流をさせようと思ってもそういう施設が一つもないわけです。若松に行って、確か9月にやるはずです。だから、そういった喫茶店とかが、地元の若者も交流できるような施設も考慮すべきではないかなと思うんです。若者が居てください、居てくださいって、話す場所がないですから、その辺のところをお聞きします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 委員会の構成メンバーですけれども、若い人がいるかというようなお話ですけれども、構成メンバーには、例えば若者プロジェクトのメンバーとか、それからあと、商工会青年部とか、そういった方々も入っていただいて、若者の意見等を聞くような、そういった委員構成になっております。あと実際に、そういった今、議員がおっしゃられました喫茶店等、そういった内容につきましても、今後そういった若い人からどういった提案が出てくるかわかりませんが、そういった方々の意見も拝聴しながら、施設づくりにつなげていきたいなというふうに思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 さっきの質問と整備の関連することですけれども、確かに各課が縦割りといったら失礼ですけれども、必死になって考えていると思います。細かいところに詰まったときに、課で横並びとは別ですけれども、柔軟に対応はしているんでしょうか、私には対応しているようにみえないんですけれども。そうじゃなければ、ちょっと話は飛びますけれども、地域密着型のサービス事業が、当初予定より延びる、あれでも考えによっては、庁舎内なり、農業委員会とか、誰かがアドバイスをすれば、早めにわかったと思います。その辺のところも副町長さん、風通しがよくなるというふうにもいつもおっしゃっていますけれども、その辺は、普通の民間の会社なら、すぐ明日にもやりますよ、私は明日やれとは言いませんけれども、例えば10月からやってみるとか、何かあると思います。ただ、庁舎内には内部の規定とか、通達とか規約があると思いますけれども、そういった面も早くやれば、こんな細かい質問も私しなくて済むわけです。その辺のところ、副町長にお聞きします。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 再質問にお答えしたいと思います。

商業活性化のために、A区画の整備につきましては、この委員会につきましては私が委員長になりまして、役場組織といたしましても、これは総合的に議員今ほど申されましたように、やっぱり商工観光課だけが中心になるのではなくて、やっぱりこれは町の総合的な政策というふうにとらえておりますので、当然、私が委員長になりまして、企画情報課長、農林課長、建設課長もこのメンバーに入って、鋭意協議をしておるところでございます。

と申しますのは、当然議員がおっしゃるように、こういった施設を複合的な町民のニーズが、複雑多様化しているニーズがある中であって、縦割りでは必ずこれは弊害が出てくるというのは目に見えております。ですので、そういった中において、この西会津町の観光を推し進めるという話をしたときに、これまでの農林産物をどのように販売促進をしていくか、その生産者にどういうふうにして携わっていただくか、さらには商工会の皆さんをはじめ、町の事業者の皆さん、そういった方々にどういうふうに関わっていただくかについては、これは町を総力をあげて、各課の英知、さらには商工会の皆さんをはじめ、農業者の

皆さん、生産者の皆さん含め、いろいろな方の総力をあげて、これをやるのが将来のこの町の活性化につながり、この施設を充実強化していく一番大事な点であろうと思います。そういった点においては、この委員会におきましても決して縦割りにすることなく、当然、私の手元でいろいろな町の各セクションの英知が結集できるように現在も取り組んでおるところでございます。

そうした中において、町の町民の皆さまにも積極的なご意見を賜りながら、必ずやこのA区画の整備が成功に導けたら、本当に西会津町はすばらしいまちづくりができるものと確信して進めておりますので、どうぞご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 はい、わかりました。

それでは、伊藤町政が目指す施策についてですが、若者プロジェクトについてお伺いします。プロジェクトって、私なりに辞典を調べますと、研究や事業などの開発計画とありますが、実際、研究開発というと、私の知る限りだと、福大や宮城教育大との交流も含まれると思います。むしろ積極的に世田谷区民まつりとか、サマーフェスティバルとか、トップセールに町長、若者を同行させるくらいな意気込みが必要だと思います。研究開発はもうみんなわかると思います、調べれば。その辺の考えをお聞きします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 プロジェクトというと、額面通りとらえれば、まさにそういう訳し方もあるのかなと、研究開発、ただ、研究開発のみで意見を聞きっぱなし、というようなことであっては本来のプロジェクトの設置した意味がないわけでありますから、そうしたいろいろな意見を出された中で、特に既成的な、そういう固まったような考えだけではなくて、よくまちづくりに必要なのは何なのかと、普通いわれておりますけれども、若者、よそ者、馬鹿者とかういわれているわけですね。ですから、今の若い人のプロジェクトの中においても、まちづくりに関していろいろ関心を持った若い人も他の町村から入ってきておりますし、また、農業を体験をして、この町でいろいろ活動をしている人もいるわけですね。そういった形でいろいろな方々が、このプロジェクトの中に入って意見交換をしているわけであります。ただ、すぐそこから出てきたからといって、すぐそれが行政に即反映するとかというのではなくて、そこにはやっぱり実現可能なものというものも、ちゃんとこれ施策の中で十分検討していかなければなりませんので、そうした実現可能なものから取り入れていきたいというふうにして、この実現と企画力、こういった相互に組み立てながら、若者が参画して、その効果というのが表れるように、しっかり町として取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、そういう姿勢で取り組んでおります。

それから、今いろんな、確かに言われたとおり、世田谷とか、横浜市や、いろんなところで交流を行っておりますから、そういった形を若い人が積極的に参画できるような形を取っていくというのは当然だと思います。今は生産者の団体とか、あるいは商工会の中から協力していただける方とか、そういった予算上の都合もありますので、今のイベントの参加というのは、ごく限られておりますが、今後いろんな見聞をすること、それから体験をすること、そして一番大事なのは、ほかへ行って見てくること、視察力、こういったことはやっぱり大事なことだと思うんです。したがって、今後そういう意味を十分町として施策に行けるよう

に、予算化も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、次、子育て環境づくりですけれども、実際無料化にはどのくらいかかるのでしょうか、まだ試算はしていませんか、していなかったらしていなかったで結構です。

○議長 答弁調整のため、暫時休議します。(14時39分)

○議長 再開します。(14時43分)

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育料を完全に無料化した場合の影響ということでございましたが、昨年の歳入の実績で計算しますと、2,340万ほど野沢保育所、それからへき地保育所の保育料収入がございますので、その分が影響してくるということでございます。ただ、この保育料をすべて無料化した場合、入所希望が大変多くなるということが予想されまして、その入所希望をこれ以上多くなりますと、現在の施設では保育受け入れすることが無理だということがありまして、今年度につきましては、乳幼児子育て家庭支援事業というようなことで、家庭で保育する、家庭についての支援をしていくというような方向で、今回やったということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その関連を聞いたというのは、まず今年から実施している乳幼児子育て応援金、毎年お金がかかるわけですよ。それを補てんする、充てることもできるんじゃないかということです。町長が明言したわけですから、やると言ったら早くやればいいわけです。そうじゃないと毎年応援金というのは続くわけですから、廃止しない限りは、それらも含めたつもりです。

あと合わせて、それまでに無料化にする場合の施設ができるころに、その応援金をもらっている子どもと、あと保育士、その問題については大丈夫なんでしょうか。保育士の退職者もいると思います、それできるまで。そうじゃなければ今から準備して、採用も考えなければならぬと思います。その辺の関連性。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 家庭における乳幼児の応援金を計画する前に、実は私の姿勢として、保育料を全部無料化にできないかということで、担当課のほうに検討させたわけでありまして、25年度予算ですね。その場合に問題があるというふうに、逆に検討してきた課の中で持ってきたのが、いわゆるそうした場合に、平等性を考えたときに、実は0歳から5歳まですべて受け入れるという体制には整っていないんですという課題にぶつかったわけです。そうした場合には、やっぱり一番問題なのは、一番手にかかる、あるいは0歳から2歳児、このところの施設というものが、ちゃんと整っていない限り受け入れることが不可能ですということがありまして、そこから一つ課題があって、なかなか今すぐの段階では解決できないと。

そこで、逆に職員の担当課の中で出されてきたのが、町長こういう案でどうですかと持ってきたのが、今の現実になっている子育て応援金になってきたわけです。これだとやっぱり入れないということでも、家庭でその分みていただける、じいちゃん、ばあちゃんがいるということであれば、そこに今度、月1万程度でも出しながら、0歳に限りなく近いような形

を取っていくことができるというようなことで、今回採用させていただいたわけであります。そこで、この完全無料化の条件の一つとしては、ちゃんとした整備された保育所で、そして住民の、家庭の要望が全部聞ける、こういう体制が整った時点で、合わせ一体のものとして考えてみようじゃないかということになっているのが現在であります。

ですから、国のほうでも、さっき言いましたけれども、まだ財源の問題で約7千億かかるとういわれております。ですから、まだ少しこの財源的にはっきりとした、確保されたようなものが出されてこない限り、政府の、国のほうで明確に、いついつからということにまだ決まっておられませんから、そういったことも十分アンテナを高くしながら、検討していくことも必要かなというふうに思います。また、ただ、先ほどの2千4百数十万の、ただ財源的なものだけではありませんので、その辺のことも十分検討しながら、町として今後の施策にどう対応していくか、十分これは取り組ませていただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その件はわかりました。

健康づくりについてですが、私の認識と町長の認識がちょっと違うところがあるんです。町長は健康がいちばんというのは、食と運動と検診とあげていますが、それも健康がいちばん、大切だと思います。でも、子どもでも大人でも、何か目標があれば一番と思うんです。私が考えついたのは、例えば保育所の子どもだったら、虫歯のない子の割合が日本一とか、あと小中学生だったら、人数は少ないけれども、体力が日本一とか、何か目標があつていいじゃないかと思いますが。あと、全体的にみれば、1人当たりの医療費が日本一少ないとか、私はそういったものを強く政策で出してほしいと思うんです。何か、やさしい施策けれども、やるんだったらみっちりとかけて、みっちりやる。それには、私たちも応援しないと思います。それは予算的な面もありますけれども、これらはそんなに予算はかからないと思います。

そういった決意で、町長に最後にお聞きしますが、公約全体についての、選挙期間中、特に言われました、太いパイプがないとか、そういったことがなくて、絶対こうやれば実行できるということを最後にお聞きします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いいご提言をいただいたと思います。健康がいちばん、それぞれの年代別や、あるいは小学校中学校、そうした方々がどこにどういう目標を持って取り組むかということが、やっぱりこれから必要ではないかということでもありますので、非常にいいご提言でありますから、これ十分そういうことを念頭に、これから検討させていただきたいと。むしろ積極的にそういうものに取り組んで、目標を持つということは非常にいいことだなというふうに思いますので、そういう取り組みをさせていただきたいと思います。

さて、政策実現に向けて、やっぱり町長という立場というのは、このパイプうんぬんの問題ではありませんけれども、やっぱり自らセールスマンとなって、積極的に取り組んで行くという姿勢が大切だというふうに十分認識しているところであります。これまでもいろいろこの4年間にわたって、いろんな人的なつながりというものを持ってまいりましたし、あるいは一人でいろんなところにも行けるような道順もだんだん覚えてきたところでありますから、そういったことを含めながら、今後は自ら切磋琢磨しながら、いろんな町村との連携

を図って取り組んでいきたいというふうに思います。

それにはいろいろと、いろんなこれまで培ってきた人材とか、そういったことについてもフルに接触を図りながら取り組んでまいりたいと思います。特に県からは副町長をいただいているわけでありますから、そういったことつながりも非常に大きいわけであります。今後、西会津町の発展のためには、その一番影響力を持っていかなければならない、十分認識して、今後、財政の問題も、あるいはいろんな施策の問題についても、しっかり対応してまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　これで私の一般質問を終わります。どうもお世話さまでした。

○議長　　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（14時54分）

平成25年第7回西会津町議会定例会会議録

平成25年9月10日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第5号）

平成25年9月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 鈴木 満子 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 荒海 清隆 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 長谷沼清吉 | | |

○議長 おはようございます。平成25年第7回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 みなさん、おはようございます。8番、多賀剛でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。今回は、伊藤町長再選後、初の定例会でもありますので、主に町長に対しまして2点ほどお尋ねをするものであります。

この夏は4年前に引き続き町長選挙が行われました。昨年続き今年の夏も記録的な猛暑の中、お互いに熱い選挙戦を戦い、再選されました伊藤町長にはお祝いを申し上げたいと思います。

さて、この選挙戦の中、町長は数々の公約を掲げながら、町民の皆さんに政策を訴えてまいりました。また、町内全域をくまなく歩き、町民の皆さんと色々なお話をし、叱咤激励を含めて聞いてきたと申しております。その中で、町長ご自身はどのようにお考えになったのか。また、その後の選挙結果をみて、どのように思われたのかお尋ねをするものであります。1期目の町政運営をどのように評価検証し、2期目の町政運営はどのようにされるのかをお伺いいたします。

1点目といたしまして、今回の町長選挙の結果をどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、首長と議会のあり方として、どのようにあるべきと思いますか。また、どのような形が望ましいとお思いなのかをお尋ねするものであります。

3点目といたしまして、1期4年間の町政運営の中で、町長ご自身が改めたほうがよかったと思うことはあったのか、また、こうすればもっとよかったというようなことがあったのか、なかったのか、お伺いするものであります。

二つ目の質問といたしまして、所信表明についてお尋ねをいたします。今定例会初日での所信表明を受けまして、私は4年前の伊藤町長初当選後の所信表明演説と読み比べをしてみました。率直な感想といたしまして、力強さが薄れ、若干トーンダウンした感が否めません。4年前は力強いリーダーシップを発揮して、この町を変える。あるいは思い切った町政の転換などという力強い発言が多かったわけですが、今回は述べられておらず、多少穏やかな所信表明だったように感じました。4年間の中で急激な変化を求めても、町民の皆さんにはなかなか理解されない、あるいは受け入れられないというようなことがあったのか、また、変えようとしても変えられないというようなことがあったのか、いろいろと想像するところではあります。その中で気が付いた点をいくつか述べたいと思います。

前回の所信表明では、まったく言及されなかったまちづくり基本条例と農業政策について、今回は明確に話をされております。まちづくり基本条例では、町民が主役であり、協働のまちづくりをしっかりと進めると発言されております。また、農業政策では、ミネラル野菜の

普及拡大に努めるとも言っておられます。このことは、町民の皆さんにとっても大変わかりやすく、今まで進めてきたことが間違いではなかったし、今後も安心して取り組める、進められると思われたのではないかと思います。

反面、今回の所信表明では、行財政改革についてはまったく触れられておりません。このことについては、4年前、一つの目玉政策、ある意味最大の政策、訴求ポイントでもあった行財政改革の推進であったはずであります。厳しい財政状況、自らを律する。あるいは率先垂範という言葉を使いながら、町長報酬を50パーセントカット、あれほど声高に語られた行財政改革の推進、なぜ今回はまったく言及されないのか、大変疑問に思うところであります。おそらく4年間の町政運営の中で、紆余曲折があり、町長ご自身の物の見方や考え方が少しずつ変化してきたのかと想像はつくところではありますが、実際はどうなのか、改めてお尋ねするものであります。

私は4年前に町民の皆さんと約束をしたことは、何が何でも実行しなければならないとか、1期目の姿勢や考え方を踏襲して、絶対変えてはならないと申しているわけではありません。約束したことがすべて実行できれば、それはそれでいいことであります。しかし約束ができなかったときは、あるいは方針を大きく変えるときは、しっかりと納得できる説明が当然必要であります。政治、あるいは町政運営というものは、ある意味生き物、生物でありますから、ときの経済情勢やグローバルな政治情勢、環境自然、いろんな状況など、それぞれの時代に即した対応をしなければならないし、物事の進め方、やり方も変化していくことも当然あるかと思えます。しかし、そのときは説明責任の中で、町民の皆さんにわかりやすく、誤解をまねくことがないようにしっかりと説明をしていかなければならないし、それが首長、町長としての責任でもあると思えます。でありますから、4年前と今回で大きく変わった政策については、わかりやすく説明していただきたいという思いでお尋ねをするものであります。また、今までの発言と今回の所信表明での発言、いささか疑問に思う点がありますので、合わせてお尋ねをいたします。

まず1点目といたしまして、各施策を実施するために、具体的なスケジュールを明確にしていくべきだと思いますが、いかがでしょうかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、今回いくつかの新しい政策提案があります。これらは町民提案制度、あるいは町民が主役の協働のまちづくりの理念から発生したものなのかをお伺いをいたします。

3点目といたしまして、先ほど申しましたように、今回、行財政改革には一切触れられておりません。前回は目玉政策であったはずの行財政改革の推進は一体どうなってしまったのかをお伺いいたします。また、町長報酬はどうかのことも併せてお伺いいたします。

4点目といたしまして、町長は所信表明の中で、本町は町政執行以来、厳しい課題を背負いつつも、今日まで順調に発展してきたと申しております。私もまったくそのとおりだと思います。しかし、選挙戦の中で、長く閉ざされた24年間との発言をされております。文章にも記載されております。この言葉の真意は一体なんなのか、また、この二つの発言の整合性はどうなっているのかをお伺いするものであります。

以上の2点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長 8番、多賀議員のご質問にお答えをしたいと思います。議員からは、町長選挙結果と2期目の施政方針について、また、所信表明について、2点ございましたので、それぞれ私からお答えをいたしたいと思います。

はじめに、町長選挙の結果についてであります。この度の町長選挙におきまして、2期目の当選を果たすことができました。これまでの1期4年間は、相次ぐ自然災害や原発事故等により、決して平坦な町政運営ではありませんでしたが、町民の皆さま、議員各位のご協力により、何とかその任を進めていくことができました。提案理由の説明でも申し上げましたが、私は、この選挙期間中、町内各地をくまなく歩き、少子高齢化、中山間地域の現状、さらには経済・雇用環境の低迷や農業を取り巻く厳しい現状を目の当たりにして、町政に対する期待の大きさと、その責任の重さを痛切に感じたところであり、改めて身の引き締まる思いをしているところであります。

今後の町政運営に当たりましては、町民の皆さんから寄せられたさまざまなご意見を真摯に受けとめ、2期目も誠心誠意、町勢伸展のために努めてまいりたいと考えております。

次に、首長と議会のあり方についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、日本国憲法及び地方自治法では、地方公共団体に議事機関としての議会と、執行機関としての長を設置することとされており、議会の議員と首長はそれぞれ住民の直接選挙によって選ばれる二元代表制をとっているところであります。まちづくり基本条例を制定し、協働のまちづくりを進める本町におきましては、その主役である町民の皆さんの生活向上と町政の伸展のため、議会と執行機関である首長が、それぞれの役割と責任を的確に果たしていくことが求められております。そのためには、議会と首長が、それぞれの立場で、多様な町民の意向を酌み取り、相互に連携・協力して、町民本位の行政運営をして行くことが、重要であると考えております。

次に、1期4年間の町政運営の中での改善点等についてのご質問であります。先ほども申し上げましたとおり、本町を取り巻くさまざまな厳しい現状のもと、町政運営を行っていく中には、反省すべき点は反省しながら、これからの4年間、「みんなの声が響くまちにしあいつ」の実現に向け、町民の皆さん・若者が生き生きと働き、生活ができる、住んで良かったと思える新しいまちづくりを目指し、対話の町政を基本姿勢として町政運営に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、所信表明についてのご質問にお答えをいたします。

まず、各政策のスケジュールを明確にすべきとおただしであります。提案理由の中でも申し上げましたが、町政運営は総合計画に基づき進めていかなければならないと考えております。新たな施策につきましては、庁内で議論し、基本計画、実施計画に登載し計画的に事業実施することで進めて行くということで考えております。

次に、新しい政策提案についてであります。町民提案制度、あるいは協働のまちづくりの理念から発生したものかとの質問であります。私は、まちづくり基本条例を遵守するとともに、一貫して、町民の皆さんとの対話、みんなの声を聞く町政を政治の基本に据え、町政を運営しているところであります。町政懇談会や町長へのおたよりなどで寄せられた町民の皆さんの意見・要望、議会における議員の皆さんからの発言など、1期4年間の中で私に寄せられたさまざまなご意見を反映して提言しているもので、その推進にあたっては、町民

の皆さんの意見をお聞きしながら進めていく考えであります。

次に、行財政改革と町長報酬に関する質問であります。行財政改革につきましては、平成22年9月に策定いたしました第15次西会津町行財政改革大綱に基づき、進めているところでもあります。事務事業については常に成果を検証をし、目的を達成した事業は廃止や縮小を図り、町民の福祉向上につながる事業、町の活性化につながる事業については、積極的に取り入れていきたいと考えているところでもあります。行財政改革に終わりはありません。今後も効率的かつ効果的な事務事業の執行を目指し、行財政改革に取り組んでいく考えであります。

町長報酬についてのご質問がありました。私は報酬につきましては、前回の選挙におけるマニフェスト、いわゆる選挙公約でありましたが、町政の基本政策・理念的なものではなく、私、自らの政治姿勢を示したものであり、今後必要に応じ、適宜判断してまいりたいと考えております。

次に、所信表明における町政施行以来、今日まで順調に発展してきた旨の発言と、選挙戦における長く閉ざされた24年間との発言の真意と整合性についてであります。町政が施行され、昭和29年4月から西会津町が施行されて以来、先人の努力によって各種社会資本整備がなされ、町が伸展を遂げてきたことは事実でありまして、評価すべきものと考えているわけでもあります。

一方で、長く閉ざされた24年間の発言の主旨は、一人の人が長く主宰者として町政を担えば、町民の声が反映しなくなるという長期政権による弊害を表現したもので、二つの発言に矛盾はないと認識しているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず町長の所信表明について再質問させていただくわけですが、まずこの各種政策のスケジュール、これは実施計画をつくってしっかり実行していくというようなご答弁でありましたけれども、それは当然でございます。ただ私が申し上げたいのは、今、喫緊に迫っている課題、例えば、昨日も同僚議員の一般質問にありましたけれども、保育所の問題等々、そういうのは、やっぱり町長がいつもおっしゃっているスピード感をもって町政に取り組むというお考えのもとであれば、しっかり町民の皆さん、実際に子どもさんを持っている皆さんの目にわかるような形で、例えば小学校の建設が終わってから、さて腰を上げて考えようというような悠長なことではなくて、今年度中にある程度皆さんのご意見を聞いて、新年度からは具体的な手順ができるようにするとか、そういうスピード感を持った政策をしていただきたいという思いでスケジュールを明確にしていかなければならないと私は申し上げたわけですが、町長はその点、どうお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 行政を運営する段階においては、確かにスピード感をもって、場合によっては即これは提案をしながら、取り組む課題というのはいろいろ多種多様にあると思っております。しかし、やっぱり子どもの安心安全、さらには町の重要施策、そしてまた、建築物、こういったことについては、ただ町だけの判断だけではなくて、やっぱり将来にわたって学校建築もそうでありましたけれども、皆さんからの意見や、あるいはどういう理想とする、例えば保育所な

ら保育所をつくるべきなのか、こういう一つのテーマをもって、そしてその中でいろんな皆さんからのご意見を参考にしながらつくっていくということが私は必要ではないかというふうに思っているわけです。

これから、私は今の小学校をできたあとからというようなことではなくて、今からでも、これからでもすぐに、その保育ニーズというものはどういう施設で取り組むべきかということとをすぐに検討するということを申し上げているわけでありますから、その順序に沿って、確実にやっていくということは必要ではないかというふうに思っているところであります。

したがって、スピード感ということは、そういう段階を経てきちっとした対応を取ってやっていくわけでありますから、その手順を申し上げているものでありまして、そのスケジュール等については、これから早急にこの政策の中で詰めて行きたいというふうに思っています。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。私は何べんもその点に関しては、伊藤町長は民間のご出身でありますから、やっぱり町民の皆さん期待されているのは、いわゆる民間のスピード感というのを期待されている面もあると思いますので、ぜひその点についても、これから、いわゆる役所仕事と言われるようなことではなくて、スピード感をもって取り組んでいただきたいという思いであります。

次に、新しい政策については、町長おっしゃるとおり、そういうような段階で来たのかなと思いますが、私が一番心配するのは、いわゆる旧態依然の、いわゆるトップダウンのような政策がされると、なんだまた今までと同じような行政主導のまちづくりになっているのかなというようなことも懸念されますので、新しい政策は、役場の中で、いろんなところで、政策を詰めていくのは当然必要でありましようけれども、こういう提案する場合は、なるたけみんなの、町民の皆さんの声を聞けるような、いわゆる若者プロジェクトとか、そういうところで一回もんで、出してもらおうというようなことも必要ではないかなと思ったのでお尋ねしたわけであります。そういうことについては、町長どうお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまでの、中にはやっぱりトップダウンでやらなければならないという課題もあるかと思うんです。やっぱり適宜に判断をして、そしてその情勢等との比較の中で、ちゃんときちっとした対応をする。それはその時代に適応した取り組みということも必要でありますから、そういう場合もあるかもしれません。しかし、政策的に、これが西会津町の将来的にやっぱり重要な課題だと思われるものについては、十分にいろんな審議会、さらには意見公募、こういう場を手順を踏んで、しっかり対応していくと、これは私の当初からの考え方でありまして、これはもちろん踏襲していくということでもあります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。質問を変えます。

行財政改革について質問いたしますけれども、なんだか今の町長のご答弁でははっきりわからない、4年前は、いわゆる目玉どころか最大の町民に対してのインパクトのある訴求ポイントだったんですよね、厳しい財政状況、自らを律する、そういうことを言いながら、いわゆる黒塗りの町長車を廃止して、町長自ら50パーセントの報酬をカットすると。町民の皆

さんにとっては相当インパクトのある、政策ではないと言いますけれども、町長のお考えだったと思います。

今回はその点について、私は断っておきますけれども、町長報酬 50 パーセントにしるとか、決してそういうことを申しているわけではありません。実は選挙後、私のところにも何人かの方から、町長は今後も 50 パーセントの報酬でいくんだよね、そういうような話を私されているわけです。ですから今回、町長自らの言葉で話をさせていただきたいという思いで質問したわけであります。

私は先ほど言ったように、この大きな方針転換をするときというのは、町民にやっぱりわかりやすく、例えば言いづらいことであっても、それははっきり説明をしていく必要があると思うんです。今のご答弁だと、適宜判断してまいりたいというようなことですから、どうもわからない。その点を再度お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、議員は行財政改革と町長報酬の 50 パーセントをドッキングしていろいろと質問されて、組み立てておられるわけでありますが、私はそういう考えではありません。行財政改革というのは、常に日常的に行っていかなければならない、そういう判断のもとにこの行財政改革というのをとらえているわけであります。

ですから、これまで町としては、これは何回も議員の皆さんにも説明してあるとおり、行財政改革というのは、これは西会津町で待ったなしの施策であり、常にそういう立場で、これは取り組んでいるということでありまして、15 次西会津行財政改革大綱というものが定められてありますので、その中で進めているわけであります。

その一つは、これは事務事業の見直し、これはスクラップアンドビルド、こういうふうにとらえてもよろしいかと思いますがけれども、今までの事務事業を検証して、そしてそれがやっぱり到達したと、あるいは時代にそぐわなくなったということについては、やっぱりこれは思い切って取りやめる。さらにはどんどんと情勢も変わってきて、新しい制度のもとに新しくこれを行っていかなければならないものについては、それはやっぱり適宜に判断をして取り入れていくと、こういうやっぱりインパクトのあるような町政執行というものを取っていくには、常に行財政改革という認識のもとに取り組んでいくというのが私の姿勢であります。

ですから、常にこの行財政改革というのは取り組んでいるわけであります。そして、その中で一番大事なものは、私は財政ということであります。これはもう議員のときから、私自身が、西会津町の財政構造というものは、やっぱりこれから年々厳しくなっていくだろうと、それには率先垂範、こういった姿勢のもとづいて、まず基本的な政策の中で、それはしっかり根付いていかなければならないと、こういう判断のもとに、私は町長報酬が 50 パーセントカットしたから、今の、今回、決算に表れてきますけれども、非常に財政も好転してよくなっているわけです。ただ、それが 50 パーセントカットしたからとかうんぬんなんていうことは一度も言ったためしはありませんし、そういうことではないだろうというふうに思います。それは、常に町長の姿勢のもとに率先垂範、こういう姿勢を今までの 4 年間の中で打ち出していこうと、こういう姿勢のもとに取り組んできたわけでありますから、その行政改革と、この町長報酬 50 パーセントが必ずしもドッキングしなければならないのかということ、決して

私はそういうことではないという判断でございます。

ですから、自らのことは、これは誰が何と言おうと、自らが判断をするということであり
ますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 行財政改革と自らの報酬カットはあまり関連したものではないと言われておりま
すけれども、でもね、その発言の中では、行財政改革、そのあとに厳しい財政であるから、
自らを律するとして町長報酬を50パーセントカットしますと言っておられるんですから、や
っぱり何らかの関連、関係があると皆さんこう思うのは当然であります。百歩譲って、町長
自ら報酬をカットしたことは行財政改革とはまた別物だということであれば、それはそれと
して、その実際に自らを律する50パーセントカットをなさるのか、それだけを簡単に聞いて
みたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今まで、私の選挙期間中においてもそうでありましたけれども、今でも、議員のほ
うに、何人かの方が、町長50パーセントカットしなければならないとか、何だという話はき
ているかというふうには言いましたけれども、私のほうには一切そういう、選挙後、あるい
は選挙期間中であっても、町長50パーセントカットしろとか、そういうような話なんていう
のは、まったく聞こえてきませんでした。ですから、私はこれをやるやらないということに
ついては、十分に自ら律しながら、これから適宜判断をしてみたいということでありま
す。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 この件に関しましては、先輩議員も同趣旨の一般質問を通告しておりますから、
そちらのほうにもまた任せていただきたいと思えます。ただ私は、先ほど言ったように、50
パーセントにしなければいけないとかということではないんです。町民が疑問に思っている。
私、4年前に、町長報酬50パーセントカットなさるという議案が提出されたときに、町長こ
れいつまでなさるんですかと、町長のご答弁では、私の任期中は半分にしますよと、その任
期中が1期目の任期中だったのか、町長である以上だったのかというのは、私はそこまで聞
きませんでしたけれども、そういうことで、私のところに50パーセントしなければいけない
ですよという話ではない、どうなんでしょうかねという、やっぱりわからないから聞いて
くる人がいるというようなことであります。それはのちの質問者にまた任せたいと思えます。

それと、所信表明の中で、最後に言うておりました町政執行以来、今日まで順調に西会津
町は発展してきたと、本当に私もそうだと思うんです。ただ、この長く閉ざされた24年間と
いう言葉、発言は、どちらかというとながティブな発言ですよ、この長く閉ざされた24
年間があったから町が発展しなかったとか、そういうように連想される言葉なんです、全
然矛盾はしないということであります。私はどうも納得できない。その点をもう一度お尋ね
します。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 昭和29年4月から西会津町が、7月ですか、町政が施行されて、今年59年、来
年60年を迎えるわけです。ですから、一つの60年という長い西会津町の町政の中において、
歴代の町長の方、あるいは議員の皆さん、さらにはいろいろな各種団体やそれぞれの町民の
皆さんが、一緒になってこの間、西会津町という一つの町をつくりあげてきたということ

ありまして、そこには当然、時代とともに変化してきたいろんな行事や物事もありましょうし、特にやっぱりインフラ整備という観点からすれば、あのさゆり公園を含めて、やっぱり福祉施設を含め、やっぱり広くこの西会津町が、全体が発展したということでもあります。私はその中で、7期、町議会議員として、その経過というものをずっとみてきましたし、あるいはいろんな場合によっては、参画をして、西会津町の建設に私は携わってきた者だというふうには思っているわけでもあります。ですから、この間の先人が、やっぱりつくりあげてきたことは、やっぱり継続してやっていくということでもありますし、その評価というものは、誰が何と言おうも、やっぱりこれは評価すべきであろうというふうには思っているわけです。

しかし、この町長、首長というのは議員と違いますから、やっぱりそれを行っていくには、私は長いとか、短いとか言うんじゃないくて、やっぱり1人の人が6期24年間、私はもうさかのぼって言いますけれども、あの4年前、初めて町長に出るときにも、そのことを言ってきました。長く閉ざされた24年間、これはやっぱり1人の人が主宰者としてやるには長い、ですから今、政権交代のときだと、こういうことを言って、それは広く町民の皆さんに訴え、そしてご理解をいただいて、そしてはじめて町長に就任をしたという、その経緯があるわけでもあります。ですから、何も今はじまってる言葉ではありません。ですから、確かにその人物うんぬんということではありませんし、やっぱりそういう施政の中において、町政の中において、主宰者たるものは長い間、長期政権ということになると弊害が生じる。ですから、そういう意味において、私の考え方をもって、これは長期政権に対する弊害という言葉から出た、長く閉ざされた24年間ということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 そう言っていただければわかりますが、その長く閉ざされた24年間というのは、本町にとって具体的にどういうことだったのかなと、実際にその間、職員の皆さんなり、私もそうですけれども、議員になる前から、ハード面、いわゆるインフラについても、ICTのまちづくりやら、いわゆるトータルケアのまちづくり、ミネラル野菜の普及等々、あとはソフト面でも、まちづくり基本条例を、早くから住民自治基本条例をつくらなければいけないと、これからの町は。そういうのに私も携わってきた者ですから、どこを取ってこの長く閉ざされた24年間というのかなと、大変疑問に思っていたところでもあります。これは見解の相違もありましょうから、尽きないところでもありますので、質問を変えます。

まず、今回の町長選挙の結果について、昨日の同僚議員の、4番、渡部議員の質問の冒頭にもありましたけれども、渡部議員は、町長あれだけの批判票があったんだと、それを真摯にとらえて町政に取り組んでいかなければならないと申しとおりましたけれども、私も批判票とまでは言いませんけれども、前回は1,300弱の差があって当選なされた。今回は110数票の差で当選されたと、当選されたのには違いありませんけれども、私は渡部議員が言うように、やっぱりその批判票といたらどうかはわかりませんが、やはりそこら辺にも心を寄せて、これから町政に取り組んで行く必要があるかと思っておりますけれども、町長のご答弁を再度お願い申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も今回で10回選挙を行ってきたと、楽な選挙は一度もありませんでした。全部厳しい選挙だと認識しておりますし、そして一度だって、自分の思うほどの対応で、この選挙

を楽々当選したなんていうことはありません。やっぱりそれは、その次がだめならば、この次がんばろうと、こういう姿勢のもとに、やっぱり私は町会議員だったのは7期、行ってきたわけでありまして。ですから、私は今回、票の差がうんぬんというよりも、批判票ということでとらえてみればそれまでであります。しかしこの次はしっかりやれよと、今度しっかりやれば、また伊藤町政に一生懸命応援するからという、激励の言葉であろうとも一方では考えているわけでありましてから、今回の票数というのは厳しく、これは自分に律して、姿勢をきちっと持って対応していかなければならないというふうに考えているところであります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ町長にはお言葉どおり、そう取り組んでいただきたいと願うところであります。

その次に質問しました、いわゆる首長と議会のあり方について、町長のご答弁では、当然のことをご答弁されております。いわゆる私が言いたいのは、関係の問題で、もう少しうまくいく方法があったのではないかなど、何か町長のお話を聞いていると、どうしても対立軸をメインに出しているの、やっぱりそれぞれのポジションで役割を果たすことは当然必要でありましょうけれども、やっぱりその首長と議会が、なあなあ状態ではまたまずい。やっぱり適切な関係になるということは必要ではないかと思うんですが、そういう努力はされているのでしょうか。それとも議会側、われわれだけが悪いのか、その点を再度お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 首長と議会の関係、最初の答弁では、これは憲法や地方自治法におけるお互いの役割という関係で、質問がどういう質問でくるのかちょっと不明であったものですから、それは一般的なお答えとして、先ほどの答弁になったわけでありまして。

私も、そういうざっくばらんな話からすれば、何回も言うようではありますけれども、私も議員の中で、3人の町長といろいろお付き合いをさせていただいたわけです。そういう中においても、やっぱり和気藹々ということもありましたし、議会と議員との関係というのは、常にいろんな相談があったらば、議員の相談にも町長ものってあげると、あるいは町長がお願いしたいということについては、もっとざっくばらんに、胸襟を開いて、やっぱり議員の皆さんにストレートにお話をすると、そういう良好な関係というのは、私は地方自治の、本当に身近な地方自治だったらば、それは一番大切なことではないかというふうに思います。ですから、努力が足りないというようなことであるならば、これは私も反省すべき点があるかと思っておりますから、今後はそういうことについても十分意をもって、議員の皆さんとのコンセンサスを、あるいは風通しをよくするように努めてまいりたいと思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、私もそういうご答弁を聞きたかった。実際、町長は以前、議会に行くと議員にいじめられるんだというような、誤解されるような発言も実際していらしたと、それで実際、町民の方に聞くと、なんだ議員のみんなは、町長をいじているのか、1人の町長を。そういうようなことをとらえられますので、やっぱり言葉尻もしっかり整えてというか、気を使って話をしていくべきだなと。われわれは町長がそういう姿勢であれば、何の異存もありませんし、いろんな問題には、やっぱりお互いの立場で取り組んでいかなければならない。

今いろんなところでハイブリットという言葉は使われますけれども、いろんな行政ばかりではない、議会だって、町民だって、いろんな推進力があっていいわけでありますから、私はそういう一体となって、いいまちづくりのために取り組むシステムというか環境をつくりたいという思いでお尋ねしたわけであります。ぜひ町長は、町長はというと語弊ありますけれども、われわれもそういうスタンスで臨みたいと思います。

最後に、4年間の町政運営の中で、町長自身が改めたほうがいいと思ったことがあったか、あるいはもっとこうしたほうがいいと思ったことがあったかとお尋ねしたわけではありますが、私は、前回もそうですが、反省しろ、反省しろと言っているわけではありません。私だったらこうすればもっとよかったなという思いがあるものですから、その辺をお尋ねしたわけでありますけれども、私は、実際今回の選挙戦を通じて感じたこと、4年前も痛切に感じたことがあります。ある意味、なんで町長言わないのかなと、寂しいなと思ったことがあります。やっぱり本町、7千人足らずの小さな町であります。町長選挙となれば、町を二分する戦い、これはある意味やむを得ないと思います。しかし、こんな小さな町で、その選挙戦後、遺恨を残すようなことがあっては決してならないと、私は常々思っております。でありすますから、戦いは戦い、戦いが終わればノーサイドだよ、どちらを応援した人でも、ともに手を取り合っていいまちづくりをしようね、なんでそういうことが町長言えないのかなと、そういう人であれば、まだまだ4年前も、今回も、今後も、違った町政運営ができると思うんですが、それは大変寂しく私は思っているところであります。町長のお考えはいかがでしょう。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私個人の姿勢がそういうふうに映っているならば、これは誤解でありますから、町民の皆さん、もしそういう受け止め方であるというようなことであれば、これは私自身改めなければならないというふうに思います。はっきり申し上げて、今、議員が言われましたように、やっぱり選挙は選挙、そしてそれが終われば、やっぱりそれは遺恨を残すことなく、そしてノーサイドで、しっかりこの町政のために、それは議員も、そして町民の皆さんも、そして町長も、目的は一つ、町民の生活の向上、そしてこのまちに住んで、みんながよかったと思う町政をつくっていくということが、これはみんなの目標でありますから、そのためにいろんな弊害があれば、お互いにこれを取り除いていくということは、私は大事なことであり、その努力というものは当然していかなければならないというふうに思っているところであります。ですから、今後、場合によっては、そういういろんな、場合によってはというよりも、いろんな場の中で、私のそういうことが言葉足らずであれば、ちゃんとそういったことを町民の皆さんにも訴えていかなければなりませんし、今、自分の本心、本意というものは、やっぱり2期目にわたって、そしてますますこの厳しい環境でありますけれども、一方では、東京オリンピックという新しい取り組みもこれから国がなされる、あるいは今、国でこれは取り組みをされている、そして西会津町もどんどんこれから交流人口を拡大していかなければならないと、こういういろんな政策が目白押しになってくるわけであります。それには当然、行政だけでできるものではありません。その基本は何かというと、やっぱり信頼される町長、こういうことに自ら努力していかなければならないというふうに思っておりますから、十分そういった意をもって、これから取り組んでまいりたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まさしく町長、今の言葉を最初に私は聞きたかった。私も人から言われて、今やろうかと思ったら、言おうかと思ったなんて言われるときありますけれども、そうではないんですよね。やっぱりそういう姿勢が私は一番大切だと思います。ぜひそういうお気持ちであれば、今後われわれもしっかりと見守っていくというよりも、一緒になって取り組んでいきたいという私は思いであります。ぜひノーサイドで、ともに手を取り合っていていまいちづくりをしていこうと、声を大にして言っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 7番、日本共産党の鈴木満子です。1点通告いたしましたので質問いたします。

なぜ私が、1点この教育問題に1点通告したかと言いますと、やはり今、取り組むべき問題が数多くある中で、本当に間に合わなくなるような場合も出てくるので、これはちゃんと取り組まなければならない問題だなと私は思って、1点で深く突っ込んだ質問をしたいとこういうふうに思っております。

県教委は、8月27日、全国学力テストの本県児童生徒の分析結果を示しました。前年と同様に知識と技能をより確実に定着させるということと、応用として課題を解決する力の育成が非常に問題になっております。この見解を示して、県教委は、特に算数、数学は全国平均に及ばず、厳しい結果となったわけです。本件の学力低下が浮き彫りとなったことで、県教委は抜本的な対策を進めることを第一に考えなければならないというふうに追い込まれたわけです。それで来月、緊急会議を開く予定でありますよと、そういうことで教育長並びに学校長あたりに思慮をしなければならない。本当に力がないのです。そういうことで、今、取り組まなければ間に合わない。そういうふうに思うわけです。ましてや西会津は、今新しい学校が27年にできあがるわけです。そのできあがった学校に入る子どもの力を付けて、やはり学校に入らせたいなというのが私が思っていることです。学校ばかりよくて学力が付いていないということではうまくないと私は思います。

それで、質問をいたします。西会津小中学校は、学力テストについてどのように分析していたのかお尋ねいたします。

二つ目は、4年前の反省をどう活かしたのか、この活かし方が問題になるわけです。これがやっていないと力は出ません。そして今後の対策をこう考えたい、こういうのを学校できちんととらえて研究をしていくという姿勢が、今本当に求められていることとございます。文科省は、都道府県の公表だけで今回はスタートしました。それで、市町村の公表をするかしないかは、自治体にその判断を委ねるということです。任せるとということです。そういうようなことを検討しはじめたわけです。それで、国の考えというものは、本来の教育の目的をどうするのかということではなくて、序列を与えて競争させるという、こういうふうな競争が浮き彫りになり、国のこういう本音がみえてきたわけです。これは8月の27日、民報新聞の分析でございます。

三つ目は、市町村の公表は本当に必要なのかどうかお尋ねいたします。

四つ目には、好成績を持続している秋田県は、どんな心構えでやっているのかということ、一人ひとりを大事に育てようという気持ちを先生がた、あるいは家庭、地域、この力を

合わせているのが大きな要因でございます。小中連携を行っている本町は、これは可能でございます。その今の27年に入る前に、今やらなければならないことは、力を付けることです。そして新しい学校に入ってお勉強すると、こういうことを常に思っているわけですが、この辺についてどう考えているのか、いわゆる西会津町の教育方針、そしてそれを受けて、学校が研究していくと、こういうことがなっているのかどうかお尋ねいたします。

以上、4点が私の質問でございますので、教育長、遠慮なしに答弁をお願いします。これはちょっと町とは関わりがあまりないので、教育長を決して私はいじめているわけではありませんので、ちゃんとした回答をお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 7番、鈴木満子議員のご質問にお答えをいたします。

小学6年生と中学3年生を対象とし、4年ぶりに悉皆調査で実施された全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストでございますが、その結果、西会津小学校の平均正答率は、国語、算数とも県平均を上回り、全国平均とほぼ同等でございました。一方、西会津中学校の平均正答率は、国語の知識においては県平均、全国平均とほぼ同等でありましたが、国語の活用と数学は、県平均、全国平均よりもやや下回っておりました。この結果は、8月27日に公表されまして、直ちに町教育委員会から各学校に伝達し、詳細に分析した上で学校としての対策を検討するよう、指示したところでございます。

町教育委員会といたしましては、子どもたち一人ひとりの能力に見合う学力を身につけさせるよう、個に応じた指導を取り入れた授業、子供たちがより主体的に学習する授業、よく分かる授業を展開し、本町の小中学生の弱点である応用力をつけさせながら、学力向上に努めてまいります。

また学力は、議員もご指摘のとおり、学校だけの取り組みで向上させることは困難であり、今後とも学校と家庭、さらには地域からのご協力をいただきながら進めてまいります。さらに、中1ギャップを解消し、義務教育9年間を通し学力を順調に高めていくため、現在、研究的に進めております小中連携教育を、なお一層、推進していく考えであり、児童生徒一人ひとりの能力に見合う学力を確実に身につけさせるよう、取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、自治体ごとの結果の公表につきましては、文科省においては各市町村教育委員会に委ねるなど、公表方法について再考をはじめているようでございますが、町教育委員会といたしましては、全国学力テストの意義は、結果の分析により授業の改善や家庭学習の充実につなげ、個々の児童生徒の指導改善に活かすことにあると考えております。したがって、議員ご指摘のとおり、過度な学校間の競争や序列化を生み出すことが懸念されるような公表は、すべきでないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 再質問に入ります。今の答弁によりますと、西会津は大したものだなと思いますが、やっぱり数学、算数の力が落ちているということは、ちゃんと受け止めて、研究しなければならないのではないかなと私は思います。小中学校の学力テストの分析で、やっぱり何が、ここが問題であるということをきちっと示しながら、学校の取り組みが必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。今回の全国学力調査の結果、今ほどご答弁申し上げましたように、おかげさまで小学校6年生におきましては、ほぼ全国平均並みということで、もっと詳しく申し上げますと、国語の知識、そして活用、算数の知識、この三つの領域においては、全国平均よりも正直申し上げまして上回っております。最後の活用についてのみであります。これはほぼ全国平均ということでありまして、いずれにしても県平均を上回っていることは間違いございません。残念ながら中学校は、一つの部分を除いて全国平均、県平均よりもやや下回っているところがございますが、なんと言いかけても、子どもたち、生まれながらに持っている、また社会経験、生活経験の中で身に付けた知識、能力というものをそれぞれ持っておりますので、その能力に応じた学力を確実に身に付けさせることが、学校教育の大きな任務でございます。ここが一番のポイントでございます。その能力に見合う成績を残せないお子さんについては、どこに問題があるのか、アンダーアチーバーというお言葉で議員ご承知のとおり、表現させていただいておりますが、その部分を解決、改善していかないと、全体の学力向上がなされない。

それで、議員おっしゃるとおり、学校だけでそれはできないわけでありまして、わが町小中学校とも、現実に取り組んでいただいておりますが、ノーテレビ、ノーゲームデイというふうな設定もし、家庭においては親さんも、親さんがテレビを見ながら子どもに宿題やれではなくて、子どもと一緒に宿題を考えてあげたり、そういうことが非常に大事であり、求められているわけでありまして、そういうこともお願いをしているところであります。

議員ご承知のとおり、教育は家庭に原点がございますけれども、しかし、学校と家庭と地域が一体になって、それぞれの役割を果たしながら、連携して実施をしていかなければならない、そうでないと、望ましい教育はできないわけでありまして、今後もそういう方向をしっかりと堅持して進んでまいりたいと思っております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 私は、学校ごとに、学校で学年ごとに、指導内容についてきちんと検討していかなければならないと思います。ステップを細かくして、それをどのようにもっていくかということが、やらなければならないことです。だから、これを数学的な考え方とこう私らは言っているんですね。きちんと、どこに躓きがあるのか、これをやっぱり丁寧にもっていくことが、学力を付ける大きな原因だとも思います。私も何年かやってきましたけれども、やっぱり数学の優秀な先生おいでになりますよ。その先生のやり方はそういうふうな方法です。教科書を使わない、そのプリントだけでやっていくという、そういうふうな先生がいらっしゃいますので、そういう先生をお呼びして、数学だけでも少し学校で取り組んでみたらなど、こういうふうに私は思うんですがいかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答え申し上げます。

まさに教育は人なりとこういわれているわけでございます。スポーツの指導等々、すべてにおきまして、そのような傾向はみられるかと思っております。

現在、小学校、中学校をお願いをしているのは、今回の学力テストの結果、小学校6年と

中学校3年であります。その該当の学年だけではなくて、学校の傾向もそれでわかるんですよということで、1年から6年まで、中学校においては1年から3年まで、系統的に指導していかなければいけないわけですから、学校としての取り組みと、それから数学なら数学という教科部としての改善をどう図っていくのか、そここのところがポイントなので、しっかりと分析をしていただきたい。それによって、町も支援すべきところはしっかりして、というふうに考えているところでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 先ほど私が言った秋田県、秋田県はトップですね。その学校ではどんなことをやっているのかなということ調べてみたら、やはり少人数の学級でございます。そこに教育ボランティアが1人付いているんです、1学年に1人。そしてそういうふうなステップの進まないところにいっては、こうだこうだと説明しているの、みんな解けた喜びを、笑って、穏やかに、そういうふうな進め方をしています。これは部活なんかと照らし合わせると、数学的な考え方がやっぱり必要だと思えます。どこがうまくなくて負けたのか、それをやらないで、がんがんがんがん指導したって何もならない、活きないということですね。こういうことがやっぱり言われておりますので、教育ボランティア、これを小学校だったら6名くらい、中学校4名、そのくらい助けてもらってね、教科ごとに、学年ごとにやっていくというふうなことは考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答え申し上げます。

現在も教職員、教員OBの方々に手を挙げていただきまして、ボランティアとして6名の先生がたにご支援をいただいております。主に中学校で、支援を必要とする子どもたちに対しては小中ともに、議会の皆さまのご理解も賜りまして、支援員を配置させていただいておりますが、それはそれとしての効果を上げながら、ボランティアについても取り組んでいるところでございます。

中学校を中心にして今取り組んでおりますけれども、これをさらに拡大をして、議員がおっしゃるように、もっともっと効果的に取り組んでいきたいなと、こんなふうに考えているところでございます。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 人の県はこうやっているなんてことは言いたくないんですが、やはり西会津は今、やらなければならない、校舎が新しいのができますので、だから学校を今、建てるようになってしまったけれども、一生懸命この研究をして、このような学校をつくってもらいたいというようなことを言って、はじめて学校がつくるという、そういうような段階とは逆ですので、だから、学校は新しいが、頭はよくないと、そして問題児がいっぱいでと、そういうことのないように考えなければならないと私は思いますが、いかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 まさに議員おっしゃるとおりでございまして、ハード面につきましては、小中連携教育、これを中心にして、義務教育9年間で効果を上げていきたいという願いで、統合推進委員会にお示しを申し上げて、そして決めていただいたわけでありまして。今度は、中身でございまして、ソフト面でございまして。まさに27年の新校舎での学習に向けまして、昨年

から研究的に小学校の5年、6年生で、国語算数の教科担任制を実施をしております。数学の免許を持っている、いわゆる専門性の高い先生に算数をもっていただいて、国語の免許を持っておられる先生には、国語を、その学年専門に教えていただくということで、今回の6年生の結果をみて、やっぱりこれも少し要因の一つになっているのかなと、こんなふうにも思っているところでございます。

27年に本格的に小中連携をスタートできるようにということで、今研究的に取り組んでいるのが、今申し上げました教科担任制、それから児童生徒の交流ということで、ついこの間、小学校と中学校の先生がた、子どもたちが一緒になってボランティア活動をやりました。大変よかったという声もいただいているところであります。さらには今度、この秋には、小中の先生、小学校の先生と中学校の先生が、小学校の教室で算数の指導を一緒にやりましょうと、チームティーチングでやりましょうという動きにもなっております、大変望ましい方向に進んでいるかなと、こんなふうに思っております。

したがいまして、中1ギャップ、これをなくして、順調に9年間、高められるように努めていきたいと思っております。なお、昨年、教科担任制、一部やりましたが、それによって今年の中学1年生、入学生の適応はどうでしたかとお聞きしましたら、大変スムーズにいったというお言葉もいただいております、大変意を強くしたところであります。これをさらに強化していきたいなど、こんなふうに思っております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 そのお話を聞きまして、非常に安心しているわけですが、子どもの顔をみるとまだまだですね。暗い顔をしています。こういうことはやっぱり、クラスでいろいろと発想できるような配慮と、そういうことが大事ではないかなと私は思います。石井パン屋さんあたりにいると、ごそごそしているんですよ、なんだまだ行かないのかなと思ってるくらいなんです、やはりその辺の手の付け方、そういうことをやっぱり考えながら、ひとつ今後進めてもらいたい。そして新しい校舎になったら、さらにいい子どもになるように、ほかのほうよりもやっぱり人数が少ないということはやりいいことです。

そういうことで、ひとつよろしくお願ひしたいということで、私の一般質問を終わります。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 9番、青木照夫でございます。この町長選にいたっては、熱い中、大変な思いでそれぞれが戦ってきましたが、ご当選された町長、心からお祝い申し上げます。今後につきましては、それぞれ私たちは真摯に是是非で、いいことはいい、悪いことは悪い、お互いに歩み寄り、重い手ではなく軽い手で、一緒になって町民のため、まちづくりのために精進していく所存でございます。よろしくどうぞお願いします。

今次の定例会は3項目ほど通告しております。

一つ、介護予防の今後の動向について。

二つ、道の駅について。

三つ、まちづくりについて。

項目に従い、順次質問させていただきます。

介護予防の今後の動向について、厚生労働省は、特別養護老人ホームの入所要件を厳しくする方針を固めるようです。症状の軽い人の入所は、原則認めないように改められ、2015年

度からの適用を目指すとされています。厚労省は自宅での介護に比べ、特老をはじめとする施設型の介護は費用が膨らみやすいことから、新たな入所を制限することで、介護の給付費抑制につなげることが目的であるようです。そのため、入所制限の線引きを要介護度3以上に設ける方向を示しており、要介護2以下の軽度者は支給対象からはずされる意向であります。切り離されようとする介護1、介護2の方は、今後、自治体任せとなることから、介護保険法改正案はまさしく福祉の切り捨てであり、明らかな後退であります。

そこで伺います。2015年に実施される要介護度2以下の入所対象者が、支給対象から外された場合、その影響はどうなりますか。厚労省は、すでに入所されている方に影響が出ないよう一定の配慮をするといわれるが、当町に現在入所されている方が、今後実施された場合、どのように扱われるのか対応などお尋ねします。

次に、認知症高齢者の居住するグループホームで、デイサービスも受け入れる併設型拠点が可能になったことの質問であります。国内ではこれまで、グループホームとデイサービスを併設する際の基準が厳しかったことから、12年度介護保険制度見直しで受け入れがしやすくなったとされております。認知症高齢者が増え続ける中、グループホームでのデイサービスが拡大すれば、何よりも家族の介護負担の軽減につながります。現在、当町で運営されているグループホームのデイサービスはどのようになされておりますか。また、なされていなかった場合、今後どのような形で進められるのかを伺います。

道の駅について、道の駅交流館よりっせは、年間約35万人の集客があり、現時点では黒字経営であります。国道沿いの道の駅は、行楽客の休む憩いの場でもあり、町の観光案内や地元産品などの売り上げで収益が見込める欠かせない施設であります。

そこで伺います。ご承知のとおり、隣接地区で会津坂下町湯川村合同の人の駅・川の駅・道の駅が26年度にオープンされる予定であります。距離的、時間的に道の駅交流館よりっせに近いことから、完成されれば、道の駅よりっせの影響が少なからずあると思われれます。その計画内容は、町や村の単独事業としてではなく、両町村が資金を拠出して株式会社として運営されるようです。また、全国的にも珍しいとされる総合的な三つの駅が誕生されようとしております。特にこの施設は地域情報の集約、また発信の拠点にするため、物産店の売り上げの場のほかに、IT技術を積極的に活用し、神社仏閣、また観光ルートの誘導案内にも取り組みを進めていることでもあります。行楽の人は、環境がよく便利なところに自然と足が行きます。本町も道の駅のA区画の商業整備が進められていることから、集客人数の確保に向け、今後どのような形で進められていくのかをお伺いいたします。

まちづくりについて、27年度から西会津小学校が、西会津中学校に連携校として移転されます。140年間続いた伝統ある学び舎が、野沢のまちなかからなくなります。また、野沢保育所も手狭なことから移転の可能性もあり、公民館なども耐震工事の問題を抱えているところであり、野沢町内に人の集まる公共施設がなくなれば、まさにゴーストタウンになることが憂慮されます。加えて地元商店、事業所の明かりもポツリポツリと消え、先月は90年間野沢町とともに歩み続けた事業所が幕を下ろされました。また、医師として野口英世の手術をした渡部鼎の縁のあった医院も、本年取り壊されました。ともに町内にとっては歴史のある大きなともしびが消え、失われました。こうした現象は、今や西会津町の野沢だけや地方の問題ばかりではありません。都会でも同様、少子高齢化からくる波にのまれ、共通した問題

が生じているようであります。しかし、だからといって地方に住む私たちは、現実から目を背けるわけにはいきません。人口減少と高齢化は地域の活性化が確実に低下されます。西会津町の中心は野沢であり、へそです。

先日、8月25日の報道によりますと、国土交通省はまちづくり政策を抜本的に見直しをする。つまり郊外に広がった機能、病院や介護施設、商業施設など、中心部に集約させるコンパクトシティを国の指導で全国に広げる転換であります。それを法律で明確にし、郊外からの移転を国が後押しをする。補助金や税の優遇策をつくり、2014年度から実施することの方針が示されました。西会津町に直接該当する制度ではありませんが、空洞化されようとするまちなかを取り巻く条件は同じであります。そのことは、行政側もとらえておられる中で、まちなか再生というプロジェクトチームが議論をまじわしているようであります。今、期待することは、現実を実現する具体策が必要であります。

そこでお伺いいたします。過疎化が急速に進み、各集落を維持する財政負担の増加が予測されます。町のシンボルである役場を中心に、町全体の整備が必要と思われれます。町の将来像をどのようにとらえ、計画を進められるのかお伺いいたします。

二つ目、当町では現在、総務省からの支援で、集落支援や地域おこし協力隊など、取り組みがなされ、成果を上げているようであります。また、このたび専門員としてケーブルテレビの派遣員も決定し、期待するところであります。わが町は広範囲な面積を抱える町であり、まだまだ課題が山積されてあります。その実現を可能にするためには、能力を十分発揮できる専従職員の活躍が重要であります。その取り組みによって成果を上げている地方自治体もあります。その必要性についてお尋ねいたします。

以上、私、3項目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、介護予防の今後の動向についてのご質問にお答えします。

はじめに、特別養護老人ホームに入所できる要件を介護度3以上に限定した場合の本町の影響と対策についてであります。先月6日に報告された、社会保障制度改革国民会議の報告の中で、特別養護老人ホームの入所者について、中重度者に重点化を図ると明記されたことから社会保障審議会の介護保険部会の中で、入所基準の議論がされているようではありますが、まだ、具体的な内容について国、県からの情報はありません。

本町では、平成25年4月現在、特別養護老人ホームに入所されている方は65名おり、その内、要介護1の方は1人、要介護2の方が6人となっております。現在、どの特別養護老人ホームでも待機者が多く、入所の順番も予約順ではなく緊急度の高い方を優先的に入所させていることから、すでに介護度の低い方は入所が困難な状況にあります。そのため介護老人保健施設や有料老人ホームなどの他の施設や、在宅サービスを利用いただいております。

町としましては、在宅サービスを充実させるため、介護職員初任者研修事業を実施し、介護職員の養成を推進するとともに、西会津診療所と連携した訪問看護ステーションの拡充に取り組み、少しでも長く在宅での生活が維持できるよう支援してまいりますのでご理解願います。

次に、認知症高齢者の介護に関するご質問にお答えします。

議員おただしのとおり、認知症高齢者が居住するグループホームを併設型拠点として、デイサービスを実施することは制度上可能ではあり、現在あるグループホームのぞみでも実施に向け検討をしました。しかし、構造上受け入れることが難しいことから、実施にはいたりませんでした。本町の介護認定者は589人おり、その中で介護が必要な認知症が認められる方は413人であることから、65歳以上の高齢者の13.7パーセントの方が認知症であることになります。

町としましては、これらの人が、軽度や中度のうち、在宅で地域の人の見守りを受けながら、ホームヘルプサービスや訪問介護、通所サービスを利用しながら住みなれた地域での生活が送れるよう支援してまいります。また、現在、デイサービスやデイケアなどの通所サービスの中に認知症の方が増えていることから、認知症の方を専門にケアできる認知症対応型通所介護施設について、第6期介護保険事業計画策定の中で検討してまいりますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、道の駅についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、湯川村と会津坂下町が中心となって整備を進めております道の駅については、平成26年の夏頃にオープンとの予定と聞いております。こうした中、道の駅にしあいづでは、福島県の西の玄関口としての立地条件を活かし、高速道路などの道路情報や観光情報の提供をはじめ、特産品のミネラル野菜、農林産物の加工品、地酒、沖縄物産の販売など地域の特色を打ち出した運営をしております。また、ペット連れの利用客に対応したドッグランや、電気自動車用の急速充電器の設置、さらに道の駅の魅力アップを目指したA区画の施設整備など、時代に対応した施設整備や特色づくりも合わせて行っているところでもあります。また、会津地域の道の駅11駅で構成している、会津道の駅連絡会では、それぞれ会津地域の活性化に向け、連携して各地域の物産の取り扱いや観光情報の提供などを行っているところでもあります。今後も各道の駅が連携するとともに、それぞれが地域の特色を出し合い、競い合うことによって、相乗効果が生まれ、会津全体はもとより、道の駅にしあいづの集客効果につながるものと考えております。

町としましても、年間約30万人の利用客がある道の駅にしあいづは町経済及び観光の拠点施設であることから、さらに魅力ある施設となるようA区画の施設整備など、周辺環境の充実に努めてまいりる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、青木照夫議員のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

議員も申されたとおり、国土交通省は人口の減少や高齢化の進行などを受け、行政機関や医療機関、福祉施設、商業施設をまちなかに集約し、高齢者でも歩いて社会生活ができるコンパクトシティ化を提唱しており、地方都市においても事業が推進できるよう、自治体への補助制度や、民間事業者への税優遇などの制度導入を検討していることが7月上旬に新聞報道されました。

県においても、市街地整備の方針として、歩いて暮らせるまちづくりを提唱しており、本

年度から野沢地区に導入する都市再生整備計画事業においてもそうした方針に基づいて、中心市街地の活性化を大きな目的に事業実施していくことにしています。

議員からは、町役場を中心とした町全体の整備が必要とお話がありましたが、4番、渡部議員の質問の中でもお答えしましたように、今後、野沢まちなか活性化委員会を立ち上げることになっております。本委員会のご意見をいただきながら、野沢地区の将来像を描いていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、専従専門員の配置についての質問にお答えいたします。

町では、特定目的の達成のため、過疎化高齢化の進む集落を支援する集落支援員を、町の活性化等を目的に地域おこし協力隊員を、農産物の栽培指導を行うため栽培指導専門員をそれぞれ配置しております。今後も複雑多様化する行政ニーズに対応するため、必要に応じて専従専門員を配置し、効果的な施策の推進を図っていきたく考えますので、ご理解願います。

○議長 暫時休議します。(11時40分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは再質問に入らせていただきます。まずはじめに、特養老人ホームについて、まず言葉として中重度という言葉がありますが、その中重度というまず解説と、をひとつと、それから、給付を外されることによって、高齢者からは医療や介護などの負担が増設、サービスという不安の声があると、その点について。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護関係のご質問にお答えいたします。

中重度という言い方をしておりますが、その後の報道等によりますと、要介護度3以上の方を中重度というような言い方をしております。それから、要介護1、2の方の給付を外すということは言うておりません。特別養護老人ホームの入所を、そういうふうに制限したいというようなことでありまして、要介護1、2の方につきましては、それ以外の介護サービスは受けることが可能であるというふうになるというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 人数的にはそんなに、今、要支援1人、それから6人という数字であるようでもありますので、数字的にはそんなに問題はないかなと思いますが、ただ、答弁者の説明の中では、まだその予備軍というか、ほかの方がたくさんおられるということで、その制度にかからない方はもちろんのことではありますが、その後に対しての、これからの対応はどのようにされていかれるのか、その点。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 質問にお答えいたします。

今ほど要支援という言い方をされましたが、要介護1、2の方でございまして、それで、現在、先ほど申しました人数につきましては、特別養護老人ホームに入所されている方のうちの要介護2、要介護1の方の人数であります。町内では、要介護1に認定されている方

が99名、要介護2に認定されている方は116名おります。この方々に対しましては、介護老人保健施設に入っておられる方もおりますが、基本的にはホームヘルパーですとか、デイサービスを利用しながら、在宅で過ごしている方がほとんどでございます。ですので、町としましては、そういった在宅の介護の部分を今後もできる体制づくりというものに力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 認知症に関係することで質問したいと思います。グループホームではデイサービスも可能であるということではありますが、ご答弁の中には、施設の関係では現在のところは無理だということではありますが、認知症は人数的にも多くなっているということではありますが、答弁書の中には、今後、6期の中において認知症対応型通所介護施設ということで、今後そういうことを考えていらっしゃるということですが、その内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認知症対応型通所介護施設についての質問にお答えいたします。

この認知症対応型通所介護施設につきましては、今のデイサービスはすべて介護認定を受けた方が、すべてが対象になって通所されているわけではありますが、この認知症対応型通所介護施設につきましては、その介護認定を受けた方の中で、認知症の症状がある方、そういった方を中心に通所で、デイサービスという形で通所していただいて介護するというような施設でありまして、これにつきましては、第5期の介護保険事業計画の中でも、その必要性を検討していくというような内容になっておりますので、それを受けまして第6期の策定の中でも検討していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 国では、認知症の推進5カ年計画ということで、オレンジプランということで発表されておりますが、これは全国で4,100カ所もあるということの中で、これからも西会津町も今言われた中で、通所施設とか、またいろんな国が1泊、宿泊できる小規模多機能型居宅サービスという言葉を使っているらしいんですが、今後はやはりそういう地域での密着型というか、身近な施設というのは、当然現在の施設では足りない数字でありますので、制度的に進めて行くのではなくて、西会津町の老人施設はこうであります。こういう準備がしてあります。安心してどうか利用してください、住んでくださいというような姿勢も大事なのではないかと思います。その点について、今後の施設の使い道とか、またいろんな話は値するかわかりませんが、奥川でも未来交流館とか、そういう中での、まだ認知症にいたらない予防介護のミニデイサービスと、そういう施設なども利用されると思われませんが、予防施設以外に、やはりその本人が認知症になった場合、今言ったように、もっとわかりやすい、利用しやすい町の計画、あり方を進められるような計画などはございませんか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認知症の方に対する対応についてのご質問にお答えします。

今月の広報はご覧になったでしょうか。認知症に寄り添うということで特集が組まれております。その中で、西会津診療所の坂田先生がコメントを載せておるわけなんです。その中でちょっとご紹介させていただきますが、症状が比較的軽症から中等症のうち、在宅で

家族や地域の人に見守られながらホームヘルプサービスや訪問介護、通所サービスなどを活用しつつ、今までどおり在宅での生活を続け、たまに短期入所など施設サービスで息抜きをし、重度になった場合、長期入所可能な施設を利用するというような、大まかな目安で限りある資源を有効に共有するということが必要だというふうに、坂田先生おっしゃっております。これは本当に町の基本的な考えかなというふうに思っております。

ですので、認知症になっても、軽度、中度の方につきましては、地域で見守りながら地域の中で生活できるような体制づくりというようなことで、町としましては、認知症サポーター養成講座、これを各地区で開催しております。今までに、平成18年から今まで63回、各地区とか団体等で実施しております、その認知症サポーターの養成という、認知症を理解していただく方々を増やしていくというような取り組みをしております、地域でも守れる体制づくりというようなことを進めておりますので、今後もそういったことに力を入れながら認知症については見守っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。

次に質問、道の駅についてお尋ねしたいと思っております。道の駅は当初、本年度は1,200万の予定で計画、またオープンがという計画でありましたが、補助の関係で、最終的には28年オープンと、補助対象が農林水産省であると、ほかの中での説明で理解したところでありますが、答弁書の中にも、これは会津道の駅協会というか、グループというか、そういう中で、お互いの集客をしながら相乗効果を上げていくという答弁の内容であります、私はそういうことであるかもしれませんが、西会津町として、本当にこれから生き残るためには、相当な設計、内容が独自のものでなければ通過されてしまうのではないかという不安があります。課長は上り、若松、郡山とすれば、下り、新潟とすれば、どちらのお客さんが立ち寄られるシェアがあると思いませんか、そこら辺ちょっと。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

うちの西会津町は、福島県の、新潟県から入る西の玄関口というようなことでありますので、当然よりっせに来客される方々は、新潟方面の方が多いというようなことでありまして、新潟の方々が会津観光をして、その帰りに寄っていかれるというような、下り方面というんですか、そちらのほうが多いのかなというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今回の答弁は、新潟の帰りの方が多いと、たぶんそうだと思います。であれば、私の心配するところでは、今、隣接される道の駅、湯川、坂下が協同でつくられるということの内容は、人の駅・川の駅・道の駅、これ三つ合わせて約5万8千平米という規模の中でやられるということなんですが、道の駅の特徴としては、特徴あるものは、人と歴史を結ぶ会津の歴史、人と食を結ぶ会津の食、人と自然を結ぶ会津の自然、人と文化を結ぶ会津の文化というような特徴ある、そういうことは取り上げて、特徴として道の駅を運営されると、内容であります。

そこで、さっき新潟県の方が多いということは、お客さまが若松、郡山に行った、じゃあ

帰りはお土産を買いたい、寄りたいといったら、私は磐梯町、それからそこにできれば、人の駅・川の駅・道の駅に足がよったら、ここまでの経路はキロ数でいうと23キロ、車でいうと20数分、そこでもし休んだとしたら、西会津町の道の駅は、たぶん通過されるのではないかと、私自身も運転していれば、だろうと思います。その中での、道の駅が協同して相乗効果を高めてやっていきますということではありますが、私は西会津町に行ったら、このものが買える、このものが食べられる、こういうところで休めるというものでなければ、私はこれからの運営というのはどうなのかなということで、今回取り上げておりますが、その点、副町長、実行委員長というか責任者というか、道の駅のトップでありますので、お考えをお示してください。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 再質問にお答えしたいと思います。

昨日も3番、長谷川議員の質問にお答えいたしました。私がこの道の駅のA区画の部分の検討委員会の委員長ということで、仰せつかって、さまざまな各界、各層からの方に委員にご就任いただきまして、今のところもいろんなご意見をちょうだいしながら、よりよいA区画の整備を図っておるところなんですけれども、まさにこの競合するかどうかという議論は検討委員会の中でも話は出ております。その中で、今議員がおっしゃられたとおり、当然、連携をして、それぞれの相乗効果を図っていかねばならないということはもちろんなんですけれども、やっぱりその中で、それぞれの道の駅が、それぞれのブランド化や、その産地を特化した形で、それぞれの地域の特徴ある製品を提供するような形にもっていくことが、やっぱりこれはそれぞれ生き残っていく中においては、十分大切なのかなというふうに思っております。

そういった中で、やっぱりこの西会津、野沢地域を考えたときには、いろいろこの体験型のテナントも必要なのかなと、これはやっぱり野沢の、これまでのいろいろそういった伝統的な民芸品やら、そういったこともありますので、そういったことも一つ強みとして打ち出していかなければならないのかなと思っております。また、当然今、道の駅では、ミネラル野菜を中心とした本町の農林産物、キノコも含め、そういったことも非常に好評を得ているところでございます。春先には、なんととっても安全安心に提供できる山菜等も西会津が一番、今安全だということで、県外のお客さまも多くみえておるところでございます。

こういった一つには、他の地域とは異なる、西会津の強さといいますか、このブランド性をこれからつくっていかねばならないのではないかなというふうに思っています。そういった意味において、昨日もお答えいたしました。農業者の皆さん、生産者の皆さんのこれからの力強いそういった取り組みも行政として後押しをしながら、まちなかにある商業者の皆さんにも、ぜひまた一歩踏み出した形でのテナント出店ですとか、そういったことをしていただけるように、総力をあげて、われわれとしても先進地の道の駅等をこれから順次視察してまいりたいと思いますので、いろいろいいところを学んで、後発組として必ず魅力あるA区画を整備して、ほかの道の駅に負けないように整備していきたいというふうに強く思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 副町長の答弁ですが、私はちょっと意気込みが弱いかなと受け取りまし

た。というのは、28年オープンですよ、それで川の駅・人の駅は来年です。ということは、やっぱり二番茶、三番茶になる可能性もある。当然それはかまわないでしょうけれども、やはり先手、先手にやっていく商売というのが普通であります。われわれの計画しているA区画は、もうそれこそ数十年の経過を要しているわけです。今いろんな面で補助関係で遅れ遅れと、手が付けられない、あとあとになったというお話であります、私はそういう面からみても、大変残念だなということでもあります。

その中で、内容的なことをちょっと質問させていただければと思いますが、現在、A区画はアーケードの後ろになると思います。それで、おそらく雪関係のほうでは片屋根、そんな想像されますが、本当にお客さまがよりやすい、使いやすい、そういう店の青図面というのは、今の段階ではどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 A区画の建物についての具体的なお質問ですけれども、屋根についてのご質問ということですが、基本計画の整備検討委員会の中でも、いわゆる構造とか、あとそういったレイアウトとか、そういったお話もかなり出まして、やっぱり一番その中で議論になったのが、やっぱり雪処理についてをきちっとすべきではないかというようなお話がかなり出されました。それで今、青木議員おっしゃられたように、片屋根にして、今のよりっせと同じように後ろ側に落とすというか、そういうのもいいだろうということ。それから落とした以上は、それを迅速に処理できるように、後ろ側にもブルが入れるような、そういった仕組みづくりもしたらどうかとか、そういったような、かなり皆さんがた、雪処理についてはお考えをもっておりまして、そういう面には十分意を配して、設計するようという、そういった意見が出されましたので、今後、実施設計の中で十分雪処理については検討していきたいというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今、雪の関係のことでお話されましたが、私の見る目では、あのアーケードがとても気になります。むしろないほうが、お客さまにとっては利用しやすい、入りやすいのかなと思っています。その点は、アーケードはどうかさるんですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 アーケードについてのご質問ですけれども、この話も基本計画の整備の中に出まして、結局アーケードがあるために、表の店自体が見づらいとか、そういうのも出てくるのではないかとということで、基本計画策定の中では、取り外すことも今後の実施設計の中で検討していくべきじゃないかというような、そういったお話も出ておりました。

失礼しました。3月の全員協議会の中でも、基本設計をお示しした中では、アーケード、取り外したような設定で示させていただいたところでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 質問を変えます。

まちづくりについてお願いいたします。まちづくりについては、今までは、再生まちなかプロジェクトチーム、現在は若者プロジェクトチームという内容で会議を進めておられるわけですが、答弁の中には、県では、歩いて暮らせるまちづくりを提唱、それは中心街の活性化になるということを答弁されていますが、その平行して、今後、野沢まちなか活性化委員

を立ち上げるということですが、その点の内容について伺います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいまの質問にお答えいたします。

本年度より、野沢地区の都市再生整備計画事業というようなことでスタートいたします。この中には、公園であったり、それからポケットパークであったりというような、それから自慢館の整備であったりとか、そういった事業が含まれているわけですが、当然、公園だとか、ポケットパーク、そういったものを一番活用されるのは地域に住む住民の皆さんだというふうに考えているところでございます。そういった計画の内容、こういった公園をつくっていくのかとか、どんなポケットパークをつくるのかというようなことにつきましては、地域の皆さんも参加をさせていただいて実施にあたっていきたいというふうに考えているところでございます。間もなく、今、準備をしているところでございますが、野沢まちなか活性化委員会というようなことで組織をしまして、そういった皆さんに意見をうかがいながら、今後野沢地区の事業については進めていこうというふうに考えおります。

この活性化委員会ですが、区長さんの代表者であったり、あと商店街の代表の方にも参加していただきます。もちろん商工会の関係者の皆さん、そのほか老人クラブの代表の方、それから今子育て中だという若いお母さんがた、そういった皆さんにも、各世代の代表者の皆さんに参加をさせていただいて、いろいろこれからの野沢地区のそういった事業の内容、それからこれからの野沢のまちづくり全体について、ご意見をいただいきたいというふうに考えている所でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 段取り的にはいろいろいろいろ考えて、いろんな会議を設けて進められているような感じがしますが、私たちからみると、もう机上論はもういいと、もう本当に予算を獲得して、まちなかをよくするんだと、そういう目安がないのかなと、そう思います。長年まちなかプロジェクトチームが約2年半近く会議をされましたよね、今、若者も数年やっていらっしゃる。その中で今、ただ今のような委員会を立ち上げると、そうではなくて、まちの中は今、現在こうなんだと、こういう目標なんだと、人の誘客を図るには今大事なんだと、私が質問の内容で、もう本当に学校はなくなる、保育所、それから公民館、いろんなそういう検討課題がある、そういう中で、本当に、この間ある人に、俺はまちなかを歩くと恥ずかしいぞと、お前たち何やっているんだというようなことを言われました。まちなかを歩いては恥ずかしい、昔は野沢に来ることが誇りであり、いろんな商店に行っては話をかけたり、友達がいたり、それを喜びと感じていたような方だったんでしょ、今は恥ずかしいと、そういうことを聞かされたら、私は今課長の言われたように、本当にとんとんとんと机上論で進んで、それでいいのかと、私はそうではなくて、やはりこれからの予算を用意するから、町の皆さんも一緒にやろうじゃありませんかというようなところまでいかないと、私はこれから何年先になるかわかりませんが、実現にはほど遠いような気がします。この件は、町長の答弁をひとつお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずこのまちなか、野沢地域全体をどうするかというのは、まさに今はじまった議論ではありません。本格的に議論がなされたというのは、私はやっぱり駅前通りの整備、こ

ういうところからしっかりはじまってきたというふうに思うんです。ですから、これまで町が行ってきたのは、まず駅前通りをしっかりと道路の環境整備をやっていこうということで、あのとおり、駅前通りがやっぱりしっかりと対応されてきましたし、街路灯整備も行ってきたわけです。ですから、私も何度か行っておりますけれども、さあいよいよ、今度はまちなか本通りをどうするかということに、今はなっていますよ。ですから、これに向けて事業採択はもうすでになっているわけですね。ですから、都市再生整備計画事業において、もうすでにこれは今年度から事業は採択になって、予算もある程度確保しているわけです。ですから具体的にこれからどういうふうな事業設計を組んでやっていくかという、そういう段階にきているわけです。

そのためには、先ほど多賀議員にも、いろいろご質問ありましたけれども、これは行政サイドで、上意下達のようなやり方ではなくて、やっぱり西会津町の住んでいる方々が、私は歩いて楽しめるまちづくりをするには、どういうふうなまちづくりが必要だという、町民の皆さんの声というものはやっぱり大事にしていかなければならない、それには昨日も言いましたけれども、まず雪に強い街並みをどうするかということもあります。そして今、いろんなところで電線が取っ払われながら、環境整備を行っているところがたくさんあるわけです。こういうのが西会津の、あのまちなかで可能かどうかということも、これ真剣に考えなければなりません。

それからもう一つは、まちなか整備を全体でしていこうじゃないかと、これは拠点だけではありません。それには商店街の皆さん、あるいは道路沿線の皆さんにも協力をしていただけるような、まちなか再生のための条例整備ということも私は必要になってくるのではないかと、そのためには、町としてある程度の予算と補助金を出しますので、どうぞこういうまちなか整備を行っていただきたいということも出てくるでありません。

さらには、これも予算化して進めておりますけれども、古い西会津町の野沢まちなか再生の中で中心となる、いわゆるふるさと自慢館の整備ということについても、やっぱりしっかりやっていこうということで、今そういう段取りでちゃんと進めているわけでありますから、そのところをやっぱり認識していただきながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

これは蛇足になりますけれども、今のA区画の内容も、やっぱり連携してやっているわけです。青木議員そのものも、このA区画の委員になっているわけでありますから、そういったことのこれまでの経緯というのは十分知っているわけだと思えますよ。そしてその中で、いろんな今日出されたような内容というのは、すでに委員会の中でやり取りしているわけです。ですから、そういったことも認識しながら、ぜひ与えられた責務というものについても十分認識しながら、今度のまちなか再生については、どうぞそれ以上に、今まで以上にご協力をいただきたいなど、こんなふうに思っております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 町長のお考えを伺いました。昨日の答弁の中でも、確か宿場町をうんぬんと言われた、文化的なうんぬんと言われました。今の中でも、自慢館という整備をこれからやりますと、お話だろうと思いますが、自慢館はご存知のように歴史館であります。現在、大河ドラマで八重の桜、放映されて、会津が全国的に注目を浴びているところであります。その

中で、山本覚馬の秘書、斉藤鶏一、これは野沢の出身であります。私が申し上げたいのは、宿場町も当然ながら歴史的なそういう、質問書の中にもありましたけれども、まちなかの再生のためには、やはりそういう歴史的なものをもっと大事にすれば、足を運んでもらえるような、そういうものがあるのではないかと。もちろん当然、段取り的には整備、道路、いろんなものがそういう順序、次第にはあるんでしょうけれども、やはりもっともっと歴史の実際あった研幾堂とか、そこで学んだ教育、医学、政治、そういう方の、いろんな方の実際の活躍された方がいらっしゃいます。そういうことを含めて、実現できるような、またその方たちの足跡が訪ねられるようなまちづくりも、私はこれから必要ではないかなと思います。その点については、議長、答弁はいいですか。そのまちなか再生の歴史館的なもののとらえ方をちょっとお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは、これからそれぞれの分野の中で整備計画を進めていくことに、私はしていきたいというふうに思います。ですから、例えばふるさと自慢館、そこにはどういう形として、あの建築をもっと拡大をしていくか、整備をしていくかということは十分これから商工会と詰めていきたいし、当然、資料館的なそういう歴史や文化というものを大事にした、そうした対応というものをその中でちゃんと生きていくような、そういうつくりにもやっぱりしていく必要があるだろうというふうに思いますし、また、これからのいろんなピンポイント的にも、今、言われましたように、いろんな文豪、文客も来ておりますから、そういった方々に対するいろんなところの資料館というものも必要になってくるだろうし、そして歴史と文化にふれあっていただけるような、そういう拠点づくりも必要になってくると思います。議員の今おっしゃられた内容というものを十分参考にしながら、これからのまちなか再生に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 みなさん、こんにち。10番、荒海清隆でございます。今回の一般質問に2項目ほど質問を出しておりますので、順次質問をいたします。

今回の9月議会は、先の町長選挙において、町民の皆さまから今後4年間の町政を負託されました伊藤町長にとっては、初の定例会であり、心新たに議会に臨まれたことと存じます。先の町長選挙は、かつてないほどの激戦であったことは、町民の皆さまの記憶に新しいことと思います。特に112票の僅差で当選されたことについて、2期目の町政運営にあたり、所信を伺うものであります。

次に、前回のマニフェストに、町長の報酬50パーセントカットがありましたが、今回は触れておられません。8番、多賀議員も同様の質問をしておりますが、改めて町長の考えをお伺いいたします。

三つ目に、町民が主役の協働のまちづくりは進展していると思いますか、お伺いをいたします。

2項目目は、財政調整基金の運用についてであります。現在、財政調整基金が10億円ほどあるとのことですが、この基金の活用について、地域の活性化や安全安心のまちづくりのた

めに運用はできないのでしょうか、お伺いをいたします。

私の質問は極めて簡潔であります。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10番、荒海清隆議員の2期目の町政についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、町長選挙結果と2期目の町政運営の所信についてであります。8番、多賀議員にもお答えいたしました。この選挙期間中、町内各地をまわり、くまなく歩き、本町を取り巻く厳しい現状や課題を目の当たりにして、町政に対する期待の大きさ、責任の重さを痛感したところであります。今後の町政運営にあたりましては、1期目以上に町民の皆さんから寄せられたさまざまなご意見を真摯に受けとめ、誠心誠意、町勢伸展のために努めてまいりたいと考えております。

次に、町長報酬についてのご質問にお答えいたします。

私の報酬につきましては、先回の選挙におけるマニフェスト、いわゆる選挙公約でありましたが、町政の基本政策・理念的なものではなく、私、自らの政治姿勢を示したものであり、今後必要に応じ、適宜判断してまいりたいと考えております。

次に、協働のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

町では、これまで、まちづくり基本条例の趣旨に基づき、協働のまちづくりを進めるため、町の総合計画の策定作業や、重要施策等について意見を伺う各種審議会等委員の一般公募、各種計画案を公表しての意見公募、さらには、町政懇談会の開催や町民提案制度の導入などによる公聴機能の強化を図り、まちづくりのさまざまな場面において、町民の皆さんの参加を呼びかけ、広く意見を聞く体制を構築しながら、着実に協働のまちづくりを進めてきたところであります。提案理由の説明等でも申し上げましたが、今後ともその協働のまちづくりの主役である町民の皆さんの生活向上と町政の伸展のため、「みんなの声が響くまちにしあいつ」の実現に向け、住んで良かったと思える新しいまちづくりを目指し、対話の町政を基本姿勢として町政運営に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 10番、荒海清隆議員のご質問のうち、財政調整基金の運用についての質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、財政調整基金は年度間の財源不足を調整し、計画的に財政運営をするために設けられている基金であります。本町における平成24年度末の残高は、11億8,500万円ほどでありましたが、本年度当初予算において3億7千万円を取り崩ししており、本年度当初時点の残高は、約8億5,200万円となっているところです。本年度の取り崩し額が3億7千万円もの大型になった要因は、西会津小学校などの大型公共事業が予算化されたこと、庁舎整備基金に5千万円の積み立てを行ったこと、1億3千万円の起債の繰り上げ償還を計画したことが主なものであります。その年度の事業計画により、基金は大きく変動していくことになります。

本町は、現在実施中の西会津小学校新校舎整備事業をはじめ、商業施設の整備、防災行政無線のデジタル化、役場庁舎整備など、いくつもの大型プロジェクトが計画されています。財政調整基金につきましては、そうした特殊要因となるような事業の実施にあたり、有効に

活用していく考えであります。

議員がただいま申されました、地域活性化や安全安心なまちづくりなどの事業につきましては、当初予算にしっかり予算化し、確実な成果があげられるよう取り組んでおりますので、ご理解願います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長のご答弁で、町政にあたる決意を、8番、多賀議員と同じことだと思いますので、これは省略させていただきます。

それで、前回のマニフェストの一つ、町長報酬50パーセントのカットであります。私は町長のご答弁は納得いかないと思います。なぜかと言うと、私的なことであると言われておりますが、先回の1期目の選挙においては、50パーセントカットを声高に掲げて、それをマニフェストにされております。決して私的な考えではないのではないかと思います。

あともう一つありますが、先の町長選挙において、後援会の資料だというようなことで、町長報酬50パーセントのカットについて触れております。これは立派なマニフェストではないかと思います。私、多賀議員とのやり取りを聞いていて、一つ、一番残念だったこと、がっかりしたことがあるんですが、それは、私は町長は50パーセントカットを続けてくれるもの、そのように信じておりました。それが当然であるのではないかというふうに考えております。そのために、私は大したものだなというようなことで、いろいろ褒める言葉を用意しておいたんですが、何か期待外れであります。再度お伺いしますが、そのマニフェストではないんだというようなこと、本当にそうなんでしょうか。再度お聞きいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは、先回は確かに、町長報酬50パーセント、こういうことで行財政改革ということは喫緊の課題だということの意味合いからしても、あるいはそういう改革を進めるという大きな視点に立てば、まず自ら律し、そして自分自身の考え方、自らのことでありますから、それは率先垂範という意味において、その姿勢を表したということで、マニフェストの中にも書かれておりましたが、今回、自らのマニフェストということは、自らの政策ができないものをやろうなんていうことは、考え方は毛頭もっていないわけであります。

したがって、今回の選挙戦における私の2期目の4年間の中における政権公約という中において、町長報酬50パーセントカットをやるなんていうことは1行も書かれておりませんし、また、そういうことは、いわゆる町政の基本政策、理念的なものはないというような意味から、今回についての内容は、これは適宜判断をしていきたいということで、先ほどにも答弁にも申し上げましたとおり、自らの姿勢を示しているということでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 理解をしろと言われても理解できません。ということは、マニフェストではないということはある得ないですね、講演会の討議資料に、私は408万円をカットしています。そして現在、これは町のために使われております。一方は、今までどおりやるんでしょうというようなことですね。これは私事であってマニフェストではないというようなことは言えないのではないかなと思います。

かつて社会党が全盛だったころ、首相になった人がおりますね、突然。あれっていうのは、

私あのか、本当に驚いたんですが、皆さまもご記憶あると思います。なんで社会党党首が首相になったのか、内閣総理大臣になったのか、あの人は党の理念も何も捨てて首相になりたかったのかなど、あの当時、私は思いました。厳しいことを言いますが、町長、あなたは町長になりたくて50パーセントカットのマニフェストをあげたんですか。それならば、信念を通すべきではないかと私は思うんです。あやふやな適宜判断していくというようなことでは、町民の納得は得られないと思います。

町長、あなたが50パーセントカットできるというようなことは、本当は町長、あなた幸せな人なんですよ。私はそう思っています。普通に考えて、できる人はそうはいなんじゃないかと思えます。私なら到底できません。できるあなたは幸せなんです。ですからマニフェストにもあげました。それをやるのを町民は期待しております。今みたいに、個人的なことで適宜判断するというようなことではなく、やるというようなことを言っただけませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員お言葉ですが、町長をやりたくて50パーセントを掲げたというのは、私は甚だ心外だ。そういうことよりも、西会津町の将来展望をどうするかということが、いわゆる町長になろうとする信念と基本的政策をもって対応しなければ、誰も票など書いてくれませんよ。たかだか50パーセントカットで町長あがったなんていう見方で、この町をみているなんていうことは、それは選挙民を、私は愚弄していると思う。そうではないでしょう。私はちゃんと、できることとできないことぐらいの区別はわかっているんです。そういう意味において、やるべきこと、やらなければならないことというのは、自らの政策の理念にもとづいて、ちゃんとマニフェストなり、あるいはチラシなり選挙公約の中で掲げて、そして立派に選挙戦を戦っているんじゃないんですか、そして、小差の問題うんぬんありますけれども、どんな選挙でも、私先ほど言いましたように、楽な選挙なんていうのは一回もありません。10回やっているんですよ。本当に厳しいんです、選挙というのは。私はそういう意味においては、しっかりやらなければならないなど、自分自身に今でも言い聞かせているわけです。ですから、今回の選挙の中で、私は1行なりとも50パーセントかんぬんうんぬんと書いた覚えもないし、これまでの中で、選挙演説の中でも、こういったことに触れたこともない。しかし、現在進行している範囲の中においては、50パーセントカットというものは、こういう姿勢の中で私は取り組んできましたということは言いましたけれども、この2期目の政策の課題の中に、そういったことに触れてはいないということは、それは政策論争ではなくて、自らが課せられた判断のもとに、適宜判断をしてやっていけばいいことではないのかと、こういうふうな意見で、自分の考えで今回対応しているといことでもありますので、そのところはしっかり理解をしていただきたいし、そして、何が何でも50パーセント町長はカットしなければならぬということであれば、議員自らが提案して、私の50パーセントをカットすればいいじゃないですか。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私はそういう意味で言ったつもりではないんですが、ちょっと誤解があったようですが、町長、冷静になって考えてください。わかりますよ、できるからやったんですよ。できなければやりませんよね。できるから2期目もやってほしいんです。やれと、それが悪いということであつたら、話にはなりません、町民はそれを期待していると思いますよ。

皆さんどう思われるかわかりませんが、政策ではない、自らの決断でやってきたんだと、2期目は一言も、何も言っていないと、確かに言っておられませんね。ただ、講演会の討議資料に載っていただけでございませぬ。これは誰が書いたかわかりませんが、書かれたのかもわかりませぬ。詮索するつもりもありませんが、そこに立派に載っているということは、町長が言おうが言わないが、立派な政策なんですよ、マニフェストなんです。あれを読んだ町民の皆さんは、ああ2期目も町長は自ら身を削ってやってくれるんだなと、みんなそう思ったと思いますよ。私も当然やってくれるものだ。やらなかったら、それこそ町民への背信行為ですか、それじゃないかなと思います。政治信念がないという、そういっても、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、私はそう思います。

それで、ちょっと話がそれますが、町はこの半額カットした町長の報酬、どのような措置をされているんですか。

町長は報酬カット、50パーセントカットしていましたね。年間でいくらになりますか、その報酬というのはどのように措置をされているんですか。こういうお金だったら、町長の身を削ったお金だったら有効に使われなければならないと思うんですよ。2期8年で3千万以上でしょう。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、町長の報酬の関係についてご答弁を申し上げたいと思います。

条例上の町長の報酬の月額につきましては、現在72万9千円ということでございます。その半額になりますと、36万4,500円ということになります。町長の50パーセント減額の条例の期間につきましては、町長が就任された翌年の平成22年4月1日から、町長の1期目の任期でございます本年の8月4日までがその50パーセントの期間ということで、特例条例でこれを定めているところでございます。単純に計算いたしますと、約1,600万ほどが減額ということになります。これは報酬の部分だけでございますけれども、それが約1,600万くらいかなというふうに現在試算はしております。

この部分につきましては、どの事業にそれを充当したという、特別充当先を定めてやっているものではございません。町全体の政策の中にその部分を活かして、反映をしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまの総務課長のご答弁ですと1,600万、貴重な町長が身を削られたお金が一般的に使われたようなお話でございますが、私は何がなんだかわからない使い方をするよりも、これは町長の報酬を半額にしたものから出たものだというような使い方してもいいのではないかと、基金をつくってもいいんじゃないかなというくらいに思っております。

○議長 ちょっと10番。終わった4年間の話だよな、これからやるとは言っていないんだから。

○荒海清隆 やるというようなことではなくて。

○議長 やってもらいたいとなればでしょう。その辺ちょっと区別してやってもらわないと。

○荒海清隆 そのくらいの信念を持っていなければいいのかなと考えております。そういう気持ちはありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 何が何でも町長のを半分にしないとどうも納得できないそうでありますから、そこは先ほど言いましたように、この自分自身の問題でありますので、これは誰が提案するというのではなくて、自分自身がしっかり判断をしていかなければというふうに思っているところであります。ですから、適宜判断をさせていただきたいということでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長、再三自分自身のことであると強調されておりますが、もう町長の立場でお話されているということは、町長自分自身ではないんですね。私はそんなふうに思います。町長自分自身のことであつたら、当初の選挙で公約に掲げないで、そのあとに50パーセントカットすればいいんです、自分自身のことであれば、そうではなかったでしょう。選挙公約として大きく取り上げられた。このことというのは非常に重いことだと思いますよ。何が何でも50パーセントカットするというのではなくて、そういう信念を持ってほしいと、今後4年間、そう思って私は質問したわけですが、今現在も報酬カットなんでしょうが。

○議長 選挙公約にしたのは4年前の公約であつて、今回は本人は公約していないと言っているから、その辺を区別してもらいたいと。

○荒海清隆 4年前の公約であつて、今回はしていないと、やる意志もないというようなことですね。そうですか、わかりました。あとこれ以上議論する余裕がないかなと思います。ただ1点申し上げておきたいことは、信念を持ってやっていただきたい、そうすることによって、町民、われわれもちろん一生懸命努力します。やりたいと思います。同じなんですよ、誰がやっても、考えることは、町長がまず掲げている地域経済の活性化、これなんか私もそう思っております。同じことを考えているんですよ。だから信念を持ってやっていただきたいと言うんですよ。50パーセントカットのことはこれで終わります。町長は今回の選挙においては公約していない、ただ、誰が書いたかわからない討議資料が出て、町民の皆さんは、よほど立派な町長さんだと、書かれたことかなと思います。そのためにも町長には継続してやっていただきたいかった。残念であります。

それでは、次に移らせていただきます。町民が主役の協働のまちづくりなんですが、この町民が主役という言葉、平成20年に施行された町の基本条例の第1条の中にあります。古いようでいて新しい新鮮な言葉だと、これまでも何度かこの場で同僚議員が質問されてきました。それだけ関心があるということではありますが、町民が主役の協働のまちづくりと、大変これは響きがいいですが、本当に町民が主役でやっているんでしょうか。町長はどう思いますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 どういうことから町民が主役でやっているのかというようなことでありますから、具体的なことでなければ、なかなかこの答弁するにも難しいのかなというふうに思います。

しかし、先ほどの答弁にも申し上げましたように、西会津町が重要な政策であると、こういうときには、やっぱり意見公募を求めたり、あるいは各種審議会に諮り、その方向付けをしていただいたり、さらにはことあるごとに議会に、その内容等を十分説明したり、そういうことをしながら協働のまちづくりの精神を活かして、これまで取り組んできたことについては間違いありません。町単独で何でもやってきたなんていうことはまったくないわけがあります。その都度その都度、やっぱり重要な政策、案件については、これはしっかりと町の

方針のもとに、皆さんにお示しをしながら、それぞれの意見等をいただき、今日、西会津町のこの政策というものを成り立っているわけですから、そのところについては、しっかりご認識をいただきたいと思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 基本条例の中に書いてありますように、それは私もわかっております。意識改革、それぞれの意識改革を図ること、能力開発を推進する。情報の共有化と開示ですか、町民参加の促進と意見の反映、多様な人材の参画、これはまちづくり基本条例の中に書いてあります。まず町長が言われるまでもなく、われわれも知っていなければならないことであります。

ところが、なかなか私の目からは、町民と議会と、それから行政と、3者が協働でやっているというようなことは、あまり目に映らない、やっていることはわかります。やろうとしていることも。私、西会津の町民はあまりにも恵まれすぎているから、なかなか本気になれないのではないかなというようなことをときどき考えるんです。

一昨年起きました3.11の災害、原発、そういうことを考えてみますと、あの人たち、被災された町の方たち、町民の方たちは、否が応でもまちづくりをしなければならない、ただしたくても帰ることもできないでいる。こういうことを考えれば、われわれはまだまだ町民として甘いのかなという考えでおります。こういうことを考えれば、われわれはまだまだ真剣にまちづくりを考えていかなければならないのではないかなというふうに思っておりますが、町長どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 課題の共有というのは、それぞれの立場で考えていくということが一番大事だというふうに思います。ですから、私は例えば、いろんなデマンドバスにしる、あるいは老人の保健施設、さらには高齢者施設にしても、さらには道路整備にしても、やっぱりその地域の皆さんの意見というものは大事にしていかなければならない。そういう意味においては、地域の皆さんの声というものについて、十分反映させるという手法を取ってきたわけでありまして、学校もそうでありますよ。教育委員会でいろいろご答弁なさっておりますけれども、これは町としても、ちゃんとした方針にもとづいて学校建築を行っているわけでありまして、ですから、いろんな課題があるにしても、すべてに対して満足で、これ以上ないなんていうことはどんな場合においてもありません。私はどういうところで、これがお互いに接点を見出しながら協働で進めて行くかということの、そういうことは、やっぱりそれぞれ町行政、議会、それぞれの立場で真剣に考えていくことが必要ではないのかなというふうに思っているわけでありまして。

ですから、今までの姿勢というものは、私は、みんなの声を聞く町政というものは、まさにそういうところであって、取り組んでいるということでもありますから、もしそういうことでなければ、具体的な面で指摘をしていただければいいのではないかなというふうに思いますが、やっぱり重要な政策というものは、しっかり対応しているということだけは認識させていただきたいと思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 確かに町長おっしゃるとおり、そういう大きなことは、その政策の中でやって

いると、小さいこともいろいろあるかと思いますが、それはそれで対応しているというようなことで、協働のまちづくり、これは町長が言われるように、議会と町民と、行政と一緒にやってやらなければならないことかと思えます。

それでは次に移りますが、財政調整基金の運用についてでございますが、いろいろな事業があって、地域の活性化や安全安心なまちづくりについては、別な当初の予算で上げているんだというようなことでございます。私はちょっと勉強不足かもしれませんが、財政調整基金というのは、いつ何時でもちょっと出せるような気がしておりました。町の貯金だというようなことで、だったらちょっと道が悪い、除雪がちょっとできないだけけれども、そういうときに対応すぐにできるような体制の基金ではないかなというふうに考えておったんですが、そのための基金かと思っておりましたが、そうではないというようなことなんですかね。小学校にかかるから、それはそれで取っておかなければならないんだと、小学校にかかるのはいいんじゃないかなと思うんですよ。教育は人なりと、人は教育なりですか、言いますが、学校にかけるお金は借金だと思わないで、もっと子どものためにというような考えであれば、そんなに厳しいというようなことですか、ことではなく、もう少し余裕を持ってやっていただけないかなとは思いますが、ただ、私の言いたいことは、調整基金というのは細かいことに使ってもらうわけにはいかないかということなんです、道路のちょっと狭いところ、あるいは除雪ができないからというようなところ、そのときに町民が言われたこと、どうなんでしょうか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　財政調整基金の管理の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

財政調整基金の活用につきましては、処分の考え方としまして、これは地方財政法に基づいて処分することになります。一つは、経済情勢の著しい変動があった場合。二つ目には、災害等が発生して緊急に対応しなければならない。三つ目には、災害とは別でありますけれども、緊急に実施することが必要な大規模な事業と。四つ目には、長期にわたる財源調整の関係で、財産の取得等、特殊財政事情が生じた場合。五つ目には、繰上償還を行うような場合と、これが地方財政法でいう財政調整基金の取り崩しの条件というふうになってございます。

われわれ予算編成を進める中にありまして、これに基づいて財政調整基金の充当を考えているわけでありまして、議員がおただしのように、大規模な小学校の建設だとか、そういった大規模な事業には、これはやはり重点的に財源を投入していく必要があるというふうに判断しておりますし、これまでも統合小学校の関係については、財政調整基金をかなり投入してきたということでございます。ただ、予算の執行はやはり計画的に進めて行く必要がございますので、今ここでこういう事情が生じたから、すぐ取り崩して対応したいと、してほしいとか、こういうことは年間の予算の計上された中でまずは対応するというふうになりますので、財政調整基金の活用にあたっては、やはり計画的にこれを活用していく、これが大きな条件にもなりますので、ご了承をいただきたいと思えます。

○議長　10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　ただいまの総務課長のご答弁によりますと、計画的に使うものであって、その

計画にないもの、いわゆる小さいことなんかはこれには載らないんだというようなことでございますが、そこで町長、今の選挙期間中くまなく町内をまわってきて、いろいろ見てこられたと思います。どうでした、車に乗って危ないと思うようなところはありましたか。これはいい道路だというようなふうに思いましたか。また、懇談会等も行われて、いろいろ要望受けられたと思います。町長そのとき、じゃあやるよと、できますよと言いましたか。お聞きします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、道路に限ってでありますけれども、雪解けと同時に、やっぱり町道でも、1級町道その他、あるいは生活に密着しているような道路、いろいろございます。まず一つは、これまで自治区からそれぞれ寄せられた、いわゆる道路網の整備、これについてはしっかりと予算付けをしております。ですからこれは年次計画の中で、それはちゃんと確保してありますし、その計画どおり行っているわけであります。

さて、除雪後のいろんな道路の剥離したところとか、あるいは落石があったようなところ、こういったところについては、それぞれ議会の、この選挙期間中にまわっておりましたから、そういった要望はしっかりと受け止めてまいりましたし、すぐさまそれは対応してまいりました。ただしかし、その年度の中において、いくらこのすぐにやるといっても、その限られた予算、つまり4月から6月までの間の予算の範囲の中で、もうこれは資材とか、あるいは緊急にやるその財源が、もうすでに使い果たしてしまったというような場合については、次の議会の中で補正をして、そしてちゃんと対応するという措置も講じているわけであります。そういうところにおいても、しっかりと私は対応しておりますし、これまでいろんな出された内容については、十分その自治区長や、あるいは関係者の皆さんに説明をさせていただいて、現在もそういう方針に基づいて対応しているということでもありますから、そう大きな問題で、いまだかつてまだやっただけでないとか、というのは、そんなにはないのではないかなというふうに思っているところであります。

また、県の関係、あるいは国の関係のほうについても、その都度その都度、これは建設事務所にまいりましたり、あるいは国道の関係であれば、これは直接、県管轄であれば県のほうにいたり、例えば459の問題とか、そういった問題については、これは国との関係もございまして、そういう対応の仕方を、それぞれの部署でしっかりと対応しているなというふうに思っているところであります。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そういう予算の使い方、使い道、わかりましたが、なかなか思うように、意志の疎通ができないというようなことなんです、私も一応お願いをしているところもあります。皆さんそういう地域のほうにあまり行かれないからわからないんだと思います。生活道路が大変なんです。あと、除雪ももちろんそうです。そして、集会所なんか、とんでもない階段が付いている、これもお願いしますと、しかし一向にやっただけでない。私個人的に考えても、大したお金じゃないのではないかなと、年寄りが集会所に集まるのに、四つん這いになって登らないと登れないような階段があるんですよ、そういうところに光を当ててくださいと、財政調整基金は使えないのかなと私、思っているんです。

町長、苦い経験がありますよね、1期目のとき、私が一旦申し上げましたが、花火買って

ほしいと、そんなのわけはないということで、帰ってきたら予算がなかった。だめでした。一国の主として、そんなことで悔しいと思いませんか。サル追いの花火ですよ。副町長、たかが花火って笑っていちゃ困りますよ。大変なことなんですから、この被害が。そのとき欲しいと言われたとき、一国一城の主が、花火、何万でしょ、その金も出せないなんて、そういう予算の使い方でもいいんでしょうか。

考えることはみんな同じなんです。町を思うこと、ふるさとの発展を願うことは、町長も私も職員の皆さんも、議員も同じなんです。ただ手法が違うだけで、やり方が違うだけで、それは今後、協働のまちづくりですから、歩み寄っていいまちづくりをしなければならないと思います。町長、今後4年間の活躍を、まず信念を持ってやっていただきたい、それをお願いして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 みなさん、こんにちは。今日は最後の質問者でありますので、よろしくお願ひします。12番、五十嵐忠比古でございます。通告に従いまして2点ほど一般質問をさせていただきます。また、同僚議員と重複になると思いますが、私なりに質問をいたします。

質問に入る前に、このたびの町長選挙におかれましては、伊藤町長、当選おめでとうございます。また、議会議員の補欠選挙におかれましては、小柴敬議員、当然おめでとうございます。それでは、伊藤町長におかれましては、今後は伊藤町長は2期目を真摯に受け止め、議会と行政が一体となり、町勢発展にがんばろうではありませんか。

それでは質問に入ります。まずデマンドバスの運行状況についてであります。本町においては、平成24年4月から、小学校の統合に際してスクールバスを児童生徒の通学専用車両として運行し、予約制で乗車できるデマンドバスを導入して運行が開始されました。それに伴い、従来の定期路線バスは2路線を残して町内すべての集落でデマンドバス運行による交通体系が確立されました。運行開始から1年5カ月余りが経過しましたが、現状について次の点をお伺いいたします。

まず1点目でございますが、運行から1年5カ月を経過したが、現在の1日の予約状況は、また運行当初からの利用者数の推移について併せてお伺いいたします。

2点目、予約の仕方が現行の電話予約から、より簡単でわかりやすい予約に改善されたかお伺いします。

3点目でございますが、デマンドバス運行に関して、現状の問題点についてお伺いします。また、これまで町民から寄せられた要望等により、改善、変更された点があれば併せてお伺いします。

4点目でございますが、今後のデマンドバスの交通体系及び運用面も含めて、見直し、変更の考えはないかについて、町長の考えをお伺いいたします。

2点目でございますが、伊藤町政の2期目の問題点について、伊藤町政の1期4年間については、豪雪による国道49号での多数車両立ち往生による交通止めや、町中心部へのクマの出没、東京電力福島第1原発による風評被害、さらに平成23年7月の新潟・福島豪雨災害と、数々の非常事態時に対応が求められた4年間でありました。しかし、伊藤町政にあつては、問題を全力で解決したことは評価するものであったと考えます。財政運営についても健全な経営であり、小学校建設等の事業についても一定の礎はできたと感じられます。しかしなが

ら、町が抱える課題は山積しております。これらの2期4年間は引き続き企業誘致、若者定住促進を図り、「みんなの声が響くまち にしあいづ」の構築に向け、町政座談会等で吸い上げた地域の課題や町民からの要望に迅速に応じて、本町がますます活性化するよう望みます。そのことを踏まえて町長の2期目のまちづくりと課題について、次の点で町長の考えをお伺いいたします。

1点目、本町の木材資源を利用した木質バイオマスの発電について、民間の事業計画内容をどのようにたいひし、支援していくのか。

2点目でございますが、若者が定住できる企業誘致についてお伺いします。

3点目でございますが、本町の観光資源の整備と各方面への宣伝等の具体的取り組みについてお伺いします。

4点目でございますが、統合小学校のプール対応について具体的にお伺いします。

5点目、縦貫道路の進捗と計画についてお伺い申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、デマンドバスの運行状況についてお答えいたします。

まず、第1点目の1日の利用者数及び推移であります。本年4月から8月までの利用者数は1万2,174人で、昨年同期と比較して276人、率にして2.32パーセントの増となりました。また、1日平均であります。平日が104人、休日が24人となっております。

次に、予約の方法を現行の電話から、より簡単で解り易い予約に改善したかとおただしにお答えいたします。デマンドバス運行は、その形態は異なるものの全国のさまざまな自治体等で導入しているところではありますが、そのすべてにおいて電話予約が基本となっております。いまだに予約が面倒である、難しいとの声がありますが、町といたしましては、より多くの方に利用していただけるよう、高齢者にわかりやすいチラシの作成や老人クラブを対象とした説明会、個別訪問による説明、さらには耳が不自由な方に対する代理予約者の確保などに今後も努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、現況の問題点と町民から寄せられた要望等により改善・変更した点についてのおただしであります。本年度、平日の運行便数の増便や当日予約の時間短縮、大山まつり期間中の定時臨時バスの運行など、利便性向上のための改善を図ったところであります。

今後につきましても、町民の皆さんのご意見を十分にお聞きしながら、利便性向上のためのさまざまな改善を図り、よりよい交通体系を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 12番、五十嵐忠比古議員の伊藤町政の2期目の課題の質問のうち、木質バイオマス発電にかかる質問にお答えいたします。

本年3月議会定例会の五十嵐議員の一般質問において、本町の民間業者が本町内において、山林資源を活用したバイオマス発電所を建設する計画が持ち上がっていること、本事業は森林資源の有効活用につながる事業であり、多くの雇用を生み出す事業であることから、町としても積極的に事業を支援していく旨の答弁をさせていただきました。

町としても本事業に積極的にかかわり、電力会社との系統連系協議に町長も参加し、条件付ながら電力会社の了解にこぎつけたところであり、その後も、事業実施に向け、事業用地の地権者調査、森林組合をはじめとした林業関係者との打ち合わせや、県への事業説明などにも町も参加し、事業実施に向け各種作業を進めてまいったところであります。

しかしながら、6月上旬になり、事業者から本事業については、当面の間見送りするとの報告が、町になされたところであります。事業者によれば、国庫補助事業の活用を念頭に計画し、有効な補助事業を模索していたが、再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートした昨年7月以降、木質バイオマス発電事業を支援していた補助事業が廃止となり、事業立ち上げが困難になったというのが、事業見送りの理由でありました。

町では、本年度から個人住宅や事業所・農業施設での再生可能エネルギー設備導入を支援し普及拡大を図るため、西会津町再生可能エネルギー設備等設置事業を本年4月1日から導入しました。今後も、太陽光発電事業やバイオマス事業をはじめとした、再生可能エネルギー事業の普及拡大には、町としましても積極的に取り組んでいくこととしていますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 12番、五十嵐忠比古議員の伊藤町政の2期目の課題のうち、企業誘致と観光資源の整備等についてのご質問にお答えいたします。

企業誘致につきましては、雇用の場の創出や若者の定住を促進するとともに、人口の減少や過疎化の進行への歯止めとして、また、地域の活性化に向けて、町としても大きな政策課題であると考えております。現在の経済情勢においては、新たな企業を誘致することは大変厳しい状況であります。町としましては、県企業立地課や県東京事務所と連携し、情報収集を図りながら、高速道路との接続のよさや、町内に光ファイバーなど情報インフラが整備されていること、施設として工業団地や学校の遊休施設が活用できることなど、町の特色や立地状況などの情報発信を行い、ベンチャー企業など小規模な企業も含め、誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町内の若者の就労の場である既存企業につきましては、町工業会などとも連携しながら、町では引き続き、中小企業資金融資貸付制度や利子補給制度、企業支援補助金などにより、経営安定に向けた支援を行い、町内における就労の場の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、各方面への観光資源の整備と宣伝等のご質問にお答えします。議員ご承知のとおり、本町には緑豊かな自然や景勝地、先人の歴史、文化を残す神社仏閣、史跡などさまざまな観光資源を有し、多くの観光客が町を訪れ、地域の活性化に大きく寄与しております。現在、町では、「住んでみたい、行ってみたい町へ」をスローガンに交流人口の拡大に努めており、観光地への誘客をはじめ、自然を活かしたグリーンツーリズム活動の充実を図っております。

こうしたことから、町としましても観光資源等の整備にあたっては、毎年経常的に賃金や委託料等を計上し、施設の管理や景観の保持に努めているところであります。特に、一昨年の新潟・福島豪雨で被害を被った、銚子ノ口については、昨年より3年間の年次計画のもと整備を図ることとしており、本年度は500万円の工事費を計上し、木道、木柵、景観整備を行うこととしております。また、各方面への町観光の宣伝等につきましては、大山まつりや

ふるさとまつりなどのイベントなど機会あるごとに、町長をはじめ観光関係団体の皆さんが、報道機関や旅行関係会社等に出向き、観光PRに努めております。

観光看板につきましても、計画的に補修、書換え等を行っており、本年度は約300万円の予算を計上し、町観光地への案内看板の新設、書換えなどを行い、町を訪れる方や観光客の利便性の向上に努めているところでありますので、ご理解願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、西会津小学校プールの対応についてお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、水泳の授業は、学習指導要領に規定されており、各学年、1年間に10時間程度、夏季に実施しております。第1・2学年では、水に慣れる遊びや、浮く、もぐる遊びを行い、学年に応じて順次、計画的に指導し、第5・6学年ではクロールと平泳ぎ、それぞれ25メートルから50メートル程度泳げるようにすることを目標としております。

本町には、施設として十分に整っているさゆり公園プールがあり、雷雨等の天候に左右されずに泳ぐことが可能であります。また、専門職員により施設の管理運営がよく行き届いていることから、他市町村からの利用者にも好評であり、町の誇れる施設であります。

以上のことを踏まえまして、総合的に判断した結果、西会津小学校の校舎を新築する時には、新しいプールを建設するのではなく、さゆり公園のプールを有効活用して水泳指導を行うこととしております。教職員が専門職員にご協力いただきながら、水泳の授業を展開することによりまして、学習指導要領に示された目標は、十分に達成できると考えております。これまでの小学校適正配置審議会、小学校統合推進委員会におきまして、このことを説明申し上げ、ご理解をいただいているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、伊藤町政の2期目の課題についての中縦貫道路の進捗と計画についてお答えいたします。

西会津町縦貫道路は、奥川地区から町中心部を短時間で結ぶ道路として計画された路線で、県道部分の奥川新郷線と県道上郷下野尻線、町道野沢柴崎線で構成されており、県と町とで整備を進めているところであります。整備計画であります。県道部分につきましては、奥川新郷線では、国道459号線との接続区間、上郷下野尻線では樟山バイパス、町道部分では交付金事業を活用した野沢柴崎線の3工区により整備を進めております。

進捗についてであります。県道部の奥川新郷線については、奥川中町地区の国道459号線との接続部付近のルートが示され、6月19日に地元説明会が開催されたところであります。今後地域の皆さまにご理解をいただきながら、早期着工に向け県に要望してまいります。上郷下野尻線の樟山バイパスについては、平成24年度から一部工事に着手し、今年度は、用地買収と橋梁下部工の工事を計画しております。

町道部分についての野沢柴崎線については、平成14年度より事業に着手し、現在全体延長の約7割が完成し供用を開始しています。今年度は、橋立3号橋の下部を発注する予定です。また計画区間の阿賀川に架かる長大橋の橋屋橋については、町と議会の粘り強い要望活動が実を結び、平成24年度に県代行事業の採択となり、本年度は阿賀川左岸の橋台と橋脚の工事に着手される予定であります。

今後は、奥川新郷線の事業着手と橋屋橋早期完成に向け、関係機関に強く要望していくとともに、橋屋橋の供用開始に合わせて、町道野沢柴崎線が完成するように、鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれ答弁いただきました。だいたい理解はできたところでありますが、まずデマンドバスについてお伺いいたします。まず町長の提案理由の中で、3点ほど改善されましたが、この中で大山まつり開催中ではありますが、野沢から大久保の定期バス、これは臨時バス出ますよね、それについて、1日、乗客、その何回くらいバスを運行するか、また、乗客の数は、この期間中どのくらいの人乗っていますか、それをお伺いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 大山まつり期間中の臨時バスについてのご質問にお答えします。

運行しましたのが6月1日から6月30日までの30日間ということでございまして、延べ利用された方の合計の人数が780人でございます。ですから、1日平均26人の利用があったということでございます。

次に本数でございますが、1日、大久保行きが7便、逆に大久保から野沢に来るバスが6便となっております。

以上です。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 予約時間でございますが、2時間前でしたね今まで、今は1時間に変更になって、その影響はどうなんですか、乗客の皆さんは喜んでいらっしゃいますけれども、その辺をちょっとお伺いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 予約時間短縮についてのおただしにお答えいたします。

昨年まで、当日予約につきましては2時間前までが原則でございましたが、本年4月より1時間前に変更ということで、利用される方には大変好評でございます。予約を受け付ける会津バスの職員の方につきましても、1年経過して慣れた部分で、その1時間短縮についても無難にこなしているということでもあります。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それは理解できました。乗客の数は、デマンドバス、だんだん増えているみたいですが、その中で、トラブルとか苦情はあったらお聞かせください。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 トラブル等のご質問でございますけれども、昨年、運行開始してからも間もないころには、予約される方と予約を受けるほうの行き違いがあつて、違うバス停にバスが向かったりというようなことは何件かございましたが、先ほども申し上げましたとおり、1年経過したということで、そういったトラブルについては、まるっきりなしということではございませんけれども、かなり数は減っているという状況でございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 野沢坂下間の定期バスでございますが、それは高校生の通学と、その辺のあれですけれども、それで、乗客ですけれども、何便走って、乗客の数をお聞かせください。

また、その安全面について、その辺を、交通事故はいつ起こるかわからないんですけども、その辺はやっぱり安全を十分に運転してもらえば、その辺をお聞かせください。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 野沢坂下線のご質問にお答えいたします。

現在、野沢坂下線につきましては、平日が4便、休日が、土曜、日曜、祝日の運行が1日2往復となっております。平日が4往復、休日が2往復ということでございます。

それから利用状況でございますが、今年4月から8月までの実績、昨年と比較いたしますと、坂下線につきましては、合計で4月から8月までで4,820の方が利用されていまして、昨年度同期よりも651人、率にしまして15.62パーセント増えてございます。大きな要因としましては、西会津高校に通う生徒が増えたということでございます。あと厚生病院への通院で利用される方もおられると、あともう一つご質問で、安全面というご質問でありましたが、会津バスに運行を委託しておりまして、会津バスでは安全運行については徹底してやっておりますので、事故は起きないということで町は考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 まず昨日の一般質問の中で、5番、伊藤議員に答えた定期路線バスの増便の件でございますが、それには昨日、数字を示してもらって私も把握しておりますけれども、デマンドバスはデマンドバスで、新郷とか奥川、高目は最終あれですけども、その辺の利便性を今後考えてもらえれば幸いだと思っておりますけれども、それには町の持ち出しがあると思っておりますけれども、その辺についてお伺いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 定時定路線バスの、今、まちなか循環線、それから坂下線、2便運行しているわけでございますけれども、それ以外の定時定路線バスの運行というご質問でございますが、昨日、町長もご答弁申し上げましたとおり、今後、地域の座談会等を開催しまして、皆さまのご意見をお聞きしながら、できるかどうか、町として十分検討してまいりたいと考えてございますので、この場でできるできないの話はできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その定期バスの件は、町長も検討すると答弁していただきますので、理解できました。それでは、今後はデマンドバスの交通体系の運用面において、利用者と、また町民からの要望や意見を真摯に受け止め、改善を図られるようお願いいたします。

これでデマンドバスの件は、次の質問に移ります。まず伊藤町政の2期目の課題について、木質バイオマス発電についてでございますが、先ほど企画調整課長から説明あった中で、まず業者の参入が見送られたとの答弁でございますが、その経緯についてお伺い申し上げます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

答弁書、先ほどの答弁でも申したところでございますが、事業者からの話によりまして、国庫補助事業、国の補助事業を活用して事業を計画していたということでございますが、その有効な補助事業、その辺を探していたというようなことでございますが、固定買取制度というのができたわけでありまして、これ昨年の7月にスタートしたわけでありまして、その

買取制度ができたことによりまして、国の補助事業が廃止されてしまったということがございます。そういったことで、補助事業が該当できないということは、なかなか事業実施が難しいというようなことで、今回、見送りをしたいというようなことの説明がございました。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の答弁の中で、補助事業が見送りになったということで、理解はできました。なお、その中で、名乗りをあげた業者、何社くらいあったんですか、その辺をお伺いします。その前の時点で。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町に木質バイオマスの発電事業をやりたいというようなことで申し出のあったのは1社のみでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今のバイオマスは理解できました。

若者が定住できる企業誘致についてお伺いします。先ほどの答弁の中で、なかなか企業誘致は難しいとの答弁でありましたが、難しい難しいと言っていては、若い人がなかなか定住できる、働く場の確保をやっぱりしてもらって、やっぱり人口を増やさなければ、今、人口が減る一方ですけれども、その辺の考えをお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 企業誘致についてお答えしたいと思います。

議員おただしのように、企業誘致につきましては、雇用の場、さらに若者の定住の場、そういったことで人口の減少とか、過疎化の歯止め策としては、やはり働く場ができることによって、そういうものの防止なりには大変有効な政策なのかなと思っております。ただやはり、今の日本の経済状況、昨年末からは回復基調にあるわけですけれども、まだ中央から地方へというような流れにはまだなっていないのかなというような状況でございます。

ただこういった中におきましても、町としましても、県や、先ほども言いましたが、県当局や県の東京事務所と、そういったところとコンタクトを取りつつ、町の情報を流しつつ、やはりそういった企業等もないかどうかとか、そういった情報収集にはあたっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の答弁、理解できました。

それでは、まず地元の既存企業についてお伺いいたします。まず、地元の企業に対しては、やっぱり元気になってもらわなければ困りますし、また、若い人の働く場所の確保もままならないと思っておりますので、まず町の企業は何社くらいありますか。それで、まず町の今の支援体制はどのように継続していますか、その辺をお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 町の企業数ということでありますけれども、製造企業としましては、現在15社というようなことで把握しております。

支援体制というようなことでございますけれども、先ほども申し上げましたように、それぞれの既存企業の経営体質の強化というようなことで、資金関係の貸付制度、さらにそうした資金を借りた場合の利子補給制度、そういったものに対する資金関係の援助などを支援し

ているというようなこと。さらに、企業が研修とか、資格取得、そういった場合に対する一部上限を設けて支援をしたりとか、新規に新卒者を採用した場合については、1人につき定額の補助金を出すというよな、そういったことで町内の雇用を確保するとともに、企業の経営、そういったものに対する支援も行っているというような状況でございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 理解できました。

銚子ノ口の件ですありますが、平成23年度の福島・新潟豪雨によって、壊滅的な被害を受けたところですが、まず東屋2棟と、あと木柵、これが300万の計上でやるという説明ですけども、まず工事に取りかかったか、取りかかるのか、その辺をお伺い申し上げます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 銚子ノ口についてのご質問にお答えいたします。

今年度の事業につきましては、先ほども申し上げましたように、昨年度やりました東屋2棟やりまして、そのほか木道、木柵等の整備をしたわけですけれども、昨年度整備したその先の鉄橋の方角、さらに一本松のある、その地域までの木道、木柵、さらに東屋付近の景観整備というようなことで、今年計画しております。現在、設計段階にあたっております、その設計等を踏まえまして、これから工事に入るというようなことでございます。

○議長 課長、東屋2棟と言ったけれども、町で2棟ともやったのか、それをはっきりしてください。

○商工観光課長 町で建設したのは、東屋1棟ということで、もう1棟につきましては、東北電力のほうの資金で建設したというようなことでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その辺はだいたい理解できました。まだ、これから設計段階とのお話ですけども、いつごろ、これからまたすぐ9月でしょう、冬期間はできないし、早く、いつごろからその工事に取りかかる予定ですか、まだその辺は未定ですか、その辺をお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

基本設計については、ほぼできあがっておりますので、あとは決済等も踏まえまして、あと入札と、そういうのを踏まえてなるべく早く、降雪前には終わりたいというふうに考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 降雪前には終わるということですので、よろしく願います。またそれで、そればかりではまだ、これから水道なりトイレとか設置しなければ、観光地としての一つの景観が乱れるというか、そういうあると思いますけれども、そのトイレと水道、その辺の設置計画はあるのか、その辺をお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 銚子ノ口の整備についてですけれども、先ほど言いましたように、3カ年計画で現在進めておりまして、今年が2年目、来年が3年目ということで、来年につきましても、実施計画には工事費を計上させていただいております。その内訳としましては、簡易トイレ、その整備も計画上あげさせていただいております。水道については、今後、十分

付近を、状況を検討しながら、今後、整備計画等で載せるかどうか検討したいというふうに考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは質問を変えます。

まず統合小学校のプールについてお伺いいたします。まずプールでありますけれども、昨日の質問の中で、1番議員にお答えになった、それはわかりますけれども、ただ私もその小学校統合審議委員の中の一員でしまして、その辺は理解していますけれども、再度、また確認の意味でご質問をした次第でありますけれども、やっぱりプールは、すぐいつでも、ただ年間10時間とおっしゃっておりますけれども、やっぱり安全面から考えて、スクールバスの乗り降りとか、万が一事故でもあったら大変だし、その辺を教育長にお伺いしたいんですけれども、温水プールを使えば、先生たちの負担が減るといって、答弁の中で答えておりますけれども、それはそれで、子どもたちは、そこにあればいつでも入れるのではないかと私は思うんですけれども、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答え申し上げます。

学校のそばに新しく校舎を新築するとなれば、そのそばにプールもできるだろうというのは、ごくごく自然な考えでございます。ただいまご答弁申し上げましたように、総合的に考えてみると、年間10時間、お子さんが入りたいときにいつでも入れるといたって10時間の範囲ですから、そういうふうに決められているわけですので、いつでも入れるから、じゃあ50時間入ろうと、そういうレベルではないんです。そういうことで、学習指導要領で定められた目標は、十分に達成できますと、朝もスクールバスで子どもたち登下校しております。わずか2キロメートルほどの距離で、3分程度で、乗ったと思えば降りるくらいの距離であります。その安全面については、もう最大の配慮をしまして、この学習指導要領の目標は十分に達成されますように、私ども教育委員会、そして学校さんと、緊密に連携して取り組んでいく所存でありますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それは理解できました。それでは、夏休み期間中ですけれども、子どもたちはプールに行きますよね、それもやっぱり温水プールということで理解してよろしいでしょうか。

それでは、安全第一番、まずスクールバスで乗り降りして、その辺を私は一番心配するんですけれども、その辺をお願いいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 昨年から西会津小学校スタートいたしまして、夏休みにおきましてはプール教室、小学校13回かと思いましたが、開催をいたしました。本年度は、270名の在籍でございますが、多いときで6、70人だったでしょうか。少ないときで30名くらいということで、全校生スクールバスで体制を組みまして学校までの送迎、中学校の部活も含めまして、簡単に申し上げますと、中学生の皆さんは朝、部活や学習のためにまいります。12時過ぎに下校します。送って行ってその帰りで小学生の皆さんをプール教室にお迎えをして、3時半ころまでやりましてお帰りいただくというスクールバスの体制を組みました。これが今度、さゆりの

プールを有効に活用するというごさいますけれども、むしろ平成 27 年からは、中学校の部活動との連携も考えても、さゆりのプールまでスクールバスの体制で、学校経由ではなくて、会場に直接送迎ができると、こういうことになるかなというふうに、今のところ考えておまして、今までどおり、子どもたちの活動が十分にできるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 理解できました。それで、安全には十分気を付けて取り組んでいただくようお願い申し上げます。

それでは質問を変えます。まず縦貫道路の進捗状況と計画についてであります。これについて、樟山バイパスでございますが、これはちょっと話を聞くところによると、判子を押して、反対している人もいと聞くんですけども、その辺は本当ですか、その辺をお伺いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 樟山バイパスの用地のご質問にお答えいたします。

反対者はありません。ただ、用地の条件等がございまして、その条件を今交渉していると、そのような状況でございます。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 わかりました。なお、その条件というのはどういう条件ですか、ここではお話できないですか。わかりました。

それでは縦貫道の全体計画に対してですけれども、全体、橋屋橋が架かって完成するのはいつごろの予定になるか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 縦貫道路の完成年度はいつかというご質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げましたように、縦貫道路につきましては、町道部分と県道部分でございまして、県道につきましては奥川新郷線と樟山バイパスがございまして。奥川新郷線はまだ事業着手になっていないというような状況でございますので、奥川新郷線が完成する年度が最終年度かと、このように考えておまして、最短でも平成 30 年度ではないかと、このように考えております。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは、町長にお伺いいたします。まず本町は、自然で豊かな住みよい町であります。また降雪が多く降るので、それがちょっと悩みかなと思いますけれども、まず町民生活においては、少子高齢化が進んでいますよね。それで空き家が増えている現状にあります。まず町が元気になるには、若い人がやっぱり町に残って、先ほど企業誘致、無理だという答弁がありましたけれども、その辺の保育環境の整備や安心して働ける環境づくり、その辺を町長からお話いただけますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、どんな全国の町村、特に山間地域の市町村においては、いろんな課題を抱えているところがたくさんあるわけでありまして。しかし、その自治体、いろんな町村においても、特色を出してしっかりまちづくりに取り組んでいるところもたくさんございます。そう

したまちづくりを、やっぱり目指そうということが西会津町の一つの方針でありますから、ただ、過疎地域だからだとか、高齢化が進行しているからとかいうような、マイナス面だけではなくて、やっぱり自然の力なり、自然の豊かさというものは、十分西会津町として抱えている大きな私は財産であろうというふうに思いますので、そういう特色を出しながら西会津町の総合計画の中にかに取り入れていくかということで、今、検討しているわけであり

ます。

特に交流人口の拡大というのは、ただ抽象的でありまして、そこに携わるいろんな事業があるわけですよ、都市部から多く来ていただけるためにということだけを考えても、やっぱり西会津町の農家の皆さんとか、あるいは自然とか、そういう体験交流というのについて取り組むことによって、都会の子どもたちがふるさとを持たないというところがたくさんあるわけでありまして。そういうところにおいて、積極的に町がPRしていくことによって、新しい分野での交流人口の拡大というものは図ってこられるのではないかとこのように思いますし、同時に、いろんなまちづくりの体験などについても、JTBの清水慎一さんなどについて、いろいろ取り組んでいる内容などについても、若者プロジェクトの中で、実際に取り組んだ経緯というもの、そしてその結果どういうふうになっているのかということも、実践で話していただけるということは非常に若い人たちにとっても勉強になっているのではないかなというふうに思うわけでありまして。

まずはやっぱり人の話を聞く、そうして実際にその内容を見てくる。こういうことを実際行っているわけです。そしてその中から、西会津町ならではのいろんな事業を取り入れることによって、行政とそこで一緒になりながら新しい事業や分野に進出していく、ということが私は必要ではないかなというふうに思います。

そういった意味においては、先日も言いましたように、まちづくりというのは若者、それからよそ者、馬鹿者とか言われるわけでありまして、そういった人材の育成というものを図って、積極的に対応していきたいというふうに思います。

企業誘致というと、私は何百人かの働く人たちが、どっどある日突然来て、そこで雇用を確保できるということが、これは理想であります。しかし企業誘致の中においては、まず企業の育成、これは今、西会津町でそれぞれ、さっき15社といわれておりますけれども、私はいろんなところをベンチャー企業を含めると20数社くらいあるのではないかなというふうに思います。そういったことへの対応というものは、やっぱりベンチャー企業をどう立ち上げていくかということも私は企業誘致の一つであろうというふうに思いますし、あるいは今まで小さくとも、ベンチャーといわれるかどうかわかりませんが、西会津町の加工品を今製造して、そしてそれを売りに上げて伸ばしていこうという取り組みも行っているわけです。これだってまだ4年です。やっぱり10年、さらにはそれ以上になるかもわかりません。そうしたケースというものも、しっかり私は根付いているのではないかなというふうに思いますし、当然、今の遊休施設、こういったことをうまく活用するような企業はないか、こういうことで、まだ実現にはいたっておりませんが、せっかくの温泉水もあるわけです。そういう塩の塩水をうまく利用した、海の魚などを養殖できないものかどうかというようなことも、実際にそういうところに行っているわけです。そういうところについても、職員が行って研究してきなさいよとか、そういうことをしながら、山の中でも、実際海水に住んでいる海の魚

を育てるようなところもあるわけですね。そういった状況というものも、しっかりいろいろな知識を蓄えるためにおいても、いろんな研修というものは、これから職員も含めて、さらには町民の皆さんも関心のある方については、そういった取り組みをしていくことによって、一つずつ、この企業と、あるいはそういう取り組みがなされていくのではないかというふうに思いますので、これからただ町の考え方だけではなくて、議員からもいろんなご提言があれば、やっぱりそういったものを取り入れながら、町としても取り組んでみたいなど、今後そう思いますので、どうか提案型で、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、町長の答弁の中で理解できました。なお今後は、町長は2期目に向かって、町民の意見を聞きながら、まず議会と一体となった協働のまちづくりを頑張ってもらいたいと思います。なお、町の活性化を図るためにも、真摯に意見を受け止めるようお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時32分)

平成25年第7回西会津町議会定例会会議録

平成25年9月11日（水）

開 議 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第6号）

平成25年9月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 西会津町奥川みらい交流館条例

日程第3 議案第2号 西会津町公告式条例等の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

1. 清野 佐一
2. 長谷沼清吉

○議長 おはようございます。平成 25 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 みなさん、おはようございます。11 番、清野佐一でございます。大変恐縮ではありますが、質問に入る前、通告書の字句の訂正をお願いをいたします。質問事項の 3 番目、学校教育についての 3 行目、ここには今年度と書いてありますが、23 年度というふうにご訂正かたお願いします。大変失礼をいたしました。

それでは、さっそく質問に入ります。私は今定例会に 3 点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

その前に、先般行われました町長選挙では、伊藤町長が僅小差ながら 2 期目の当選を果たされました。伊藤町長には喜びもひとしおかと拝察いたしますとともに、祝意を表すものであります。そして今後は、1 期目の体験、経験をどのように活かされるか期待するものであります。

それではまず、町政への取り組みについて質問をいたします。去る 8 月 5 日より、2 期目の伊藤町政がスタートしたわけですが、過去 4 年間の反省を踏まえながら、新たな思いもあるかと思えます。そこで町政執行への抱負を伺うものであります。また、このたびの選挙は、まさに町を二分したものでありましたが、町長はこの結果をどのように受け止められたかお伺いをいたします。

昔から、トラは死んで皮を残す。人は死んで名を残すといわれております。人間誰もが生きていく上でこうありたいとか、あのようになりたいとか、理想を求めるものであります。町長が自ら描く理想的な町長の姿とは何かをお伺いするものであります。

次に、本町では平成 16 年に、平成の大合併には参加せず、自立宣言をいたしました。そして平成 20 年 4 月より、まちづくり基本条例を施行し、今日にいたっております。そしてこの町の憲法ともいべきまちづくり基本条例の中には、町民、行政、議会が一体となって、町民が主役だという協働のまちづくりをすることがうたわれております。協働のまちづくりをする上で一番大切と思われることは何かを伺うものであります。

次に、デマンドバスの運行改善について質問をいたします。昨年 4 月から運行されたデマンドバスは、予約により必要な方が必要なときに利用でき、利便性の向上が図られるという大きな期待のもと運行されました。しかし実際に運行してみると、予約をする煩わしさや予約する時間や、確認のための待ち時間の問題、そして本町を代表する観光地、大山祇神社、大久保への定時路線廃止による観光客からの苦情などで、改善点が浮き彫りになりました。そこで、本年 4 月より改善を加え運行していますが、それでもなお幹線道路への定時のバス運行という声が多く聞かれます。改善を図る考えがあるかないかお伺いをするものであります。

次に、学校教育について質問をいたします。まちづくりは人づくり、人づくりは教育からといわれております。平成23年度より、小学5年生から英語が必修科目となり、語学教育への取り組みが充実強化されてきました。その結果、英語弁論大会では入賞者が出るなど、その成果が顕著に表れております。本町では、昭和62年にイギリスより外国語指導助手としてミランダ・カザンチェスさんを招致したのを皮切りに、先日来町されたネイサン・オメラさん、エレン・ハントリーさんを含め、34名の方に英語の指導をしていただけてきました。この事業は、今後も児童生徒の語学力向上のため継続するのはもちろんですが、先般、私たちが所管事務調査で隣町の阿賀町に行きまわりました。津川にある中高一貫校の阿賀黎明中学校高等学校では、国際的な視野を広め、語学力を伸ばすため、アメリカ合衆国への海外研修と、海外への修学旅行を実施しておりました。いまや英語は国際語として多くの国で使われており、研修や留学など、国と国との交流も盛んに行われております。本町でも語学力向上や国際的感性を養うためにも、近い将来、中学生の海外研修も実施すべきではと思っておりますが、今後に向けた方針をお伺いするものであります。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしく願います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11番、清野佐一議員の町政への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、2期目の町政運営の抱負と町長選挙の結果についてであります。これは8番、多賀剛議員、10番、荒海清隆議員にもお答えいたしました。私はこのたびの選挙期間中、町内を取り巻く厳しい現状や課題を目の当たりにして、町政に対する期待の大きさ、責任の重さを改めて痛感したところであります。2期目の町政執行にあたっては、1期目以上に町民の皆さんから寄せられたさまざまなご意見を真摯に受けとめ、誠心誠意、町勢伸展のために努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、理想的な町長の姿についてのご質問であります。これは3点目の協働のまちづくりについてのご質問とも重なりますので、あわせてお答えいたします。協働のまちづくりにおいては、町民のみなさんから、広くご意見・ご要望を聞く姿勢が一番肝要であります。それは対話の町政を基本とする私の政治姿勢でもあります。今後とも、しっかりとご意見・ご要望を聞きながら、協働のまちづくりの主役である町民の皆さんの生活向上と町政の伸展のために「みんなの声が響くまち にしあいづ」の実現に向け、住んで良かったところと思える新しいまちづくりを目指して、町政運営に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 11番、清野佐一議員のご質問のうち、デマンドバスの運行改善についてのご質問にお答えいたします。

デマンドバス運行の改善につきましては、6番、猪俣常三議員、5番、伊藤一男議員、12番、五十嵐忠比古議員にお答えしましたとおり、本年度、平日の運行便数の増便や当日予約の時間短縮、大山まつり期間中の定時臨時バスの運行など、利用者の利便性向上のための改善を図ったところであります。

議員おただしの幹線道路における定時バス運行につきましては、どこの集落でも毎日バス

に乗ることができる現行のデマンドバス体系を維持しつつ、仮に平成23年度まで定時運行しておりました路線のうち、極入徳沢線・高陽根線・高目線の3路線を運行した場合の試算では、新たな車輛購入費で約2,850万円、運転手の人件費などの委託料や燃料費等の管理費で年間約2,700万円の経費が増加することとなります。このことから町といたしましては、限られた財源の中で最大の効果が発揮できるよう、今後も現行のバス運行体系を維持しながら、町民の皆さんのご意見を十分にお聞きし、利便性向上のためのさまざまな改善を図り、よりよい交通体系を構築してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 11番、清野佐一議員のご質問のうち、学校教育についてお答えをいたします。

外国語教育につきましては、議員ご指摘のとおり、平成23年度から小学校の5・6年生におきまして、外国語活動として教育課程に位置付けられました。小学校の外国語活動の目標は、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことにあります。一方、中学校は、この素地をベースといたしまして、外国語として、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うことにあります。

本町は、ネイティブの発音や英語独特の表現、外国文化を西会津町にいながら容易に学べるよう、県内でも早く、昭和62年から国のJETプログラムにより外国青年を招致しております。外国青年は小中学校の授業はもとより、保育所も訪問し、また、英会話教室を通じ、子どもから大人まで幅広い方々に、語学教育と国際理解教育の指導をしていただいています。今後は、さらに成果があがるよう、積極的に外国青年を活用しながら進めていく考えであります。

一方、語学力の向上、特に、聞くこと、話すこと、またその国の文化を身に付けるには、議員ご指摘のとおり、直接、外国に行き研修することが効果的であると言われております。しかしながら、習得には一定の期間が必要なことなどの課題がありますことから、将来的な取り組みとして研究してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 町長からも答弁いただきましたが、私なりに協働のまちづくりをする上で大切だと思っておりますのは、やはり町民、議会、そして町と行政と、それぞれの役割、責務を全うし、信頼関係を構築していくことだと思っております。そういうことで、矛盾や誤解で信頼関係を損ねることがあってはならないし、やはり胸襟を開いて対話をしていくというのが大事だろうと思っております。

それでは、昨日からいろいろ議論になっております町長の50パーセントの給料のカットのことについては、町長が適宜判断をされるというようなことでもありますから、それはそれとしてその時期を待ちたいというふうに思っております。しかしながら、そのような、これもやはり誤解や矛盾といいますか、誤解を招いている部分があるのかなというふうに思います。それはなぜかといいますと、町長が選挙期間中に後援会の資料の中で、50パーセント自分はカットしていると、町長はカットしていると、別の方は、前の町長と同じ額だというようなことで比べているわけですね。ということは、比べているということは、相手方が仮に当選

された場合には、その金額で、自分が当選した場合はこの金額だといわんばかりの書き方なんです。それらの誤解をまねくような記述があるということについては、町長はどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私の公約でもない、あるいは基本姿勢でもない、理念でもない、町長 50 パーセントカットについて、本当に町民の皆さんがどれほど誤解を招いて、この西会津町の将来展望に大きな疑問をいただいているのかということを考えてときに、私はそんなに町民の皆さんが思うほど、あるいはそういう誤解というのはそんなに私は感じられません。そして、この選挙期間中においても、あるいはいろんな集会においても、これははっきり申し上げますが、一切、この 50 パーセントカットしろとか、あるいはそうすべきだという話は一向に出てきませんでした。私もそういうことについてはあまり触れてはおりませんでした。

ですから、それは先回の、いわゆる選挙と、そしてまた心新たに今回、2 期目を目指すための新しい政策というものはこういうことで取り組みますよと、そういう、いわゆる切り替えをしながら、西会津町の町政を担っていく町長の姿勢を示していたのが私の政権公約ということですから、そういう誤解を招くような当時のチラシだとか、あの当時あなたがどう言ったとかということは、私はそういうことがいつまでもいつまでも、この引っぱっていくことについてどうなのかなというふうに疑問を感じているんです。やはり、ノーサイド、やっぱりこれから新しい町政に向かってあなたはどうすべきかというところになったならば、真剣にそれは議論をしていきたいと思えますけれども、そういうことの視点を変えながらやっていくべきではないのかなと私はそう考えているところであります。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 やはり疑問に思うこと、いろいろなことには、それを皆さんが誤解を解くようなことも、話をしていかないと、みんながお互いの信頼関係は築けないというふうに思うんですね。

そしてもう一つ、この 50 パーセントに関わる誤解を招いたもう一つというのは、それが町の財政健全化に貢献をしたということがありました。その中で、町長のほうでは、継続は力なりだと、継続をしていくんだという、継続、いろんな面の継続を表に出された。というのは、当然、町民もそれに貢献したという一つの成果を表に出しながら、そしてまた継続だと言っているわけですから、その辺の真意のほどはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 継続は力なりというのは、私はそのたった一つの問題が、いかにもこの拡大をして、例えば町長の 50 パーセントが、継続は力なりなんて私、一度も言ったことはありませんよ。これは継続というのは、やっぱり 2 期目にわたって、1 期目でできないこと、あるいはそういうふうな姿勢をもって、なかなかそこまで到達しなかったこと、これは 2 期目に続いて、それが実現のために今後努力をしようということが、継続は力だということを訴えていたわけですから、広く、いわゆる私の姿勢の中で、あるいは公約の中で総合的に判断をした結果、それは継続していったほうがいいと、こういうことの意味において継続は力なりという話をしてきたわけですから、この 50 パーセントカットが継続は力なりであるんじゃないかなんていう、短絡的に結びつけること自体に、私はそれはおかしいなというふうに

思っています。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今回の選挙が町を二分したということでありまして、それぞれこの町どうなるのかな、町が割れてしまうんじゃないかというようないろんな心配をする方もおるかと思えます。しかし今、町長がノーサイドだと言われましたけれども、私は常々、政治は人だと、人は心だと、長という立場に立つ人は、常に、西会津であれば町民に公平公正、そして思いやりを持って接するというふうにあるべきというふうに考えておりますが、町長の所見を伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は自分の政治姿勢として、これは広く一般の町民の皆さんにもそうでありますけれども、やっぱりこの町長としての姿勢というもの、それは胸襟を開いて、そしていかなる場合においても町民の皆さんと対話のできるような姿勢というものは堅持しつつ今日までいたっているというふうに思っています。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど町長、対話ということも言われました。とにかく議会であれ町民であれ、対話を続けていただいて、本当に誤解を招くようなことのないような町政をつかさどってもらいたいと思うわけですが、それについての考えはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も欠点の多い人間でありますから、いろいろ誤解もあろうかと思えますけれども、しかし、どういうことが具体的な誤解であったのかとか、あるいはどういうところに問題があるのかということについては、それぞれ常々町政を担っている自分として、自ら律しながら、この町長という立場に立って、今日行っているというところであります。

ですから、町民の多くの皆さんが、直接町長提案の、町長へのおたよりとか、あるいはそういう形で具体的な内容についてはそれぞれお答えをしているところも多分にあります。ですから、そういったことは誤解を解くなんていうことは、これは当然のことでありますから、そういう姿勢で臨みたいと思っています。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろ町長の決意といいますか、聞いたところではありますが、次に質問を変えます。

デマンドバスについてであります。まず確認をしたいと思えます。デマンドバス運行条例によりますと、事前に利用する人が、事前に登録をするということと、事前に予約をすれば、この二つの要件を満たせば、誰もが利用できるということによろしいですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

予約登録につきましては、乗るための要件ではございません。予約登録をした場合、バスの使用料が安くなります。予約登録をしないからといってバスに乗れないわけではございません。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 というのは、登録をしたと、それで予約をしたと、でも乗れませんよというか、

予約しようとしたら乗れませんよと言われたということがあったみたいなんですね。というのは、循環バスとか何かが通っていたとか何かで乗れなかったという話があるんですが、そんなことは聞きませんか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 詳しい、どういったケースで乗れなかったという具体的にわかればあれなんですけれども、一応、基本的に循環線、まちなか循環線が走っているエリアですと、循環線が基本でありますので、それはデマンドではなくて循環線に乗って目的地に行っていたかどうかということでありまして、例えば循環線のエリア外、例えば奥川地区でありましたり、群岡、新郷地区でありましたり、そちらから例えば停留所に行く場合は、もちろんデマンドバス利用というふうになりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まちなか循環線のエリアでの移動でしたら、デマンドではなくて循環線に乗って移動していただくようなこととなりますので、具体的なケースがちょっとわからないと、何とも今お答えできないということとなります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 その方は、循環線のエリア内ではありましたけれども、時間的なことで、登録をされたわけですね、最初、登録しろということであったから。それで、そのあとに申し込んだらだめだと言われたというようなことでありました。だから、その辺が利用される方にはっきり伝わっていなかったのかなという部分もあろうかと思いますが、それはそういうことの無いように、いろいろチラシ等でまた周知していただければと思いますが。

あと、幹線道路の復活の件ですが、今、金額的なことも示していただきましたが、今、坂下線とかで使っている、そういうバスの時間の合間をぬってとか、そういうような考えで、できるだけ幹線を走らせるかというような考えはないですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 現在、まちなか循環線、それから坂下線、合計3台のバスで定時定路線を運行してございます。今ほど議員のほうからご質問のありました幹線道路の定時バスの運行について、そのバスを振り向けるなどして経費の削減ということですが、可能かどうか、かなり坂下線、循環線、本数走ってございますので、その合間をぬって可能なのかどうかは、これからちょっと調べてみないと何とも言えませんが、経費が詰まるのであれば、そういった選択肢も一つとしてあるのかなと思ってございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 あと、大久保線についてですが、町の観光客のおいでになる場所であり、昨年のいろいろなそういう苦情とかあって、大山まつり期間中だけということで改善というか、されたわけですが、PRしてまで町に観光客誘致しようという考え方の中で、せっかく長年の、昔からのそういう近隣の市町村には、野沢の大山祇神社といえ、名だたるそういう神社ですよ。そういうところにおいでになるお客さんが、来て不便を感じるようなことではしょうがないだろうと思います。だから、まず大久保線だけでも定時路線で走るとか、そういう考えはないですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

本年6月の大山まつり期間中に定時バス運行ということで、新たに開始したわけでございます。これにつきましては、大山まつり実行委員会等々と協議をしながら、実施までいたったということございまして、6月の期間中1カ月の運行という要望が強くありましたので、町と協議した上、実施したわけでございますけれども、それ以外の、6月以外の運行につきましては、協議の中で、それ以外の月まではというような話は出てきませんでしたので、今回とりあえず6月の定時運行としたところであります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 次に学校教育についてご質問をいたします。答弁の中でも、この重要性と申しますか、その辺は示していただいたということですが、今すぐということではなかなか私も、これは実施するのは難しいだろうということで、一つの近い将来というような言葉が使われていただきましたけれども、やはり百聞は一見にしかずということでもありますし、今、名誉町民の新田正夫教育振興基金というものもあるわけですから、それらを有効に活用と申しますか、それを使わせていただいて、将来を担う子どもたちの、一つの学力の向上に寄与できればというふうに思いますが、その辺の考えはいかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 議員からご質問をいただいた内容、全般的にはまったく時宜を得たご質問をいただいたなと思っております。社会や経済の急激なグローバル化が進んでいる中でありますので、まさに昨日もご質問いただきました学力向上という観点からも、大変重要な内容だなというふうに受け止めているところでございます。

しかしながら、小学校の5、6年生において、英語活動が、外国語活動が取り入れられたという経緯は、議員も十分ご承知でいらっしゃると思っておりますけれども、コミュニケーション能力の素地という言い方をいたしておりまして、中学校のコミュニケーション能力の基礎という文言とは区別しております。まさにきっかけづくりと申しますか、そちらに重点を置いたものでありまして、その素地を養ったことを受けて、中学校でさらにコミュニケーション能力の基礎を身に付けさせるという狙いが国から示されているところであります。それに基づいて、現在、小中学校で指導をしていただいているところでございますが、議員おっしゃるように、阿賀町の中高一貫校、それから高校辺りでも、あちこちで1カ月間くらいホームステイなどをおして、というふうな事例もみられるようになってきております。中学生におきましては、基礎という部分でありますから、もし実施をすとなれば、議員がおっしゃられたように、外国に修学旅行に行く、本当のきっかけづくり、興味関心をさらにいだけいただくというふうな狙いになろうかと思っております。

現在、新しく西会津町に招致いたしました外国語指導助手お二人は、ともに大学で日本語、東洋学を学びながら、2カ月、3カ月、日本に留学した経験をお持ちでいらっしゃるが、したがってあのように日本語について堪能でいらっしゃいます。それだけの成果をあげるためには、一定期間が必要でございますので、中学校の夏休み期間は約1カ月、1カ月丸々というふうな形で派遣をする方法も考えられます。また実施の主体者として、町並びに町教育委員会が主体となってその事業を展開するのかによってまた違ってきます。それから、特に興味関心をお持ちのお子さんが、特別な組織の中で勉強に励まれて、今回、そちらのほうの呼びかけによって行くんだと、じゃあ町として、やがてグローバル化に見合った人材を輩出

して、そして西会津に貢献していただく、世界と西会津の架け橋になって活躍していただく、そんな期待も持てるわけでございますが、あらゆる状況等をこれから研究をいたしまして、またこれを実施するにあたっては、私ども教育委員会、行政委員会ではございますが、単独でその決定をし、行うということはありませんので、町長、町当局のご理解をいただいて、という流れになるのは教育行政においてもすべて同じでございますので、そういうことも踏まえながら、時間をかけて研究をして進めてまいりたいなと思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 最後になりますけれども、町長に確認をしたいと思えます。町長、対話の町政だと、あとはノーサイドだというようなことをいろいろこう言われました。とにかく町民に対して思いやりのある町政をお願いしたいと思うわけですが、その辺のお考えをお伺いしたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 思いやりの町政、そしてみんなの声を聞く町政、そして、そのことが「みんなの声」が響くまち にしあいつ、そういった理念、あるいは姿勢をもって取り組んでまいります。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 14 番、長谷沼であります。通告に従って質問をしてまいりますが、その前にお話しますが、町長選挙と同時に参議院議員の投票が行われました。西会津町奥川出身の方が、京都の選挙区で見事、参議院議員に当選されました。三瓶猛さんの娘さんであります。三瓶さんは、私と4期、農業委員と一緒に、それから議員も2期ということでありまして、猛さんの思いが花開いたなということで、非常に私も喜んでおりますし、これから町を出て、社会にはばたく青少年に、私は大きな夢を与えてくれたのではないかなと思っております。おめでとうございました。

町長選挙の結果について皆さんからいろいろご質問がありましたが、これについての私の感想といたしますが、少し述べさせていただきますが、4年前は1,300近くの票差でありましたが、今回は112ということであります。有効投票数で割りますと、伊藤町長は51パーセント、相手候補は49パーセント、2ポイントの差であります。ということは、2人に1人は伊藤町長に投票しなかったということであります。これをどう受け止めるか、町長自らどう受け止めるか、議員のわれわれもこれをどう受け止めるかであります。その件に関しては昨日の多賀議員の質問に対して、これだけの選挙をしたんだから、遺恨を残さないようにノーサイドにしてやっていきましょうという問いかけに対して、信頼される町長を目指しますと、皆さんの声を聞いてこれからやっていきますということでありますので、ぜひそのようにやってほしいなと思うわけであります。

さて町長の報酬であります。この前の4年前の選挙ですか、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、何であれだけの票差が開いたかという、私は町長の言う閉塞感だけではないなと、あのときは伊藤勝候補の言った50パーセント報酬カット、黒塗り乗用車の廃止、それによって私はあれだけの差が出たのだなと。このことについてはいろいろ言っておられ

ますが、町長の説明責任が足りないんですよ。8月5日からはもとの報酬に戻って、8月は70何万かの報酬を町長はいただいているわけですから、やはりこの選挙中に、私は2期目になったならば、50パーセントはしませんが、一言説明をすれば、こんな議論にはならないわけですから、そこら辺をやはり説明責任というものをこれからの政治活動できちっとしていただきたいなど。

引っかかったのは、荒海議員に対して、50パーセントカット触れられましたが、たかだか50パーセントの、愚弄するなよとおっしゃいましたが、私はこれをそのままそっくり返したいなと思います。愚弄しているのは説明責任を果たさなかったあなたではないのかなと思いますが、これは通告ではありませんので、一方的ですみませんが、そういうことでありますので、よろしく願いをいたします。

それで、町長の提案理由を聞いていまして、期待を持った面もありました。それは三つを活かすということでありまして。地域経済の活性化に向けて、三つを活かすと、町の風土を活かす、資源を活かす、能力を活かす。これを経済だけではなくて、町政全般にこの三つを活かして、これからいろいろな行政を進めて行ってほしいなど、そうすればわれわれとも実った議論ができるのではないのかなと思っていますので、ぜひこの三つを活かすということで、これから臨んでいただければ幸いだなと思います。

さて質問に入ります。先の町長選挙についてであります。選挙期間中、西会津町長伊藤勝名の文書が郵送され、このことが警察署から警告がなされたのであります。この文書が伊藤勝個人の名前であって、その名前で警告を受けたとするならば、なんら私はここで取り上げません。町長という公職が使われているのであります。公人としての伊藤町長の文書であります。このことを知っておられますか、知っておられたならば、どのような対応を取られたのか、知っておらなければ、これからどのような対応をするのかをお尋ねしたいわけでありまして。

次は、第5期介護保険事業についてであります。民間参入という目玉で、第5期の介護保険事業がスタートしたわけでありまして。説明を聞いておきますと、この民間の施設は、25年度では70パーセントの利用、26年度では90パーセントとなっておるわけでありまして、今議会の全員協議会の説明によれば、地域密着型の施設は来年の9月ころにならないと利用できないというわけでありまして。まったく計画どおりに進んでいません。25年度の70パーセント、これはほとんど、もう1カ所の施設がありますから0パーセントとは言いませんが、ほとんど達しないと、90パーセント26年度には達する見込みはないと言っても過言ではありません。これは施設が利用できるから、ああ俺もようやく施設に入れるなど、町民の多くは期待をしておるわけでありまして、この計画どおりに進んでいないことに対し、町は町民に説明をしておりません。全員協議会で議会には説明をなされましたが、やはり提案理由の中で遅れている理由を説明申し上げて、理解をしていただくというのが町としての責任ではないのかなと、この遅れた責任は誰にあるのか、それを明確にしていきたいなと思います。

次に、自治会活動保険についてであります。これは今年の5月でしたか、ある村からお話がありまして、草刈りをしていて車を傷つけてしまったと、それで町の自治会活動保険が使われるとそう思ったならば、だめだよと言われたというわけでありまして。保険加入の目的では、地域ぐるみで実施をする活動に対し、全町民を対象に加入しているとのことであります。

その保険の対象として自治区内に住所を有する町民と自治区となっているわけです。ですから、先ほど言ったのは八重窪ではありますが、この除草をしていた人が野沢町内のために保険が下りないというわけです。お袋さんが歳を取って、村の人足できないので、代わってやったわけではありますが、こういう結果になったわけです。この件については区長会でどう説明をしておられますか、また、全参加者に適応する保険にすべきだと思いますが、その考えはないか、なければすべて全町道といいませんが、1級、2級の町道、幹線の林道等は町の責任で除草すべきだと思いますし、これは除草だけではなくて、まつり、体育祭等も適用されるわけでありますから、これはぜひ全参加者に適用する保険にすべきと思うわけであります。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 14番、長谷沼清吉議員の町長選挙についてのご質問に私からお答えをいたします。

ただいまの議員からご質問のあった件につきましては、まったく私は関知しておりませんので、どう答弁していいのか、いわゆる答弁については差し控えさせていただきたいと思えます。

その他のご質問等については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 14番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、第5期介護保険事業についてお答えいたします。

地域密着型サービス事業所の開設につきましては、平成24年度に策定しました第5期介護保険事業計画の中で、計画期間内に認知症対応共同生活介護施設、いわゆるグループホームですが、2ユニットと、小規模多機能型居宅介護施設の整備を計画しました。参入事業者の選定にあたりましては、昨年10月から公募を行い、12月に選定委員会を開催しました。その結果につきましては、本年3月定例会で説明したとおり喜多方の社会福祉法人啓和会を事業者を選定いたしました。

同事業者は平成26年4月の事業開始に向け鋭意進めていたところですが、土地購入契約や開発行為の許可申請事務等に、想定外の時間を要することが判明し、先月8月に入って平成26年4月の開所は困難であるとの申し入れがありました。

町といたしましては、地域密着型サービスの利用を希望する町民の方々が数多くいることから、早期の事業開始を望んでいますが、今後の事務手続き期間等を考慮すれば延期も止むを得ないものと判断いたしました。また、本施設整備は、県の補助金を受けて実施することから、県の高齢福祉課とも協議をしたところ、県でも同様の判断でありました。

施設の建設につきましては、サービス提供をする事業者が主体となって進めるものでありますが、保険者であります町としましても、町民に対し各種の介護サービスを提供する務めがあることから、早期のサービス開始ができるよう事業者を支援してまいります。なお、施設が完成するまでの間、地域密着型サービスの利用を希望する方には、デイサービスやショートステイ、ホームヘルプなどのサービスを利用させていただくことで、介護負担の軽減を支援していくこととしておりますのでご理解願います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 14番、長谷沼清吉議員の自治会活動保険についてのご質問にお答えをいたしま

す。

町が加入しております自治会活動保険は、各自治区が行っております運動会や祭礼、町道や農道等の愛護作業、自治区が一斉に行う除排雪作業など、その自治区が主催する活動に対しまして、住民の方々が安心して、かつ積極的に参加でき、相互の連携意識の高揚を図ることを目的に、各自治区内に住所を有する住民を対象として加入している保険であります。

補償の内容は、大きく分けまして賠償責任、傷害保険、傷害見舞金に分かれ、具体的には個々の状況に応じた対応となりますが、この自治会活動保険は、各自治区が行うすべての活動に対して、町が全責任を負うというのではなく、あくまでも自治区の活動はそれぞれの責任のもとに行うことが基本でありますので、町はそれらの活動に対して補完的な立場でこの保険に加入し、町が、万が一事故が発生した場合に見舞金的な性格として保険金をお支払いしているものであります。

したがって、保険の制度上、すべての事故に対応できるものではありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、すべての参加者に適応する保険にすべきとご質問であります。現在の保険を拡充したような保険がないか検討いたしました。これ以上適用範囲を拡大いたしますと、町として必要のない保険内容についても加入しなければならず、本来の趣旨とまったく違った保険内容になるとともに、経費も多額となることから、現時点では町が負担する保険としては、自治会活動保険が一番趣旨に添ったものと考えております。

今後も各自治区主催の活動においては、極力怪我や事故には十分注意していただくとともに、万が一事故が発生した場合、町といたしましては速やかに保険会社と対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、町長から答弁いただきましたが、これはまったく私の想定内の答弁でありました。これが関知しているとすれば、これ大変なことになるわけであり。関知した、しないではなくて、町長名を、さっきも言いました伊藤勝そのものならば何もここで取り上げる必要はないんです。西会津町長という公職名、公人になるわけですから、それが勝手に使われていたと、関知しないということは勝手に使われたということであり。その件についてはどういう所感をお持ちですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この内容について、どういうものだったのかもまったくわからないわけ。ですから、いろんな文書の中で、もし町長名でそういうことが勝手に使われたということであれば、私にとっては甚だ遺憾だ。な。こう思っているところです。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、清野議員でしたか、町長後援会でお配りになった資料、おっしゃっていただきましたね。この中で、こういうことが書いてあるんです。自分の足で目で、物事を確認するタイプ、他人任せにしない、これはまったく私もそのとおりだと。だ。い。ぶ。前。に。言。い。ま。し。た。が、阿賀川の大水害、刻々とまだ水が増えていると、副町長は沖繩出張だと、そういう中で、あなたは現場を確認したいということで、役場を離れて、本部長として現場を確認したと、あるいは放射能汚染であります。役場の玄関前で1.5メートルは何ベクレルですよと、

こういう仕事は担当職員に任せればいいんですよ。それをあなたの目で実際確認しなければならないというわけですから、私は、町長はそうおっしゃいますが、これは確認しているのではないかなと思います、何で違反で、どうのこうのというのは、これは司法の問題でありますから、何も私もここで議論するつもりはありません。甚だ遺憾と思われたならば、次の行動はどうかされますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほど申し上げましたように、そのことが私にとって、自身が、いわゆる名誉棄損に値するとか、あるいはそのことによって私の町長という姿勢が問われるというようなことで、大きく自分自身がその内容を判断したときに感じられれば、それは問題は別ですけれども、その内容等は私まったく見ておらないわけです。警察にどういう内容が行ったのか、そういったことでありますから、その問題が、まったく見ていないものに対してうんぬんということについては、私は何もそんな重要視して、ここで具体的な行動内容について答弁することについては、非常に、今この時点で答弁することは差し控えたいということでおっております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この文書が何百通、何千通出されたか、私も承知しておりませんが、この内容をとやかく言っているわけではないんです。それは司法の問題だと、ここで議会で議論する場合ではないと。勝手に西会津町長という名前を使われてどうしますかと言っているわけですが、これ以上、町長と議論しても、町長もこんなこと質問してもらいたくないと思っておるでしょうけれども、私も、できればこういうことは聞きたくないんです、本当は。選挙の結果が、半分半分ですから、そういうこともありますし、やはり今、いわきの市長選挙でも警告何件かありましたよ。これは室内のビラを屋外に貼ったと、期日を過ぎたビラが貼ってあったからという警告でしたが、これは本当に軽微ですが、私は町長名の文書を出されたというのは、私は大きな問題だと思っております。

そこで、質問の角度を変えるわけですが、私は、町長名で出された文書は誰が出そうとも公文書だと思いますが、副町長これはいかがですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 議員のご質問にお答えいたしたいと思いますが、いわゆる一般的に、一般的にといいますか、公文書というものは、町長が最終的に決済をご自身の目で見て、役所であれば発議書にきちんと町長自らがこれは認める旨の押印をして、それがいわゆる対外的に出る文書を指すものだというふうに考えております。したがって、その選挙期間中における、いわゆるそこにおける町長という言葉が使われたから、それが一義的に公文書というふうに考えるものではないというふうに解釈いたします。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も間違ったことは言うわけにいきませんので、議会の事務局にある本で公文書という項目を出して調べてみました。こういうふうに書いてあります。刑法上、公文書とは、公務所、役場を指していると思いますが、公務員がその職務上作成する文書とされると、また、ここなんです、一般人をして、一般人です、町の職員ではない人が、公務所、公務員の職務権限内で作成されたものと信じさせるだけの形式外観を備えていれば、実際に

その権限がない場合であっても公文書とされるということなんです。ですから私は、この文書は、いわゆる公文書と同じだと思っておりますが、いかがですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 質問にお答えしたいと思います。

公文書につきましては、確かに議員がおっしゃられましたように、実質的な公文書と外観を有する形態をとっているということでの公文書と、これ当然そういうふうに見られても仕方がないというふうに、これは私もそのように思っております。しかしながら、今の議論において、選挙期間中における、その町長という公職にある名前が使われた、それはこの段階では町長はまったく関与、関知していなかったということに関しては、これは結果的に公文書扱いではないというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だいぶ苦しい答弁ですね。関知しようがしまいが、一般人がこういう文書を出したのには、公文書違反だとかうっているんですよ。いかがですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 その件におきましては、公文書扱いとしての警告扱いになるということであれば、町当局も含めて対応を考えなければならないんですけれども、われわれもその点については、なんらそういったこちらに対しての報告等はありませんので、それ以上の答弁は控えさせていただきます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これも本当、勝手にこういうことをやられて、町長も迷惑しておりますし、今の話を聞けば、町も迷惑しているんですよ。しかし、警告を受けるような文書を出されて、町がこのまま黙っていたら町民はどう思いますか。そこなんですよ心配しているのは。公正な行政がこれでできますか、もしこういう関係のない公文書をこれから発行される可能性だって否定できないわけでありますから、そういう点では、今回はじめてこういうケースが出たので、やはりこの際、きちっと私は対処すべきだろうと、まちづくり基本条例には町長の責務として、公正な行政の執行に努めると、公正さを欠いた文書なんですよ、これは。職員も公正な業務の遂行に努めると、議会の責務を執行機関が適正に行政運営を行っているかについて調査、監視をする機関とします。ですから、質問しているわけであります。私は、この基本条例の理念を、やはり町として尊重して、この勝手に公文書が使われた経緯については、何らかのアクションは私は起こすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 質問にお答えします。

基本条例の中でそういったことを遵守していくということは、これはもとより、町長も私も、全職員一丸となって対応しているところでございます。こういったことが仮にあったとすれば、大変私としても事務方のトップとして、それは遺憾であります。それは今後の町政、われわれが伊藤町長のいろいろな施策を実現していく中であって、十分注意しながら町民の信頼はこれ以上に勝ち取っていくように、そして住民の皆さんが、やっぱり西会津町はいい町だと思われるように事務執行を通じて、信頼は十分に取ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町として、あるいは町長として取るべき態度は、今後、具体的に言えば、告訴をするか告発をするかだと思いますよ。これ今すぐ返答しろと言っても、なかなか大変でしょうが、私は取るべき道とすれば、厳正に対処するとするならば、それしかないのではないかなど、なお、つたない私のあれであります。告訴は当事者でなければできないと思っておりますが、告発は町長がしなくても、町がしなくても誰かが告発するということもあるわけでありまして、そこら辺も考慮に入れて、今後、町内部で十二分に検討して、今すぐ答えを出せとは言いませんが、答えを出していただきたいと。この件に関しては、4年とか5年の時効があるわけでありまして、そこら辺も念頭に置いてやっていただきたいと思いません。いかがですか、副町長。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは副町長と直接的な関わりはないわけでありまして。これは事務方のトップとしてのもっとも基本なる発言をしたまでです。今回の選挙というのは、選挙のいわゆる問題視されているのは、選挙期間中における私の名で、いろいろ使われたというようなことが問題視されているわけです。これはあくまでも限定のところなんです。選挙期間中にはいろいろな問題が、あるいはいろんな分野で双方いろんな文書も出回ったり、してくるといっては多々あることであります。しかし、今回の問題が私もまったく関知していない、そしてその内容も見えていない、こういうことで告訴をするかどうかという判断にも、これは私自身そういうことに関知しないわけですから、まったくそういったことについては、私はなんら、私自身として告訴しようもないということでありまして、この問題については、私自身が告訴するか、あるいは今、選挙管理委員会の中での事件について、こういう問題点が今、係争中でありましてよとか、こういうことで今、告訴されていますよと、あるいはこういうことなんですよと、具体的な事例の事件の中で判断を求めるのならば、それに対してしっかりと答弁しなければならぬわけでありましてけれども、今回の問題について、私自身に問われているのならば、告訴をしようがないということでありまして。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そういう答弁でしょう、告訴をしろと言ったって、これそれはそうでしょう。私は選挙を言っているのではないんですよ、公文書が勝手に出された、町長名が使われたその文書を告訴しろなんて私は言っていないんですよ。公文書の性格を持つ文書を勝手に出されてしまって、町は黙っていていいのか、こういうことは自分の身内、近い人には厳しくしていったこそはじめて町民の信頼が得られるはずでありますし、今、八重の桜でも問題になっておりますが、什の掟、ならぬものはならぬですから、そこら辺を検討して、また改めて質問、本当はしなくてもいいようにしていただければいいですが、それはあとのことですから、一応、町長選挙については時間もありますから次に移ります。

介護保険ですが、理由はわかりますよ、遅れたと。それは遅れるには理由がありますし、全員協議会でも説明を聞きましたから、しかし、事務方としては、やはりそこら辺はもっと、あの土地を把握しておかなければならなかったと私は思うんですよ。平成8年ですか都市計画を3千平方メートル以上は都市計画法に則って県知事の許可だと、台帳では2千なんぼだと、土地売買するときは全部実測するわけですから、こういう恐れがあると、私はそれは取

り上げません。それは仕方がない。だから、この前の25年度中にはどうも利用できないよと説明を受けたときに、これは困ったなと思ったけれども、そう健康福祉課をいつも責めているみたいでありますから言わなかったがね。今、9月にならないとできないと言ったから私は問題にしたわけでありませぬ。

伊藤町長は今の選挙中にこういうことをおっしゃっていました。私は町の基本構想、基本計画に則って行政を4年間進めてまいりましたと、この計画は、私は議員として参画しましたが、私の前の町長時代に計画をなされて、表紙が変わっただけでありますよ、なるほどそのとおりであります。一言付け加えさせていただきますが、そうすると、すべてリセットというのに私は、いささか違和感を覚えるわけですが、今日はこの議論はいたしません。伊藤町長になって、はじめて自前の計画が介護保険計画だろうと私はみているわけでありませぬ。今度、議会の基本条例で介護計画も議決要件にしましたからね。この民間導入というのは、まったく新しいことなんですよ、町の方針を変えるわけですから、ですから、なんで前もって議会と議論をしなかったかと、こう言いましたし、介護保険料の中で、なかなか議論もできなかった経緯はあるわけでありませぬが、それで問題になるのは、なんで25年度で60パーセントと目標を立てたならば、なぜ24年の10月から11月の公募、これは公募をした時期というか、ときが遅かったと、なぜこれはこんなに遅かったんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 公募の時期についてのおただしでございますが、議員も今おっしゃいましたように、民間参入という部分につきましては、今回、本当に本町としましてははじめてでございます。そのために、民間参入のための手続き等についてのいろいろなことについての、その研究といいますか、調査なんかにつきましてもちょっと時間を要したという部分がありまして、公募の時間につきましては若干遅れてしまったということでありませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 若干の遅れだったらここで議論している必要は私はないなと、なぜ5月や6月に公募ができなかったのか、そうしていれば25年度中の秋にはもう建築がはじまって、25年度夏ごろには入所できたのではないのかなというふうには私は思うわけでありませぬ。なぜ10月から1カ月間になってしまったのかなと、遅れた原因を私はここにあるなとみているわけでありませぬ。もう一回そこ、なぜ10月になってしまったのかお答えください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 なぜ時間がかかったのかということでございますが、平成24年度からの計画でありまして、早期に完成すべく事業を進めてきたわけでありませぬが、本事業につきましても、今現在、介護事業を西会津で行っております事業所もございませぬし、そういったところとの調整、あるいは民間事業を募集した場合、応募していただけるような事業所があるのかというようなことありまして、いろいろそういったものを検討してきた結果、最終的な公募の期間が遅れてしまったということでありませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それはそのとおりと受け止めますが、しかし、25年度で60パーセントと言っているんですよ。じゃあ60パーセントに間に合うような計画を立てられなかったと、そう

でしょう。25年度で60パーセント入所できるような計画を24年度中に立てられなかったと、こういう介護計画に甘さがあったのではないかなと、今後、今第5期の介護計画については、本当に私、議会のたびといいますか、質問をしてきました。それはさっき言ったように、町が方針を変えて、伊藤町長が町長になってはじめてのこういう計画を、やっぱり計画どおりに実行していくというのがあなたたちの責任なんですよ。

この件に関しては、副町長は2回ほど、西会津の職員は県下にも誇れるほど優秀だというお言葉もいただいていますし、私もそうだと思っています。だから、なぜ公募が10月になってしまったのか、私のこれ見方ですが、一つは、希望する業者がなかなか確定といいますか、しなかったのではないかなと、第5期の介護計画では24年の3月議会で質疑がありましたね。そのときには、町内出身の方のグループ、何人かが集まってやりたいという正式な申し込みがありました。それでもう1社は、正式ではありませんがお話がありましたという説明でしたが、議会の終わるころは、その町内の申し入れた人が辞退をしまして、ここら辺で私は予定が狂ったのかなというふうにみているんですが、そこら辺はどうとらえておられますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今の質問にお答えいたします。

議員おただしのように、当初、計画の段階では、町出身者からの事業開所の希望があったわけですが、おっしゃられるように、途中で中座したということがございました。そういったこともございましたということは、当然この事業が遅れた原因の一つであるというふうにはとらえております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると、この第5期の介護計画を立てる前提として、確たる業者が決定していないのに、こういう計画を立てたというふうに言わざるを得ませんが、何か答弁があるみたいですから、あなたが責任者で立てた計画でもありませんし、ただ、いい仕事をしてほしいということなんです。これにつきます。伊藤町長がはじめてこういう計画を立てて、しかも民間参入、期待をしておったわけですから、それが25年度はほとんどノーだ、だめだ、26年度も計画どおりに行かない。これも私、一般質問するかしいなか、またちょっときついことを言わなければならなくなるからと思って、私は町長の提案理由の中で、介護保険の施設について触れられましたから、その中で一言、こういう事情で25年度は利用できません、26年度、鋭意利用できるようにしますから、すぐには入所できませんが、そこら辺を町民の皆さん、ご理解をさせていただきたいと、その一言が入っていれば、私はこの件については質問をしなつもりでございました。くどいようではありますが、優秀な職員だと副町長もおっしゃっておられますし、私もそう思っておりますので、今後はこういうことのないようにして行ってほしいなと思っております。来年度に基本計画の後期分、これがあるということであったから、なおこの問題を取り上げたわけでありまして。健康福祉課長、ご苦労さまでした。

質問を変えます。保険でありますね。全部とはいいいませんが、何人かの区長さんのお話ですと、こういう説明はされていなかったと、そんなことなら町道は町でやってもらうしかない、町道の草刈りをやって、そのこと対して保険が効かないならば、町でやってもらうし

かないというお話であります。ほとんどの自治区は、その自治区内でできない状態なんですよ。さっき言ったように、人足、歳取ったから、村の人ではなくて、私のところもしましたが、郡山と喜多方から来てくださって人足をやっているんです。そういう集落が私は過半数を超えていると思っていますよ。そうすると、この保険はそれに適用されないわけでありますから、新しい保険を開拓して、やはりこういうときに対応できるような、それだけ聞いておきますか、保険にすべきだと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 保険の関係のご質問でございますが、議員がおただしの趣旨はわれわれも十分に理解しているつもりでございます。今の現状からいたしますと、その自治区の出身の方が、やむを得ず住所をもって行って、帰ってきてその作業をやると、財産もこちらにあるわけありますから、その対応をしなければならぬ。そのときにそういった事故が発生してしまうということはあるわけでありますけれども、今回の件につきましては、われわれといたしましても、保険会社に対しまして、再三わたり何とか対応できないのかと、その保険の要件が、あくまでもそこに住所を有する住民ということではありますけれども、出身者であれば対応できないのかということで、再三にわたり協議をしてきたわけでございますけれども、保険会社とすれば約款上、そういう文言があれば、やはりそれで対応せざるを得ないということございましたので、今回の件はやむを得ないのかなということで考えたところでございます。

それから、議員からおただしありましたほかの保険がないかということで、われわれも何件か検討してまいりました。しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、この要件をどんどんどんどん広げていきますと、本来の自治区がやる活動の保険ではなくなってしまうということでございますので、そうすると、全町民を対象とした一般的な生活の保険というような形になってまいりますので、それは本来の趣旨ではないだろうというふうに判断しておりますので、先ほど申し上げましたけれども、住民という要件がございますので、その活動にあたっては、それぞれの自治区で十分に気を付けていただきながら、活動をしていただきたいということでお願いを申し上げたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 実際に保険が適用されないということですから、常にあなたがたは町民目線で行政をやっていきますとおっしゃっておられますが、決してこれは町民目線ではないと思います。町民の言っていることのほうが私は正しいと思います。自治区が公共のために草刈りをするわけですから、公共性があるわけですから、何もすべての町民がどうのこうのと言っているわけではありませんから、その自治区が、平たく言えば町道の草刈りに参加した人には、その例えば私、小清水ですが、小清水以外から来た人も、全部適用されれば、安心をしてそういう作業ができると。そういうふうな保険を新しく保険会社と交渉をして、つくられないのかなと思いますが、そこら辺は検討しましたか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 いわゆる隙間を埋めるような保険ということでございますけれども、その部分につきましては、保険会社との協議はしてございませんけれども、新しいそれに代わるような保険がないかということで検討はさせていただきました。現時点ではそういった隙間を埋め

る保険はないということでございますので、これから再度、保険会社とそういったところの対応ができるような保険ができないかどうか、それについては協議をさせていただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 数字が間違っていたら建設水道課長に訂正していただきたいと思いますが、23年度の1級町道が2万9,161、2級が3万6,396、これは幹線道路ですね。これも細かく見ますと、車の通らないようなところも1級、2級に指定されてありますから、これ全部ではないでしょうが、合わせれば6万5,557メートル、そのほか、集落と集落を結ぶ林道がありますから、実際、その他一般の町民の皆さまが利用する長さというのは、6万5千より多いでしょうが、新しく保険ができない間、この1級、2級、それから集落間を結ぶ道路を町が責任を持って草を刈るということはできないでしょうか。県はすべて県道、年2回やっておられるみたいであります。だんだんこれも今すぐといえなかなが無理もあるかもしれませんが、やはり集落の今の実態をみれば、近い将来は、そんなふうにしていただかなければ、町道の維持管理というのは、草の維持管理は難しくなるのかなと思っておりますが、総務課長、10億前後の財政調整基金あるわけですから、やはりこういうところにお金を私は使っていくべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財調のお話も出てまいりましたけれども、町道の管理につきましては、必要な部分についてきちんと対応してまいりたいというふうに考えております。ただ、一般的にその集落内の町道にありまして、住民の皆さんが、いわゆる自らそこを使って、日常生活に使用しているような道路、あるいは堰、そういったところは、やはり自分たちの責任を持って、一定の管理をしていただくということは、それは必要なことだというふうに考えております。それ以外のなかなか手が及ばないようなところにつきましては、やはりそれは町が対応していくべきものというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 その集落内の人がほとんど利用するような町道は、これはその集落で維持管理するのは、私は当然だと思っております。何も町にお願いをしなくても、でも1級、2級の町道は、その集落の人よりも、一般の方々が利用する道路であるから、それは町として配慮していかなければならないよと、保険が効かないという事実が、これで町民の方々もだいぶお分かりになっていただけたでしょうから、来年の区長会にはきちっと説明をして、了解を取っていただきたいし、その保険会社うんぬんもあります。そのほか、その日にかけるような保険というものも、これは検討する必要があるのではないかなと、その1日保険、この町道の草刈りに関しては、そういうのができるのであれば、これは一挙にといいますか、解決できるわけでありまして、そこら辺の情報をつかんでおられますか、また、そのような方向で検討する考えはありませんか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 いわゆる町道の1級、2級、いわゆる幹線の道路につきましては、やはりそれは公共性が極めて高い道路でございますので、町が責任を持って対処していくべきものと考えております。

それから、自治区がやっただけでいる集落内の町道関係の刈り払い、こういったものについて、この保険の関係についてでありますけれども、まったく町道の刈り払い関係で対応できないということではなくて、住所があれば、そのいろんな賠償責任、あるいは補償責任、そういったものは対応できるということでございますので、今回はたまたま自治区に住所がなかったということで対応ができないということでもありますので、その点はひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、1日保険の関係もございましたので、お答えしたいと思いますが、これもわれわれとして保険会社と検討してみましたが、これにつきましては、1日保険は怪我、身体の怪我に対しての保険ということでありまして、物に対する物損、そういったものには適用はならないというものでございました。そういったところもございまして、先ほどお話ありましたような、新しい保険が、そういったものすべて対応できるようなできないかどうか、それについてはこれから十分に保険会社と協議をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これまたまで済まなくてっているのが実態なんですよ、さっき言ったように。多くの自治体は集落外の人に来て、作業をやってもらっているわけですから、そこら辺は十二分に検討すべきだろうと思います。

町長とこうやり取りしました。きついことを言ったかもしれませんが、やはり私が最初に言ったように、半分はあなたの名前を書かなかった。それをうまく町政を運営していくには、多賀議員が言ったように、ノーサイド、ノーサイドにするということは、あなたが、あなたの名前を書かなかった人の意見をどのように町政に取り入れていくかということが鍵だと思っています。そういう点ではそういう考えで、これから町政を運営していただくことをご祈念をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(11時44分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、西会津町奥川みらい交流館条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第1号、西会津町奥川みらい交流館条例につきまして説明をさせていただきます。

条文の説明に入ります前に、本施設整備の経緯と整備事業の概要の説明をさせていただきます。町長の主要事項報告にもありましたように、平成23年度をもって廃校となりました旧奥川小学校校舎につきましては、国土交通省所管の補助事業であります集落活性化推進事業の採択を受け施設改修工事を進めてまいりましたが、7月末をもって事業が完成し、町への施設引渡しがなされたところであります。

本施設につきましては、西会津町廃校施設等利用計画に基づいて整備を図ったところでありまして、現在の克雪管理センターに入っている奥川支所をはじめとした行政機能をすべて移転するとともに、地区のコミュニティー施設としての活用や、災害時には地区の避難場所

となることなどを考慮し、整備を図ったところであります。本施設は、奥川支所のほか、公民館奥川分館、国民健康保険奥川診療所、集落支援員事務所、奥川除雪センター、ミニデイサービス事業などに活用する考えであり、それらスペースのほか、大小三つの研修室、小会議室、調理実習室、資料室等を整備したところであります。

本施設は、このように多目的な施設であり、地区民のコミュニティー施設でもありますことから、施設名称の決定に際しては、町民への公募を行ったところであり、応募のあった13点の名称の中から奥川みらい交流館を施設名称として決定させていただきました。

それでは条文の説明に入らせていただきます。

第1条は本施設の設置の目的、設置位置等について定めています。地方自治法第244条の2第1項には、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならないと規定されております。本条例はそれに基づいて定めるもので、本施設、奥川みらい交流館は、奥川地区における行政サービスの拠点施設とするとともに地区住民のコミュニティー醸成を図ること等を目的に、西会津町奥川大字飯里字上ノ原37番地の1に設置するものであります。

第2条は使用の承認についての規定です。本施設を使用する際には町長の承認を受けなければならないことを定めています。

第3条は使用の制限に関する規定です。公の秩序または善良の風俗に反する場合や、施設の破損等を招く恐れのある場合は使用を制限いたします。

第4条は使用の承認の取り消し等に関する規定でございます。

第5条は使用料の規定です。施設の使用にあたっては、別表に定めた使用料を前納いただいて使用いただくことになります。

第6条は使用料免除の規定です。町内の官公署が主催して使用する場合、町長が特に必要と認めたときについては、使用料の全部及び一部を免除ができることを定めております。

第7条は損害賠償に関する規定です。故意または過失により施設等を損傷、汚損、滅失した者は、その損害を賠償しなければならないことを定めております。

第8条は規則への委任です。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしておまして、本条例を補完するために西会津町奥川みらい交流館条例施行規則を制定することとしております。

次に附則であります。施行期日を定めております。本施設は、平成25年10月1日から施行するものでございます。

次に別表であります。第5条の使用料を定めております。この使用料は、これまでの克雪管理センターや既存同類施設の使用料を基準に設定させていただきました。なお、本施設と渡り廊下で結ばれております旧奥川小学校体育館につきましても、教育委員会が管理する社会体育施設とはせず、奥川みらい交流館の附属体育館として、一括管理することとしたところであり、その使用料も設定させていただきました。

以上で、説明を終わりますが、地方自治法96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　新しい名前がこの条例が制定されると、大変いいことだと思いますし、奥川みらい交流館、大変おしゃれでいい名前が決まったなということでもありますけれども、今のご説明ですと、この条例の内容は、私はとやかく申しませんが、この名前を決めるにあたって、公募をしたところ13名の応募があったということと、あと広報のお知らせ版等をみますと、8月の1日からお盆前、14日まで募集なされたんですかね、募集されたら13名の応募があったということではありますが、まずこの募集期日に間違いはないのか、あとこの応募された方、年代別というか、小中学生等がいらっしたのか、その点をまずお尋ねします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　お答えします。

奥川みらい交流館、今次の施設の名称募集につきましては、公募の期間、8月1日から8月14日というようなことで期間を設定させていただきまして、公募を行ったということでございます。今回の公募に関しましては、先ほど申し上げましたように13の名称の応募がございました。応募された方は、11人でございます。11人で13の名称が応募されたということでもあります。今回のその公募の年齢でございますが、一番若い方で25歳、一番高齢な方で85歳というようなことでございまして、住所にありまして、野沢から奥川まで、幅広い方の応募があったということでございます。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　わかりました。私が申し上げたかったのは、まずこの公募の期間、8月1日から8月14日まで、これはおそらくまちづくり基本条例に則った町民が主役、みんなでいいまちづくりをしようという観念のもとで公募をいろんなところで取り入れているというような理念のもとでこれをやられたのでありましようが、見方を変えると、この時期に募集して盆明けに名前を決定していないとこの9月定例会には提案できないと、そういう逆算するような形でみる見方もできるわけです。私はこの施設というのは、もうずいぶん前から決まっていたし、10月から開所したいということでありましようから、私はもっと早い時期に、これ公募するのであれば募集するべきであったなど。それと、8月1日から14日というのは、子どもたち、いわゆる夏休み期間中でありましよう。要は、今の若い方たちの意見も実際聞けばなおよかったかなと、もし小中学生の意見が取り入れられて名前が決まったとするならば、その子どもたちは大変その施設に愛着を持つし、将来にわたって自慢のできる施設ということになるかという思いもありましたので、私、なんでこの8月1日から14日にされたのかなというのが大変疑問に思いました。できれば7月にしてもよかったし、これ完成を待たずしても公募はできるものだなという思いがあったものですから、これ聞いたわけなんですけど、実際、9月の定例会から逆算して、ああこれ名前決めるのに8月1日から公募しなければいけない、要は既成事実のような形でやられたのであれば、大変寂しいことだなという思いでお尋ねしました。その点はいかがでしょう。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　お答えします。

名前を公募で決めようという発想が、ちょっとわれわれにはなかったということございまして、施設ができあがって条例をつくる段階になりまして、いろんな多目的な施設が入ってくるということで、どういった名称がいいだろうと、それにしてもわれわれが決めるの

ではなくて、公募をして広く町民の皆さんに決めてもらったほうがいいだろうというようなことで、結果として8月上旬からというようなことになってしまったということでございます。今後、こういった作業にあたっては、もっと期間を取るように検討していきたいというふうに思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私もちよっとおかしな見方したのかもしれないんですが、ぜひそういうのを気を付けて、町民の民意を広く聞いて、いろんな施策を進めて行くということであれば、こんな切羽詰ってやるのではなくて、今後も時間の余裕を持って取り組んでいただきたいという思いであります。

私は以上です。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この奥川みらい交流館は、耐震工事はなされておると思うんですけども、これは耐用年数というのはどのくらいみておるのでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今次の工事につきましては、内装を変えたということでございまして、耐震の補強とか、あとは施設を長く使っていこうというような工事は、実際には行っておりません。この施設につきましては、耐震診断の結果では、Cランクということでございますが、数値をみますと、限りなくBに近いCランクだったということでございます。

国交省の今回補助を受けたわけではありますが、こういった施設、耐震補強をしていない施設にも充当できるのかというようなことで、われわれもちよっと心配したわけではありますが、耐震補強を義務付けられるような施設ではなかったということでございまして、今回、補助の対象にもなったということでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 今後、耐震工事とか、その補強工事はやられる予定はございますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 現在、今、計画にはあがってはおりません。ということでございまして、今後、十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 この使用規定をみますと、町内も町外も同じと思うんですけども、例えば町内の方でしたら、すぐ身元というのはわかりますよね、それが町外の方が、ないとは思いますが、借りて、使用して、破損とか、汚れがあって、損害賠償しようとしたときに、そこに住所がなかった、いない場合の確認は取ってやるんでしょうね、その辺お聞きします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 あまり想定できないことなのかなと思いますが、身元はきちんと確認をしていただいて、申請書を出していただいた、それが町内に住所がない方であれば、身元を確認できるような書類を添付していただくとか、免許証の確認をすとか、そういった形で本人の所在をきちんと確かめてお貸しするという作業は必要かというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ここにいたる経過、経緯の説明がありましたのでお尋ねをしますが、完成を

してからといいますか、新たにこういうふうにしていただければとか、こういう施設が足りないなというような、新たな要望といいますか、そういうお話等は今のところありませんか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 できあがりまして、一般町民の皆さんには、まだ施設をご覧いただいておりますので、一般の皆さんがどのように思って、どのように望まれるのかというのは、ちょっと現時点で不明でございますが、施設の関係者、例えば診療所の関係、それから分館の関係だとか、そういった町の担当者は現地も当然見ておりまして、今後の施設をどういうふうにご利用していくかという、さらにはどんなふう管理をしていくのかという話し合いのもとに、今回こういった条例を定めたということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町奥川みらい交流館条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町奥川みらい交流館条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町公告式条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、西会津町公告式条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいまご議決をいただきました西会津町奥川みらい交流館の中に、これまで克雪管理センターに設置しておりました奥川支所を移転することから、併せて条例を公布する場所を指定する公告式条例、このほか、町公民館奥川分館及び国民健康保険奥川診療所についても新施設に移転することから、位置の変更について、関係する条例を一括して改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の1ページから4ページをご覧いただきたいと思っております。

第1条は西会津町公告式条例の一部改正、第2条は西会津町役場支所設置条例の一部改正、第3条は西会津町国民健康保険診療所条例の一部改正、第4条は西会津町公民館条例の一部改正であります。それぞれ位置について、西会津町奥川大字飯里字檀ノ前1563番地から西会津町奥川大字飯里字上ノ原37番1に改めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成25年10月1日から施行するもの

であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、西会津町公告式条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町公告式条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地域主権改革一括法の施行により、地方自治法の一部が改正されたことから、条項番号の整理を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。

第5条第1項は、議会活動における費用弁償を規定するものでありますが、地方自治法の改正により、これまで第109条の2で規定されていた議会運営委員会及び第110条で規定されていた特別委員会の規定が削除され、それぞれの委員会については第109条で一括して規定するよう改正されましたことから、本条例についても該当条番号を削除するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、公益上必要がある場合は不均一の課税をすることができるという地方税法第6条の規定に基づき、過疎地域内などに事業用の建物や設備を新設または増設した場合に、固定資産税の課税を免除することができる内容を規定した条例であります。

この度の改正につきましては、租税特別措置法、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、福島復興再生特別措置法の改正に伴い、本条例につきましても所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げますので、議案書と併せて条例改正案新旧対照表の6ページから9ページをご覧ください。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号は、用語の定義であり、条文内に引用される過疎地域自立促進特別措置法を過疎法と略称するものであります。

第3条は、過疎地域における課税免除についての規定であります。市町村の合併や境界変更により、新たに過疎地域となった区域を課税免除の対象から除く旨の文言の追加と、租税特別措置法第12条第1項及び第45条第1項の表の欄の表記を新たに追加するものであります。

第5条は集積区域における課税免除についての規定であり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用期限を、平成25年3月31日から1年間延長し、平成26年3月31日までとするものであります。

第6条は、復興産業集積区域における課税免除についての規定であり、福島復興再生特別措置法の改正により、該当する条項が繰り下げになったことに伴う改正であります。

次に附則であります。施行期日及び経過措置について規定するものであります。なお、この改正による本町の課税免除の取り扱いについては、従前と変更はありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　第3条関係であります。現行でありますれば、租税特別措置法と、その前に改正後ですと、過疎法第2条第1項というのが新たに加わったと私はみたわけですが、こちら辺をもう少し理解しづらい面がありますので、説明をしていただければと思います。なぜこれがきて、西会津町には影響があるのかないのかも含めてお答えをいただきたいと思えます。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　第3条関係の改正についてのおただしにお答えいたします。

まず先ほど答弁で申し上げましたとおり、本町においては、この条例の改正による課税免除の取り扱いに変更はございません。今回の3条関係で変更は、本町以外の部分で変更になった部分についてお答えをしたいと思います。

まず3条関係、租税特別措置法12条第1項、それから45条第1項に規定しております対象地域が変更となりました。変更前に該当する地域につきましては、過疎法の指定地域、これがまず一つであります。それから、半島振興法の指定地域、これが二つ目。三つ目が、離島振興法の指定地域、これが三つ目で、四つ目が、沖縄振興特別措置法の指定地域、この四つの地域が課税免除の指定地域でありました。今回の改正によりまして、そのうち半島振興と離島振興が、その中から除外になったと、改正によりまして過疎法の指定地域と沖縄振興の特別措置法の指定地域、それだけが課税免除の対象になったということがまず1点目でございます。

それから、先ほどご説明いたしました、市町村合併、もしくは境界変更により新たに過疎地域となった市町村を除外するという説明を申し上げましたが、そういった地域は、まず福島県にはございません。過疎地域、過疎法指定の地域につきましては、旧市町村の単位で指定が現在されてございます。ですから喜多方市、合併いたしました、合併前の高郷村、山都町、それが指定されていれば、現在も過疎地域の指定を、その旧町村の単位で受けていると。ですから、今の喜多方市で過疎地域になっていないのが、旧喜多方市と旧塩川町でございます。それ以外の高郷村、山都町等については、過疎法の指定を受けていると、過疎地域になっているということでありまして、今回、条例は改正しましたけれども、そういったところについては、改正によって課税免除の影響はないということでもあります。

以上です。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　改正をしても実際問題として西会津には影響がないということはわかりました。そうすれば、影響はなくても、この条例を改正しなければならないというのは、法の建前というか、整理上といいますか、それでやっておくべきだということの理解でいいかどうかということと。

これは施行期日が4月1日から適用するということでもありますので、これはさかのぼって適用、適用もなにも関係ないというわけですから、らしいですから、さかのぼることはやぶ

さかではないでしょうが、さかのぼる期間が短ければいいのではないのかな、ということは、この条例改正が6月ではできなかったかなというような気もしましたので、そこら辺も合せて、2点お答えいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答え、後先になってしまって申し訳ございませんが、6月議会に改正案を出せないかというご質問でございますけれども、6月の県議会終了後に、7月に県から通知が来ましたので、今回の提出になったところであります。

あと、あえて改正しなくてもという部分であります。議員がおっしゃられたとおり、法がこうなったので今回改正するというところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(13時37分)

平成25年第7回西会津町議会定例会会議録

平成25年9月12日（木）

開 議 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会事務局長	佐藤美恵子
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第7号）

平成25年9月12日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第5号 平成24年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成24年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第16号 平成24年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第13 議案第17号 平成24年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

延 会

(各常任委員会)

○議長 おはようございます。平成 25 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

農業委員会会長、斎藤太喜男君から、公務出張のため欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 5 号、平成 24 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 13、議案第 17 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。なお、審議の方法は議案の説明終了後、一議題ごとに質疑、採決の順序で行いますのでご協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、高橋謙一君。

(事務局朗読)

○議長 議案第 5 号から議案第 15 号までの説明を求めます。

会計管理者、会田秋広君。

○会計管理者 それでは、議案第 5 号、平成 24 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第 6 号から議案第 15 号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

説明に先立ち、提出いたしました書類、資料のご確認をお願いいたします。

地方自治法、同施行令に規定されております議会への提出資料といたしまして、平成 24 年度西会津町歳入歳出決算書、同じく歳入歳出決算事項別明細書、同じく実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。その他の資料といたしまして、西会津町一般会計決算の状況、こちらの資料になります。予算の執行実績調書・起債の状況、こちらの資料です。及び主なる施策の執行実績調書、A 4 の横書きのこちらの資料です。以上の資料を提出しております。

それでは、平成 24 年度における本町の財政状況であります。まず一般会計の決算について、西会津町一般会計決算の状況により、ご説明いたします。先ほどの資料、こちらの資料をお開き願います。

まず、1 ページをご覧ください。歳入決算額の状況であります。

平成 24 年度一般会計の歳入総額は、69 億 7,943 万円で、前年度と比較し 4.3 パーセントの増となりました。構成比では、9 款地方交付税が全体の 43.6 パーセントを占め、続いて 14 款県支出金が 16.2 パーセント、20 款町債が 11.5 パーセント、1 款町税が 8.7 パーセントなどとなっております。

2 ページをご覧ください。財源構成の状況であります。

使い道が特定されずに、どの経費にも充当できます一般財源は、45 億 9,256 万 8 千円で、全体の 65.8 パーセントを占めております。一方、使途が特定されている特定財源は、23 億 8,686 万 2 千円で、構成比は 34.2 パーセントとなりました。

次に、自主財源と依存財源であります。自主財源は 13 億 9,202 万 1 千円で、決算額に対

し19.9パーセントの割合となりました。一方、依存財源は55億8,740万9千円となり、構成比は80.1パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。3ページの歳出決算額の状況をご覧ください。

平成24年度の歳出の決算額は、67億8,939万5千円となり、前年度と比較し4.6パーセントの増となりました。行政目的別に分類した目的別決算額につきましては、1款の議会費から12款の公債費までであり、記載のとおりとなっております。

4ページの性質別決算額をご覧ください。

歳出の性質別決算額を義務的経費、投資的経費及びその他の経費に分類しますと、義務的経費は、歳出全体の38.1パーセントを占め、投資的経費は、19.3パーセント、その他の経費が42.6パーセントとなっております。

次に5ページ決算収支の状況であります。

歳入総額(A)から歳出総額(B)を差し引いた額から、さらに翌年度に繰越すべき財源(D)を差し引いた実質収支額(E)は、1億3,374万3千円の黒字となりました。また、平成24年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支(F)は、マイナスの2,680万8千円となりました。さらに、単年度収支に財政調整基金積立金(G)及び繰上償還金(H)を加え、財政調整基金取り崩し額(I)を差し引いた実質単年度収支は、1億8,768万9千円の黒字となったところであります。

次に財政指数の状況であります。財政構造の弾力性をあらわす指標であります経常収支比率は、前年度から0.4ポイント減の84.5となりました。

次に6ページ、公債費比率等の状況をご覧ください。

表中ほどの地方債年度末現在高であります。平成24年度末では、68億9,651万円となりました。この内、68.3パーセントの47億1,031万6千円は、地方交付税で措置される額であることから、町が実際に負担する額は31.7パーセントの21億8,619万4千円となります。

次に下から2行目、債務負担行為の翌年度以降支出予定額であります。前年度と比較し1億3,270万8千円減の9,924万9千円となりました。これは、ケーブルテレビ高度化事業や生活環境づくり支援事業などの終了によるものであります。

次に健全化判断比率の状況であります。

1行目の実質赤字比率と2行目の連結実質赤字比率につきましては、本町は全ての会計が黒字であることから比率は算定されませんでした。3行目の実質公債費比率であります。前年度より0.9ポイント改善し、14.4パーセントとなりました。この数値が18パーセント以上になりますと地方債の借入れに県知事の許可が必要となり、25パーセント以上になりますと一般単独事業債などの起債が制限されることとなります。本町は18パーセントを下回っておりますので、県知事の同意のみで借入れができる同意団体となっております。4行目の将来負担比率であります。これは町が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、前年度より11.8ポイント改善し、106.3パーセントとなりました。また、資金不足比率につきましては、資金不足を生じた会計がなかったことから、比率は算定されませんでした。

以上のように健全化判断比率は、全て基準値の範囲内となっており、また比率も年々改善

してきております。

それでは議案第5号、平成24年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

ご承知のように決算の認定の対象となりますのは歳入歳出決算書ではありますが、よりご理解をいただくため、主なる施策の執行実績調書、先ほどお示ししましたA4もこちらの冊子ではありますが、主なる施策の執行実績調書により説明させていただきます。なお、税等の収納率、不納欠損額、収入未済額、翌年度繰越額等につきましては、事項別明細書に記載してございますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、主なる施策の執行実績調書の1ページをご覧ください。

1款町税、1項1目個人町民税の決算額は、前年度と比較し1,897万円増の1億7,151万6千円となりました。収納率は97.2パーセントであります。1項2目法人町民税は、2,614万6千円となりました。収納率は97.93パーセントでした。2項1目固定資産税は、前年度と比較し1,899万2千円減の3億4,627万1千円となり 収納率は91.19パーセントとなりました。なお、町税に係る不納欠損額は、354万4,080円、件数で212件であります。

2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税は、前年度と比べ652万2千円減の6,487万円となりました。

7款1項1目自動車取得税交付金は、税制改正による課税対象車の増加などにより、984万1千円増の2,568万7千円となりました。

8款1項1目地方特例交付金は、1,616万8千円減の110万2千円となりました。これは児童手当及び子ども手当特例交付金の制度廃止及び自動車取得税交付金の減収補てんの廃止などによるものであります。

9款1項1目地方交付税は、30億4,312万9千円となり、前年度と比べ1,711万4千円の増となったところであります。

次に、2ページをご覧ください。

12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料は、8,989万4千円となり、前年度と比べ794万7千円の増となりました。これはケーブルテレビや生活バス使用料の増などによるものであります。1項6目教育使用料は、369万8千円減の88万1千円となりました。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は、子ども手当から児童手当への制度改正などにより、前年度と比べ1,022万7千円減の1億1,113万8千円となりました。2項3目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の増により2億9,452万4千円となったところであります。

3ページをご覧ください。

2項4目消防費国庫補助金は、防火水槽2基の整備に係るものであります。

14款県支出金、2項1目総務費県補助金は、1億2,334万円となりました。主なものとしたしまして、ブランド・イメージ回復支援市町村交付金4,386万6千円、及び電源立地地域対策交付金3,991万1千円などであります。2項2目民生費県補助金は、5億317万1千円となりました。県南・会津・南会津地域給付金給付事業補助金などが主なものであります。2項4目労働費県補助金は、前年度と比較し2,673万9千円増の6,160万9千円となりました。

4 ページをご覧ください。

2 項 5 目農林水産業費県補助金は、4,261 万 4 千円減の 1 億 736 万円となりました。主なものといたしましては、中山間地域等直接支払事業補助金などでありました。2 項 9 目災害復旧費県補助金は、前年度と比較し 1 億 654 万 3 千円増の 1 億 6,869 万 5 千円となりました。

5 ページをご覧ください。

15 款財産収入、2 項 2 目物品売払収入 509 万 4 千円は、マイクロバスなどの売却によるものであります。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金からの繰入金は、前年度と比べ 1 億 1,034 万 6 千円減の 2 億 7,246 万 9 千円となりました。2 項 3 目東日本大震災復興基金からの繰入金は、4,300 万円であります。

6 ページをご覧ください。

20 款町債、1 項 2 目過疎対策事業債は、5 億 720 万円となりました。1 項 3 目学校教育施設等整備事業債、2,820 万円は 西会津小学校建設に係るものであります。

以上、歳入総額は、69 億 7,943 万円となり、前年度と比較し 2 億 9,059 万円の増となったところであります。

7 ページからは歳出です。主な内容につきましてご説明申し上げます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、前年度と比較し 4,014 万 9 千円減の 3 億 2,760 万 7 千円となりました。1 項 5 目財産管理費は、6 億 6,423 万 5 千円となりました。財政調整基金への積立金 4 億 8,582 万 7 千円、庁舎整備基金への積立金 1 億 1 万 1 千円などでありました。なお、平成 24 年度末の財政調整基金残高は、11 億 8,560 万 6 千円となったところであります。1 項 6 目企画費は、前年度と比較し 6,774 万 6 千円減の 4,823 万 8 千円となりました。主なものといたしましては、弥生・弥平四郎地区における携帯電話等エリア整備事業や集落支援員配置事業などでありました。1 項 10 目ふるさと振興費は、1 億 2,145 万 3 千円となりました。主な内容は、7 ページから 8 ページにわたり記載してございますが、温泉施設やさゆり公園などの管理業務委託料のほか、活力ある地域づくり支援事業補助金などが主なものであります。1 項 11 目ケーブルテレビ運営事業費であります。2 億 4,644 万 7 千円となりました。前年度からの繰り越しでありますケーブルテレビ高度化第 2 期整備分 1 億 4,606 万 2 千円などが主なものであります。

9 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費は、1 億 4,232 万円となり、主なものといたしまして、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定への繰出金などでありました。1 項 3 目老人福祉費は、3 億 8,602 万 3 千円となりました。介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金などが主なものであります。

10 ページをご覧ください。

1 項 6 目県南・会津・南会津地域給付金給付事業は、4 億 8,417 万 8 千円となりました。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費は、2 億 6,626 万 6 千円となりました。水道事業会計及び簡易水道等事業特別会計への繰出金などが主なものであります。

11 ページをご覧ください。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費は、前年度と比較し 2,663 万 9 千円増の 6,177 万 7 千円と

なりました。主なものとしたしましては、緊急雇用創出基金事業・震災等緊急雇用対応事業などです。

12 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費は、1 億 2,124 万 8 千円となりました。主な事業としたしましては、中山間地域等直接支払事業、耐雪型パイプハウス整備事業 7 棟分などです。2 項 1 目林業総務費は、前年度と比較し 7,634 万 8 千円減の 5,599 万 8 千円となりました。

13 ページに入りまして、7 款商工費、1 項 2 目商工振興費は、4,258 万 2 千円となりました。中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、野沢駅前通り街路灯整備工事 1,042 万 1 千円などが主なものであります。

8 款土木費、1 項 3 目道路新設改良費は、4 億 2,561 万 1 千円となりました。主なものとしたしまして、町道野沢柴崎線・上野尻村中線などの改良舗装工事などです。

14 ページをご覧ください。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費は、前年度と比較し 2,845 万 7 千円増の 3,968 万 3 千円となりました。消防ポンプ自動車 1 台の購入及び防火水槽 2 基の新設などが主なものであります。1 項 4 目防災費は、2,707 万 9 千円となりました。主な事業としたしまして、防災行政無線機器増設改修工事 1,449 万円などです。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費は、前年度と比較し 6,930 万 1 千円減の 8,604 万 5 千円となりました。外国語指導助手招致事業などが主なものであります。

15 ページをお開き願います。

2 項 3 目学校建設費、2 億 1,858 万円となりました。これは西会津小学校新築事業に係るものであります。4 項 3 目文化財保護費は、前年度と比べ 1,532 万 6 千円増の 1,669 万 2 千円となりましたが、これは橋屋遺跡発掘調査に係るものであります。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費は、前年度と比較し 8,556 万 4 千円増の 1 億 8,204 万 6 千円となりました。これは平成 23 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨災害の復旧工事などです。

以上の結果、一般会計の歳出総額は、67 億 8,939 万 5 千円となり、歳入歳出差引額は、1 億 9,003 万 5 千円となったところであります。

次に各特別会計の決算についてであります。こちらも、引き続き主なる施策の執行実績調書によりご説明させていただきます。

17 ページ、18 ページをご覧ください。

議案第 6 号、平成 24 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成 24 年度におきましては、用地の売却はありませんでした。現在保有している用地は、2 万 6,871 平方メートルであります。

歳入であります。2 款 1 項 1 目繰越金のみで歳入総額は、1 万 8 千円となりました。

歳入はありませんでしたので、歳入歳出差引額は 1 万 8 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

続きまして議案第 7 号、平成 24 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、ご説明を申し上げます。

19、20 ページをご覧ください。

24 年度は、商業団地 A 区画整備検討委員会などで検討された方針に基づき基本計画が策定されたところであります。

歳入の款項の内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 1,695 万 9 千円となりました。

歳出は、基本計画策定業務委託料の 346 万 5 千円であり、歳入歳出差引額は 1,349 万 4 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

21、22 ページをご覧ください。

続きまして議案第 8 号、平成 24 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

24 年度は、1 区画の分譲がありました。23 年度に 3 区画を 4 区画に分割したことから、区画数は 69 となり、これまで 52 区画を分譲いたしましたので、残りは 17 区画となっております。

歳入では、2 款 2 項 1 目不動産売却収入で、756 万 7 千円が主なものであり、歳入総額は、865 万 7 千円となりました。

歳出につきましては、記載のとおりであり、歳出総額は、713 万 2 千円で、歳入歳出差引額は、152 万 5 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

23 ページ、24 ページをご覧ください。

議案第 9 号、平成 24 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 24 年度は野沢処理区の管渠布設工事等を実施いたしました。年度末の加入戸数は、前年度より 14 戸増え 538 戸となり、加入率は野沢処理区・大久保処理区あわせて 52.8 パーセントになりました。

歳入の款項の内容については記載のとおりであり、歳入総額は、2 億 1,467 万円となりました。

歳出の 2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費は、8,977 万円で、野沢処理区堀越・牧地内の管渠布設工事費などがあります。歳出総額は 2 億 1,095 万 4 千円で、歳入歳出差引額は、371 万 6 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

25、26 ページをご覧ください。

議案第 10 号、平成 24 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計は、小島、森野、宝川、白坂、笹川、野尻地区の 6 処理施設に係る特別会計であります。6 処理区の加入戸数は 694 戸となり、加入率は 80.6 パーセントとなりました。

歳入の款項の内容は記載のとおりであり、歳入総額は 1 億 144 万 8 千円となりました。

次に歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、6 処理施設に係る管理経費などがあります。歳出総額は 9,923 万円で、歳入歳出差引額は 221 万 8 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

27、28 ページをご覧ください。

議案第 11 号、平成 24 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成 24 年度は新たに 16 基を設置し、これまでの整備分と合せ 259 基となりました。

歳入の款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 4,838 万 1 千円となりました。

歳出の 2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費は 16 基分の工事費であります。歳出総額は 4,527 万 4 千円で、歳入歳出差引額は 310 万 7 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

29 ページ、30 ページをご覧ください。

議案第 12 号、平成 24 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 1 億 92 万 6 千円となりました。

歳出では、3 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 9,145 万円が主なものであり、歳出総額は、1 億 48 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 44 万 3 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

続きまして議案第 13 号、平成 24 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

31 ページ、32 ページをご覧ください。まず事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税は、1 億 9,604 万 3 千円となりました。税の収納率は、現年度分で 97.16 パーセントとなり、前年度より 1.18 ポイントの増となりました。不納欠損額は 253 件、523 万 50 円となり、昨年度と比較し 26 件、222 万 9,706 円減少いたしました。その他款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 10 億 7,396 万 7 千円となりました。

次に歳出であります。33 ページ、34 ページをご覧ください。

款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳出合計は 10 億 2,917 万 9 千円で歳入歳出差引額は、4,478 万 8 千円となり実質収支額も同額となったところであります。

35、36 ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

1 款診療収入、1 項外来収入は前年度と比較し、1 億 2,593 万 3 千円減の 1 億 4,527 万 4 千円となりました。これは医薬分業に伴う院内処方医薬品収入の減が主なものです。その他款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 2 億 7,770 万 6 千円となりました。

一方、歳出におきましても、医薬分業による医薬品費の減などで、歳出総額は 2 億 5,876 万 9 千円となり、歳入歳出差引額は 1,893 万 7 千円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源 7 万 1 千円がございますので、実質収支額は 1,886 万 6 千円となったところであります。

続きまして議案第 14 号、平成 24 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

37、38 ページをご覧ください。

まず歳入であります。1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、1 億 4,098 万 8 千円となり、収納率は、99.39 パーセントとなりました。介護保険料の不納欠損処分は、金

額で6万6,456円、件数で20件となりました。その他款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は9億9,480万5千円となったところであります。

39、40 ページをご覧ください。歳出です。

款項の主な内容につきましては、記載のとおりであります。2 款保険給付費、1 項 1 目 居宅介護サービス給付費が、前年度と比較し4,618万2千円増の3億203万6千円となりました。これは介護認定者数が大幅に増えていることが要因であります。歳出総額は9億8,447万円で、歳入歳出差引額は1,033万5千円となり、実質収支額も同額となりました。

続きまして議案第15号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

41、42 ページをご覧ください。

本会計は、簡易水道施設7施設と飲料水供給施設3施設を合わせた10施設の管理運営を行うための会計であります。歳入の主なものは、水道使用料や一般会計からの繰入金などで、歳入合計は1億410万円となりました。

次に歳出です。歳出の主なものは、施設の維持管理経費及び公債費などであり、歳出総額は、9,967万1千円で、歳入歳出差引額は442万9千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についてであります。これにつきましては、記載のとおりであり、重複する部分もありますので、説明は省略させていただきます。

以上で 議案第5号から議案第15号までの説明を終了させていただきます。

○議長 議案第16号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第16号、西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのご説明申し上げます。

はじめに剰余金の処分について申し上げます。議案書の2枚目の平成24年度西会津町水道事業剰余金処分計算書案をご覧ください。

地方公営企業法の第32条第2項の規定により、資本金、資本剰余金及び、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものであります。今次の決算においては、資本金、資本剰余金について処分はありませんので、未処分利益剰余金の処分であります。

未処分利益剰余金については、決算書の55ページをご覧ください。

剰余金については1番の営業収益9,873万8,625円と3番の営業外収益4,782万6,136円の合計額1億4,656万4,761円から2番の営業費用9,535万7,161円と4番の営業外費用4,050万4,193円の合計額1億3,586万1,354円との差1,070万3,407円が経常利益となり、前年度繰り越し利益剰余金335万8,364円を足した1,406万1,771円が当年度未処分利益剰余金となります。剰余金については減債積立金に今次300万円積み立てし、建設改良積立金に、200万円を積み立てるものであります。

次に決算の説明に入ります。その前に西会津町歳入歳出決算事項別明細の水道事業会計決算に関する説明書にて、事業の概要についてご説明申し上げます。

205 ページをご覧ください。

1は事業の概況です。

(1) 総括事項には本事業の概要を取りまとめて記載しております。

アの給水ですが、平成24年度の年間総配水量は63万4,010立方メートルであり、前年度に比較し1.2パーセント、7,382立方メートルの増加となりました。年間総有収水量は45万1,774立方メートルで、前年度に比較し1パーセント、4,354立方メートルの増となりました。給水人口は64人減の4,089人となり、給水普及率は0.24ポイント増の83.5パーセントとなりました。給水件数2件増え1,683件でありました。給水件数は僅かに増加しておりますが、給水人口は減少傾向にあります。

次にイの維持管理でございます。本施設の配水管については、老朽化が進んでおります。施設点検の定期実施や地域からの通報により漏水の発見・修繕に努め、漏水箇所は26件ございました。

次にウの経常支出です。平成24年度の収益的収入は、平成23年度に比較し0.8パーセント増で1億4,656万4,761円であり、支出は3.6パーセント減の1億3,586万1,354円となり収支差引で損益計算におきまして1,070万3,407円の黒字となりました。資本的収支では、収入が7,810万6,700円、支出が1億1,949万3,792円で、収支差引不足額は4,138万7,092円となりました。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金3,938万9,757円、及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額199万7,335円で補填をいたしました。なお、これにより本会計の実質収支は3,068万3,685円の赤字となっております。

206、207ページをご覧ください。

(2)は議会の議決事項です。記載のとおり5件の議案を提出し、それぞれご議決を賜りました。

(3)の行政官庁認可事項につきましてはありませんでした。

(4)の職員に関する事項であります。前年度より1名減の職員により運営をいたしました。

(5)の料金その他供給条件の設定、変更は行っておりません。

次に2の工事にですが、特定環境保全公共下水道工事関連の水道管移設工事2件、小島浄水場PAC注入機修繕工事1件、水道施設中央監視装置更新工事1件を実施いたしました。

次に3の業務です。

まず(1)の事業量について説明させていただきます。給水人口・給水量等の23年度との比較です。前段でご説明申し上げましたので本表の説明は省略させていただきます。なお、下記に示しましたとおり、本事業の1立方メートル当りの供給単価は、218円33銭となりまして、1立方メートル当りの給水源価は300円73銭となっているところであります。この差の82円40銭分は、一般会計からの補助金を受け運営をしていることとなります。

208、209ページをご覧ください。

まず、(2)の事業収入に関する事項について説明申し上げます。営業収益は給水収益以下の合計額で9,873万8,625円となりました。これは給水収益の増収によるものであります。

次に営業外収益です。受取利息及び配当金以下の合計額で4,782万6,136円であり、事業収入の合計額は1億4,656万4,761円となりました。

次に(3)の事業費に関する事項について説明いたします。まず営業費用です。原水及び

浄水費以下の合計で9,535万7,161円となりました。これは、人件費の減によるものが主な要因であります。

次に営業外費用につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費以下の合計で4,050万4,193円となりました。本費用につきましては、企業債償還利子額の減が主な要因であります。

以上事業費合計額では1億3,586万1,354円となりました。

210ページをご覧ください。

4の会計です。

(1)の重要契約の要旨であります。記載のとおり4件の工事請負契約を実施いたしました。

次に(2)の企業債及び一時借入金の概況であります。24年度は9,400万円を新たに借入れをし、7,730万3,616円の償還を行いました。その結果24年度末の残高は13億2,893万2,365円となったところであります。なお、一時金の借り入れはありませんでした。

次に(3)のその他会計経理に関する重要事項です。収益的収入の中の他会計補助金4,769万9千円は、企業債利息、職員給与等に充当し、他会計補助金4,500万円は、課税仕入れ、及び企業債償還にそれぞれ記載の額を充当しております。国庫補助金、及び配水管移設負担金、並びに企業債3,310万6,700円につきましては、それぞれの対応する課税仕入れに充当いたしました。

5の付帯事項であります。24年度の給水装置新設は13件であります。

211ページの収益的費用明細書からの説明は省略させていただきまして、決算書の説明に移らせていただきます。

決算書53、54ページをご覧ください。なお、決算報告書は消費税を加算した額で計上しており、前段で説明ご説明申し上げました決算に関する説明書とは金額が異なることとなります。

まず、1の収益的収入及び支出の内、まず収入です。

1款第1項の営業収益、決算額1億366万7,346円であり、現計予算額と比較し163万2,346円の増額となりました。第2項の営業外収益、決算額4,781万4,415円でありまして4万9,415円の増額であります。以上収入合計では、決算額で1億5,148万1,761円でありました。

次に支出です。1款第1項の営業費用、決算額9,703万8,295円であり、不用額は717万9,705円となりました。

次に第2項の営業外費用の決算額4,174万2,724円であり、不用額は126万3,276円となりました。

次に3項の特別損失、第4項の予備費の支出はなく、現計予算全額が不用額となりました。以上支出合計では、決算額1億3,878万1,019円となりました。

続きまして2の資本的収入及び支出です。まず、収入です。

1款第1項の企業債決算額940万円です。これは地震災害復旧工事の補助金以外の借入金です。

次に第2項の補助金ですが、決算額6,870万6,700円です。これは、国庫補助金、一般会計、及び下水道施設事業特別会計の繰入金及び負担金であります。以上収入合計では、決算

額7,810万6,700円となりました。

次に支出です。

1款第1項建設改良費4,219万176円ですが、大久保浄水場の配水池地震災害復旧工事1件、特定環境保全公共下水道工事関連の補償工事2件、及び小島浄水場PAC注入機修繕工事1件、及び水道施設中央監視装置更新工事1件であります。

次に第2項企業債償還金ですが、決算額7,730万3,616円でした。以上支出合計では、決算額1億1,949万3,792円となります。

下段に資本的収支不足額補填の説明をしています。このことについては前段で説明いたしましたので省略させていただきます。

55ページをご覧ください。損益計算書であります。

1の営業収益は(1)から(3)の合計で9,873万8,625円でした。

次に2の営業費用ですが(1)から(6)の合計で9,535万7,161円となり、338万1,464円の営業利益が生じました。

3の営業外利益は(1)から(3)の合計で4,782万6,136円であり、4の営業外費用は(1)から(2)の合計額で4,050万4,193円でした。よって営業外利益が732万1,943円となり、本年度の経常利益・純利益は1,070万3,407円となりました。この金額に前年度繰越利益剰余金335万8,364円を加えた当年度末未処分利益剰余金は1,406万1,771円となっています。

次に56ページの剰余金計算書です。

まず利益剰余金の部ですが、減債積立金が900万円、建設改良積立金が200万円で積立金合計額は1,100万円であります。未処分利益剰余金につきましては、300万円を減債積立金に、200万円を建設改良積立金として処分し、前年度純利益を加えたことにより、当年度末未処分利益剰余金は、1,406万1,771円となります。

次に資本剰余金の部です。国庫補助金及び県補助金は2,180万2千円増え、4億5,934万3千円となり、一般会計補助金は、4,500万円増え2億9,590万9,967円となり、負担金につきましても、190万4,700円増え、6,522万1,813円となります。これらを加えた翌年度繰越資本剰余金は8億2,047万4,780円となっております。

57ページをご覧ください。剰余金処分計算書であります。

当年度末未処分利益剰余金1,406万1,771円の内、300万円を減債積立金に、200万円を建設改良積立金として処分することとし、翌年度繰越利益剰余金は906万1,771円となります。

次に、58ページの貸借対照表をご覧ください。

1の固定資産と2の流動資産をあわせた資産合計額と、3の流動負債と4の資本金、5の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも25億2,849万7,426円となっております。なお、流動資産中の1,386万3,874円の未収金が計上されておりますが、3月分の納期限未到来使用料794万7千円が含まれており、2月までの実質使用未収金は591万7千円となっております。

以上で、平成24年度西会津町水道事業会計決算書の説明を終わります。

○議長 議案第17号の説明を求めます。

会計管理者、会田秋広君。

○会計管理者　それでは、議案第 17 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算の説明資料といたしまして、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算書、こちらの資料であります。同じく歳入歳出決算事項別明細書、同じく実質収支に関する調書・財産に関する調書を提出しております。なお、決算認定の対象となりますのは、歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくため歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは事項別明細書の 1 ページをお開き願います。

歳入です。金額は、2 ページの収入済額で申し上げます。

1 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入は、9 万 4,140 円となりました。これは、本町財産区民 42 件分の貸地料であります。

3 款繰越金は、35 万 7,640 円であります。

4 款諸収入、1 項 1 目預金利子は 67 円でした。

以上、歳入合計は 45 万 1,847 円となりました。

歳出であります。4 ページの支出済額で申し上げます。

3 ページ、4 ページをお開き願いたいと思います。

2 款総務費、1 項 2 目財産管理費は、2 万 8,410 円の支出となりました。賃金 1 万 8 千円は、浅岐・願治苧作業道の刈払い作業にかかるものであります。

以上、歳出合計は 4 万 8,770 円となり、歳入歳出差引額は、40 万 3,077 円となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書についてであります。記載のとおりであり、重複する部分もありますので、説明は省略させていただきます。なお、この決算の認定につきましては、議会への議案に先立ち、去る 8 月 23 日に本町財産区管理会の同意を得ておりますことを、申し添えさせていただきます。

以上で、決算の説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただき、提出いたしました各会計の決算につきまして、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長　説明ありました議案第 5 号、平成 24 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 17 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。併せて財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、新井田大君。

○代表監査委員　それでは、お手元に配付してございます資料をお出してください。

まず資料の 1 ページをお開きください。この資料でございます。

一般会計、特別会計決算審査意見書。地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された平成 24 年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、これと併せて提出された関係書類を多賀監査委員とともに審査した結果、その意見は次のとおりであります。

2 ページをお開きください。

平成 24 年度決算審査意見書。

1、審査の概要、(1)(2)については起債のとおりであります。

(3) 審査の手続き。審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに付属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸票及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施しました。

2、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

3 ページをご覧ください。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠の書類と符合しており、誤りのないものと認めました。以下については、会計管理者並びに建設水道課長の説明と重複する部分がございますが、できる限り重複しないように説明してまいります。ご了承ください。

3、審査の意見。(1) 総括。一般会計、特別会計の総決算額は、99 億 2,106 万 7 千円。歳出総額は、96 億 2,802 万 2 千円。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支の各会計の合計は、2 億 3,668 万 2 千円となっております。一般会計、特別会計合わせた歳入総額は、前年比 2.2 パーセントの増、歳出総額では 2.6 パーセントの増となっております。なお実質収支額は、5,386 万 2 千円の減、実質単年度収支は、1 億 6,063 万 5 千円の黒字となっております。決算の推移のグラフについては、ご覧いただきたいと思ひます。

4 ページをお開きください。

平成 24 年度の歳出の主なもの、一般会計については、先ほども説明がありましたとおり、県南・会津・南会津地域給付金、西会津小学校新築事業費や除雪費、町道改良舗装工事等であります。このほか、財政調整基金や庁舎整備基金への積立金により、決算額は昨年度比 4.6 パーセントの増となっております。特別会計については、平成 23 年 10 月から開始した医薬分業により、国民健康保険特別会計診療施設勘定の決算額が減少し、1.8 パーセントの減となっております。以下、表、それからグラフ等についてはご覧いただきたいと思ひます。

5 ページをご覧ください。

予算の執行状況についてですけれども、(ア) 歳入については、調定に対する収入済額の割合は 93.5 パーセントとなっております。なお、翌年度へ繰り越す繰越明許分、この分を差し引いてみてまいりますと、歳入済額の割合は 99.0 パーセントとなっております。

6 ページをご覧ください。

歳出についてですが、執行率は 96.8 パーセントであり、前年度より 0.1 パーセント増えております。総体的にはおおむね適正な執行であります。

同じページ、下のほうをご覧ください。

町債の発行額についてですが、対前年度比 5.7 パーセントの増で、発行額は総額で 8 億 6,930 万円であります。

7 ページをご覧ください。

町債の償還額。前年度比で 2.3 パーセント増えております。償還額は 10 億 3,357 万 8 千円

であります。このうち地方交付税に算入された額は6億4,975万6千円で、償還額全体の62.9パーセントになっております。

実質公債費比率についてですが、対前年度比0.9パーセント減っております。14.4パーセントになっております。前年度に引き続き18パーセントを下回っておりますので、起債の発行についても県知事の同意団体となっております。

④の収入未済額と不納欠損額についてですけれども、同じページの下のほう、(ア)をご覧ください。

収入未済額は、一般会計、特別会計の対前年度比は5.7パーセント減っております。一般会計のうち、主なものは町税で3,592万円、特別会計のうち、8ページをご覧ください。主なものは国民健康保険税で3,579万9千円、以下、そこに記載のとおりであります。一般会計、特別会計、合計で9,436万4千円となっております。税等徴収対策本部会議を庁内に設置して、税や使用料等の徴収に努め、年々減少傾向にあります。前年度より565万1千円減少して、1億円を下回っております。しかし、税や使用料等の徴収には、引き続き努力と工夫が必要であると思っております。なお、徴税事務に関しては、法令等に則り、厳格かつ適正な事務処理を行うようお願いしたいと思います。

(イ) 不納欠損額。不納欠損額についても、対前年度比17.6パーセント、大幅に減っております。884万円になっています。不納欠損処分の対象は、すべて各法に規定する事項に該当しており、その金額に誤りはありませんでした。今後も不納欠損処分額が極力少なくなるよう対応されることを望んでおります。

⑤主な基金の状況ですけれども、まず財政調整基金、年度末残高は前年度に比べて21.9パーセント増えて、11億8,560万6千円となっております。なお、この財政調整基金は、標準財政規模、西会津町は36億957万4千円ありますが、この10パーセント程度の積み立てが必要といわれております。

9ページをご覧ください。

国民健康保険給付費支払準備基金。平成24年度から保険給付に要した費用の前3カ年平均の100分の10以上を保有すると基準を改めたために、年度末残高はおよそ4千万円上回るようになっております。

続いて(2)一般会計。先ほど詳しく話がありましたので、歳入歳出の数字についてはご覧いただきたいと思っております。

10ページをお開きください。

①の歳入。財源構成ですけれども、本町の財源構成をみますと、自主財源は19.9パーセントで前年度より2.7ポイント減っております。依存財源は80.1パーセントで、前年度より2.7パーセント増えております。

11ページをご覧ください。

②歳出ですが、義務的経費と投資的経費は表のとおりであります。

歳出全体に占める義務的経費は38.1パーセント、投資的経費は19.3パーセントになっております。

(イ) 経常収支比率。市町村においては通常70から80パーセントが弾力性のある財政といわれておりますが、本町は84.5パーセントとなっております。前年度より0.4ポイント減

少しています。

(ウ) の債務負担行為支出予定額。翌年度への繰り越しは9,924万9千円であります。

続いて12ページの繰り越しの主なものについては、12ページの上段に記載されているとおりであります。

(エ) 一般会計から他会計への繰り出し金。他会計への繰出金は、6億6,560万9千円、前年度よりも1,193万6千円増えております。

続いて(3)特別会計ですが、総体的におおむね計画的に執行されており、良好と認めました。なお、特別会計全体の収入未済額は4,256万6千円、主なものは国民健康保険特別会計の国民健康保険税の3,579万9千円、これが全体の84.1パーセントを占めております。以下、記載のとおりです。収入未済額は前年度と比較して606万2千円減少しております。

13ページをご覧ください。

特別会計ですけれども、まず①工業団地造成事業特別会計。残地が2万6,871平米残っております。今後も情報収集、PR活動により、分譲に努めていただきたいと思います。

②商業団地造成事業特別会計。現在残っているのはA区画であります。その活用方針については、検討委員会で、テナントでの活用とされております。その方針に基づいて、基本計画が策定されました。町の活性化につながる拠点となるように努めていただきたいと思います。

③住宅団地造成事業特別会計。昨年度は1区画分譲がありました。しかしまだ17区画残っております。今後も販売促進に努めていただきたいと思います。

④下水道施設事業特別会計。平成24年度の加入率は下の表のとおりであります。

14ページをお開きください。

使用料の未済についてであります。使用料については91万4,500円、収入未済があります。今後も計画どおり事業が進捗するように努力されるとともに、加入率の向上に努めていただきたいと思います。

⑤農業集落排水処理事業特別会計。6地区の処理事業でございますけれども、加入率は6地区で80.6パーセントになっています。歳入総額は、前年度に比べて3.2パーセントの増。歳出総額、前年度に比べて3.6パーセントの増となっております。なお収入未済が274万7,581円あります。徴収に努めていただきたいと思います。

⑥個別排水処理事業会計。平成24年度までに合計259基整備されております。全体計画では、平成30年度までに合計800基の整備を目標としておりますが、整備希望者数や事業実施のあり方を精査するなど、全体計画の見直しも必要ではないかというふうに思っております。当該年度の収入未済額は、対前年度比5万7,051円減っておりますが、30万5,281円あります。これについても料金の収納に一層努めていただきたいと思います。

⑦後期高齢者医療特別会計。本町の当該年度の被保険者数は、2,007人になっております。歳入の主なものは、保険料が54.2パーセント、繰入金が40.4パーセントになっております。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合からの納付金、これが91.0パーセントになっております。なお前年度の現年度分の保険徴収率は100パーセントになっております。

⑧国民健康保険特別会計。(ア)事業勘定。当該年度の実質収支は、4,478万8千円、前年度実質収支額は3,758万3千円であります。単年度収支は720万5千円の黒字になっており

ます。歳入の主なものは、記載のとおりであります。

16 ページをお開きください。

歳出の主なものについても記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度から第 4 期国保財政 3 カ年計画による国保給付費支払準備基金からの繰入金と繰越金を国保税の減税財源に充当し、被保険者の負担軽減を図っています。本特別会計の運営については、被保険者、医療費、後期高齢者医療制度、介護保険制度の動向を踏まえ、計画的な運営に努めていただきたいと思います。

17 ページをご覧ください。

国保税全体の収納率は、前年度より 2.52 ポイント増えております。現年度分についてだけ見ますと、97.16 パーセントの収納率になっております。なお不納欠損については、523 万 1 千円、前年度比を見ても、222 万 9 千円減少しております。いずれも地方税法に規定する事項に該当し、処分を行ったことを確認しております。

(イ) 診療施設勘定。歳入では、診療収入が対前年度比で 45.0 パーセント減少しています。歳出の主なものを見ても、総務費が 71.9 パーセントとなっています。歳入歳出差引額は 1,886 万 6 千円の黒字となっています。なお、医薬分業により、歳入における診療収入及び歳出における医療費が、ご覧のとおり大幅に減少しております。今後とも町民の健康や生命を守るため、医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に努めていただきたいと思います。

18 ページをお開きください。

介護保険特別会計についてですけれども、歳入の主なもの、それから歳出の主なものは、記載のとおりであります。施設介護サービスより居宅介護サービスを受けている被保険者が多い、給付費では、施設介護サービス給付費が多くて、給付費全体の 48 パーセントを占めております。介護予防事業に力を入れて、今後さらに給付費の増加を抑制し、財政的に安定した運営が望まれます。また、当該年度は、前年度に引き続き、介護保険料が不納欠損処分されております。その金額は 6 万 6,456 円であります。時効による不納欠損処分がされております。

19 ページをご覧ください。

簡易水道事業の特別会計。10 施設の維持管理を行う会計であります。歳入、それから歳出については記載のとおりでありますので、ご覧ください。使用料の収入未済額、この特別会計では 200 万 1,351 円あります。長期延滞につながらないように努めていただきたいと思います。

(4) 実質収支に関する調査。実質収支比率は 3.7 パーセントで、前年度より 0.8 ポイント減少しております。

特別会計の実質収支額は記載のとおりです。前年度に比べて 20.8 パーセントと大幅に減少しています。この主な要因は、国民健康保険特別会計診療施設勘定の実質収支の減少によります。

(5) 財産に関する調書。記載のとおりですが、①公有財産のア)の(1)西会津小学校建設用地取得による増、2 万 3,648 平米ございます。以下、建物についてはご覧ください。

20 ページをご覧ください。

②の基金。財政調整基金は、年度末で 11 億 8,560 万 6 千円となり、この運用に当たっては

適切に活用されておりました。その他の基金についても地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査した結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備、記載されていることを確認しました。なお、生活援助貸付基金及び高額療養費支払資金貸付基金においては、返済期限を経過した未返済金があるので、その回収に努めていただきたいと思います。

続いて 21 ページをご覧ください。

水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 24 年度西会津町水道事業会計決算書及び、これと合わせて提出された関係書類の審査結果とその意見については、次のとおりです。

1、審査の期日。2、審査の手続き。3、審査の結果。ご覧ください。審査の結果、計数に誤りはございませんでした。

4、審査の意見。収益的収支においては営業利益は 338 万 1 千円、営業外利益は 732 万 2 千円となっており黒字となっています。資本的収支は赤字となっており、実質収支も赤字となっています。今後、効率的かつ計画的な事業運営と衛生的で安全な水を安定供給するように努めていただきたいと思います。

22 ページをお開きください。

未収金は決算の時点で 1,368 万 4 千円ありました。未収金の発生防止と回収に努めていただきたいと思います。

企業債については、昨年度より 6,790 万 3 千円減少し、24 年度末残高は 13 億 2,893 万 2 千円であります。なお、一時借入金はありませんでした。配水管には、石綿管が一部使用されております。老朽化が進む中で今後計画的に更新、改善されることを望みます。

事業の状況、経営の成績（1）、23 ページをご覧ください。

平成 24 年度の事業収益、それから費用については記載のとおりです。純利益の対前年度比は 241.7 パーセントで、627 万 5 千円の増となっております。給水人口、それから有収率については建設水道課長の説明の中にありましたので、省略させていただきます。

水道事業の経済性については、表に記載されているとおりであります。経営資本営業利益率を前年度と比較すると、0.18 パーセント上昇しています。この要因は、給水収益が 20 万 9 千円増加し、営業費用が逆に 433 万円減少しているということによります。経営資本回転率、前年度と同数です。営業収益、営業利益率は前年度と比較すると 0.58 ポイント、これも上昇しています。

資本的収支については、収入が 7,810 万 6 千円、支出については、1 億 1,949 万 4 千円となり、差引不足額が 4,138 万 8 千円、これは当年度分の損益勘定留保資金で補てんしてあります。

決算合計の実質収支は、3,068 万 3 千円の赤字となっております。

（2）貸借対照表による経営分析。推移については表のとおりです。

預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払い金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認しました。その他内容については、先ほどの説明、それから記載のとおりでありますので、ご覧ください。

28 ページをお開きください。

24年度分の供給単価ですが、1立方メートル当たり218円33銭。給水の原価が300円73銭、1立方メートル当たりと、この差額分は他会計から補てんされております。

(4) 総括。いまだに水道水の放射性物質による汚染が心配される中、適切に検査等を実施し、町民に対して大きな不安を抱かせることもなく、総体的には安定的に水を供給できたことを確認した。現金預金の残高が増加していますが、計画的な事業運営に配慮されたい。

平成24年度の有収水量は45万1,774立方メートルで、前年度に比べて4,354立方メートル、率にして1.0パーセント増加しております。逆に有収率は低下しております。24年度は71.26ポイントでありました。なお全国平均は78.7パーセントになっています。施設等の維持管理については、配水施設、配水管の老朽化が進んでいる中、職員による巡回、業者に委託した巡回を行っております。それでも24年度には漏水事故26件ありました。23年度よりは減少しております。配水管が法定耐用年数、40年に近づいておりますので、その更新計画の策定が課題であると思われま

それでは29ページ、お開きください。

本町財産区特別会計の決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、決算審査をいたしました。

審査の年月日、審査の結果申し上げます。

審査の結果。

(1) 計数を確認しましたが、計数に誤りはありませんでした。

(2) 財産に関する調書については、公有財産の計数を審査した結果、適正なものと認めました。

3、審査の意見。歳出の主なものは、委員会費1万8千円、財産管理費2万9千円となっています。歳入の主なものは、前年度からの繰越金35万7千円、一般貸地料9万4千円となっています。今後も区民の理解を得ながら適切管理運営にあたっていただきたいと思います。

続いて31ページ。

財政健全化判断比率等の審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されたものについて審査をいたしました。

審査の年月日、審査の手続き、それから健全化判断比率の状況の表についてはご覧いただきたいと思

32ページお開きください。

審査の結果。

健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は適正に作成されておりました。法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられておりました。法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはありませんでした。

審査の意見についてですけれども、(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、それぞれの比率は表示されませんでした。

実質公債費比率、当該年度は14.4パーセントに改善して、早期健全化基準も下回っています。なお、起債の発行の許可については、18.0パーセント未満であるので、県知事の同意団体になっています。

将来負担比率については、前年度より 11.8 パーセント改善し、106.3 パーセント、早期健全化基準も下回っています。

資金不足比率については、資金不足はありません。比率は表示されませんでした。

(5) 以上により、健全化判断比率等については、すべての財政指標が早期健全化基準を下回っています。実質公債費比率及び将来負担比率ともに前年度より指数が改善しています。実質公債費比率は一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金、または負担金と公債費に準ずる債務負担行為にかかるものの金額が大きく減少したことが主な原因であります。また将来負担率は、公営企業債と繰入見込額と退職手当負担見込額が減少したことが主な原因です。一般会計歳入の約 44 パーセントを地方交付税が占めている本町にとっては、交付税の確保と一般会計から特別会計への繰出金の抑制が財政健全化へのポイントである。引き続き適正な財政運営に努められたい。

続いて 33 ページをご覧ください。

定期監査の報告書。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づいて、実施をいたしました。

監査実施期日、それから 2 の監査の対象、これは 34 ページに記載してありますのでご覧ください。

監査のねらい。記載のとおりです。

監査の結果。事務の処理、事業の施行はおおむね所期の目的を達成しているものと認めました。なお、改善を要すると思われた事項については定期監査講評としてまとめ、担当部に指示をいたしました。

続いて 35 ページお開きください。

補助金等交付団体監査報告書。

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施しました。同条第 9 項の規定により報告いたします。

監査実施期日、1 の監査実施期日、2 の対象とした団体については 37 ページ、ご覧ください。

監査のねらいについては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めているかどうか。補助団体等については、当該補助金が町民から徴収された税金、その他貴重な財源で賄われているものであることを認識して、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を実施しました。

36 ページをお開きください。

監査の結果ですけれども、財政援助の決定の可否等、適正に行われていました。

(2) 補助金等の交付期間。おおむね適正であります。

(3) 補助金の目的外使用。目的外に使用された事実は認められませんでした。

(4) 会計経理の状況。帳簿、その他証書類、保管、記帳及び経理内容、おおむね良好でありました。

(5) 補助金等、交付団体等の事務処理の状況。これもおおむね良好でありました。

(6) 補助金等交付団体への指導監督。指導監督がなされており、おおむね良好と認めま

した。

(7) 監査の意見。所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導・監督がなされるように望みます。

39 ページお開きください。

指定管理者・出資団体の監査報告。

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるもの及び法第244条、これは地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせているものの監査を実施しましたので、法に従い、その結果を報告いたします。

審査実施期日は記載のとおりです。

2、監査の方法及び対象とした団体。対象とした団体は(2)に記載してあります2団体であります。

40 ページをお開きください。

監査のねらい。指定管理者については条例の定めるところにより、管理運営が適切に行われているかどうか。出資団体については主に経営状況を重点に監査を実施しました。

監査の結果。(1) 管理運営の状況。指定管理者については町との協定に基づきその趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされておりました。出資団体については、震災による特殊要因があったにせよ、経営状況は若干改善されつつあります。施設の管理についてはおおむね良好でありました。

(2) 会計経理の状況について。団体等の帳簿、その他書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認めました。

(3) 指定管理者及び出資団体への指導監督。所管課においては、その目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めました。

(4) 監査の意見。指定管理者及び出資団体は町の貴重な財産等の管理運営を受託しており、なおかつ町から補助金の交付等、財政援助を受けているので、適正かつ効率的な運営が図られるよう今後とも町は適切な指導監督を行うように望みます。

なお、株式会社西会津町振興公社には収益のあがる部分についてはさらに収益を伸ばして、赤字部門については、経営戦略会議で赤字減少対策について詳細に検討し、引き続き公社全体の経営改善に取り組まれるように求めました。

以上で終わります。

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで延会します。(11時45分)

平成25年第7回西会津町議会定例会会議録

平成25年9月13日（金）

開 議 13時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第8号）

平成25年9月13日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第5号 平成24年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成24年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第16号 平成24年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第13 議案第17号 平成24年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

延 会

○議長 平成25年第7回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第5号、平成24年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

なお、皆さんに申し上げます。質疑は一般会計については、最初に総括、その後において歳入の款ごと、次に歳出の款ごとに質疑を進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは総括に入ります。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 社会福祉総務費の中で、これから高齢化率が42パーセント近くなるとうとしております。そういう中で高齢者の方が高負担になる可能性があることは説明をうかがっております。今回の国民健康保険特別会計診療勘定の繰出金で2千万円、また介護保険特別会計繰出金が1億5千万と、両数字があるわけですから、今言ったように、これからは負担、また高額になるということが予想されます。

その中で、町長が提案理由の中で説明がありましたが、これからICTの高度化事業が始まると、遠隔診療がその中で取り入れられるという内容であります。それがもし実現できれば、こういうことが低額になることが予想されると、そういう接点について、これからの考えについて一般質問に似たような感じではありますが、その点の、今後の高齢者の負担の可能性について伺いたいと思います。

○議長 9番、青木議員に申し上げますが、今、決算の総括でありますので、平成24年の現況報告で留めて、ICT等は今年度の予定というだけですので、見通し等はこれからの話でありますから、その辺でよろしいでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 高齢者に対する国保、介護保険繰出というようなことで、一般会計の負担が増えているということで、今後のICTを利用してというような形での遠隔医療についてのご質問でございますが、現在、ICT遠隔医療につきましては、現在のところ、まだ案の段階であって、具体的に進んでいるという状況ではございません。ただ、在宅の医療に関しましては、今、西会津診療所のほうで、先生がた往診ですとか、訪問看護という形での在宅での医療の部分では、件数も今増えてきておりまして、そういった取り組みについては、今、重点を置きながら取り組んでいるというようなことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 私のほうからは、西会津町一般会計決算の状況という資料のほうの中から、4ページ、義務的経費、投資的経費というふうに記載のある表なんですが、一般に公債費が少なければ少ないほどいいと私も聞いてはいたんですけども、義務的経費の中で、扶助費、これが約5億、平成24年で増加しているということが見て取れるようなんですが、この主要な原因はどこにあるのか、それが1点目。

あと、決算ではありますけれども、今後も増加をしていくのか、その辺の推移も併せてお答えいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 平成24年度は扶助費が非常に増えた要因でございますけれども、こちらは平成24年度に限りまして、県南・会津・南会津の地域給付金、これが4億8,400万ほど、事務費も含めまして4億8,400万ほど、これが平成24年度の特異要因ということでございます。扶助費につきましては、今ほどの社会福祉関係のお話もございましたけれども、どうしても年々、そういった社会福祉関係に対する経費というものは伸びてきておりますので、平成24年度みたいに大きな特異要因がなければ、やや横ばいから少し増える傾向にあるのかなというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 24年度の決算が示され、ご報告を受けました。総体的に言えば、財政指数、公債費比率等、対前年度比すべて好転をしているということでもありますから、非常に健全さが保たれているなというふうに思いました。それに加えて、収入未済額が1億円を下回ったこと、また不納欠損額も対前年度比17.6パーセントも減ったということは評価をしたいと思います。

こういうふうに収入未済額、不納欠損額がよくなったということは、庁内あげてこれに取り組んだ成果ではないのかなと思っておりますが、特別な取り組みとか、改良したとかということがあればお聞かせいただきたいということと、本当にこういう結果が出たということに対しての、担当課長、お答えをいただきたいと思っております。

健全財政が貫かれたということは、今言ったように評価をします。今後とも健全財政にいくように努めていってほしいなと思う一方、やはり今回の一般質問等でも出ておりますが、きめ細かな施策といいますか、町道の改良にしろ、除雪にしろ、町道の草刈りにしろ、身近なことでの皆さんがたの要望といいますか、それが年々多くなっていると私は思っておりますので、それらも健全財政を貫きながら、細かなところにも配慮するように、26年度の予算で取り組んでいただければいいかと、まずこれはご要望しておきます。

23年度の決算では、いわゆるケーブルの高度化事業、これが仕様書どおり、契約どおりに工事ができなかったということで、かなり問題にされましたし、しました。24年度も残念なことと同じ業者が上谷地区の工事で2回ほどミスをしたということは、非常に残念だなと思っておりますし、また、小学校の建築の面積が、表には出ませんでした、見過ごしてしまったなというようなミスがあったわけでありまして。副町長にお尋ねするわけですが、事務方のトップとして、こういうことをどう受け止めておられるかと、職員の資質の向上、レベルアップには努められておるとは思っていますが、いわゆるまだまだそういう点では不十分さがあるのかなと思っておりますが、ほうれんそう、報告、相談、連絡、これだけ、だけってちょっとおかしいですが、ここら辺だけが決めてなのかなと、あるいはもっといい工夫といいますか、あるのかなと思っておりますので、まずこの職員の資質の向上にどう努めてこられたかということをお尋ねいたします。

これと同じようなことで監査委員にお尋ねするわけでありまして、監査委員の意見書の8ページであります、徴税事務に関しては、法令等に則り、厳格かつ適正な事務処理を行うことと述べておられますが、この狙いといいますか、真意はどこにあるのか。もう少し砕いてご説明をしていただければと思います。

決算には表れてきませんでしたでしたが、町が関係しておりますのでお尋ねをしますが、喜多方広域で行っております、いわゆる羽山の最終処分場に西会津からも放射能で汚染された土壌が運び込まれていました。これがどのように処理されておるか、24年度で処理されたか、されなければ現在の処理状況等も併せて、やっぱり町民の人に知っていただくことも大事だと思いますので、お尋ねを申し上げますし、また併せて柳津町にある産廃、これも放射能汚染土壌ということがあったので、これら協定書どおりに私は守られてきたのではないかなど、そういうトラブルもなかったのではないかなどと思いますので、この産廃に関わる西会津関係についても説明していただければ、町民の方々が安心できるのではないかなどと思いますので、説明をしていただきたいと思います。

それと、大日本震災に関わることで、24年度どういう対策といたしますか、動きがあったのかと、改めてこの場でお尋ねをするわけですが、それと併せまして東日本大震災の対策本部ですか、これの全体の会議等は24年度でなされたか、なされなかったのかと、今、正面の玄関に対策本部の看板がかかっておりますので、そこら辺、全体で24年度では会議をしたかしないかも併せてお答えをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 まず私のほうからは、今ほど議員のほうから、その職員の資質向上にどのように努めてきたかというようなお質問にお答えしたいと思います。

私も西会津町に赴任させていただきましてから、早1年6カ月が経つわけですが、そういった中において、やっぱり議員、常々私にご指導いただいている言葉、やっぱり役場の職員には常にいい仕事をしてもらいたいから俺はこれだけ厳しいことを言うんだと、この言葉は、私は非常に重く受け止めて、心に深く刻みながら、そういったことも思いが皆さん一緒なんだという気持ちで、私も対応してまいったところがございます。

そういった中において、当然、伊藤町長のほうからも、役場の職員の風通しのよさ、これをまずよくして、いろいろな若手職員からベテラン職員までが、さまざまな角度から議論したり、協議したりできる場を設けられるように取り組んでほしいというような町長からの指示を受けまして、赴任早々、いろいろな形でほうれんそうの徹底や、若手職員の意見の吸い上げ方、こういったものをどうしたらいいものかということで、各ベテラン課長とも協議しながらやってまいりました。

そういった中において、私これまで去年から感じているのは、やっぱり職員に非常に明るさが出てきたのではないかなというのをまず感じます。当然のことながら、若手職員、やらなければならない業務たくさん抱えておりますけれども、業務のやり方をみていますと、いたるところで小さな協議をかなり進めていると、これは県の組織なんかもそうなんですけれども、大きくなればなるほど一方通行の仕事で、なかなか職員同士が議論する時間がないというような場面に出くわしております。そういった中において、西会津町の役場職員、若手も意見を出してきているなど、みんな上を向いて仕事をしていると、非常に明るさが出てきて、よくなってきているなどというふう実感しております。

先ほども、実は町民税務課の職員が、こういった研修に行かせてほしいんだと私に決意を持ってきました。みんな向上心のある職員が多くなってきているなど、いろんな研修にも行

かせてほしい、こういう研修の場で学んできたいというようなケースが、ここ本当に増えてきている。これ各課長にもお願いしたんですけれども、日々の業務、非常に忙しいんですけれども、やっぱりほかの自治体職員とさまざまな交流、研修を通して見聞を広めてくれることが、必ずいい仕事につながるということで、外の空気を吸って、いろいろな知識を学んできてもらえる時間をつくってほしいと、これは課長に年度当初も各課長にもお願いしたところであります。そういったものを受けましてか、というところではありますが、若手職員、積極的にいろんな研修にも出かけていっております。そういった小さな積み重ねが、少しずつ役場職員の雰囲気にも非常に浸透してくれているのは、ありがたいなというふうに思うところでございます。

これまで以上に、やっぱり町民の皆さんの先頭に立って、役場職員がこの西会津町を元気にしていくというような気構えを持ってやるというような雰囲気が出てきております。町民の皆さまに日々いろいろなご指導、ご支援をいただきながら、職員も毎日、やっぱり笑顔で業務にあたれるよう、一層、私を先頭に努力してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

その他の質問につきましては、担当課長からの意見を付させていただきます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 14番、長谷沼議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の収入未済、不納欠損が減ったと、その要因についてはというご質問であります。先ほど議員がおただしのおり、監査の意見書等でも収入未済が町全体で1億を切り、前年度と比較しまして約560万減ったと。それから不納欠損につきましても、町全体で前年と比較しまして190万ほど減っているということでもあります。そのうち税の部分だけについて申し上げたいと思います。

国保税、それから町税合わせました収入未済額につきましては、前年度よりも720万ほど減ってございます。不納欠損につきましても、同じく町税、国保税合わせますと前年より約180万ほど減になってございます。その要因でございますが、徴収率を向上していけば、当然、未済も不納欠損も減っていくということでございまして、徴収率向上のための主な対策としましては、まず一つ目として、早期収納体制の強化ということでありまして、納税通知書を発送しまして、納期限になっても未納の方については、催告状の発送、それから電話や訪問によるお願い等々を実施してございます。それでもなかなか応じていただけない方につきましては差し押さえまで、昨年度、24年度実施したところでございます。なお昨年度実施しました差し押さえにかかる調査件数が延べで148件、預金の調査等行ってございまして、そのうち実際に差し押さえた件数につきましては、71件、金額にしまして265万7千円ほど差し押さえを実施してございます。その差し押さえの中身につきましては、所得税の還付金、それから預金、給与等、それらを差し押さえてございます。

それから、二つ目といたしましては、口座振替の推進ということございまして、近年、納税貯蓄組合の数が減少してございます。本年末現在、西会津の全体の納税貯蓄組合数が82組合、加入している世帯が642世帯ということで、全世帯の23パーセントまで落ち込んでございます。そういった中において、徴収率を確保するという意味で、組合を脱退された方、組合が解散した方につきましては、口座振替を町のほうでお願いをしているということございまして。

それから三つ目としましては、分納誓約、お願いしまして、毎月いくらずつ納めていただくような約束を取り付けているのも一つでございます。

それから、県の県税事務所と相互併任協力体制を取りまして、県の職員が本町の滞納者に直接おうかがいをして徴収をしていると、そういったこともございます。24年度につきましては、滞納者9人について県税事務所で担当していただきまして、105万8千円ほど県職員が徴収をしてございます。

それから最後でありますけれども、町長が本部長であります税等徴収対策本部会議、これを年2回ないし3回開催いたしまして、5月の出納閉鎖前の一斉徴収、管理職の一斉徴収、年末の一斉徴収などにあたりまして、税をはじめとして上下水道の使用料、住宅使用料、ケーブルテレビの使用料、合わせまして徴収体制を取ってございます。

そういったことで、なんとか未収金の減、それから不納欠損の減の対応ということであった結果だと考えてございます。

それから次に、羽山処分場の状況というご質問がございましたので、お答えしたいと思います。

まず本町から除染等により発生しました汚泥につきましては、平成23年度に野沢小学校、それから野沢保育所の除染を行いまして、合計で200キロの汚泥を羽山処分場に搬入したところでありまして。そのうち、180キログラムについては、国の基準であります8千ベクレルを下回っていることから、羽山処分場において埋め立て処分を実施し、それから8千ベクレルを超える20キログラムにつきましては、中間貯蔵施設ができるまでの間、そこに仮置きという状況でございます。さらに平成24年度、昨年度、さゆりが丘自治区の歩道等の除染をNPO法人が実施しまして、合計で3,020キログラムの汚泥が発生しまして、それを羽山処分場に搬入しているところでありまして。そのうち、8千ベクレルを超える汚泥が2,750キログラム、8千ベクレル以下のものが270キログラムということでありまして、それにつきましては、今現在、羽山処分場で仮置きをしているという状況でありまして、広域のほうから話が出ましたのは、地権者のほうと話がまとまったので、近々8千ベクレル以下のものについては羽山処分場で埋め立て処分をするという内容でございます。

続きまして、ダストセンターの処理状況というご質問でございますけれども、ダストセンターの処理状況につきましては、産業廃棄物処理にかかる公害防止協定書に基づきまして、県、地方振興局、それから本町西会津町、それから柳津町、ダストセンター、4者によりまして毎月定期的に調査をしてございます。それに、当然、本町の職員も立ち会って行っているわけですが、今までダストセンターに搬入されたものについては、すべて検査をし、国の基準内になっているものしか、もちろん搬入はしてございませぬし、そこらはきちんと確認をしてございます。なお、高濃度の溶融ダスト、コンテナ3台に保管してございますけれども、それらにつきましても、きちんと周辺を調査しまして、異常がないということで確認しております。それにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の中間貯蔵施設ができた時点できちんとそちらに搬入すると、それまで仮保管をしておくということでございます。

それから、最後に、大震災の対策本部、24年度に開催したかというお話でございますが、町の東日本大震災の取り組みにつきましては、平成24年度、農林産物のモニタリング調査、

風評被害払拭のための各種物産PR活動、それらに取り組んでまいりました。対策本部自体は開催はしてございませんけれども、そういった東日本大震災にかかる風評被害等の対策ということで、現在も対策にあたっておりますことから、役場前の玄関に対策本部の看板、そのまま設置しておりますけれども、そういったもろもろの被害が完全になくなるまでの間は対策本部は継続して設置すると、そういった考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 代表監査委員、新井田大君。

○代表監査委員 14番、長谷沼議員の監査報告書の8ページ、なお、町税事務に関しては、法令等に則り、厳格かつ適正な事務処理を行うことの内容についてももう少し詳しくご説明いただきたいというご質問にお答えいたします。

まず西会津町の町民税、県民税の24年度、現年度分の収納率についてお話したいと思います。収納率は95パーセントを下回るものではなく、本当に高い収納率を示しております。これは県内市町村の中でも高位のほうに入っております。この点については、本当に町の職員、本当に一生懸命やっていたというふうにも思っております。中には100パーセントというものもございます。ですけれども、税は町民一人ひとりが納めなければならないと、これは義務であります。なお町は、課税権を持っておりますので、税額を確定して町民に税を納めてもらうという業務を、これは責任を持ってしっかりとやっていかなければならない。ですから、昨年度の現年度分の徴収率は非常に高いものがありますが、これでやはり満足しては、私はいけないというふうにも思っております。あくまでも100パーセントを目指す。なぜならば、税がわれわれの生活の基盤を支えて、行政がいろいろな事務事業を執行していく場合に、もっとも大事な財源になってきているというふうにも考えているからであります。ですから、非常に高い数値ではありますが、まず100パーセントを目指すということを第一にさせていただきたいというふうにも思っております。

それから、税は納税通知書をもった町民一人ひとりには、その税額についてはやはり納得するということが必要だろうと思っております。そのためには、課税事務の中でいくつか大事なものがあろうと思うんですが、まず厳格な税額を確定するということですね。このための事務に間違いがないようにやっていくということがまず第一だというふうにも思っております。

それから、次は納税者にきちんと通知をするということですね。納税者にきちんと通知をするということ。そして、通知をしたあと、期限内にきちんと税が納入されているかどうかの確認、これも確実にやっていかなければなりません。そして納税されたということが確認されなければ、督促状、催促状というんですかね、これを通知をして、徴収に努めなければならないと。その一連の事務の中で、町の職員が個別にいろいろな対応も必要になってくるだろうというふうにも思っております。

こういうことを積み重ねていって、間違いのないように、法令等に則り、そして厳格かつ適正な事務処理を進めていただきたいというふうにも思っております。

まだ説明が十分でないところがあるかもしれませんが、以上でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、監査委員からお話をお伺いをしました。やはり税の信頼が崩れれば、町

政が滞るであろうと、大混乱を起こすのではないかと、やはり徴税に関しては、本当に信頼を損ねるようなことがあってはならないであろうと、そういうようなことで、監査委員のお話があったと思います。本当にそうだと思います。誰も間違っただけでやってなんていうふうには、職員の人、していないでしょうが、たまたま間違いが出てくる。それは、今、副町長からもご答弁いただきましたが、副町長のそのとおりであって、私もう一つは、チェック体制、役付きのチェック体制がきちとなされれば、今、監査委員がおっしゃったようなことはないであろうと思います。本当になぜ課長職があるのか、課長補佐がおられるのか、係長がおられるのかというのは、やっぱりチェック体制だと思います。これが甘い、緩いと間違いが表面に出てしまうのではないかなと、そういうことでは、今、監査委員がおっしゃられたことをやはり職員の皆さんが自分のことと思って、これから仕事をしていってほしいなと思います。町がなんぼいい政策、計画を立てて、議会がよし一緒にやりましょうと言っても、それを実施するのは職員の皆さんなんです。そこを大事にしていってほしいなと、これは要望にとどめておきますので、よくかみしめて日常業務をしていってほしいなと思います。

大震災についてであります。最初に聞けばよかったんですが、私も、いわゆる農産物の風評被害以外は、西会津ではさしたる、この大震災の影響はないのではないかなということ。を最初、お尋ねすればよかったわけですが、しませんでした。そこら辺は私の見込みのように、農産物以外はそう問題になるようなことはなかったなという理解でいいかどうか、それだけをお答えいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

直接的な被害につきましてはないと考えておりますが、ただし、町民の方の不安に対する安全安心の確認という部分では、毎月全自治区、それから公共施設、約 170 カ所、毎月空間線量を確認し、安全安心を確認しているところであり。さらに先ほど話にも出ましたが、ダストセンターの下流域につきましても、安全安心を確認するために、青坂の水道水、さらには下流域の河川、合わせて 5 カ所、それは毎月検査をし、放射性物質は検出されないというような確認を現在も取っております。

以上です。

○議長 ほかに総括はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 それでは、総括はこの程度にとどめ、引き続き款ごとに入ります。

それでは、まず歳入の 1 款町税。

1 番、小柴敬君。

○小柴敬 1 款 3 項 1 目の軽自動車税についてご質問をさせていただきます。当町はこゆりちゃんナンバーのご当地ナンバーを採用されてしばらく経ちますけれども、現在までの登録台数、それについてまず 1 点。

それから、現在町が登録している 125CC 以下の車、もしくはあとは耕運機等ですが、それらに対して、このこゆりちゃんナンバー普及のために、この次、徴税をするとか登録をしますときに、安価でそのナンバーを交換するというような働きかけというか、町のほうの意向はないのか、この 2 点、お聞かせください。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まずこゆりちゃんナンバーの交付実績であります。交付をはじめたのが平成23年12月1日から本年3月31日までの交付の総数でございますが、合計で144枚でございます。新規取得、あと変更、それぞれ合せてましての数字でございます。なお、本町には、現在登録している軽自動車数の数が1,670件でございます。ですから全体の率でいきますと8.6パーセントの率でございます。

町としましては、せっかくはじめた制度でございますので、ふるさとまつりの際にブースを設けて、利用促進を図ったり、さまざまな面で皆さんにナンバーを付けていただけるような取り組みは今後も続けてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長 2款地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3款利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款自動車取得税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款地方交付税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11款分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12款使用料及び手数料。

11番、清野佐一君。

○清野佐一 12款の農林水産業の使用料として、雪室貯蔵施設使用料があります。これは80万ということですが、どのようなものが入っているのか、利用されているのかということと、ここ2、3年で結構ですが、傾向としてその使用料の多い少ないといえますか、そういうのがあるかどうかちょっとお伺いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 雪室貯蔵施設の使用料についてお答えいたします。

24年度、使用料総額が80万円になりました。これは、ここ数年になく高い使用料になっています。利用実績であります、町内の酒屋さん、それからソバの、福島市、それから山都町森林組合のソバの貯蔵ということで、約1,693袋、年間を通じて出し入れはありますが利用をいただきまして、24年総額で80万円ということになりました。

利用された方の内容ですが、山都の雪室を利用してソバを収納していたんですけども、昨年は大変取り扱い量が多くて、西会津を利用させていただいたということで、現在も在庫が残っていますので、今後、引き続き利用料にかかってくると思います。

○議長 13款国庫支出金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 14款県支出金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 15款財産収入。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 16款寄附金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 17款繰入金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 18款繰越金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 19款諸収入。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 20款町債。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 続いて歳出に移ります。

1款議会費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 2款総務費。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは総務費でお尋ねをいたします。最初は総合交通対策費、生活バスであります、いわゆるデマンドバスについて問題があって、これは議会の度に一般質問が出てくるような状態であります。このバスの利用割合と申しましょうか、1台当たり何人くらい乗車されておられるのか。もっと平たくいえば、そのデマンドバス満杯になるようなときがあるのかなど。野沢の祭りだとか初市だとかそういうことがあればでしょうが、普通運行していて満杯になるケースがあるのかなのかというのをお尋ねをしたいわけでありまして。

それと、2の2の1ですか、標準宅地時点修正業務、どういう業務かお知らせしていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まずデマンドバスについてのご質問にお答えをいたします。まず、バスにどのくらい平均で乗っているのかというご質問でございますが、正確にバス1台当たり何人

という数字は現在つかんでございませんが、本年4月から8月までの5カ月間のデマンドバスの利用者数が5カ月間で1万2,174人であります。それを5カ月ですから150日で割れば、それを単純に150日で割れば81人平均でございますが、一般質問でもご質問ありましたとおり、平日については1日平均104人、休日については20人程度ということで、平日は1日平均104人の方が乗ってございますので、だいたい朝なんかを見ると、朝は結構な方が乗ります。あと日中はやっぱり少ないという状況で、それと今デマンドバスは15人乗りで運行してございます。それが満車で増車しなくちゃいけないというケースは昨年4月から開始をして、ないと、ちょっとはつきりはあれですけども、そういうケースはないと聞いております。

それから、2項1目の税務総務費の中の標準宅地の時点修正業務委託料の内容ということでお答えいたします。これにつきましては、固定資産税の土地につきましては、まず基本的に固定資産税は3年に1回評価換えがございます。ただし、土地につきましてはその社会情勢で1年で減価する場合ございます。その際には評価換えのときだけ減価させるのではなくて、1年でも評価換えでない年でも下落をすればその下落した評価額で課税をしなければならないことになってございます。

ですから今議員がご質問された標準宅地の時点修正業務というのは基本的に毎年実施をし、下落をすれば次の年宅地の固定資産税を減価させると、そういった調査業務であります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 デマンドバスであります。今まで公的な交通機関のなかったところにデマンドバスを走るということは非常にいいことだなと思っています。それと西会津高校に通う町内の生徒さんにとってはまったくいいバスじゃないのかなと思っていますが、西会津高校に通う生徒何人くらい利用されておられるのか、つかんでおればいいです。そういう高校生がね、バスを利用するときには毎日電話しなくても一定期間、一学期はだとかというふうなそういう連絡の方法で利用していると思っていますが、いかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 デマンドバスを利用して西会津高校に通っている生徒数であります。大変申し訳ありませんが、今ちょっと数字をつかんでございません。調べればわかりますので、後ほどお答えをしたいと思います。

それから毎日通学するわけですから、毎日予約をしなくちゃいけないのかということもございますけども、それはしなくてもバス会社のほうに予約はできます。ただ、急に行けなくなった、学校休むようになったという場合は当然連絡をいただくようなことで今やっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 8ページの2款項目のところのふるさと振興費の中のフィールドアスレチック施設遊具解体撤去費、あるいは施設遊具借上料等が記載されております。多分子どもさんたちの遊ぶ場所なんだろうと思いますが、その際にいくぶんかの入場料等を含められて徴収もされてるだろうと思うんですが、その際、何件か小さい子どもさん等が利用する際に、入園料等が出されているんだけど、その入園料が歳入の中に含まれているところがちょっと見えていないということと、それからもう少し入園料の、大人も、あるいは子どもさんも含めましても負担があってもいいのではないかと、こんなふうに考えられますので、その点を

併せてこの2項目をお聞かせいただきたいと、こんなふうにお尋ねをしてみたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 2款のふるさと振興費の中のフィールドアスレチック施設の解体撤去費と、それから遊具借上料というようなことでご質問いただいたわけですが、この解体撤去につきましては24年度以前までありました古いフィールドアスレチックがかなり老朽化したものですので、平成5年につくりまして20年近くたったというようなことでかなり老朽化して、危険箇所もあったということでそれらを一切撤去しまして、新しいアスレチック施設を24年度中に設置したというようなことをございます。

撤去費用が336万で、そして新しくつくった施設についてはリース方式で会社にお支払いするというようなことで昨年8月からリースをお支払いして246万1千円ほど金額をお支払いしたというような状況でございます。

なお、使用料については利用料というようなことで、ここを管理してますのは振興公社ですので、振興公社のほうに利用料が入るといような仕組みでございます。現在、使用に当たりましては子どもさん1人につき100円、そして保護者については何ていうんですか、付き添いできた方については無料というような形になっております。

おただしのそういった使用料の見直し関係につきましては、現在、さゆり公園全体のそういった使用料等、そういうのを含めて現在、検討している状況でございますので、ひとつご理解いただきたいなと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 2の1の6の企画費で、集落支援配置事業でお伺いたします。その中でまず奥川に配置している2人の実績と、今までの効果についてお伺いたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 企画費の中の集落支援業務についてのご質問にお答えします。集落支援員であります、23年度から1人、それから24年度につきましては5月から1人採用しまして昨年の5月からは2人体制というような形で業務を行っております。奥川支所の中に事務所を設けておりまして、主に特に高齢化の著しい弥生、弥平四郎、それから荒木地区と大舟沢の4集落を中心にしまして、その他奥川地区の地域づくりなどを行う集落の支援、そんなことを実施しているということでもあります。

昨年の8月からは新郷地区にも週1回出張しまして、新郷連絡所に1日おりまして、相談業務がある場合は相談してくださいというようなことでそういった業務も昨年からは始めたというようなことをございます。

2年目と、2年間支援をしたということをございまして、4集落につきましては大変支援員の方を期待しているというんですか、あてにしているというようなことをございまして、その4集落のみなさんには大変喜んでいただいているのかなというふうと考えているところをございます。

また、前段にも申し上げましたように、そのほかの集落にありましていろいろ気楽に相談業務、応じますというような形で広く手を拡大しながら、業務を拡大しながら集落支援業務を行っているというようなことをございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 2款1項13目インターネットの運営事業費の中で、テレワーク運営事業費 231万8千円、これはどういう事業に使われているんですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それではテレワーク運営事業についてのご質問にお答えしたいと思います。テレワーク運営事業につきましては、現在、町にテレワークセンターということで1号館と2号館ということで、1号館は大久保入り口の元の旧教育委員会の跡、それから2号館につきましては旧すわ保育所ということでその2カ所をテレワークセンターということで使用しているわけですが、いわゆるITを活用して起業家の育成とか、それから新たな産業の創出を図ろうというようなことで地域経済の活性化に役立てようというようなことで、そういったことでそこにそういう企業支援室というものを設けまして、町内の企業の育成を図っているところでございます。

現在、1号館にはそういった企業が2社、それから2号館には同じく2社というようなことで計4社の方、そして雇用的には10人くらいの方が雇用されて、企業活動を行っておるといような状況でございます。

ちなみに使用料として1室当たり定額をいただいているわけですが、131万4千円ほどの使用料をいただいているといような状況でございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 お尋ねをいたします。2款の1項6目の企画費であります、この中で携帯電話等エリア整備事業があります。最近当町でもかなり立って見受けますが、このエリアをカバーするのは何パーセントくらいになったかと、この事業費であります、これは町と事業者ですか、でどのくらいの割合で出しているのでしょうか。

あともう一つは、再生可能エネルギー事業ですが、この事業の結果等をお知らせいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ご質問にお答えします。まず携帯電話のエリア整備でございます。24年度につきましては弥平四郎、弥生地区に鉄塔2基、ドコモとauの通信基地を整備いたしました。この地区が整備されたことによりまして、町内では97.6パーセントのカバー率になっているといようなことでございます。

それで、この事業の負担であります、事業者が3分の2でございます。補助金が3分の2の補助金といようなことで事業実施するわけですが、後年度の負担もございまして、最終的には町の持ち出しはほとんどないという形で事業実施しているといことでございます。

それから、企画費の中にございます再生可能エネルギーのエネルギー事業可能性調査事業といようなことでございます。56万7千円ほど24年度使用しまして、可能性調査といようなことで取り組みました。これは小水力発電の可能性調査といことでございます。この前にちょっとした町内全域をくまなく歩きまして、どこで小水力の実施が可能かといような形で調査をしたわけですが、最終的には奥川の本流、弥平四郎地内ですね、あれだけの水量がないとどうしても夏場、渇水になってしまいますと採算が合わないといような

なことでありまして、弥平四郎地内で小水力発電をした場合にはどうなんだろうという調査を実施しました。56万7千円ほど使ってたわけですが、国から2分の1の補助をいただきました。

その結果であります、弥平四郎地内であれば何とか採算は確保できるかというような報告書をいただいております。ただ、当初の事業費がかなり億を超える事業費がかかるというようなことでありまして、その辺の実施はどういうふうにやっていくべきなのか、その辺につきましてはこれから検討させていただくということでもあります。今回は可能性調査のみを実施してみたということでございます。

○議長 3款民生費。

7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 3款の1項3目老人福祉費の中の高齢者配食サービス事業費があります。このことについてお聞きしたい。現在は昨年よりも、前私が質問したときよりも減っていますか、希望者は。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 高齢者の配食サービスについてのおたしでございまして、前回の質問は6月でございましたが、その後減った方、増えた方おありまして、結果的には横這いというような状況であります。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 このことについてはいろいろと対策あたりは考えてるんですか。というのは、お年寄りわざわざご飯が冷たいので、炊いて食べていると、工夫してますね。おかずだけ食べてる。そういうことですので、対策を考えたほうがいいのではないかと思うがいかがですか。

○健康福祉課長 冷たいご飯を温めて食べているということではございますが、基本的に前の一般質問の際もお答えしましたが、今年からにつきましては冷たいもので配付しまして電子レンジで温めてたべていただくというようなことでやっておりますので、そういったことについては配食の際とか、配る際とかそういう話は説明しておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 3款1項3目の中で、介護老人保健施設整備事業負担金とありますが、これはどのようなあれでどのくらいの、あと負担というか、残っているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護老人保健施設整備費負担金のご質問にお答えいたします。この負担金につきましては、介護老人保健施設、憩の森の整備にかかる償還金のうち一部にしあいつ福祉会のほうに立て替えてもらってたものがございます。その部分を現在計画的に返還しているというようなものでありまして、平成23年から29年まで、総額で5,366万4,640円ほど、29年ではございません、30年までの間返還するというような内容になっております。

○議長 4款衛生費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款農林水産業費。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫 6 款の 1 の 3 農業振興費の中で青年就農給付費 675 万がありますが、この青年就農という方は県外なのかまた県内の方が、それを自分で将来独立してとか、そういう対象者はどういう方なのか、何人ぐらい現在就農されておりますか。また、受け入れ専業農家とか、農家の方は何軒ぐらいありますか。それで、この就農の期限というのはありますか、それを伺います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 青年就農給付金についてご説明申し上げます。青年就農給付金につきましては、昨年度から新たに始まりました国の制度でして、新規で人・農地プランという計画づくりを集落ごとに 5 年、10 年後の地域農業を守っていくためにはどうしたらいいかという計画をつくる中で、担い手として位置づけられた方、地域でやっぱり後継者として認められた方で 45 歳未満で自立をされていて、5 年間農業経営が確立するまで年間 150 万支援しましょうという事業であります。

昨年度町では四つの人・農地プランが作成されましたので、その計画の中で地域の中で担い手であるというふうに認められた方が 3 組ございます。一人であれば 150 万ですが、ご夫妻であれば 1.5 倍、225 万ということで、3 組の夫婦が 24 年度からこの制度の該当になって給付金を受けて農業経営の支援を受けている状況です。

今後、今年も 5 地区で人・農地プランの作成を進めてますが、その中でそういう担い手として地域が認めた人、5 年後、10 年後もしっかり自分が農業やってくというような意思を持っている方であればこの事業の該当者ということになります。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 今就農されている中身の作業というか、野菜関係なのかキノコ関係があるのか、そういう中身の就農の内容についてちょっと。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 昨年、24 年度の 3 組につきましては菌床に取り組んでおられる 3 組のご夫妻です。25 年度からはキュウリ栽培に取り組まれている方も今後地区で認められる予定であるということで町のほうで国のほうに申請している手続中である。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 6 款 2 項の林業総務費の中で、昨年は 1 億 3,200 万くらいの事業費が決裁されてきました。今回 5,500 万程度で決算されようとしておるんですが、主立った内容が少なくなっているというものが、主立ったものがあれば教えていただきたいと思います。

それから有害鳥獣対策事業の 169 万 8 千円の使い道等について詳細を伺いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。林業総務費の減額内容についてのご質問ですが、昨年までは 13 ページにあります間伐対策事業というのがありますが、これを含め

て森林整備加速化基金事業というのがあります、それは森林の整備をすることに対して県の基金事業で10分の10で事業が実施できる有利な補助事業がありました。昨年、23年度はそれを活用して町内で138町歩ほどの間伐事業を実施したわけですが、24年度からは制度の内容が変更まして100分の65の補助率ということで、35パーセント自主財源を投入しなければ同じ事業ができないということで、今年度その点で事業が減少しております。

一般会計上は減っておりますが、森林組合独自の事業で町も認証してこれと同様の事業を今年度大幅に取り組んでおりますので、町全体の事業としては面積的には大差はありません。

それから有害鳥獣対策事業169万8千円ですが、この内容につきましては、サル、クマの捕獲に対する報奨金、それからハンターの皆さんのハンター保険、それから電柵の設置の補助金、それから再生協議会への補助金です。有害鳥獣対策協議会、町の一般会計上有害鳥獣対策で169万8千円ということで計上しておりますが、有害鳥獣対策については有害鳥獣対策協議会、行政だけでなく町民と関係者が一体となった協議会組織で実施を行うことによって、交付金200万を受けれる仕組みになってます。で、町の予算を通さない分でその事業も実施しておりますし、それから森林整備の中で間伐対策、森林環境交付金事業の中で総額の中に含まれてますが、365万、集落周辺の間伐をしてサル、クマが現れにくい環境にしようということでその事業が360万ほど行ってます。

それから5款の緊急雇用の中で臨時職員として雇用して、発信機をつけてる7頭のサルの調査と追い払い活動、それらが490万ほどありますので、町全体で有害鳥獣に投資しているお金は1,160万1千円ほどになっております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 私は6の1の3奥川ライスセンター機能強化支援事業についてお伺いをいたします。392万9千円になってます。これは多分粗選別機かと思いますが、昨年はそのライスセンターで処理した面積ですか、どのくらい、稲刈り、あるいは乾燥糶摺りというようなことで面積的にどの程度処理をしたのかということと、あとは前年に比べてそういう選別機を導入したその効果といいますか、等級が何パーセント向上したとか何かって、顕著なことが現れていればどうかということでもあります。

あわせて私個人的には今年の場合、これだけ稲の倒伏が見られます。すると当然米の品質が悪くなるということ目に見えているわけですが、色による選別機、色選というやつ、そういうがなの要望というのはなかったのかどうかをまずお伺いしておきたいと思います。

それからあとその下の6の1の5の農地・水保全管理支払交付金事業ですが、これは前の農地・水、水土里事業からすると75パーセントですか、今度、額、金額的にも交付額が減りまして、それぞれの集落でそれに合せた事業やってるわけですが、その事業が来年度、多分、までだというふうに思ってますが、今までの効果とこれからのそういう事業の見通しがわかればお伺いをしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。はじめに奥川ライスセンター機能強化支援事業補助金ですが、この事業につきましては議員のご質問の中にもありましたように、粗選別機と糶摺り機の整備、事業費1,178万7千円の3分の1を町が支援して、西会津産米の強化といたしますか、それに組み込んだところです。

事業効果はどうであったか、利用率であります、ライスセンターそのものが50町歩の規模の対応するような形で稼働しておりますので、ほぼ90パーセント以上、100パーセント近くの稼働率でありました。ただ、その機械を入れたことによる効果というのは、昨年度、やっぱり等級が大幅に、大幅と申しますか、高温のために1等米比率が下がってしまいましたので、その効果を数字で表すことはちょっとできませんのでご了解をいただきたいと思えます。

それから、農地・水保全管理支払交付金事業につきましては第2期事業、第2期が24年から始まっております、一応5年間の計画ですので、平成28年まで継続される予定です。ただ、向上活動と申しますか、スーパー重点については2年ごとの事業ということで多少同じような5年の取り組みではないわけですが、一応5年間継続して行っていく予定です。

事業効果につきましては、各集落とも参加そのものは75パーセントに下がりましたが、基本事業で共同の取り組みで農道、それから水路を守る活動をされておりますし、あとは地域による条件の悪いところは重点事業を提案して共同作業の中でその作業効果が上がるような対策をとっております、毎年全体委員会で次年度の要望と今年度の実績を委員の皆さんで町内回って歩くんですけれども、事業効果はすばらしいということで考えてます。

また、この取り組みは、町村一つになっている取り組みは西会津町だけですので、なかなか一つの集落では事業実施から経理、それから経営の報告まで大変な労力を要しますが、その部分を町、それから改良区と分担してやっていることでスムーズに事業効果を上げているのかなということで考えております。

すみません、一つ答弁漏れがありました。色彩選別機については、当初奥川ライスセンターの事業要望の中で、確かに色彩選別機も要望の中には入ってたんですけれども、事業費が大変大きくなるということで、話し合いの結果、24年度事業では粗選機と粳摺り機ということでお話をしてお話をしておいた経過があります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 人・農地プランであります、ただいまこれの計画を実施というか、計画立てたのは四つだというふうに聞きました。中山間地直接支払だとか、あるいは今の農地・水保全ですか、これらの取り組む集落数から見ると、歴然と申しますか、相当数低いわけですが、これは取り組むべきわれわれの理解がまだそこにいてないのが私は一番かなと思っております、なぜこれ四つで止まってしまったのかなというあたりであります。

メリットがなかなか取り組むべきわれわれに伝わっていないのかなという気もしますが、この人・農地プラン、この際ですから、人・農地プランとはこういうもので、こういう取り組みばいいことがありますよということを改めてここで話していただいて、なぜそれが四つで終わってしまったのかというあたりもふれていただきたいと思えます。

それと森林組合の出資であります、50万円ということあります。これは毎年計画的に支出していると思っております、最終的には森林組合にはどれほど出資しなされるのか、その狙いはなんであるかということも改めてお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 人・農地プランと申しますか、青年就農給付金、人・農地プランのメリットの一つが青年給付金ということで、24年度3組の方がこのメリットを受けられてます。

まず、人・農地プランはどういうふうなものなのかというのをちょっと簡単に説明させていただきますと、今、全国で186万人の農家の方がいらっしゃるんですけども、65歳以上が60パーセント、それから40歳未満が5パーセントということで、これから今つくっている農地を守っていくには規模拡大をして、1人10町歩つくったとしても90万人が必要である。この減少をくい止めるには年間2万人の新規就農者が必要だということで、地域で地域の農業を考えてみましょうということで始まった事業です。

24年度は牛尾、縄沢、上小島、下小島で計画をつくったわけですが、この計画をつくるには集落との事前説明、それから集落との話し合い、全農家に対するアンケート、アンケートを持ち帰って分析、それをグラフに表して、また集落に行って説明をして、それから最終的にどんなふうによこの農業を守っていくかという計画につくっていくということで、集落の皆さんの理解と行政が一緒になって取り組まなければなかなかできない事業で、昨年度は始めてから四つの集落で同時に行いましたので、担当課としては精一杯努力をして四つ計画をつくったというような状況です。

今後については現在、萱本、松尾、上野尻、下野尻、本町・原町地区で五つの計画づくりを進めていますので、農家さんの忙しい時期を外しながら計画づくりを進めています。

やっぱりつくっていく上で、高齢化になって農業をやめたい、それから農地を手放したい、それによって耕作放棄地が増えるということ、あとは新しい担い手がないということで、各集落同じような課題を抱えています。

今までやった四つについては地域に担い手が位置づけられる方がいたり、入り作で入っている人が担い手として位置づけをされたりして計画はつくれましたが、集落によってはまったく担い手がないという集落がありますので、これからは一つの集落じゃなくて近隣の集落をまとめた計画とか、地区ごととかという形でつくっていかないといけないのかなということで考えてます。

今年度についてもさらに啓蒙しながら、全地区で人・農地プラン進めていきたいということで考えてます。ただ、話し合いを進める中で農家の皆さんから、やっぱり自分たちの農地は自分たちで守っていくんだという強い声もありますし、高齢の方はできる限り自分は農作業をやっていて、自分の技術を若い人に継承して次世代につなげていく役割が自分にはあるので、やっぱり若い人は育てていかなければならないというようなこともありますし、農作業自体はできなくても農道の管理だったり、水路のそういう作業は人足でみんなで守っていこうというような強い声が各集落で上がってますので、それらを将来の農業を守るための計画の中に入れながら計画づくりを進めていきたいと考えています。

森林組合の出資金ですが、平成21年に国では林業再生プランというのを作りまして国内産を50パーセント国内産材で賄えるような山の整備を進めていこうということで、新たな事業がいくつか始まりました。その事業を受けるには小規模な森林組合ではなくて中核的な森林組合でないと受けられないというような条件のある事業もありましたので、西会津町森林組合も中核組合として力をつけるには、出資金の部分で多少不安があるということで、組合員の皆さんの出資の増額とあとは町のほうでも23年から25年まで、50万ずつ3年間増資をして出資金の確保に努めようということで進めています。

当初、23年まで町で1,100万の出資金がありましたので、そこに150万足した1,350万が

町の出資金になります。森林組合全体としては、予定ではち4,388万9千円ということで中核組合の4千万の資本出資金は確保される見込みであります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 正しく人と農地プランを理解して質問すればいいでしょうが、なかなか私ものはっきりつかんでません。そういう中でお尋ねするわけではありますが、例えば中山間地の取り組み、第3期、来年26年度で終わるといふふうになってますが、5年ごとにいわゆるリーダーの負担が大変だと。その負担の最たるものは事務的なことだといふふうにいわれていますが、人と農地プランではそういうようなことはないのでしょうか、事務的な負担という部分で、どの程度先に立ってやる人の負担になるのかなというあたりも推進していく場合には重要じゃないかなと思いますのでお尋ねをいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 人・農地プラン作成に当たっての集落の負担についてのご質問ですが、これは事務的なものはすべて担当の町のほうで行いますので、集落の皆さんには、皆さんの集落の課題を含めたアンケート調査をさせていただきますので、それについて農業経営者だけじゃなくて奥さん、それから高校生以上の子どもさんすべてに地区の将来の農業をどう考えているかというアンケートに答えていただくことです。

それをもとにして、こんな課題があってこんな将来を思っているというのを文章にしたものをまた集落に持って行って、皆さんのほうに説明させていただきますので、その際に新たにもっと集落としてこういうことも計画に入れたいんだということを発言していただければ、それらの意向を踏まえながら計画はつくっていくということです。皆さんには直接的な負担はありませんので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○議長 7款、商工費。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 商工振興費ではありますが、いわゆる町独自で町内企業支援補助金をしているわけではありますが、昨年度もお尋ねしました。23年度から取り組んでおられるわけです。私の記憶に間違いがなければ23年度は150万の予算に対して49万、4例ほどでありました。ですからもっと使い手のいいような制度にすべきでないのかと。町独自でやるわけです。今年はその100万の予算に対して40万9千円というわけではありますが、本当にこれ効果があるのかなというような気がするわけです。

今、森林組合についてお尋ねしましたが、森林組合が残るのには中核的な組合じゃないとだめだということでそのために町が1千万から一つの組合に出資をして町の活性化を図ろうとしているわけですから、もっと企業に対して、私はもっと応援したほうがいいと思っていますが、それは一般質問ではありませんから聞きませんが、この支援補助金のなぜ予算の半分しか使われないのかと、それからどのような効果があったのかということについてお尋ねをいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 企業支援補助金についてお答えしたいと思います。本年度の補助金が40万9,250円というようなことで、内訳は資格取得に関する補助ということで1件10万円でご

ざいます。それから研修費補助ということで2件ということで30万9,250円というようなことで合せまして3件の補助金だったというようなことでございます。

どんな効果があるかというようなお話でございますけども、基本的にこの支援金を創設した際に、企業の皆さんの中で一番要望が多かったというのは何といても人材育成というようなことがいわれております。最近の調査の中でもやはり企業の皆さんにとっては企業で働いていただける労働力というか、そういった人材が町内から出ていただきたいというような、そういったお話を聞いております。そういった中でこういった研修費に補助をすることによって、企業の中の人材育成にもつながっていくのかなということでございます。

あと、こういった補助金とかかわらずにいわれる既存企業の育成というようなことで町としましても今既存企業の方々と連携しながら、それぞれ例えばものづくりに関する困りごととか、そういったものも相談を受けつつ、当然町ではできないわけですので、そういったものを県とか、また最近は大学あたりともつなぎまして、そういったものに対していろいろアドバイスなり、指導を受けていただくというようなそういった仕組みづくりなども今進めているところで、そういった形で既存企業の方々にも応援していきたいというふうに考えているところであります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 やはりどれだけ効果があったか。バロメーター、どれだけそれにお金が使われたか、こういうことだろうと思います。40万9千円ですか、これではやっぱり私は効果は限定的ではないのかなと。あなたがおっしゃったような事業をまわって歩いたらならば研修を充実したいと、これが企業の業績に反映していくんだということでありますから、もっとそうならば研修に参加する企業といいますか、確か23年度も2社というような説明を受けたような記憶あります。あと工業会で一回というようなことだったと思いますが、また、24年度も二つというのには、やっぱりこの制度に何か問題があるのではないかなと。

私は23年度にも言いましたが、今はこういうような研修、資格取得、やむを得ないが、将来的には企業が雇用を増大していただくのに結びつくような支援であるべきではないのかなと。西会津高校存続のために1千万町のお金を使うわけでありまして、そういう面から見ても企業のためにはもっと私は使うべきかなと思ってます。

そういう点でいえば100万の予算が半分しか使われなかったということに対してはどのような見解をお持ちですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 企業支援補助金についてのおただしにお答えしたいと思います。確かに予算の100万のうちに40万というようなことで、使用的には、割合にはちょっと低いのかなというようなことで、われわれ事務局としましても周知方なり、企業の皆さんへもう少しPRなりアピールなりしなくてはいけないのかなというふうに反省しているところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、今後そういった企業の方々といろいろな話し合いの場をもちながら、今後も先ほどいったようなものづくりに対する指導的なこととか、マネジメントのようなこととか、そういったことをぜひ専門家と話し合える場とか、またいつでも相談できるようなそういう場などを取り持てるような、そういった支援も含めて考えていきたいなと思っています。以上でご理解いただきたいと思います。

- 議長 3番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 7款1項4目の消費者行政推進とありますけども、これはどのようなことを行って、成果がありましたかお聞きしたいんです。
- 議長 商工観光課長、大竹享君。
- 商工観光課長 7款の消費者行政推進費についてのおただしでありますけども、これにつきましては事業的には消費者行政の活性化に関する事業と、それからいわゆる一般の町民の方が自分のおうちで消費する食材などを、放射能検査、こういった検査にかかる補助金というようなことで二つの事業がこの中に含まれております。消費者行政については例えばオレオレ詐欺とか、悪質商法とか、そういったいわゆる一般家庭にそういった悪質な商法などが入り込んでだまされないような、そういったものに対する啓蒙、啓発、そういったことを含めたパンフレットの支給とか、あとはそれにかかわるような周知関係、そういったものにかかる事業費なんかを含めております。それでだいたい140万ほど計上しております。
- それからあと放射能検査につきましては、放射能検査にかかわる臨時職員2名分を計上させていただいているところでございます。合わせて300万ということでございます。
- 議長 3番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 ほとんど放射能検査に使ったというふうにとらえるんですけど、私成果があったかと聞いたのは、そういう相談があって成果がありましたかと聞いたんですけど、そういう問題はなかったんでしょうか。
- 議長 商工観光課長、大竹享君。
- 商工観光課長 放射能検査につきましては、いわゆる一般家庭のほうから、例えば自分のうちで飲む水とか、あとは例えば自分でとった山菜とか、それを自家消費する分について検査してくださいというようなそういった内容ですので、それに対応して検査をして、それは大丈夫ですよとか、そういったことを検査の内容をお知らせするような内容でありまして、昨年につきましては120件ほどのそういった検査があったという状況でございます。
- 議長 何も問題はなかったのかということ。
- 商工観光課長 再質問にお答えしたいと思います。結局その検査に伴いまして、やはり自家消費する食料の安全・安心を町民の方にお示しできたのかなというようなことでございます。
- 議長 3番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 私は今金融機関でも年金の振り込めと、そういったときがありますかということを確認したかったんです。啓蒙活動はしましたといったけども、そういった成果ありますか、なかったらなかったでいいんです。私そっちを聞いたんです。
- 議長 商工観光課長、大竹享君。
- 商工観光課長 例えば消費生活のほうの成果的なこと、当然うちらとしては、そういう悪徳商法とかそういったオレオレ詐欺とか、そういうのにかからないようにというような予防を含めたようなパンフレット等をやっておりますので、それをもとに町民の方もぜひ予防してくださいよという、そういった意味のパンフレット等を支給して啓蒙、啓発を図ったというようなことでございます。
- 議長 8款土木費。

12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 8 款の 4 項の 4 目であります、生活環境づくり支援事業補助金でございますが、これは 531 件とお話聞いておりますが、その中で、これをやって助かった人もいますと思っておりますが、これまだやってほしいという要望があるのか、その辺をお伺いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 生活環境づくりのご質問にお答えいたします。この事業は 23 年、24 年の全体で行っておりまして、本決算には 24 年度分掲載させていただきました。全体で 531 件ございまして工事費で約 3 億 2 千万程度の工事費となって、大変事業効果があったのかなと考えております。これにつきましては、この事業で一区切りをつけて、この次については別な方法でやるとか、そういうふうなことで事業展開を考えていきたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 せっかく 8 款で質疑が出ましたので、私も 1 点だけ。いわゆる除雪費であります、昨年は 2 億円を超えたと。大雪になればなるほどそれぞれの住む人々にとっての要求、要望が多いと思っておりますが、24 年度ではどのような要望、要求があつて、25 年度のこれから計画立てるんでしょうが、25 年度の除雪にどうかそうとしているか、そういうようなケースがあつたかないか。回って歩くと、いわゆる集落内の町道、生活道路に関しての苦情が大変多かつたなど私思っておりますが、そういう点ではどういうふうに受け止めて、25 年度の除雪計画にいかそうとお考えですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪に関してのご質問にお答えいたします。24 年度の除雪につきましては町民の皆さまから除雪に対する要望ということで、除雪時間が遅いとか、なかなか除雪が、通勤とか、大雪降ったときになかなか遅くなるというようないろんな要望がございました。それらにつきましては、25 年度につきましては新たに除雪車を購入して、今年度の除雪には何台か間に合うかもしれませんので、そういうことで早期の除雪に努めたいということと、あと狭い道路についてはどうしても大型除雪車が入らないというようなことで除雪できない路線がございます。それらにつきましても今後道路改良等行いまして、除雪のできる路線を確保していきたいということと、あと、うまく小型除雪機等を活用いたしまして、集落の皆さんに貸し出したしまして、それらの除雪について対応していきたいと、このように考えております。

○議長 9 款消防費。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 9 の 1 の 3 消防施設費、その防火水槽新設 2 基となっております。縄沢、高目ということですが、これ、24 年度で防火水槽の充足率、どのぐらいになっているのでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 消防施設の充足率、防火水槽の、についてのご質問にお答えいたします。現在、町内で消防水利が空白の区域と申しますか、今後防火水槽を計画的に整備する予定箇所についてであります、ちょっと率で出すのはちょっと今できませんけれども、約 20 カ所、

今回、平成 24 年度で高目と縄沢を整備し、24 年度の繰越事業で 6 カ所、防火水槽を整備しますので、その整備が終われば約町内全域で残り 20 カ所程度の防火水槽を整備すれば防火水槽の充足率は 100 になるということでございます。率につきましては、現在ある防火水槽の数との絡みがございますので、後ほど率を出してお示ししたいと思います。以上です。

○議長 10 款教育費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 先ほどの町民税務課長に対する質問の中で西高生徒バス利用通学者数に関してで、後でということでありましたが、その発言を許します。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 先ほど 14 番、長谷沼議員の 2 款総務費の中で、デマンドバスを利用している高校生の人数はというご質問でございましたが、デマンドバスを利用して高校に通っている生徒の数は全部で 10 人、町内の高校生の数は 10 人でございます。そのうち 9 人が西会津高校、1 人が若松の看護学校ということで合計で 10 名でございます。なお、デマンドではなくて野沢坂下線を利用して西会津高校に通っている生徒は 23 名、逆に西会津から坂下線に通っている生徒は 0 ということでございます。以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号、平成 24 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、平成 24 年度西会津町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

暫時休議します。(14 時 56 分)

○議長 再開します。(15 時 20 分)

日程第 2、議案第 6 号、平成 24 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 工業団地につきましては、繰越金の 1 万 8 千円ということであります。いろい

ろな社会情勢、経済情勢を踏まえますとなかなか企業誘致というのは難しい状況であると考えております。しかしながら、それらの現況に甘んじることなく、ある程度の情報収集なり、前向きの姿勢は必要かと思いますが、そのようなことはなされておりますかどうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 企業誘致についてのおただしにお答えしたいと思います。清野議員おただしのとおり、企業誘致につきましては町にとっても若者の定住、さらに雇用の場の確保、また、人口減少や過疎化の歯止めというようなことで大変重要な政策課題であるというふうに町としても認識しているところでございます。

ただ、こういった企業誘致については町だけではなかなか解決できるような対策もないものですので、当然県のお力もお借りしながら積極的に情報発信をして、企業誘致が1件でも、小さい企業でも、1件でも誘致できるように努力していきたいというふうに考えておりますのでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 企業誘致の話になりますと、東京事務所とか、名古屋事務所もあるんですね。そういうところの連絡を密にして情報を集めているという前話も聞いたわけですが、今後、やはりそういうことで情報収集というのは、力を入れて、その機を逃さないとか、チャンスをつかむとか、そういう時期もあろうかと思っておりますので、前向きにお願いしたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成24年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第7号、平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議案の説明でなされておれば失礼に当たりますが、歳入であります。使用料で予算現額が400万に対して収入済額が3,752万7千円ということであります。予算書、そう書かっていますが、これ説明をしていただきたいと思っております。事項別明細書、決算書には400万と書かかっていて実際は3,752万7千円の収入済額と、決算書、それから事項別明細書に書かっております。4千円に対して、じゃ、その3,352万7千円も多いわけでありまして、なぜその400万が、収入済額が37527になっておるのかということなんです。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 使用料についてのご質問にお答えしたいと思います。予算現額では4千円のところ収入済額が3万7千円というようなことでありますけれども、当初予定してましたのは商業団地内の電柱等の、通常にかかわる使用料を予定してたんですけれども、昨年度工事事務所が、現場事務所、そこを建てまして、それによる使用料が入ったものですので、予算よりも収入済額のほうが多くなったというようなことでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第8号、平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 24年度で2区画の土地を3区画に変更したわけでありますが、これどのような反響、反応がありましたか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 住宅団地についてのご質問にお答えしたいと思います。住宅団地の区画の3区画を4区画ということに分割したわけですが、これは平成23年度に実施した事業でございます。昨年度売れましたのはそれとは別の区画でありまして、別にその3区画から4区画にした区画とは別な区画だったわけですが、細かくしたからといって、そういった区画を少し小さい区画にして、われわれとしても売りやすいような形にした区画なものですので、それについてPRをしたわけですが、基本的には1件も問い合わせ等はなかった状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第9号、平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 汚泥の処理であります。いわゆる放射能汚染されて、23年度から放射能汚染されたわけでありましたが、24年度の汚泥の実態はどうであったか、放射能汚染されていたか、いないか。その処理はどのようにしたか、それをお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 汚泥処理につきましては、ダストセンターで受け入れができないということで、須賀川の平和産業のほうに処理をしております。平和産業につきましては、放射能の汚染が基準値内というようなことで平和産業のほうに24年度は4月から10月まで、87.74立米を平和物産のほうに処理をしております。11月からはダストセンターで処理ができるということになりまして、46.47立米をダストセンターのほうに処理しております。

○議長 14番、長谷沼清吉君

○長谷沼清吉 ダストセンターの処理よりも須賀川で処理をしたほうが、いわゆる処理料金が低いと見てるわけでありますが、そこら辺はどうでしょうか。ダストセンターへ運んだ場合と比べて高いのか安いのか、高ければどの程度かということでもあります。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 処理の単価についてのご質問にお答えいたします。平和物産につきましては1立米当たり2万2,050円でございます。ダストセンターにつきましては2万1千円ということでダストセンターが安いということでそちらのほうで処理をさせていただいております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 須賀川にお願いしたほうはいくらか高いということはわかりました。これは当然東京電力へ請求できる金額だと思っておりますがいかがですか。もしそうであったならばいっしょに請求していっしょに入る見通しかということも併せてお答えいただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 現在請求しておりますのは23年11月から23年3月分について請求をしております。これにつきましては12万6,470円となっております。

今年度分につきましては、今電力のほうとの調整を図って請求するということでございます。24年度分につきましてはこれから請求するということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第10号、平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

11番、清野佐一君。

○清野佐一 農業集落排水処理事業のこの表をちょっと見ていただいて、その中でちょっと質問をさせていただきます。

小島地区ですが、平成22年度、対象戸数226戸、加入戸数が223となっております。23年度が228、2戸増えました。加入戸数も225、これは2戸増えて、これは当然だと思っております。ところが平成24年度236戸、この数字についてちょっと、すみません。監査意見書のほうでちょっと、聞かせていただきます。失礼しました。

もう一度ご説明申し上げます。平成22年度が対象戸数が、これは小島地区です。226の加入戸数が223。それから23年度が228対象戸数で2戸増えまして、加入戸数も2戸増えて225。平成24年度が236戸に対象戸数が増えました。加入戸数が225ということで増えていないわけですが、これは例えば戸数が増えたというのは家を建てたということも考えられるんですが、それが個別排水で例えばやったとすればこの農業集落排水の加入対象には入らないのかなというふうには思うんですが、この数字のご説明をお願いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 対象戸数が228から236に増えた分につきましては、雇用促進住宅の増ということでございます。

○議長 だから増えないんだべ。人は増えたけども、対象あれは増えないというのはそこなんだ。

11番、清野佐一君。

○清野佐一 ということは今の話ですと、雇用促進は1という数え方ですか。加入、その辺の中身というか、その辺ちょっと詳しく説明願いたい。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 雇用促進は部屋一つについて1戸とカウントいたします。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この表であります、野尻地区が23年度では対象戸数が313、24年度301ということで12、対象数が減ってますが、ここら辺を説明をしていただきたいと思います。実態を説明してください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 これにつきまして、野尻地区の対象戸数でございますが、これにつきましては、亡くなった方とか、いなくなった方ということで自然減少した戸数でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、平成 24 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 24 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 7、議案第 11 号、平成 24 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　1 点だけお尋ねをします。全体計画では 800 となっております。このことに関しては本会議かあるいは、私経済常任委員でしたから常任委員会等でもこの 800 の実現ということで尋ねたことがあるわけでありますが、今回監査委員の意見書によれば整備希望者数や事業実施のあり方を精査するなど全体計画の見直しも必要ではないかなど。私も全体計画の見直しが必要だよという観点で尋ねてきたわけでありますが、改めて監査委員からこのような意見が出されました。このことについて担当の課として、全体の計画の見直しについてはどうのお考えがあるか。また、町の方針としてあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　個別排水処理事業の計画の 800 基についてのご質問にお答えいたします。昨年度もそういうお話がございまして建設水道課のほうの課内の中でいろいろ検討いたしました。一人暮らしの方とか、高齢の方についてはなかなか入っていただけないというようなことでその人たちの分については計画戸数から落としたほうがいいんじゃないかというような話もございましたが、町として町民の方々に、皆さんに個別排水等、下水道事業を整備し、快適な生活を送っていただきたいという考えがございまして、それについては町としては皆さん入っていただくために整備をするというようなことで 800 基については変更しなかったということがございます。

今後につきましても、監査委員の意見もございまして、それらについても一度検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長　14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　対象するすべてカバーしたいというのは、それは原則として理解しなけれはならないと思っておりますが、実際、現実的にはどうなんだと。そうすれば充足率で低い結果に出てくるわけです。社会の資本整備が遅れているといことになるわけでありまして。

先ほど、お尋ねしたときには、これは自然減少だと。対象とする 800 戸の数でも相当数の

自然減少が私はあるのではないかなと思ってますので、見直しするということでありますから、そこら辺よく精査をして、対象戸数がどの程度だか、まずしっかりと把握して見直しをするべきだと思いますがそのお考えがありますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 自然減少ということで対象戸数も減っているというようなことを加味しながら今後検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 24 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 24 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時48分)

平成25年第7回西会津町議会定例会会議録

平成25年9月17日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第12号）

平成25年9月17日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第12号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第13号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第14号 平成24年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第15号 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第16号 平成24年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第6 議案第17号 平成24年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第18号 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第4次）
- 日程第8 議案第19号 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第9 議案第20号 平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第10 議案第21号 西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第22号 西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第23号 西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第24号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて

- 日程第14 議案第25号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第15 陳情第2号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情
- 日程第16 陳情第3号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致についての陳情
- 日程第17 陳情第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情
- 日程第18 意見書案第1号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書
- 日程第19 意見書案第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
- 日程第20 意見書案第3号 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第21 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第25 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第26 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 閉 会

(議会広報特別委員会)

○議長 おはようございます。平成 25 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時05分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 12 号、平成 24 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 3 点ほどお伺いをいたします。まず 1 点目は特別徴収保険料と普通徴収保険料の説明と、普通徴収保険料が減額になっている要因は何か、1 点であります。

それと歳入で保険基盤安定繰入金ですか、そのほか 2 の 1 の 3、4 の 3 の 1 が減額になっている要因は何かということと、歳出で 1 点、広域連合の納付金が 23 年度より減額になっておりますが、高齢者が増えている現在、なぜ減額になっているのかお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 後期高齢者医療の関係についてのご質問にお答えします。

まずはじめに、特別徴収と普通徴収はということでございますが、これにつきましては介護保険料の徴収につきましては年金から徴収する部分、それが特別徴収ということで各年金のほうから徴収しております。年金の支給額が年間 18 万以下ですとか、その年に後期高齢の医療の該当になった人については一時期その年金からの徴収ができない時期がございますので、その間は普通徴収というような形で徴収しております。

で、普通徴収の減になったということにつきましては、対象者が少なくなったと、普通徴収の対象者が少なかったということでございます。税率が変わりはございませんので、そういうことでございます。

それから、保険基盤安定繰越金につきましては、これは低所得者の保険料につきまして、後期高齢医療制度でも軽減制度があるわけですが、その軽減した部分につきまして町、県でそれを補填するということになっておりますので、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 を補填するということになりますので、その分を町の一般会計から繰り入れていただいたということでございます。

それからこれらの減の、あと健康審査事業繰入金につきましては、この後期高齢医療に該当されている方が検診を受ける際の検診料の町の負担分を一般会計のほうから繰り入れていただいております。

それからその下の 4、3、1 につきましては、反対に健康診査受託事業収入ということで、これにつきましては広域連合のほうから、一旦町の分を広域連合に上げまして、町は一部負担でいいわけなんです、一部負担分を広域連合のほうに納入しまして、広域連合で今度全額必要な分を町の後期高齢者特別会計のほうに収入として入れてよこすというような形で、その収入を受けた分で町が町民の皆さんと一緒に検診をやっていただくというようなちょっといたりきたりの複雑なことやっているんですけども、そういった形での収入でございます。

これらの減の分につきましては、やはり先ほど言いましたように対象者が若干減っておりますので、そういった部分での減額になっております。

それから歳出の3、1、1の後期高齢者医療広域連合納付金であります。この納付金につきましては、歳入であります特別徴収、普通徴収で収入をしました保険料と保険基盤安定負担金、先ほど言いました町と県からの負担金がありますが、その保険料と検診の町負担分、その三つを連合会のほうに納入する金額でございます。これにつきまして、減額の分につきましてやはりこれも対象者の減ということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第2、議案第13号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第13号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第14号、平成24年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　一般質問をしまして、介護保険第5期の計画どおりにいってないということがわかりました。それを考えてみれば、何に問題があったのか。計画どおりにいかなかった要因はどこにあるのかということでもあります。25年度の当初から、あるいは中途でもいいでしょうが、そこから施設が運営できると。そこから逆算をして何カ月かかるということが当

然仕事をするうえではわかると思うんでありますが、そこで私がお尋ねしたいのは、そういうきちっとした計画があったのかということ。私はなかったなど見てるわけですが、なぜかといえば、本当に25年度で70パーセント利用できるとするならば、10月から11月、2カ月間を公募、この公募そのものがなぜもっと4月早々とは言いませんが、5月から6月にかけてやっていけば、私はあなた方が計画したとおりにいったかもしれないと見てるわけです。

なぜこの公募が遅れたのか、なぜ、5月あるいは6月に公募できなかったのか、その点を説明をしてください。

○議長 保健福祉課長、渡部英樹君。

○保健福祉課長 介護保険事業が計画どおりなぜできなかったのかというご質問にお答えをいたします。一般質問の答弁の中でもお答えしましたが、民間事業者が入ってくるという初めてのこともありまして、県の指導を受けたりあるいはその入ってくる、今までありました介護保険事業者との関係とかもありまして調整なんかもしながら進めてきたわけですが、そういう調整に手間取った部分と、あと県の補助を今回お願いしたわけなんです、その県の補助金の関係で県との調整にちょっと時間かかったことがありまして、その辺でも若干遅れたということでもありますので、そのためにちょっと遅れて10月になってしまったということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の説明は、私は事務的なことだと思ってます。それはもう民間業者を参入させるという段階でクリアしていなければならないのではないかと。きちっとした計画というのは私はそういうものであろうと。計画立てておいてから、こういう問題がくる、こういう問題がくるでは、私はいい仕事できないなと思います。

こういう問題もあります、こういう問題もあります、こういう問題もありますよと、民間参入に関してはこういう問題を含んでますよ、そういうものをきちっと持っていれば何もこういう初めてというのは最初からわかっていることですから、これは10月に公募という理由にはならないと思ってます。

で、計画そのものがきちっと計画されなかったのではないかなと。きちっと計画されていれば計画どおりできていいわけですから、できなかったというのは計画そのものにも問題点があったのではないかなと。いったい、民間参入というのをいつの段階で町の方針としてきめましたか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。民間参入の計画を計画に入れたのは、今期、第5期の介護保険事業計画は24年から26年の3年間でございますので、23年のときに計画策定ということで計画策定委員会を開催して計画を策定してきたわけですが、その中で何回か会議をやっておりまして、その中の検討の中で民間参入というか、その計画上ではグループホーム、それから多機能型の施設、それから有料老人ホームを入れるという計画はその段階で検討しましたし、その導入、じゃ、どの事業所を入れるのかという部分についても現在の介護事業所、それから近隣の事業所等幅広く募集するというような方向での検討をして計画上に計上したということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　私はもっと緻密な計画であればこのようなことはなかったのかなど。今後、十二分にそういう点は、いろんな方向性、問題点があるわけですから、それを十二分にこなしてこういう計画を立てていってほしいなということでもあります。

この前ラジオを聞いておりましたならば、いわゆる介護認定を受けている人の4割とおっしゃったと思いますが、認知症だと。こういう実態でありますから、特に今やろうとしている認知症、ツーユニットね、これは本当に町民の皆さん方が早く完成してほしいと、そう思っていたと思うんですよ。それを今回計画どおりにいかなかったということは、大いに反省をして、これからの立派な仕事していただけるということをご期待を込めて、この件に関してはあと質疑はしません。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第14号、平成24年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成24年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第15号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第5、議案16号、平成24年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に

ついでに質疑を行います。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 決算の監査の意見書に関係してご質問申し上げます。22 ページでございます。ここに監査の意見といたしまして、配水管には石綿管が一部使用されており、老朽化が進む中で、今後計画的に更新、改善されることが望まれるということが言われております。

そこで平成 23 年の 9 月、22 年度の決算において、これまた監査の意見であります。配水管には石綿管が一部使用されており、老朽化が進む中で今後計画的に更新、改善されることが望まれるということの意見が出されております。それを私たちもこの意見を聞きまして、経済常任委員会で管外の研修に行っていました。これ、山形県の西川町でしたか、その中で委員会報告の中で、私たち委員会として、本町の石綿管については現在も使用しているが、間もなく耐用年数による更新時期が目前に迫っているので、財源を見据えた長期的な計画のもと、更新計画を樹立すべきであるという意見を申し上げます。

そして次の年、平成 24 年の 9 月、これ 23 年の監査委員の意見であります。これも配水管には石綿管が一部使用されており、老朽化が進む中で今後計画的に更新、改善されることが望まれると言われております。

そして私が 12 月に、その石綿管、水道管の更新と申しますか、その一般質問をしております。その中で町長がご自身ですね、ご答弁いただいたんですが、かねがね私も議員のときから指摘をしてきたということでその必要性は認めています。そして、今後計画的に、じゃ、いつころから、これから十分課内の中で財政等もありますから、検討させていただきたいと思っておりますということです。

そして今回また、同じ監査の意見です。3 年間も監査委員が同じ意見を言わなきゃならないという監査員の気持ちを考えたときに、本当に監査の意見をどのように受け止めておられるのか、そしてまた、本気になって、町長が言われた計画を立てるつもりがあるのかどうか伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 その石綿管については以前から議員の指摘とおり、指摘をされてきた事項であります。ですから、これについても町としてしっかり予算を組んで計画的にやっつけていかなければという考え方は変わってはおりません。また、監査員とすれば、これはいついつからやらなければうんぬんというんじゃなくて、一度指摘して、またそれが全く手をつけないということであれば、やっぱりまた次の年度でそのことは繰り返し指摘をしていくというのは監査員として当然のことだろうというふうに思っています。

そこで今この西会津町の下水道工事というのが、だいたい野沢区域の公共下水道が今年、来年か、もしくは再来年にほぼ私は完成するというふうに見ております。したがって、それ以降、この石綿管の入っている箇所、これは計画的にそれをしっかり対応していかなければなりませんので、今からでも、あるいは来年からどこにどのような石綿管が布設をされ、その場合どのぐらいの年数と時間的、いわゆる期間、と財政が必要なのか、これしっかり来年度で検証させていきたいというふうに思っておりますのでご了承いただきたいと思っております。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 町長みずからそうおっしゃるのであればそれに期待をしたいと思っておりますが、や

はり今待ったなしの状況で、これらは小学校建設、そしてまた保育所の問題等々、次から次
といろいろ問題が出てくるわけです。だから、あれ終わって、これ終わってじゃなく、計画
は早急に立てるべきだと思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ですから私はその事業終わってということではありません。ですから、今、来年度
からしっかりとした計画を図面上含めて、どの部分に布設をされて、それが期間的にどのぐ
らいかかるのか、財政はどうか、含めて計画をつくっていきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 水道の老朽管の更新についてのご質問にお答えいたします。水道管につき
ましては下水道管の布設する箇所とかなり重複する部分がございますので、下水道管を入れ
るときに石綿管等の水道管についてはその都度入れ替えているというような状況ございま
す。先ほど町長も申しあげましたように、今後はちゃんとした計画を立て、下水道終了と同
時に水道管もできるような体制を今後とっていきたいと、このように考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、課長のお話のとおり、前にも下水道管を布設するときに更新できるところ
はやっているんだという話は聞いております。ですから、今私町長にお聞きしたのは、取り
組む姿勢ですね、3年間も同じ意見を出さなきゃならない監査委員の気持ちも考えたら、や
っぱり計画は早く立てるべきだということで、それだけです。終わります。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成24年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成24年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算につ
いては、認定することに決定しました。

日程第6、議案第17号、平成24年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 24 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 7、議案第 18 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 18 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。平成 24 年度決算の確定による繰越金の増と、普通地方交付税及び臨時財政対策債の額の決定に伴う増減のほか、新規事業として、環境に配慮した電気自動車の購入費及び急速充電設備設置事業、さらには簡易水道施設整備事業や農業経営体育成支援事業、横浜市鶴見区へのアンテナショップ設置事業、防災情報通信設備整備事業などを新たに計上するものであります。

これら歳入歳出の調整を行った結果、2 億 617 万 7 千円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 25 年度西会津町の一般会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,407 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 8,833 万 5 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。7 ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 1 億 7,890 万 2 千円あります。これは、本年度の補正係数が当初予算で見込んでいた積算より伸びたこと、基準財政収入額の法人税割等が減収となったことなどによるものであります。なお、平成 24 年度の交付決定額と比較いたしますと、2,838 万 7 千円、率にして 1.1 パーセントの減となっております。

次に、13 款国庫支出金、2 項 5 目消防費国庫補助金 2,299 万 9 千円ありますが、全国瞬時警報システム構築のための防災情報通信設備整備事業交付金の新規計上であります。

次に、14 款県支出金、2 項 1 目総務費県補助金 309 万 1 千円の減であります。電源立地

地域対策交付金の決定によるものであります。5目農林水産業費県補助金558万8千円でありましたが、農業経営体育成支援事業の新規計上などでありまして、6目商工費県補助金400万円でありましたが、風評被害払拭のための消費者行政活性化交付金の新規計上であります。

次に、17款繰入金、2項6目新田正夫教育振興基金繰入金108万1千円につきましては、同基金を取り崩して図書購入費に充当するものであります。

次に、18款繰越金、1項1目繰越金7,374万3千円であります。これは、平成24年度分の純繰越金であります。当初予算で6千万円を計上しておりましたので、その差額分を増額するものであります。

次に、19款諸収入、5項4目雑入534万8千円でありまして、電気自動車の充電設備を整備するための次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金などの新規計上であります。

次に、20款町債、1項4目臨時財政対策債1,530万円の減額は、決定によるものであります。

次に、9ページをご覧くださいと思います。

歳出であります。2款総務費、1項5目財産管理費2億1,475万9千円でありまして、電気自動車購入のための公有自動車購入費400万円の新規計上と、財政調整基金への積立金2億617万7千円の計上などでありまして、この結果、財政調整基金の補正後の積立残高は10億8,938万2千円となる見込であります。

次に、10目ふるさと振興費769万6千円でありまして、電気自動車の急速充電設備を道の駅に設置するための次世代自動車充電設備設置工事685万3千円の新規計上などでありまして、

次に、3款民生費、1項3目老人福祉費39万8千円でありまして、山口自治区に設置するゲートボール場整備に係る機械器具借上料と施設整備材料費であります。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費656万円でありまして、屋敷地区と下安座地区の簡易水道施設整備事業に係る補助金であります。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費965万円でありまして、人・農地プランに位置づけられた個人又は団体が、融資を受けて農業用機械等を導入する際、融資残の一部に補助金を交付する農業経営体育成支援事業506万3千円や転作を行う際の経営所得安定対策に係る戦略作物推進交付金381万5千円の新規計上などでありまして、

7款商工費、1項3目観光費253万円でありまして、7月中旬の豪雨により洗掘された飯豊山及び鏡山に係る登山道の修繕料などでありまして、4目消費者行政推進費400万円でありまして、風評被害対策の一環として、友好交流都市であります横浜市鶴見区へのアンテナショップ設置事業費の新規計上であります。

次に、8款土木費、1項2目道路維持費522万8千円でありまして、町道に係る修繕料などでありまして、

次に、9款消防費、1項4目防災費2,312万4千円でありまして、全国瞬時警報システムの構築に係る委託料などでありまして、

次に、10款教育費、1項3目学校給食費164万3千円の減でありまして、給食調理業務に係る委託料の確定によるものであります。2項1目小学校の学校管理費391万6千円は廃校となった小学校の備品等の処分に係る産業廃棄物処理手数料などでありまして、2目小学校の教育振興費610万2千円の減は、特別支援教育員に係る賃金等について、県費による配置等

により2名分を減額するものであります。4項4目図書館費108万1千円は、新田正夫教育振興基金を活用いたしまして図書を購入する経費の計上であります。

次に、4ページにお戻りをいただきたいと思えます。第2表地方債補正、変更であります。臨時財政対策債で本年度の発行額が決定したことにより、限度額2億860万円を1,530万円減額し、1億9,330万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　私は歳出でお尋ねします。まず、2款の総務費1項9目の交通安全対策費、金額少ないんですが、この施設整備材料、カーブミラーを設置するということなんですが、これはただミラーを設置するだけなのか、材料を出すだけなのかその点を1点お尋ねします。

あと、4款の衛生費、1項1目の保健衛生総務費、今回補助金として簡易水道施設整備事業補助金が屋敷、下安座の2地区に出ておりますけれども、これは待ち望んでいた集落では大変ありがたいことだと思いますが、町では基本構想、基本計画、実施計画に則って計画的に事業を進めているということでもありますけれども、この補正を組んでまでやんなきゃいけなかった理由、明確な基準等があるのか、その点を一つお尋ねします。

それとあと7款商工費の中の情報発信業務企画運営委託料、今ほどアンテナショップ等の話ありましたけれども、そんなとこなのかなと思いますけれども、具体的なところをもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

続きまして9款の消防費、1項4目の消防費、全国瞬時警報システム構築整備委託料、Jアラートの委託料ということだということではありますが、今議会中に全国のJアラートの試験放送がされたということで、本町は特別問題なかったという話を聞いておりますが、実際のところはどうか。

あとエリアメールとの連携をするということではありましたが、その点を詳しく教えていただきたい。このJアラートが発信する場合は、エリアメールにも同時に情報が発信されるのか等を詳しく教えていただきたい。

最後に10款の教育費、今回新田正夫教育振興基金を取り崩して図書を購入されるということでもあります。この基金をつくるときに、これは伝記、偉人等の書籍を購入するのに使ってほしいということではありましたが、なかなか伝記だとか偉人というのは毎年新しくどんどん出てくるものではないなと思ってましたが、どういう図書を購入されたのかその点をお尋ねします。以上であります。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　まずはじめに交通安全対策費の原材料費、カーブミラーの原材料費でありまして、8基分、合計で38万7千円の計上でございます。なお、カーブミラーにつきましては当初予算で6基分予算計上いたしまして、その6基分の計上につきましては昨年の雪降る前の状況確認して予算計上したものでございまして、その後交通会各支部にもう一度、降雪後、雪解け後傷んでいるところもあるでしょうということで確認を再度していただきまして、

雪でかなり傷んだものの更新、さらに安全対策の強化ということで新規にも何カ所か要望ありまして合計で8カ所今回予算要求をさせていただいたところであります。なお、設置につきましては交通会各分会のほうで設置はお願いするというところであります。

続きまして防災費の中の全国瞬時警報システム、Jアラートの構築整備事業の内容についてご説明いたします。まずこの事業の目的でございますが、消防庁の補助事業でございますので、近年多発する災害に対応するため、この整備によりまして住民への災害情報の伝達手段を増やす、多様化するといった目的の事業でございます。

この整備によって何が可能になるのかということでございますけれども、まず1点目でありまして、Jアラートと携帯電話との連動でありまして、今防災行政無線でJアラートの情報を無線で流れるようになってございますけれども、これを整備することによって、西会津のエリア内にいけば、例えばミサイルの発射、テロの発生等の国民保護に関する情報が防災無線だけではなくて携帯電話にも入るといったことが一つでございます。

ただし、地震、津波の情報につきましては現在でも携帯電話会社で情報発信してございますので、とりあえずテロ、ミサイル発射等の情報が携帯電話に連動して入るといったことであります。なお、携帯電話の所有者の方がこの整備後に町に登録していただければエリア外、例えば東京にいても同じような情報は受けることができるということでもあります。

それから先ほど緊急エリアメールのお話ございましたけれども、現在町でドコモ、au、ソフトバンク、3社と緊急エリアメールの契約をしております。例えば、町に災害が発生しまして住民の方に避難勧告等を町が情報として流す場合、例えば防災無線では当然流します。そのほか緊急エリアメール契約しておりますのでそういった避難勧告等の情報も現在3社であれば町から発信できます。

ただし、3社それぞれ情報を打ち込まないと発信できません。ただ、今の整備をしますと1回の入力で3社一斉に発信するようになります。それから今後の整備にもよりまして、今回この整備をしますと将来的にはケーブルテレビの文字放送との連携、そこらもほかの整備をすれば可能になるといった内容でございます。以上です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 保健衛生費の中の簡易水道の補助金のご質問にお答えいたします。箇所につきましては先ほどご説明申し上げましたように安座と屋敷でございます。これにつきましては安座地区につきましては、今年になりまして大変漏水が甚だしいというようなことで、水量は余計に使った場合は夜間節水をしなくちゃならないというような状況でございますので、早急にやらずにやらないということで今回補正に計上させていただきました。

また、屋敷につきましてはですが、屋敷につきましては今現在、井戸とか出水等を使ってやってくるわけなんです、最近湧水が続きまして井戸もだんだん枯渇してきたというようなことでございます。それでいろいろ調査をしましたが、水源がございませんので、どうしても井戸を掘るしかないというようなことでございますので、来年度に給水開始できるように、本年度井戸の掘削ということで補正で計上させていただきましたということでございます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 7款商工費の中の委託料、情報発信業務企画運営委託料についてのおただしでありますけれども、この7款の4目の消費者行政推進費、今回400万補正で計上させてい

ただいたわけですが、これは全額今回横浜鶴見区に開設されるアンテナショップに係る事業費を計上させていただいたところでございます。

なお、この400万につきましては、国の消費者庁の交付金10分の10を活用して、今回歳入に400万計上しておりますが、これを充当させていただいているところでございます。

今回のアンテナショップにつきましては、今横浜市鶴見区の佃野商店街、ここに横浜市の民間会社が横浜市の補助を受けまして、いわゆる小規模自治体を支援するアンテナショップを開設するというような、そういったお話が鶴見区のほうからお話がありまして、今回友好都市を結んでいる本町と県内の棚倉町で出店しないかと、そういったお話がありましたので、本町としましては県の指導も受けまして、国の消費者庁の先ほど言いました交付金を活用して対応していこうと、そういうことで今回予算を計上させていただいたところでございます。

この情報発信企画運営委託料につきましては、先ほど言いました運営する横浜市の民間会社に委託するお金でございます。今回の補助金の趣旨が風評被害対策ということですので、町のそういった特産品とか農林産物、そういったものを横浜鶴見区はじめ首都圏に向けて安全性とか、安心性をPRしていただいて、またさらに販売強化などもしていただくというような、そういった映像とか画像とか情報誌とか、そういったものの企画料、そういったことで委託するというような内容でございます。以上であります。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 多賀議員のご質問にお答えを申し上げます。新田正夫教育振興基金条例並びに規則に基づきまして、新田正夫様の尊いお心をたいして、小さいうちに、若いうちからいい本に接してという部分を重要視しまして本年度も図書を選ばせていただきました。

まず第一に偉人伝記等でございますが、これは多賀議員ご指摘のとおりそんなにたくさん毎年毎年というものではないという、そのとおりでございますが、こちらで調べましたところ年間100冊ぐらいは新しく出版されていると。これを受けて、重なりのないように整備をしていこうというのが一つの考えでございます。

それから、子どもたち、ひいては町民の皆さまにもためになる図鑑、あるいは辞典なども購入をさせていただきたいということで、これは新田康祐様の事前にご了解を賜りまして予算を計上させていただいたところでもありますのでご理解を賜りたいと思います。

なお、偉人伝記、それから図鑑等の個々の名称につきましては、もしご必要でございましたら後ほど差し上げたいと存じますので、何なりとお申しつけを賜りたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まずカーブミラーを設置するのに材料は提供するというところで、私それは承知しておりましたが、町内においてはわれわれ、われわれというか交通安全協会が自分で穴を掘って設置できる場所はいいんでしょうけれども、基礎工事が必要なところ、あるいはアスファルト、コンクリートを砕いてつけなきゃいけないようなところあるんですが、そういうところの補助はどうなっているのか、材料だけではわれわれというか、交通安全協会では対処できない部分があるので、そういうところがどうなっているのかということと、あと、先ほどの建設水道課長から話があった安座の件は何となくわかりました。漏水があって緊急性を要すると。これはどこの集落でも、簡易水道ばかりでなくていろんな問題あると思うんですが、要は実施計画を飛び越えて今回やるということにはそれなりの根拠があるのかなと思

ったので、私聞いてみたわけです。

できればどこの集落だって今抱えている問題、補正を組んでもやってほしいということがあるかと思うんで、その辺の明確な基準があったのかなあとということで、あの辺は、屋敷に関しては前々から水源に関してはいろいろな問題が、水が出ないというようなことがあったんですが、今回補正まで組んでやってるといようなことであります。その点をもう一度、ちょっとわかりやすく説明していただきたい。

それともう一つ、先ほどの全国瞬時警報システムの構築、Jアラートの件なんですけど、これ、例えば昨日のような大雨の災害が発生される予想があるということであれば、これ、先ほど町民税務課長言ったように、自治体で独自に文書をつくって発信をできるということでもありますので、私はこれうんと、例えば避難情報、災害情報なんかは有効に活用して、防災無線もいいんでしょうけども、それに併せてこの緊急のエリアメール、災害避難情報等は積極的に発信していただきたいなというところでもあります。

実際、私の電話、その対応というか、してあるんですが、まだそういうメールもらったことがないんでね、Jアラートと一緒に1回試験放送というか、1回テストをやってみるようなことも必要ではないかなという思いでありますので、そんな計画はないかどうか、その点をお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 再質問にお答えいたします。まずはじめにカーブミラーの設置でありますけど、基本的に交通会の方がスコップ等で穴を掘って埋めて設置と、それが基本であります。ただ、先ほど多賀議員がおっしゃるとおり、下がアスファルトであったりコンクリートであったり、そういうところはもうスコップでは無理なんで、今年も当初予算でとってございませうけども、そういった地面がアスファルト等であれば町が別途予算をとりまして、業者に頼んで設置していただくような形で現在やってございます。

それからJアラート、緊急エリアメールの関係でございませうけども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、現在、au、ドコモ、ソフトバンクですか、3社と契約をしております。今までエリアメール発信されてないということではございませうけども、基本的に避難勧告等を町が出す際には当然エリアメールでも流しますし、ただ、その電話会社の部分で、何でも情報として流せるものではない。ある程度の重要性のあるものというふうに限られている部分もありますので、そこら状況判断しながら、情報として町が皆さんにお知らせをしなくちゃいけないものについては迅速にエリアメールでも、防災行政無線でも情報を流すということで今後も努めてまいる考えでございませう。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 屋敷の水道の補助についてのご質問にお答えいたします。本屋敷地区につきましては、先ほど申し上げましたように井戸や出水等で今飲料水を賄っているというような状況でございませうけども、近年夏の天候が非常によくて渇水が続く。また雨が降ると水が濁るというようなことで飲料水が非常に足りないというようなことで緊急の要望書が提出されたことでございませう。

あと、飲料水でございませうので、急を急ぎますので、今回井戸の確保について補正を組まさせていただきますということでございませう。飲料水で大変緊急性を要するということな

で、来年からまた給水開始できるように本年の補正で井戸の確保を行いたいということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 6款の戦略的作物推進交付金とありますけども、その戦略的作物というのはどのようなものであり、どのように周知して戦略的な見通しをお願いします。

あともう一つ、10款教育費なんですけど、学校給食費、164万3千円が減額になったと、確定によるというのは確定した原因があると思いますけど、私一般質問でやっていますので、その辺のところをお願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 戦略作物の取り組みについてご説明を申し上げます。これは町の生産調整に係る分の支援ということで今回計上させていただきました。町内では米の配分に基づきまして農家の皆さんには60.3パーセント米を作っていただいて、残りの39.7パーセントについてはソバだったり、ミネラル野菜だったり、そういう取り組みをしていただきたいということで8項目の内容でそれらの取り組みに対する支援を行ってます。

今年度につきましては、その部分につきましては、産地資金ということで、ソバを作付けた場合国から受ける支援、それから産地資金の県枠、あと町枠というのがありますので、町の実情に応じてその転作分を支援を行うということになってます。

その分について今年度は予想以上にソバの作付けだったり、転作分の取り組みが県の配分を上回るほどの金額に現在のところなっていますので、その実態については現在転作確認ということで現地を確認しておりますし、9月末まで県全体の産地資金の取りまとめが行われますので、町としてその不足分については県のほうにも追加要望しておりますが、その額が確定しないことと、転作面積が確定しないということで、現在、不足するであろうという大まかな数字を、予想される数字、去年の単価より若干上乘せをした数字で農家の皆さんに今年度も配分できるように一部町の支援を今回戦略作物推進交付金ということで計上させていただきました。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 教育費の学校給食費の給食調理の業務委託についてのご質問にお答え申し上げます。議員もご存じのようにこの4月から学校給食の調理につきましては民間委託ということで民間の会社にやっただけのところでございます。この予算につきましては、当初の段階では、まだ契約当然しておりませんし、概算ということで1,900万ほど当初で予算をつけていただきました。

その後会社と契約をいたしましたところ1,735万7千円ということで、ここがございます164万3千円、これが不用となりましたことから今回確定ということで補正をさせていただきました。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私もちょうと確認はしていませんけど、調理員がちょっと人数が減ったとも聞いてます。そんなことはなかったんでしょうか。調理員の数について。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 調理員の人数についてのご質問でございますが、町として民間委託で委託を申し

上げた業者さん、昨年までと同じように7名の調理員でやりますと。それからプラス1名、軌道に乗るまで会社から主任クラスを派遣してきちっとやりますということのご説明をいただいております、町といたしましてぜひそのようにお願いをしますということで8名でスタートしたわけでありまして。

1学期間の給食を実施いたしまして、軌道に乗ったので2学期からは7名体制で実施をしますということで1名減の現在7名という形になってございますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 先ほど同僚議員から衛生費のほうで質問ありましたが、安座は緊急性が、漏水があったと、それは理解しました。屋敷についてはこれから掘削して水源地を確保することなんです、2年計画で240万と。ただしその掘削の、掘ってみなければわからないだろうと思いますが、水源地がないからという理由なんだろうと思いますが、その中でも掘削の内容で240万を超える場合、可能性もあろうかと思いますが、集落の負担という町が80パーセント、それから集落が20パーセントということをあわせて考えると、中には年金暮らしの方とか、一人暮らしがあるとか、ふうにおりますが、その辺の掘削に対しての予想とか計画というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 屋敷地区の水源地についてのご質問にお答えいたします。屋敷地区につきましては先ほど申し上げましたように、水源地がないということでボーリングによります井戸を掘りたいと考えております。なお屋敷地区には1名の方がボーリングをやって実際井戸を掘ってるというような箇所がございまして、それを参考にさせていただきまして今回この井戸についての積算を行ったわけなんです、既存のやってる方についてはほしい30メートル程度の井戸を掘ってるというようなことでございます。

今回につきましては、約60メートル程度を見込んで計上しておりますので、この予算内で賄えるというふうにご検討していただきたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 これは飲料水ですから、やっていただくことは大変結構なことで歓迎であります。今言ったように、中には、隣の集落では水源地を確保したけど、それが今年などは湧水して、町で計画の案に賛同してもらってやったようですが、湧水して生活がなかなか大変だったと。それが大変でまたもう一つは別な源から給水されたという二つ合わせてもなかなかということが伺っておりますので、確実に井戸が掘って、何世帯かわかりませんが12~3世帯数だろうと思いますが、その中でこれは計画、隣接の集落ではないけれども、確実に町で保証やれるということをお祈りできるようなそういう計画で実施していただければと思いますが、その点は大丈夫ですか。よろしく。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 井戸についてのご質問でございますが、井戸を掘る箇所につきましては、井戸の掘る業者につかましてほしいこの辺が一番水が出そうな井戸だというようなことでまず現地調査をさせていただきます。その中でボーリングを行いますので、ほしいあの辺につきましては高速道路をやった時点である程度のボーリングで地形をつかんでおります。

それによりますと、既存の井戸が出るようなところにだいたい水脈があるというようなこととございます。それが30メートルで、今回60メートルですので、約倍について見込んでおりますので、その辺で井戸はだいたい確実に出るのかなというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10款教育費の3項目学校給食費について同僚議員のほうから質問あったと思います。それに関連いたしまして、いつ新しい業者のほうに移って行って、そしてどのような対応をされてこのようなマイナス、減額ということで164万3千円というのが出てきたのかということが1点と、それから10款教育費の2項2目の610万円ほどが計上されている中の賃金、臨時職員の賃金2名ほど、545万円というようなことで補正されているということで、これは実際減になった際にその教育振興費に影響はないのかどうか、そういったところもお伺いしておきたいと思っております。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それでは教育費のまずは学校給食の関係についてお答え申し上げます。学校給食につきましては、先ほど申し上げましたように4月から民間に委託をしたということでございまして、今年4月からの委託でございます。

次に、2項2目教育振興費、小学校費の教育振興費の内容でございますが、これにつきましては特別支援という方がおまして、当初におきましては5名を予算をいたしました。その後、県のほうから特別支援の学級ができたということで1名いただきまして、もう一つ震災の関係で加配ということでもう1名、合計2名いただきましたことから、5名当初で考えておりましたけども3名ですんだということでその2名分の共済費並びに賃金を減額したものでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今、ご説明をいただきましたが、その減額をしたことによって、本当、実際変わりないのかどうか、その点をただしておきたいと思っております。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 前年の当初予算をご審議いただく段階では県教委、あるいは国からの措置はまだ確定していないのでございます。そこでもしそれがかなわないならば支障があるということで町単独でこれだけお願いを申し上げたいということで当初予算に計上させていただいております。

その結果を踏まえて、国県の定数措置が固まりまして、西会津町に、ご要望いただいたとおりこういう定数をお上げしますということになれば、町が単独で負担しなくても県の負担、国の負担によってその人材をいただけるわけでありまして。したがって、町からの支出は一銭もいらぬ。こういうありがたいこととございまして、その浮いた分を今回補正をさせていただきますよと、こういうこととございまして、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長 ほかに。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いくつかそれではお尋ねをいたしますが、最初に地方交付税について説明ありました。マイナス1点なのがしかということとありますが、ほぼ町の予測どおりに地方交付税は配当受けてるし、これからもそう大きな狂いはないと見ていますが、その点について

お尋ねをいたします。

衛生費で今簡易水道が出ました。緊急性があるということではありますが、多賀議員言ったように実施計画にないものを取り上げるということでもあります。これは水道だけじゃなくて、町道にしる除雪にしる、本当に身近な要望があるわけでもありますから、そこら辺も頭に入れておかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思います。

それで、この水道に関してはこの2集落以外に要求、要望がなかったのか、あったのかなのか、まずそれをお聞かせいただきたいということと、屋敷の場合はボーリングということで、私の仄聞するところによれば、清水等いい水源がないのでボーリングという方法があるがどうだと、建設水道課長にお話を申し上げたところ可能性が低いということを言われたなどという仄聞をしています。そういう点で今の説明ですと、高速道路のときにボーリングのわかっていたということでもありますので、そこら辺整合性がとれないのではないかなと思います。

それと、それは町の計画ですから、間違いはないと思いますが、ただ、地下をしていくわけですからやはり思うようにいかない場合も、そういうところも説明を、村の人にしなくちゃならないんじゃないかと。今回の予算は1年目ですから、来年もまた同じような金額が、そうすると加入者の負担ということもありますので、そこら辺をどうしておられたかと。

それから安座はわかりましたが、安座も屋敷もそうですが、いわゆる飲料水供給施設とか簡易水道というわけにはいかないのかなと。それは人数があるということではありますが、下安座の場合だと飲料水供給施設というふうに該当するのじゃないかと。今回、すべて配管をやり直しするとするならば飲料水供給施設のほうが集落の人にとっても町が責任をもって水道を維持していくわけですから安心できるわけですが、そこら辺は町で考えがあるのかなのか。これは公共の施設ですから簡水なり、飲料水供給施設になれば地方交付税にも算入されるのではないかなと思っていますがいかがでしょうか。

それと、次、農林水産業費で人・農地プランの検討委員の委員会の委員報酬ということではありますが、見込みどおりにいってませんので、この際、まだそういう座談会をしてない集落に出向いていっても町の方針を話したほうがやりやすいと私思うんですが、それらの予算が確保されてあるかないか、それをお尋ねをします。

それから、商工費ではありますが、修繕料で鏡山が入ってます。今回、先日、7月ですか、飯豊山麓に降った豪雨によりまして、飯豊山の登山道、山都口が登山客が利用できない状況だと聞いてるわけです。その分西会津口から登る人が増えてると。また、そういう要求が、希望があるので、それに応えなくちゃならないんじゃないかなと。ですから鏡山に予算を計上するならば飯豊山にも予算を計上すべきでなかったかと思ってますが、西会津の弥平四郎口の飯豊山の登山口はどんなふうになっておりますか。修繕料は必要とされないわけですか。

それから、鶴見区に設けるアンテナショップであります。これは株式会社をお願いをするということで、横浜の援助、町と棚倉町の援助でこうするというわけではありますが、町とは補助をしたならばそれなりの関わり合いといいますか、が当然必要といいますか、なければアンテナショップ運営できないでしょうから、ただ、補助を出しただけでは、西会津の商品が売れないわけでもありますから、そこら辺の関わり合いはどういうふうに想定をしておられ

るのか。

今回の補助だけで、今後補助の考えはないのか。それからそのアンテナショップの運営状況をどう町として把握していくのか、報告受けるのか受けないのか、そこら辺も今回はじめてでありますので、説明をしていただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは普通交付税の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。まず、今回当初予算に比較いたしまして1億7千万ほど増えたわけでございます。これは先ほど説明の中でも申し上げましたように、当初予算の積算の中では補正係数、ある程度抑えて計算をしてございます。これは当初予算で積算した、計上した額が交付決定額に比較して交付割れをした場合、国県等から必要な指導等が入りますので、当初予算では少し抑え目に計上をさせていただいているということでございます。

それから、去年の交付決定額から比較いたしますと2,800万ほど減額となっております。これは議員もご承知のように平成25年度の積算に当たりましては職員給の削減分がございまして。これが今次の積算からいたしますと3,400万ほどの積算でございました。これがなければ昨年度より2,800万減ということでありまして、この職員給分が削減なければ昨年よりは若干でありますけれども、交付が多かったということでございます。

いずれにいたしましても、交付税の算定につきましては慎重な上にしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 集落の水道の補助についてのご質問にお答えいたします。まず、要望箇所がどのくらい上がっているかということでございますが、現在、陳情が上がってますのが橋屋地区でございます。そのほか高目地区から相談ということで要望が上がっております。

あとボーリングのデータについてでございますが、高速時にやったボーリングのデータにつきましては、今回屋敷地区のボーリングの積算に当たってボーリングをやっている業者さんにその旨ご相談したところ高速でやったデータが私のところにありますというようなことでございますので、今年になってそのデータが私のほうで知り得たということでございます。

あと、既存に30メートルでやってる方がいるというようなことで、今回60メートルということで倍の延長を見ているところで、これで確実に出るというわけではございませんが、かなり確信をしているところでございます。

あと、集落負担につきましては、屋敷の区長さんと役員の方について、ボーリングについてはこの中でたぶんおさまるだろうが、出た分についてはまた負担金が余計になることもありますよ。あとそのほか来年につきましては配水管とポンプと、そのようなことでまたこの事業費がかかりますので、それについてのご負担については20パーセント集落のほうでしていただくということでご説明は申し上げております。

あと安座の飲料水供給施設の件でございますが、今回につきまして配水管の布設替えというものの工事だけでございます。なお、飲料水供給施設でもしそれをやろうとするならば、まず、配水池の大きさから決めていかなくちやならないもんですから、今の配水池を、もし飲料水供給施設として事業を起すならば配水池を今度別な形で、もっと大きいものをつくらなくちやならないというような県の基準がございまして、それに合わせてまた作り直す

ということですので多額な費用がかかるということで、今回は配水管の布設替えだけという
でお願いしたいと、このように考えております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 人・農地プラン検討会委員報酬等含めた人・農地プラン推進についてのご
質問にお答えしたいと思います。人・農地プランの策定については昨年、24年度から始まり
まして、昨年までは町を通さないといえますか、農業再生協議会のほうに補助金が入ってき
て、その中で検討委員の報償金をお支払いをしてきました。25年度からちょっと制度の内容
が変更まして、この検討委員の報償金についても、議員からご質問ありましたように、事務
費として今年度29万、町でいただいておりますので、その中で事務費的なもの、それから委員の
報償金を今回計上させていただきました。

推進に当たって、昨年度4月当初にありました自治区長大会の際にこの事業の説明をさせ
ていただきまして、ぜひ取り組んでいただきたいということでお話をさせていただいたんで
すけれども、なかなか形が見えてこなくて、自治区から取り組みたいというような声が上が
ってきませんでしたので、町のほうで昨年は4地区、話をしながら進めています。

今年度は5地区について現在進めていますので、ご提案ありましたように、できるだけ多く
の集落で取り組めるような推進体制を検討していきたいと思っております。今回補正で上がりま
した経営体育成支援事業についても、人・農地プランに位置づけが条件となりましたので、
あとそれと一緒にあります分散確保解消協力金ということで、担い手の農地がばらついてい
るときに担い手に農地を集積するのに協力した方について反当たり5千円の協力金も出ます
し、出し手に対するメリットもありますので、そういう点で今後体制を強化しながら計画づ
くりを進めていきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 商工費についてのおただしにお答えいたします。まず、飯豊山の災害関係
ですけれども、7月18日以降に降りました豪雨によりまして、弥平四郎登山道、それから鏡山
登山道が雨によって洗掘されたというようなことでありまして、弥平四郎登山道につきまし
ては、だいたい距離が100メートルくらいの間ということ、それにその後に飯豊の集いも計
画されてたというようなこと、さらに夏のこれから飯豊山の登山シーズンだというようなこ
ともありましたので、緊急性が高いというようなことで、その豪雨災害以降に町の緊急雇用
の臨時職員の方々をお願いしまして、だいたい1週間くらいの範囲内に復旧作業を行いまし
て、7月25、26日に復旧いたしまして、それ以降駐車場までの道路、それから祓川に行く橋
についても仮復旧というような形で復旧策に努めまして、現在のところ弥平四郎口を通った
飯豊登山は利用可能だというような状況になっております。

ただ、鏡山登山道のほうは距離が300メートルくらいというような長さもありまして、駐
車場までは車で行けるような状態でしたので、今回予算に計上させていただいて今後復旧す
るといようなことで今後の予算に計上させていただいたといような状況でございます。

それから、次にアンテナショップについてですけれども、町との関わり合いということす
けれども、今回の事業内容としましては、町のそういった物産販売、特産品、農林産物、そう
いった物産販売の店頭販売だけでなく、先ほども言いましたように、風評被害対策として
の食の安全に向けたPR関係、そういったものもやっていただくといようなこと、それか

らあと、実際に消費者と生産者を結ぶような交流会を計画したり、あとモニターツアーなども企画して、鶴見区から多くの方々を、また町のほうに誘客できるようなそういった企画も現在お願いしているところでございます。

ですから実際に今回の事業としては単なる物産販売だけでなく、そういった交流事業の拡大にも結びつくようなそういった事業も実施していきたいというふうに考えております。

今後の事業としましては、次年度以降についても継続してやっていきたいと現在考えているわけですが、今10月23日にオープンの予定で今作業を進めてまして、まだ現在オープンの作業を進めているような状況ですので、次年度以降につきましては今後どのような経費等、そういったのは十分精査しながら次年度以降の開設に向けてはこれから検討していきたいというふうに考えております。

それからあと、事業報告につきましては、当然委託料で支出しますので、それについては結果報告ということで、検収作業というか、その民間会社からはその結果報告を受けるようなことにしていきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほど簡易水道整備事業に関しまして、集落の整備から町が整備した場合、交付税に算入の関係があるかというご質問がございましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。ご質問の中にありました飲料水供給施設として町が整備した場合ということでございますけれども、簡易水道整備関係につきましては、事業主に対しての交付税の算入はございません。

ただし、整備を行う際に簡易水道整備事業債を借りました場合、この簡易水道整備事業債の借入額に対して45パーセントの元利償還補助が入るということになってございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の地方交付税であります。私の認識が誤っていたということになるわけですが、そういう公的な施設が、例えば小学校にいくら、水道にいくらだというような簡易水道飲料水供給施設があるのかなと思ってお尋ねしたわけですが、それはないということであれば改めてまたお答えをしてください。

それといわゆる屋敷と下安座の水道であります。2年にわたってということで、それは全体計画を示して、全体計画の中でそれぞれの受益者負担、1区当たりの負担というのはおおよそこれくらいですよということで理解を得て進んでおるとしておりますが、いかがでしょうか。

それからアンテナショップですが、いわゆる報告を受けるということですが、それはこれからずっとといますか、報告を受けるのかなということと、そのアンテナショップで西会津の物品、物産がどのような評価を受けて、どのような売れ方をしているのか。あるいはこういうような問題点を指摘されたら、そういうような情報をね、やはり町とこの実施する会社で共有する必要があるのではないのかなと。そういうシステムをつくっていかなければならないだろうし、また、それによって西会津の物産の販売をしようとする、いわゆる受け手ですか、その人たちともまた直接会社と話し合いをするのか、町が仲介してやるのか、そこら辺も詰めていかなければならないなと思っておりますが、そのことについてお答えをしていただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道 簡易水道の補助事業についてのご質問にお答えいたします。集落につきましては当然全体計画の中で20パーセントの負担をいただかなくてはならないということで、その辺につきましては詳しく自治区長の方、集落の組合長とか、役員の方にご説明申し上げ、承諾をいただいているところであります。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 アンテナショップについてのご質問にお答えいたします。いわゆる消費者の意向調査、そういったことがあるのかというようなご質問ですが、今回委託料にも消費者モニター調査委託料というのを計上させていただいております。これは今回の交付金の趣旨でもあるわけですが、いわゆる風評被害対策として、単にそういう町のそういう原発事故によって農作物が売れないということで首都圏で売れよという意味だけじゃなくて、いわゆるどのようにしたらそういったもの、消費者に対する不安を解消するかとか、あとはどんな特産品だと首都圏のほうで売れるのかとか、そういったものをいわゆる首都圏のほうで意向調査なり、アンケートなりをして、やはり次の販売促進、または情報発信につなげなさいよというようなそういった趣旨も含まれておりましたので、今回そういった内容で委託料も計上させていただいております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 先ほど聞いて一つ答弁漏れとか、俺がたずねなかったのか、たずねたつもりであります。今年1年きりの補助か。来年度以降はどうなるのかということが一つあります。

それからもう一つ重要なことと書いていたらちょっとど忘れしてしまった。これだけにしておきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回新しくアンテナショップという立ち上げを行ったわけですが、これは消費者庁の活性化交付金ということで新たにいただいたわけで、400万かな、いただいたわけです。これは1回きりです。それから横浜市、これもいろいろと財政的に今回の立ち上げの段階でご協力をいただきましたけれども、これはずっと継続するという話ではございません。

しかし、まだそのところについては横浜市のほうで明確ではありませんけれども、多分これは1回きりではないのかなというふうな感じであります。しかしこれから横浜市に、今度これを立ち上げた際に、また表敬訪問といいますか、私自らも行ってまいりますし、そしてこれからのいろんなつながりもアンテナショップという関係から、民間業者も入ってくるわけですが、当然先ほどの質問にもありましたけれども、この民間業者と町とのちゃんとした契約に基づいてしっかりやっていくわけです。その中に農産物で売った場合に、じゃ、手数料が何パーセント、あるいはその出店された農家の方にどのくらい、何パーセント入ってくるとか、あるいは年間で今後町の計画的に負担してきた場合についてどの程度かかってくるのかということについても、十分これは詰めた話をしながら取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

これは西会津だけではなくて、棚倉町も一緒に入ってくるので、やっぱり同じ見合いの中でしっかりこれ対応していかなければということで、このいろんな文書の取り交わし等々に

については、これはオープンと同時にしていきたいというふうに思っています。

そしてついこの間ですか、東京に行った際に、福島県選出の大臣でありますから、消費者大臣とお話をいたしまして、今度新しくこういう鶴見区にアンテナショップを開設いたします。そしたらぜひ私も行ってみたいという話をしております、私はこれから消費者庁にやっぱり一回きりでは、一回きりで終わってしまうようなことでなくて最低でも2、3年継続していただければ非常にありがたいという話も、実はこれ内々的でありますけれども、してございます。

ですから、こういった、うまくこの制度がある程度持続していただければ非常にありがたいなというふうに思っているわけですが、これはいずれいろんな要望とか今後町から積極的に働きかけを国に対して行っていくとかしながら、国の有利な補助制度などについても今後検討していきたいなど、こんなふうに考えておりますので、初めての試みでありますから今後どの程度の成果が表れてくるのか。ここにはやっぱり農産物うんぬんの問題だけじゃないんですね。今最近西会津町の発信で話題になっておりますけれども、ムククの起き上がり小法師とか、さらにはパンダの起き上がり小法師とか、あるいは西会津の地場産品の中においても農産物以外の観光の問題とか、そういうものもちゃんと店頭に並べて、そして西会津のそういう観光PRというものも含めながら、やっぱり一つの拠点としてこれから取り組んでいきたいと、そういういいきっかけになったのかなというふうに思っているところでありますので、将来、これをうまく利活用していきたいと考えているところであります。

○議長 14番、長谷川清吉君。

○長谷川清吉 すみません、4回目になるわけですが、今はじめて単年度ということ、それから契約ということも出ました。新たな説明でありましたが、これはお願いになるわけですが、補助は1年でもこの会社とはずっとつながって西会津とのつながりを持ってやっていくようにしていかなければならないと思いますので、そこら辺は十分踏まえてやっていただきたいということと、どういう契約内容だか、後で議長を通してお願いをしますので、議員のわれわれに知らせてほしいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時51分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第8、議案第19号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第19号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定につきましては、今次の補正予算は、6月議会定例会においてご議決をいただきました国民健康保険税税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し、調製したものであります。

第5期国保財政3カ年計画に基づき、被保険者の保険税の負担軽減を図るため、当初予算において国保給付費支払準備基金から2千万円を繰り入れているところでありますが、さらに平成24年度決算剰余金から2千万円を減税財源として充当し、負担軽減を図ったところであります。

また、施設勘定につきましては、決算認定により平成24年度繰越金が確定したことや西会津診療所駐車場整備工事費を追加し、それぞれ所要額を調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成25年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,675万9千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,249万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,326万8千円とする。

2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。

7ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は、7,210万7千円を減額するものであります。税率の改正により本算定した結果、医療給付費の減、繰越金の減税財源充当、被保険者数の減少などにより当初予算と比較して減額補正となりました。

2項退職被保険者等国民健康保険税は、706万円の増額であります。60歳から64歳の退職被保険者数の増加によるものであります。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、621万円を減額するものです。現年度分の療養給付費、医療費の一定割合分であります。

8ページをご覧ください。

2項1目財政調整交付金は、1,196万円の減額であります。普通調整交付金で1,260万円の減、特別調整交付金64万円の増であります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金802万3千円の増額は、社会保険

診療報酬支払基金からの退職被保険者に係る療養給付費に対する交付金であります。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金2,577万8千円の増額は、平成23年度概算交付金の精算等確定による増額であります。

9ページをご覧ください。

6款県支出金、2項1目県財政調整交付金1,008万7千円の増額は、県財政調整交付金として現年度分の療養給付費の一定割合であります。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業負担金は、593万4千円を増額するものです。

2目保険財政安定化事業交付金は、823万3千円の減であります。

10款繰越金、1項2目その他繰越金4,478万7千円の増額は、平成23年度繰越金の増額であります。

10ページをご覧ください。歳出であります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費は3,600万円の減額であります。一般被保険者の医療費保険者負担金の減額であります。平成24年度の一般被保険者の医療費、被保険者の数、一人当たりの年間医療費等、プラス要因、マイナス要因を総合的に判断しまして、一般被保険者の医療費月額を4,100万円として、年額4億9,200万円としたことから減額となったものであります。

2項退職被保険者等療養給付費は、600万円の増であります。退職被保険者数の増によるものです。

2款保険給付費、2項1目一般被保険者高額医療費360万円の増は、高額療養費の増によるものです。

11ページをご覧ください。

3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金557万7千円の追加は、後期高齢者医療制度への支援金の確定によるものであります。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金は、208万1千円の減額であります。80万円以上の高額医療費に対し、県内における市町村の保険料を平準化し、国保財政の安定化を図るため、国保連合会に拠出するものであります。

12ページをご覧ください。

2目保険財政共同安定化事業拠出金136万円の増額は、30万円以上80万円未満の高額医療費に対し、小規模保険者の運営基盤の安定化等を図るため、国保連合会に拠出するものであります。

9款基金積立金、1項1目国保基金積立金1,400万円の追加は、繰越金財源から積み立てるものであり、昨年保険給付費の支払に不足を生ずる恐れがあったため取崩した900万円と、第5期国保財政3カ年計画のために500万円積立てるものであります。これにより、平成25年度末基金残額は、1億1,695万円となる見込みであります。

10款諸支出金、1項3目償還金は、療養給付費負担金等返還金990万円を追加するものです。平成24年度の療養給付費等精算による返還金であります。

14ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

7款繰越金、1項1目繰越金1,886万5千円の増額は、平成24年度決算により確定した繰

越金の計上であります。

8 款諸収入、2 項 1 目雑入、362 万 5 千円の増額であります。

当初予算で西会津診療所駐車場整備費を計上しておりますが、にしあいづ福祉会でも駐車場が不足していることから一緒に整備をしたいとの話があり同時施工することで事務の簡素化が計られることから福祉会の負担分を受け入れるものであります。

15 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、439 万 3 千円を追加するものであります。西会津診療所駐車場工事の単価上昇による増加分とにしあいづ福祉会分の増と合せまして 437 万 5 千円の増です。そのほか臨時看護師経費の組み替え等によるものであります。

5 款予備費、1 項 1 目予備費は、1,809 万 7 千円の追加であります。歳入歳出予算の調整によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 8 月 23 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛 1 点だけお尋ねいたします。診療施設勘定の歳出の中で看護師の委託料、212 万 6 千円の減額、臨時職員の賃金の 184 万 1 千円の増額というようなことで、これは組み替えだというようなご説明ありましたが、単純に看護師が 1 人減員になって、その分臨時職員が増えたということでありましょか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 看護師の賃金と委託料の組み替えに対する質問でございますが、診療所の看護師につきましては、基本的に臨時職員ですと 1 カ月休みとかっていう部分が出てくるものですから、委託職員という形で採用しております。ただ、1 年目につきましては委託でなく臨時職員という形で採用することにしておりまして、今年度につきましては、前おりました委託職員がやめまして今年新たに今 2 名の方を臨時職員ということで雇用しておりますので、その分を委託料から臨時職員賃金のほうに組み替えさせてもらったものであります。基本的には看護師の数は変わっておりません。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると看護師の、私心配したのはその看護師という資格者が少なくなって、いわゆる資格を持たない臨時職員が増えたのかなと思ったわけなんです、1 年目だけ臨時職員というような形にいるということでありましょか。そうすれば看護師と一般の職員とでは仕事できる範囲というのが違うのかななんて思ったものですから、中身は変わらないと、資格者は変わらないということですか。わかりました。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 20 号、平成 25 年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 20 号、平成 25 年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 1 次)についてご説明いたします。

今次の補正は、平成 24 年度決算が確定したことから繰越金の精算に伴う所要額を計上した他、前年の介護給付費の確定による国、県等の精算交付金の調整を行い、所要額を計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 25 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 624 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 349 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

4 ページをご覧ください。歳入であります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 214 万円の減、3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 193 万円の減、及び 4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 2 万 1 千円の減は、それぞれ平成 24 年度の介護給付費が確定したことによる精算交付額が当初予算より減額になったことによるものであります。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1,033 万 4 千円の増額です。これは、平成 24 年度からの繰越金であります。

次に 5 ページの歳出であります。

3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、469 万 2 千円を追加するものであります。平成 24 年度繰越金の中から精算による返還金等を除き、今後の介護給付費の増嵩に備えるため、介護給付費準備基金へ積立てるものであります。

この積立により、介護給付費準備基金の平成 25 年度末残高は、3,360 万 5 千円となる見込であります。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金は、155 万 1 千円を追加するものであります。

これは、平成 24 年度地域支援事業確定に伴う国県等への返還金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　全く単純といえば単純な質問になるわけですが、基金積立金の補正額が 469 万 2 千円、この財源の内訳でその他で 685 万 3 千円となっておりますが、この補正額よりも多いというのはどういう、予算の性質上こういうふうになるんだかどうだか、ちょっと疑問に思ったので説明をしていただきたい。

それからもう 1 点は、償還金が 0 に対して今回 155 万 1 千円が必要になってきたわけですが、予算上ではなかったのにここに出てきたということもあわせて説明してください。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　ご質問にお答えします。財源に対するご質問であります。歳入で国県支出金、それから支払基金交付金、県支出金からの歳入が減ることが確定しましたので、国県支出金を減額しましてその分をその他の財源ということで、今回でありますと繰越金のほうから充当しているという形をとるということでございます。

それから償還金が 0 だったのが 155 万 1 千円増額になったのはということではありますが、これにつきましては、この介護保険事業の中で地域支援事業という部分、介護予防に使っていいですよという金額がございまして、それが給付費全体の 3 パーセント、介護給付費の 3 パーセントを使っていいですよというようなことで 3 パーセントは入る計画であったわけですが、実際介護地域支援事業でそこまで金額使わずに減額になった分がございまして、その分を返還しなければならなくなったということでありまして、これにつきましては、昨年度の中途ではちょっとできなかったことから、今回返還金という形で国県に返還するという形とさせていただきます。

○議長　14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　469 万 2 千円と 685 万 3 千円の合わないのは、そういうことでいささか疑問を持ったわけでありまして。補正額の財源内訳と書かれているから疑問に思ったわけでありまして。それと今の 155 万 1 千円は償還金じゃなくて返還金ということで説明ありましたが、それで間違いはないわけですか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　まず財源内訳であります。その他の部分で 685 万 3 千円ではありますが、そのわきの国県支出金で 216 万 1 千円減額になっておりますので、685 万 3 千円から 216 万 1 千円を引いていただきますと 469 万 2 千円になるということでございます。

それから償還金という名称になっておりますが、実際は返還金ということでありまして。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、平成 25 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 25 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 21 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 21 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

お手元に入札結果を配付してございますので、議案書と一緒にご覧ください。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。

本工事は平成 24 年 4 月 1 日に小学校 5 校が統合され西会津小学校となり、平成 24 年度に敷地造成工事が完了したことから、校舎新築工事を実施するものであります。今回発注いたします工事は、校舎本体工事と渡り廊下の建築主体工事であります。工事場所は、ご存知のように西会津中学校東側になります尾野本字新森野であります。工事規模は、建築面積が 2,751.125 平方メートル、延べ床面積が 4,720.597 平方メートルとなっております。建物の構造は、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造りであります。校舎本体は 2 階建てで、職員室や教室等の南側校舎と多目的ホールの北側校舎の 2 棟となります。南側校舎は鉄筋コンクリート 2 階建てで、北側校舎は、鉄筋コンクリート造りで 1 部の屋根は鉄骨造りであります。中学校と小学校を結ぶ渡り廊下については、2 階建てで鉄骨造りであります。基礎工はコンクリート基礎杭でありまして、直径 800 ミリメートルの杭が 74 本、直径 440 ミリメートルの杭が 18 本、計 92 本を施工いたします。

本工事につきましては、建築一式工事であり予定価格が 5 億を超える大規模工事であることから、西会津町建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱により特定建設工事共同企業体による、条件付一般競争入札を導入し、発注業者の決定を図ったところであります。

本工事入札にあたり町が付した入札参加の条件は、1 つ、共同企業体の資格要件で、2 者の結成による共同企業体で、同時に 2 以上の構成員となることは出来ず、代表構成員は、施工能力が大きく、出資割合が最大であるものであり、その他の構成員の出資割合は、30 パーセント以上であること。

2、共同企業体構成員の共通要件は町の有資格業者名簿に登録されており、喜多方又は若松建設事務所管内に本社、支店又は営業所を有し、会社更生法や民事再生法の手続き中でないこと。

3、代表構成員の資格要件では、建築工事業の特定建設業の許可者で、建築工事の客観点が 800 点以上であり、平成 15 年度以降に鉄筋コンクリート造りの延べ床面積 3 千平方メートル以上の公共施設の元請工事の実績があり、主任技術者、監理技術者が配置できること。

4、その他の構成員の資格要件では、建築工事の客観点が700点以上であり、平成15年度以降に鉄筋コンクリート造りの延べ床面積1千平方メートル以上の公共施設の元請工事の実績があり、主任技術者、監理技術者が配置できることなどの4項目であります。

この結果、入札参加資格審査を経て入札書の送付がありました業者は、受付順に仙建工業・秋山ユアビス特定建設工事共同企業体、南会西部・共立特定建設工事共同企業体、会津土建・武田土建特定建設工事共同企業体の3社でありました。

去る7月30日に執行しました入札書の開札会の結果は、予定価格を上回り8月1日に同業者による再入札を行ないましたが、入札の結果予定価格を上回りましたので不調といたしました。この入札結果をふまえ、再度設計内容を検討し入札参加の条件では、代表構成員の資格要件で本社、支店又は営業所は福島県又は宮城県に有する者であることと、参加条件の拡大を図り、特定建設工事共同企業体による、条件付一般競争入札を実施いたしました。

この結果、入札参加審査を経て入札書の送付がありました業者は、受付順に仙建工業・秋山ユアビス特定建設工事共同企業体、会津土建・武田土建特定建設工事共同企業体の2社でありました。

去る8月28日に執行しました入札書の開札会の結果、最低の価格で入札した業者は会津土建・武田土建特定建設工事共同企業体であり、その価格は9億6,480万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額4,824万円を加えた合計額10億1,304万円を契約金として、8月29日付、同企業体代表者、会津土建株式会社取締役社長菅家洋一氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成27年1月30日であります。

これもちまして、説明を終わりますが、工事予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいます。原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　契約の内容はご説明いただいたのでわかりました。お尋ねしたいのは、最初の入札会で不調に終わったというようなことで当初予定していた8月の臨時会に提出できなかった。それで故に今定例会に提出されたということでもありますけども、まず最初この入札不調になった原因はどこにあったのか。それと8月の臨時会に提出できなかった。日数にすれば40日ほどですけども、今定例会で提出されているということは、40日間がこの工期、竣工日に影響を与えないのか。工事に無理を生じないのかその辺心配されるわけなんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　第1回目の入札が不調になった原因ではありますが、近年、最近、震災以降、資材が大変高騰しております。その辺の関係で資材の単価が見積書の単価と合わなかったというようなことで不調になったということでございます。

それとあと工期でございますが、27年の1月30日ということで、これについては問題なく完成できるという工事でございます。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛 入札の不調の原因はおそらくその辺にあるだろうと私も想像はしましたが、それはその震災後資材の高騰、あるいは人夫賃というか人件費の高騰等はずっと言われ続けて容易に想像できたはずだと思うんですが、なんで今回この入札会には想定しなかったのか、それが不思議でありますので、その点をもう一度ご説明ください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 設計内容のことです。私のほうから答弁させていただきます。資材につきましてはかなり高騰している。それから賃金については、20パーセント近くも高騰したということで、補正予算で一度増額をさせていただきました。それで予定価格、実施設計額を正規な県の基準に基づいて積算をして入札に挑んだということでございます。

ただ建築事業につきましては、土木の場合はほとんどが県の単価表という形で資材なんかはほとんど掲載されているわけでありますが、建築の場合は床材一つをとっても、ピンからキリまであると申しますか、材料に相当、使う材料によりまして単価がかなり違うということございまして、結局は見積もり、3社ほどの見積もりを取って、それで計上している部分が相当ございます。

建築の場合はサッシ一つをとっても、県の基準単価というのがございまして、業者から見積もりをとって、それでもって積算をしているというようなことでありまして、それを設計業者は、いただいた見積書から設計書に計上する単価を検討して、決めていくわけでありまして、そこで何パーセント落とすとかというのは今までの経験、そういったもので実勢単価と合せるような形で調整をしながら実施設計書をつくっていくわけでありまして、その辺がやはり少しずつ資材が上昇しているというような状況の中でちょっと予定価格に追いつかなかった要因だというふうに判断したところでありまして、その辺の単価の見直し作業をやっていただきまして、再度入札を行ったというようなことでございます。

その辺、見積書で単価を決めてる部分がいっぱいあったということございまして、その辺はなかなか設計者さんは今までの経験でやっているというようなことございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 業者の選定には細心の注意と申しますか、考慮して選んで入札に及んだということはわかりました。言いたいのは、設計どおりの、仕様書どおりの、見積もりどおりの工事をするかしないか。苦い経験、ケーブルテレビで経験してますからね。今回は現場がケーブルテレビと違って1カ所で仕事をされるわけですから、そういう点では施工監理というものは私はしやすいではないのかなということとあわせて、町の監督員もかなり頻繁に行って監督できる要件であるなと思っております。

要は、約款どおりに仕事をするかしないか。これは請け負った業者、それから設計監理の業者じゃなくて、町そのものが約款どおりやるかやらないかというのは町に最大の責任と申しますか、あるわけですから、そこら辺、今回の小学校建築、10億から超えるわけですから、大きな仕事ですから、細心の注意を払って町が監理と申しますか、監督と申しますか、それをする必要があると思っておりますが、そこら辺で町の決意のほどを少し聞かせてほしいと思っております。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 西会津小学校新校舎の建築に当たりましては、将来の西会津を背負う子供たちが、伸びやかに、健やかに毎日を過ごす、何ととっても町にとって大切な施設でありますので、この建築に当たりましては、当然のことながら事務的な遺漏は決してないように、そして町民の方々がいいものができたというふうに思っていただけのように、細心の注意をはかって施工監理の部分におきまして、町総力あげて技術的な部分も検証しながら逐一チェック体制を厳しくとおりにしまして、ケーブルテレビのときの、高度化の工事のときのようなミスが決して起こらないように十分注意して当たり、いい西会津の新校舎ができるように頑張ってもらいたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 22 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の締結についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 22 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

お手元に入札結果を配付してございますので、議案書と一緒にご覧ください。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。

本工事の概要であります。照明器具であります電灯設備 759 台、ケーブル配線 1 万 6,933 メートル、トイレの人感知センサー 33 個、周囲の明るさにより室内の明るさを調整するための自動調光センサー 59 個、受変電設備及び電灯設備の分電板一式 9 面、構内情報通信網配線で UTP ケーブル 3,117 メートル、情報表示設備として時計 45 台、拡声設備としてアンプ 1 台、スピーカー 107 台、テレビ受信用ケーブル 1,330 メートル、火災報知機警報用ケーブル 1,716 メートル、感知器 107 台等となっております。

本工事につきましては、電気設備一式工事であり予定価格が 1 億円を超える大規模工事であることから、西会津町建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱により特定建設工事共同企業体による、条件付一般競争入札を導入し、発注業者の決定を図ったところであります。

本工事入札にあたり町が付した入札参加の条件は、1、共同企業体の資格要件で、2 者の

結成による共同企業体で、同時に2以上の構成員となることは出来ず、代表構成員は、施工能力が大きく、出資割合が最大であるものであり、その他の構成員の出資割合は、30パーセント以上であること。

2、共同企業体構成員の共通要件は町の有資格業者名簿に登録されており、会社更生法や民事再生法の手続き中でないこと。

3、代表構成員の資格要件では、喜多方又は若松建設事務所管内に本社、支店又は営業所を有し、電気工事業の特定建設業の許可者で、客観点が700点以上であり、平成15年度以降に鉄筋コンクリート造りの延べ床面積3千平方メートル以上の公共施設の電気設備工事を元請施工した実績があり、主任技術者、監理技術者が配置できること。

4、その他の構成員の資格要件では、西会津町内に本社、支店又は営業所を有し、電気設備工事業の客観点が600点以上であり、電機設備工事業の元請施工した実績があり、主任技術者の配置ができることなどの4項目であります。

この結果、入札参加審査を経て入札書の送付がありました業者は、受付順に会津・築田特定建設工事共同企業体、ユアテック・五十嵐特定建設工事共同企業体、八重・伊藤特定建設工事共同企業体の3社でありました。

去る7月30日に執行しました入札書の開札会の結果は、最低の価格で入札した業者は会津・築田特定建設工事共同企業体で、9,740万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額487万円を加えた合計額1億227万円を契約金として、去る7月31日付、同企業体代表者、株式会社会津電気工事代表取締役佐藤脩一氏と、工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事業の竣工期限は、平成27年1月30日であります。

これをもちまして、説明を終わりますが、工事予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいますと、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第23号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の締結についてを議

題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 23 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

お手元に入札結果を配付してございますので、議案書と一緒にご覧ください。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。

本工事の概要であります。暖冷房施設といたしまして、ボイラー 1 基、パネルヒーター 163 台、暖房施設配管 3,175.4 メートル、温水循環ポンプ 4 台、エアコン 3 台、自動制御設備一式、配管設備として、給水配管 880.1 メートル、排水配管 1,037.4 メートル、便所等に洋式便器 36 組、多目的便器 3 組、小便器 24 組、屋内消火栓 10 基、配管 296.9 メートル等となっております。

本工事につきましては、機械設備一式工事であり予定価格が 1 億円を超える大規模工事であることから、西会津町建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱により特定建設工事共同企業体による、条件付一般競争入札を導入し、発注業者の決定を図ったところであります。

本工事入札にあたり町が付した入札参加の条件は、1、共同企業体の資格要件で、2 者の結成による共同企業体で、同時に 2 以上の構成員となることは出来ず、代表構成員は、施工能力が大きく、出資割合が最大であるものであり、その他の構成員の出資割合は、30 パーセント以上であること。

2、共同企業体構成員の共通要件は町の有資格業者名簿に登録されており、会社更生法や民事再生法の手続き中でないこと。

3、代表構成員の資格要件では、喜多方又は若松建設事務所管内に本社、支店又は営業所を有し、管工事業の特定建設業の許可者で暖冷房衛生設備工事の客観点が 700 点以上であり、平成 15 年度以降に鉄筋コンクリート造りの延べ床面積 3 千平方メートル以上の公共施設の機械設備工事を元請施工した実績があり、主任技術者、監理技術者が配置できること。

4、その他の構成員の資格要件では、西会津町内に本社、支店又は営業所を有し、暖冷房衛生設備工事の客観点が 600 点以上であり、暖冷房機械設備工事・水道工事の元請施工した実績があり、主任技術者、の配置ができること、などの 4 項目であります。

この結果、入札参加審査を経て入札書の送付がありました業者は、受付順に会津ガス・野口燃料特定建設工事共同企業体、八ツ橋・小原特定建設工事共同企業体、東邦工業・長谷川建材特定建設工事共同企業体、文化・飯豊特定建設工事共同企業体の 4 社でありました。

去る 7 月 30 日に執行しました入札書の開札会の結果は、最低の価格で入札した業者は会津ガス・野口燃料特定建設工事共同企業体であり、その価格は 1 億 5,600 万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額 780 万円を加えた合計額 1 億 6,380 万円を契約金として、去る 7 月 31 日付、同企業体代表者、会津ガス株式会社代表取締役相馬祥平氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成 27 年 1 月 30 日であります。

これもちまして、説明を終わりますが、予定価格が 5 千万円を超えることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいます、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　機械設備の件ですけれども、給水は町の給水だと思います。排水については町の浄化槽に入れると思うんですけれども、その点は容量、処理能力は大丈夫でしょうか。というのは私は森野いますけれども、森野浄化槽だと私は理解してるんですけど、すでに当初より予定されていたというふうに理解するんですけども、その辺の説明を、確認をお願いします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　排水のご質問にお答えいたします。排水につきましては、中学校と同様に公共下水道に抜きますので、処理能力は十分あるということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第23号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第24号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第24号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、奥川、出戸の長谷川四郎さんの功績について、平成25年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月19日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

長谷川四郎さんの功績であります。町消防団員として36年3月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧に努めるとともに、防火思想の普及啓発に努められました。特に、平成2年7月からは分団長職として3期6年間、消防技術の近代化や消防施設設備の向上に努めるとともに、消防団の組織強化に貢献され、地方自治の伸展と町政の向上発展に尽力されたところであります。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

これから議案第 24 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 14、議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、猪苗代町在住の小林貞夫さんの功績について、平成 25 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 19 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

小林貞夫さんの功績であります。町国民健康保険群岡診療所所長として、昭和 61 年 4 月から平成 24 年 10 月までの 26 年 7 月の長きにわたり、本町の地域医療に従事され、町民の疾病治療、健康管理、予防医療に努めるとともに、26 年間にわたり町内小中学校の学校医として次代を担う児童生徒の健康管理と指導を行い、本町の保健医療行政に多大なる貢献をされ、町政の向上発展に尽力されたところであります。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

これから議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 15、陳情第 2 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情から、日程第 17、陳情第 4 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情までを一括議題とします。

なお、審議の方法は各委員会の報告終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青木照夫君。

○青木照夫 陳情書調査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 2 号。

付託年月日、平成 25 年 9 月 6 日。

件名、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書。

審査の結果、委員会の意見として、継続審査を要するといたします。

陳情第 3 号。

付託年月日、平成 25 年 9 月 6 日。

件名、会津地域への自衛隊駐屯地誘致についての陳情書。

採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長 経済常任委員長、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 陳情審査報告書。

それでは、本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

陳情第 4 号、件名、「森林吸収資源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長 これから陳情第 2 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第 2 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第 2 号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第3号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致についての陳情の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第3号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致についての陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第3号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致についての陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第4号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第4号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第4号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、意見書案第1号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 意見書案第1号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣。

提出者、記載のとおりであります。

会津地域の自衛隊駐屯地誘致に関する意見書。

近年、わが国をはじめ、世界各地で地球温暖化による影響と思われる大型台風や集中豪雨、寒波、竜巻などの異常気象が多発し、また、大地震も発生している。会津地域においても豪雪、集中豪雨による災害により、自衛隊に災害派遣を要請する事例が起きている。自衛隊については、ことに東日本大震災以降、危機管理に対する国民の意識の高まりとともに、災害救助活動や国民の安全確保に対する真摯な姿勢が高く評価されている。

本県には福島市と郡山市に陸上自衛隊の駐屯地があるが、中通り地方に集中しているため、広大な面積を有する会津地域で災害や非常事態が起こった場合、特に遠距離である会津北部や南会津への敏速な対応は難しい状況にある。自衛隊の駐屯地が会津地域に設置されれば敏速な対応ができ、また、隣接する新潟県や山形県へも適切な対応が可能となると同時に、災害や非常事態に対する本町の危機管理体制の一層の強化が図られる。

さらに雇用情勢の悪化に伴う人口流出や景気低迷が続く会津地域において、自衛隊の誘致はその経済波及効果による地域経済の活性化が大きく期待される場所である。

よって、会津地域の防災体制の強化と地域経済復興のため、自衛隊駐屯地の誘致実現に向け、下記の事項を要望する。

1、陸上自衛隊福島駐屯地隊第44普通科連隊と併設している第11施設群の会津地域への移駐を検討すること。

2、国の予算編成時に駐屯地の現地調達にかかわる調査費の予算を計上すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第19、意見書案第2号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　意見書案第2号。提出者は記載のとおりでございます。

森林吸収資源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、新藤義孝様、

農林水産大臣、林芳正様、環境大臣、石原伸晃様、経済産業大臣、茂木敏充様、衆議院議長、伊吹文明様、参議院議長、山崎正昭様、以上であります。

それでは案を朗読いたします。

森林吸収資源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減はわが国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は平成 25 年度以降においても京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第一約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6 パーセントのうち 3.8 パーセントを森林吸収量で確保）と同等以上取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成 24 年 10 月に承認されたが、用途は CO₂ 排出抑制対策に限定されており、森林吸収資源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針に止めている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収資源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させるとともに、森林吸収資源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の現実を強く求めるものである。

記。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素の吸収資源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上で朗読を終わります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第 2 号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第20、意見書案第3号、道州制導入に断固反対する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 意見書案第3号は、いわゆる道州制についてであります。この件に関しまして県の町村議会議長会から要請がありました。

また、県の議長会に対しては全国の議長会から依頼があってこのような運びになっております。議員の皆さんには資料を配付してありますので、後でご覧になっていただきたいと思っております。

今、なぜ道州制なのかということで議論が起こっておるわけではありますが、われわれの意見というよりも、無視したような形でこの道州制が議論されておるのではないかなということでもあります。この道州制の理念、姿を明確にして議論を十分に行うことが不足しておるのではないかと。われわれ過疎町村の住民にどのような影響があるのか。あるいは財政的に、地方分権といいながら地方自治はどうなのか。そのような心配があるわけでありまして、ここで断固反対することによって地方の声をこの道州制の議論に反映させていくべきだなということで、県国の議長会が動いているわけであります。

それを受けて今回提出をする運びとなりました。提出者は記載のとおりであります。

道州制導入に断固反対する意見書。

標記の意見書案を、会議規規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は記載のとおりであります。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査になっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治

が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々西会津町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第 3 号、道州制導入に断固反対する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 3 号、道州制導入に断固反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会よりそれぞれの所管に係る事項の現況を把握するため、閉会中の管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定いたしました。

なお、その結果は 12 月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第 22、議員派遣についてを議題とします。

来る 9 月 27 日、金曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の平成 25 年度会津耶麻町村議会議員研修会、10 月 28 日、月曜日に開催されます第 3 回地方自治研究交流セミナー、10 月 29 日、火曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会及び 11 月 25 日、月曜日に開催されます第 4 回地方自治研究セミナーに、それぞれ議員出席のため、西会津町議会議規則第 118 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会等への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会等にそれぞれ議員を派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第 23、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 24、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 25、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 26、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

皆さんに申し上げます。

去る9月12日、福島県町村議会議長会より、お手元に配付しました固定資産税の安定確保に関する緊急要請についての依頼を受理しました。この件に関しましては、議会開会中であることから議会運営委員会に審議を要請し、ご協議いただいた結果、地方財政に多大な支障が生ずる税制改正であり、町議会として緊急要請すべきとの回答をいただきましたことから、別紙案により、固定資産税の安定確保に関する緊急要請をすることにいたしましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、私にとっては2期目の初議会として、また平成24年度の決算議会として、議員各位にはこれまで以上に活発なるご審議をいただきました。2期目に当たり、私はこれまでの1期4年間の実績と評価を検証し、町の将来展望を見据えた新たな課題に挑戦し、引続き町政の方針の3本の柱を基に活気あるまちづくりに邁進することを申し上げたところであります。

一方、平成24年度一般会計をはじめ、各特別会計決算においては計画した事業はほぼ順調に推移するとともに、財政状況も健全化を維持してまいりました。このことは行政及び議会、町民皆さまとの協働のまちづくりが推進されたものと認識しているところであります。

本議会にご提案をいたしました25議案すべてにわたりまして原案どおりご議決いただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

今次定例会を通していただきましたさまざまなご意見やご要望等につきましては、今後の町政執行において十分意をもって対応してまいりますので、これからも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

いよいよこれから秋の収穫期を迎えます。また、ふるさとまつりなど多彩なイベントが催される時期となります。町全体がいきいきと活気に満ちたまちづくりのために、各種事業を積極的に進めてまいります。

議員各位におかれましては町勢進展のため健康に十分留意され、議会活動へとますますのご活躍をご祈念申し上げまして閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は去る9月6日の開会以来本日まで12日間にわたり、平成24年度の決算をはじめ、平成25年度の補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始きわめて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案とも議決、成立を見ました。

会議を通じ議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

本会議において議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

議会と町は車の両輪にたとえられますが、信頼と協働の車軸がしっかりつながらなければ町民を乗せることも前に進むこともできません。相互の信頼のうえでの議論が重要と考えます。

議会は本年3月に制定した議会基本条例をより具体化し、身近なものとするため、現在、議会活性化特別委員会の中で議会がどうあるべきか、議員がどうあるべきかなど議会改革や議会の活性化ため、一つひとつを確認しながら協議、検討を進めております。

その一環として、本年11月上旬には町民の皆さまへの議会報告会並びに意見交換会を5地区にわけて開催する予定であります。議会といたしましては町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなぎながら、町勢進展のため取り組む所存でありますのでご理解いただきたいと思っております。

これから秋も深まってまいります、町当局はじめ議員各位におかれましては、この上ともご自愛くださいまして、町政のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって平成25年第7回西会津町議会定例会を閉会します。(14時49分)